

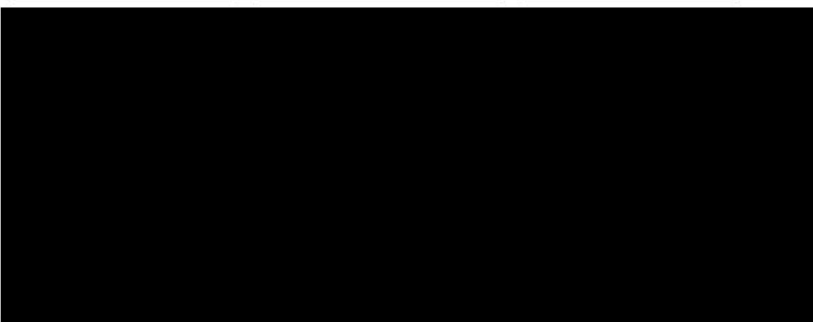


申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	規程類の後日提出について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】
株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

団体代表者 役職・氏名
代表取締役社長 永吉 和雄

分類

法人番号 団体コード

5010001098796

申請団体の住所

東京都千代田区麹町1-8 麹町ATIビル 3F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
特定非営利活動法人glolab	柴山 智帆	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

在日外国人留学生と高度外国人材(技人国)の安定した生活・学習・就労と円滑な就職の支援

事業の種類_第一階層

事業の種類_第二階層

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

支援分野_活動支援団体

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体					
資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	在日外国人留学生と高度外国人材(技人国)の安定した生活・学習・就労と円滑な就職の支援			
	事業名（副）	生活・学習・就労・企業サポート支援組織の連携構築と事業の協働推進			
	団体名	株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ(WBA)	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④ 働くことが困難な人への支援
☐	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
8.働きがいも経済成長も	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	家族の都合で来日して日本の学校に通う外国にルーツを持つ学生や、日本企業への就職を目指している留学生や技能実習生などの在留資格で働いている高度外国人材については、技能実習や特定技能のように、実習・就労している企業以外の外部組織である管理団体・特定支援機関などの第三者による就労状況のモニタリングや支援がされていない。また、日本の中小企業の多くは、外国人材の活用方法、多様性を受け入れる体制が出来ておらず、働き手、働いて活躍してもらいたい企業側から見ても外国人材の採用がビジネスの国際化、業務の効率化に繋げるまでに至っていない
10.人や国の不平等をなくそう	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	外国にルーツを持つ学生、留学生、高度外国人材が居住する地域や就労している企業内での特別固有の慣例や、宗教などの価値観の違いなどからも、外国人材にとって受け入れがたい事例もある。許容しなかった場合に人事査定の評価や職責・キャリアプランなどが不利にならないよう、また働く人のモチベーションが下がらないように、受け入れ側の生活・就労環境を整えられるようにする必要がある。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	191/200字
WBAIは、日本企業の海外展開支援による一層の国際化、JICA ODA参加による日本と外国の関係強化、国際人材の教育を目的に設立された。メンバーの多くは民間企業出身者で、様々な国の人との業務体験が豊富な中小企業診断士である。当社は、日本企業と様々な国の人材や企業を結び付け、日本企業の国際化の進展を支援することにより、日本企業の成長と外国及び外国人との結び付きの強化を目標としている。	
(2)団体の概要・活動・業務	197/200字
2006年に設立され、中小企業診断士資格を持つ110名のメンバーが在席し、JICAのODA案件遂行やJETROベース又は直接の民間企業への海外展開支援を行っている。支援先企業内での外国人材の活躍による業績向上のケースを多数見ており、また在日外国人材の活躍により企業の国際化が進展できると認識している。 在日外国人との接点も多く、交流会などを通じて民間企業にも外国人材の活用の利点を紹介している。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	関東(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県)	本事業における、不動産(土地・建物)購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新築含む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	・就職を支援している日本語学校 ・外国にルーツを持つ生徒特別枠を設置したり、留学生を積極的に受け入れている大学や専門学校 ・在日高度外国人材(技人国在留資格)の同一国グループ ・日本の中小企業の外国人材関連の人事労務を支援するグループ					日本語学校 50人 x 3校=150人 大学・専門学校 50人 x 3校=150人 高度外国人材グループ 20,000人 外国人材を雇用・雇用予定の中小企業 50社(2人 x 50 =100人)		
最終受益者	・就職を支援している日本語学校の外国人生徒 ・外国にルーツを持つ日本の大学・専門学校で学ぶ学生および留学生 ・在日高度外国人材(技人国在留資格) ・外国人材の採用・人事労務管理に悩む中小企業とその雇用外国人材					50人x 3校 =150人/ 年 → 300人/2年 50人x 3校 =150人/ 年 → 300人/2年 高度外国人材グループ 50人/2年 高度外国人材 100人/2年		
事業概要	当事業では、1.「外国人材」で日本で学び・働く側と、2.「外国人材を受け入れる企業」の両面からアプローチする。 1. 支援対象の「外国人材」を擁する団体として、「外国にルーツを持つ生徒特別枠を設置し留学生を積極的に受け入れている大学や専門学校」、「就職を支援する日本語学校」、「技人国在留資格の外国人材グループ」を実行団体の候補とし、①主に非漢字圏の外国人材向けの日本語授業開発、②社会人との交流機会設定、③企業とのマッチング機会(インターンシップ)創出、④在留資格相談実施、⑤ライフキャリアアドバイザー(以下LCAと略す)設置による個別相談機会提供、⑥生活支援を実施する。 2. 「外国人材を受け入れる企業」の支援のため人材関連の実行団体を選定し、①各種セミナー実施(外国人材にもわかる日本語の話し方、日本文化と日本のビジネスマナー再認識等)、②外国人材採用に必要な体制構築支援、③LCAによる助言、④外国人材採用状況のモニタリングを実施する。 資金分配団体は、外国人材関連の実行団体と企業とのマッチングを支援し、またハンズオン支援として「LCA」を養成・検定し各実行団体に紹介する。 新規性としては、LCA制の導入で一気通貫の外国人支援(生活・学習・日本語教育・就職・就労)の仕組みを構築し、個別支援を可能にすると同時に、各実行団体で情報を共有し各々の強みの相乗効果を創出する。							

593/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	985/1000字
人口減少が顕著な日本は労働力や社会の担い手の不足が大きな社会課題である。こうした課題に対する施策の一つとして外国人材の活用があげられる。国内の在留外国人数は332.2万人(出入国管理庁のHP)で、日本の人口 1億2435万2千人(総務省統計局のHP)の2.59%。外国人雇用者数は現在は204万9千人(厚生労働省のHP)で、今後増加が予測される。 在留資格別では、技能実習生35.8万人、技人国の在留資格34.6万人、留学生が30.6万人、また身分系の在留資格（特別永住者を除く）は61.6万人日本に滞在している。(厚労省データより) 外国人材の就労については「技能実習」に代わる新制度「育成就労」や「特定技能」に注目が集まるが、これらの在留資格に対しては、就労企業以外に、管理団体、登録支援機関という生活、就労に関して監理・支援・保護をする組織が存在する。 一方、高度外国人材の一つ、技人国の在留資格の外国人材には監理・支援・保護をしている組織が存在しない。日本国内の日本企業に就職できても、その1/3は、3年以内に帰国または転職し、最初に就職した企業に居続ける人が少ないことがヒアリングで明確になった。 また、留学生に対する生活・就労支援が十分に実施されているとは言えない教育機関（日本語学校、専門学校、大学）も多く存在する。結果、卒業後のキャリアとして日本での就職を望むが、実際には35%しか実現できていない。さらに、日本で学校教育を受けた外国ルーツの学生のキャリア支援については未だ不十分である。日本での定住志向が比較的強いにも関わらず、社会や企業がその存在を知らないため、彼ら彼女らの特性を活かしたキャリア構築は難しいのが現状である。 この現状の要因は、外国ルーツ人材の受け入れ支援体制の未整備と日本企業側の多様性の受容の問題と学びの機会が少ないことがあげられる。また、上記外国ルーツの人材に対しては、働き手としての視点のみに重きが置かれ、日本社会の生活者としてともに暮らすための支援体制もボランティア任せになっていることも課題の一つである。こうした現状を鑑みれば、留学生、技人国、幼少期や 10代から日本で暮らす外国にルーツを持つ若者を含む「日本で働きたい、暮らしたい」と願うすべての外国ルーツ人材の就労と生活を支えるセクターを超えた仕組みが必要だと考える。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	195/200字
1. 埼玉県のある自治体は、外国人材採用検討中の地域の中小企業を集め、会社説明会および留学生とのマッチングを実施している。 →大変素晴らしい取組みだが、年1回の実施で特定の日本語学校でしか開催されず、大きな成果に繋がっていない。 2. グローカルハタラクラスぐんまプロジェクトでは、文科省委託の地方自治体、大学、企業団体が連携し、留学生の群馬県内での就職促進のための取組みを実施している。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
①昨年11月に高度外国人材グループと企業経営者、診断士での交流会を実施し、約60名でグループで課題と対策を議論した。 ②申請団体の所属メンバーの支援先企業からの外国人対応の相談に個別対応した。 ③外国にルーツを持つ若者のキャリア教育NPOは、主に高校生以上の若者のキャリア支援プログラムを実施し3年間で150人以上の若者にキャリア支援プログラムを提供。また、保護者への教育相談なども積極的に対応した。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	191/200字
①外国人材が、日本でキャリアを構築し、家庭を持ち日本での定住が想定できる長期的な支援を行うことができる ②高度外国人材の活躍の場の提供および生活・労働環境向上支援により、国際貢献を行う ③日本企業で活躍する高度外国人材の増加により、有意義な働き場所としての日本の地位の向上に資する ④企業と外国人材の間のギャップを取り除き就職率・定着率を上げ、日本の中小企業の活力維持・向上に資する	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
関東地区において本事業を推進することにより、事業終了から5年後には、外国にルーツを持つ大学・専門学校生や、就職を希望する日本語学校生に対する生活・学習・就職支援が行き届くようになり、日本での安心した生活が営めるようになる。 日本で就労している高度外国人材(技人国)の生活・就労支援が行き届き、転職を繰り返したり帰国する人数が減り、家族とともに安心して日本で生活をしている。そして外国人を受け入れている企業は、外国人と共に仕事をする体制が整い、社内での国際化が進み、彼らと海外ビジネスに取り組み海外への市場拡大が進んでいる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体1100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
A. 就職を支援する日本語学校 ・日本人との交流・社会体験により生活・就労に必要なレベルの日本語・社会マナーが身につく。 ・日本でのキャリアプランを描ける。 ・日本企業の業務や企業文化を理解し就職・就労する。		・現在把握(訪問、ヒアリング、アンケート) ・セミナー・交流会の回数 ・参加者の数と留学生1人当たりの参加回数 ・参加者のアンケート評価 ・LCAの相談会の実施回数 ・就職率 ・モニタリング評価		・日本社会から孤立傾向にあり、日本社会に対する理解が十分進まない。 ・10ヵ月しか日本語授業ができていない。日本語、日本経験値が不足して思うように就職支援ができていない。(卒業後、即就職希望)			・学生の授業以外での日本語、日本文化の経験値が増え、日本国内でのネットワークが繋がり、学生の日本語・経験レベルも向上して就職件数が増える。 ・就職率の向上（30%以上）
B.外国にルーツを持つ学生や留学生が多く在籍する大学・専門学校グループ留学生 ・日本人との会話や実践体験により、生活・就労に必要なレベルの日本語・日本社会のマナーを知っている ・自身のキャリアプランを確立できる		・LCAとの相談会実施回数 ・行政書士による在留資格に関する相談会回数 ・モニタリング実施による、帰国件数 ・大学・専門学校中退率 ・就職決定率		・グループ内メンバーの在留状況が記録としてない ・日本社会から孤立傾向にあり、日本社会に対する理解が十分進まない ・奨学金の対象外となり学業を継続することが難しい ・日本の就活の習慣がルールわからない			・日常生活以外のネットワークができ、メンバーの日本語・日本文化の習得レベルが向上し、日本社会への受入れが進む ・就職率の向上（30%以上） ・自身のキャリアプラン確立
C. 技人国在留資格の高度外国人材グループ ・キャリア相談、在留資格更新の相談相手がいる ・同一企業での就労継続ができ、帰国件数が減る ・家族の基盤が整い、日本で子育て、教育するプランが立てられる		・LCAとの相談会実施回数 ・行政書士による在留資格に関する相談会回数 ・モニタリング実施による、帰国件数、転職件数の把握 ・家族も含めたヒアリング		・グループ内メンバーの在留状況の記録がない ・在留資格についての疑問点が解決できない ・在日経験を積み重ねるのが良いかを悩む人が多い			・支援した中小企業の外国人材採用、受入れ体制が改善し、離職件数が減る ・社内で外国人材の活躍が実感できる
D. 中小企業支援団体 ・企業へ社内外国人との接し方(やさしい日本語等) ・受入れ体制づくり ・就労状況がモニタリング ・企業内でキャリア相談 ・D&Iの文化促進 以上の支援が出来る		・LCAとの相談会実施回数 ・行政書士による在留資格に関する相談会回数 ・モニタリング実施による、帰国件数 ・転職件数の把握 ・外国人材採用数の把握 ・外国人の定着率		・日本の中小企業の多くは、何の対策もない ・就職を希望する外国人材が日本語レベルを上げ、日本のビジネス慣習に従うことを期待している			・支援先企業は、外国人材を採用する上での社内体制、コミュニケーション方法を理解している ・キャリア相談ができ、将来のプランを共有している

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配E1100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1.『学びを支援』 ・十分な日本語/日本文化慣習/ビジネスマナーが身につく仕組みがある ・非漢字圏の学生向け日本語学習プログラムがある		・日本人との交流会の実施回数 ・日本文化講座の実施回数 ・非漢字圏向の留学生向け日本語学習ツールの開発		・日本文化については授業のテキスト内容で学んでいる ・生徒は学校外の日本人との交流が少ない ・生徒は自分の日本語で社会人として通用するかわからない			・日本人と躊躇なく日常会話ができる。 ・企業の採用担当者が「この留学生は日本語が話せる」と認識する学生が多くいる。

2.『生活を支援』 ・安心して生活/就労 ・在留資格の更新・変更などの相談 ・来日する家族の将来の件相談 などの支援が継続的にできる仕組みがある ・家族を含めた生活支援がある。		・LCAとの面談回数とフィードバック内容分析(不安度測定) ・相談内容の把握とその解決KPIの設定 ・日本で働く満足度(幸せ度)アンケート ・行政書士の在留資格説明会と相談会の回数 ・SOS相談の件数	・家族を含めて在留資格の変更時の相談相手がない ・キャリア相談にのれる相手がない ・先輩が、ボランティア的に相談にのっている		・LCAのヒアリング、打合せ結果分析により、今後、必要な事項が見えている ・日本に安心して継続してくらし仕事が続いている
3.『就労を支援』 ・資金分配団体の調整で企業と学生の交流会開催 ・就労に関するスキル向上 ・日本で就業を続ける上でのキャリアプランがある。 ・日本での在留資格の更新・変更の相談ができる。		・各日本語学校毎への日本企業訪問回数 ・設定された企業訪問(見学会)の回数 ・設定されたインターンシップの回数 ・日本で働く満足度(幸せ度)アンケート ・行政書士の在留資格説明会と相談会の回数 ・LCAとの面談回数	・現在各日本語学校は、関係ある企業とのみ繋がる。 ・新たに外国人材を必要とする中小企業と知合う機会がない		・定期的なイベントにより、新しい企業との繋がりができ、定期的な採用実績ができる。 ・日本でのキャリアプランが明確になっている。
4.『中堅・中小企業への就業を支援』中小企業支援団体向け(最終受益者は中小企業) ・社内での外国人への理解が深まり、離職率が減り活躍 ・外国人への評価が向上し、強みを生かし企業は国際化以上の支援ができる		・LCAの相談回数 ・行政書士相談会実施回数 ・相談内容の把握とその解決KPIの設定 ・外国人受入れ体制構築の研修実施回数	・外国人材の職場での孤立 ・対応方法がわからない ・離職率が高い ・外国人の日本語スキルが不足し、お互い理解不足等がある		・外国人の定着率が向上 ・外国人の採用人数が増加 ・海外ビジネスの取組みが進む
5.組織基盤面が強化される ・ハンズオン支援 ・経営資源の確認と支援 ・出口戦略の構築と支援 ・専門家派遣による体制の強化 実行団体の運営が継続になる		・LCAの面談件数 ・PO含め各実行団体を分析し定量化して目標値を設定、チェックする ・各種専門家(行政書士等)相談会開催件数	・課題を抱えたまま運営 ・外国人材の増加で課題認識は関係者はしているが、複雑化している。		・各実行団体は継続的な運営ができる目途がついている ・課題が解決、若しくは軽減され解決策が見えている
6.イノベーションモデル構築 ・一気通貫で外国人支援の仕組み構築(生活・学習・日本語教育・就職・就労) ・ライフキャリアアドバイザー(LCA)制度設置 ・各実行団体を繋げ会議、Webで情報共有し、強みの相乗効果を創出		・LCAの面談件数 ・One Stopで課題を集め対応策を検討する→その課題件数と対策立案数 ・各実行団体含む、全体会議開催数とWeb(Kintoneを想定)での情報共有とその活用状況	・各種支援機関は、生活、学習日本語教育・就職・就労の支援は別々で行われており、全体の観点から見ている組織は無い		・One Stopで全体の観点から課題が把握され、効果的な優先順位づけがされ、対策が打たれ、外国人対応のモデルとなっている

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目		時期
A. 日本語や日本社会・企業の文化やマナーの習得が不十分 この課題に対し以下の活動を実施する ①海外ビジネス経験があり、外国人材とのコミュニケーションに慣れている日本人ライフキャリアアドバイザー(LCA)との定期的な打合せを実施する ②日本語・日本文化の対応に悩んでいる学生はWLCA相談し、対応策を検討、実施する ③非漢字圏の学生向けの日本語学習・習得ツールの開発を支援する		①、②については、実行団体の現状把握が終了次第、開始する。3年間の大まかな計画を踏まえて、最初の1年で効果的な頻度、内容を決めていく。 ③については、就労を支援する日本語学校や日本語を習得している外国人材と共に開発計画を支援開始時から作成し、進める
A. 高度外国人材の就職先の開拓 この課題に対して以下の活動を実施する ①ハローワーク新宿 東京外国人雇用サービスセンターと東京商工会議所 人材・能力開発部 人材支援センターと共催して企業への説明会やマッチングイベントを実施する ②中小企業診断士の各種イベントを活用し、企業と外国人材グループとのネットワークを構築する ③高度外国人材の採用拡大を予定する経営者によるセミナーの開催をする		①については、共催する体制で、1回/年を企画・実施するよう調整する ②、③については、中小企業診断士の海外ビジネス研究会と共催する計画があり、支援開始後すぐに実施する

A. 就労を支援する日本語学校と企業とのネットワークが不十分 この課題に対して以下の活動を実施する ①東京商工会議所の人材・能力開発部 人材支援センターの企業向けのイベント時に、日本語学校からの外国人材を採用する方法についてアナウンスしてもらう ②中小企業診断士のネットワークを活用し、外国人材の活用を検討している企業むけに日本語学校の学生就職支援内容を知らせて、必要に応じて繋ぐ	①は東京商工会議所のイベントのタイミング ②は随時対応する	192/200字
B. 日本語学校、外国にルーツを持つ学生や留学生が多く在籍する大学・専門学校にたいして留学生、外国にルーツを持つ学生のキャリア支援としての導入を支援する ①日本企業を学ぶ講座の開設、就活を学ぶ講座の開設 ②LCA制度の導入 ③ティラーメイドの就活ガイダンスの導入 ④インターンシップの導入	①、②、③については、実行団体の現状把握が終了次第、開始する。3年間の大まかな計画を踏まえて、最初の1年で効果的な頻度、内容を決めていく ④については、実行団体の中小企業支援団体と協議の上進める	149/200字
B. 日本語学校、外国にルーツを持つ学生や留学生が多く在籍する大学・専門学校にたいして、孤立化防止のため地域社会との交流の仕組みづくりを支援する ①地域ボランティア参加のしくみやイベントの実施 ②地域住民との交流イベントの実施	実行団体の現状把握が終了次第、開始する。3年間の大まかな計画を踏まえて、最初の1年で効果的な頻度、内容を決めていく	115/200字
B 日本語学校、外国にルーツを持つ学生や留学生が多く在籍する大学・専門学校生にたいして、心の問題の支援をする ①専門家とのネットワーク構築 ②専門家LCAによる相談対応	実行支援が開始され、現状調査の分析が終了してから実施する	87/200字
C. 高度外国人材(技人国在留資格)のグループの日本語力・日本文化・ビジネスマナーの理解不足に対しては、次の活動を実施する ①海外ビジネス経験があり、外国人材とのコミュニケーションに慣れている日本人との定期的な打合せを実施する ②日本語・日本文化・ビジネスマナーの研修を開催する ③外国人材との業務経験や日本企業を理解しているWLCAを派遣して相談を聞き、対策を一緒に考える	①は、実行支援が開始されて間をあげずに開催する。そのフィードバック内容から、今後の企画案が作られる。 ②、③は実行団体の現状調査終了後の適切なタイミング。	190/200字
C. 高度外国人材(技人国在留資格)のグループのメンバーのキャリア向上計画に、支援活動をする ①日本企業の経営者との交流会やイベントを開催する。具体的なビジネステーマを設定して業界毎に開催する ②LCAによる、個別相談対応。相談員は、困り事の把握とその対応方法を一緒に考える ③行政書士による在留資格の更新・変更手続きについての研修を実施する	①は、実行支援が開始され、現状調査の分析が終了してから実施する ②、③は実行支援が開始され、適宜、実施する	174/200字
C. 高度外国人材(技人国在留資格)のグループのメンバーの家族の支援 ①メンバーの子弟の子育てや教育の相談に多言語の対応 ②メンバーの子弟向けの多言語進路ガイダンスの実施 ③子弟が通学する学校での三者面談等で通訳派遣 ④母語教室の開催	実行支援が開始され、適宜、実施する	121/200字
D. 中小企業で外国人材の採用に躊躇しており、外国人採用に関する手続きがわからない企業向けの支援を実施する ① 外国人材採用状況のモニタリングシステムの導入。企業の体制状況、外国人受入れ状況、受け入れている外国人材個別の状況を把握する支援 ② LCAによる、採用外国人材及びその上司のフォロー ③ 行政書士による在留資格の申請・更新手続きについての研修を実施する	①は、実行支援が開始され現状把握が終了し、その分析内容によってモニタリングの項目を決め、導入を進める ②、③は支援開始後、適宜スタートする	190/200字
D. 中小企業で外国人材の採用に躊躇しており、コミュニケーションの取り方に不安がある企業向けの支援を実施する ①外国人に伝わる易しい日本語講座の開設 ②海外から見た、日本文化や歴史、慣習の講座開設 ③各企業に応じた外国人受入れ体制づくりを支援する ④日本語学校から外国人留学生の受入れを検討する企業の社内体制構築の支援	①、は支援開始時から作成の計画にはいり、プロトタイプが出来次第、講座を開設して、内容をブラッシュアップしていく ②は、実行団体の現状把握が終了次第取組みをスタートする。講座のシラバスはWBA内の専門家がいるので、それをベースに開発すれば短期間の準備でスタートできる ③、④は、実行団体の現状調査、企業調査を進めるなかで把握して対応を決める	165/200字

D 中小企業向けにD&I(ダイバーシティ & インクルージョン)の導入支援する ①D&I講座の実施 ②コンサルティング	実行支援が開始され、現状調査の分析が終了してから実施する	59/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
1. 実行団体における経営資源（人・物・金・情報）の確認及び再構築のサポートを行う ・弱体化している団体に対しては、経営・マーケティング・経理などに係わるアドバイスと支援を行う ・団体代表者との信頼関係の情勢が重要ととらえ、その構築を図る	まずは現状調査の中で包括プログラムを実施する上で、実行団体の体制、体質で課題がある部分について集中して支援をする。	121/200字
2. 包括プログラムのブラッシュアップと事前・中間・事後評価の実施を行う ・中間報告会の実施 ・終了報告会の実施	事前調査時にその実行団体ごとの特徴を捉えて、PO, PMとともに認識あわせをしておく。	58/200字
3. 専門家派遣と連動した事業運営に係わる情報管理と管理体制の支援を実施する ・ハンズオン支援の「キャリア相談員」、各種専門家が入手した情報を、Kintoneの活用により一元管理が出来るようにする。 ・研修会の実施とその成果と次への課題を共有できるようにする。	現状調査の時期に、実行団体と外国人材、支援が必要な中小企業の状況を把握して、支援必要な専門的な内容の優先順位を付けて計画的に対応をしていく	132/200字
4. POとPM、SPMで結成するチームでリアル・リモートの伴走支援を行う ・資金分配団体法人及びメンバーが保持するネットワークの活用で事業運営に係わる助言やサポートを実施する ・実行団体が実施するイベント及び研修会にはメンバーが交代で参加し、組織としてサポートする ・ハンズオン支援の「ライフキャリアアドバイザー」とPM,POでの1回/月以上の会議と、情報を共有するKintoneにて課題と対策状況を共有する	支援開始からスタートする。資金分配団体と実行団体の信頼関係を構築することからスタートする	208/200字
5. 外国人材と中小企業のマッチングを資金分配団体が行う。 ・資金分配団体(WBA)の中小企業のネットワーク ・資金分配団体(WBA)とハローワークや商工会議所とのネットワーク ・資金分配団体(WBA)と行政書士団体とのネットワーク ・資金分配団体(WBA)と中小企業診断士のネットワーク	資金分配団体として採択が決まった段階から準備・調整を開始して、実行団体の事前調査段階から、必要な支援を段階的に進める	148/200字
6. ハンズオン支援「ライフキャリアアドバイザー(LCA)」の創設とコーディネート ・WBAの役割は候補人材を研修する。またそのLCAのレベルを統一して品質を維持する ・社会人経験が豊富で、海外ビジネスの経験もあり外国人材と仕事をした経験者で、前向きに伴走支援ができる専門家を育成、審査する ・WBAは、実行団体にLCAを紹介し、実行団体の判断でLCAと契約する	最初のステージから、当「包括プログラム」の柱の一つとなるハンズオン支援「ライフキャリアアドバイザー（LCA）」の選定、教育、品質の維持ができるように定期的なフォローを行い、PM,POとも連携して課題を解決できる体制を構築する	187/200字
7. イノベーションモデルの構築 ・一気通貫で外国人を支援する仕組みを構築し、生活・学習・日本語教育・就職・就労支援をする ・ライフキャリアアドバイザー(LCA) ・各実行団体を含めて横の繋がりを会議やWebを活用した情報共有のツールを作り、強みの相乗効果を創出する	支援開始後、実行団体の活動が進みだした段階で導入をする。	139/200字
8. 事業の広報活動及び出口戦略の策定をサポートする ・事前・中間・事後の広報活動を支援する ・出口戦略の策定を支援する ・事業ガイドラインを発行する	事前調査の段階から、出口戦略の策定の打合せを行う 3年後のあるべき姿を共有し、どのような形で活動資金を調達していけるか、自己資金を蓄積していくかの相談をする	78/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	①ホームページへの公募の掲載 ②公募パンフレットの作成・配布 ③SNS(Facebook Page, Instagram, X)での広報 ④中小企業診断士関連の各種案内メールでの掲載 ⑤東京商工会議所 人材・能力開発部 人材支援センターとの連携	123/200字
連携・対話戦略	①一般社団法人 留学生支援センターとの連携 ②高度外国人材クループの在日大使館との連携 ③東京都中小企業診断士協会との連携 ④テーマに応じて、地域の行政機関との連携 ⑤東京商工会議所 人材・能力開発部 人材支援センターとの連携 ⑥中小企業診断士の海外ビジネスに関する研修会「ワールドビジネス研究会」との連携	154/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	・ 出口戦略として、本事業を通して獲得する高度外国人材の就職・就労支援事業のノウハウをNPO組織や地域行政機関等に波及させる 具体的には、日本独自の就職活動システム内で、採用を希望する中小企業とのマッチング方法やタイミングなどを含めて、関係者を巻き込んでいく運営ノウハウなどを研修コンテンツとして確立し、提供する ・ 働き手としての視点だけでなく、日本社会に生きる生活者の視点を実行団体に普及させ、企業、教育機関、NPO等のネットワークを構築する。 ・ 団体が構築している企業とのネットワークを活かして、技人国在留資格の外国人材の強みを生かした採用と継続的な就労ができる企業を数多く作る ・ 資金分配団体として、外国人材を日本国内で有効活用した採用をしている企業への、海外ビジネス(輸出、拠点進出)支援を進めることによって、既存の事業も成長して継続的な活動する基盤が構築される	396/400字
実行団体	・ 包括プログラムの中での実行団体ごとの目標、あるべき姿とそれを達成する手段について、実行団体と十分に議論する。その中で、自走して継続的に活動をするための必要条件を見出し、資金分配団体と各実行団体が共有する ・ 実行団体は原則自己資金20%を確保の上、応募するやむを得ず事業開始時に調達不可の団体には、終了時まで調達ができるようファンドレイジングの手法を支援する ・ 全実行団体に対し、ファンドレイジングについての研修会を実施する ・ 全実行団体に対し、事業計画作成の重要性と事業継続性についての研修会を実施する ・ 実行団体における有効な組織体制と、5年、10年先を見据えた組織のリーダー育成についての協議を行い、その計画に基づき支援する ・ 留学生及び外国にルーツをもつ人材の在日生活力の向上がなされ、家族も含め安心した生活基盤が整う	369/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	679/800字
①資金分配団体としての実績は、今までの企業支援を通じての企業への外国人材に関連するアドバイスなどに限られる。 ②資金分配団体としての、法人としての(株)ワールド・ビジネス・アソシエイツと並行して、構成メンバーの多くが重複する東京都中小企業診断士協会の認定研究会「ワールドビジネス研究会(WBS)」がある。その研究会で、昨年度実施した「社会貢献事業セミナー」の一つとして、前述した高度外国人材とのイベントがある。 ベトナム人の高度外国人材グループで2万人強が所属している日本最大の組織と、WBSが共催して、日本企業、ベトナム人材、中小企業診断士でグループに分かれて外国人材が日本国内で働く難しさと課題、そしてその解決策案を討議した。そこで導き出された対策案の幾つかでも実行できれば、日本企業と外国人材の就職・就労の課題は減ってくると確信している。 実績の一つとして、そのイベント(リアル開催)の撮影と纏め動画のURLを掲載する。 https://www.youtube.com/watch?v=SRMv8m9uoVs ③資金分配団体(WBA)に所属するメンバー(アソシエイツ)の多くは、実社会の実務経験した上で中小企業診断士の資格を取得している。それぞれが日本企業、外資系企業での国内、海外での実務経験をしており、また外国人材と一緒に仕事をしているので、外国人材と働く上での難しさと日本人にとっての課題を理解・経験している。 それらの経験豊富なメンバーからハンズオン支援を行う「キャリア相談員」を選別、対応の品質を一定にするための研修を計画している。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	750/800字
①民間企業の海外ビジネス支援をする中で、企業が抱える人手不足と外国人材の採用で発生する課題・問題についての相談対応 ②高度外国人材グループとの交流会実施。(ベトナム人グループ、スリランカ人グループ) ③資金分配団体 WBAメンバーの主催した、中小企業診断士の研究会「ワールドビジネス研究会」での2021年から実施した社会貢献事業セミナー「身近な国際化」 これらの活動を通じて、在日外国人材の課題を認識し、本包括プログラムの立案を考えるに至った 2021年: 6本のセミナー オンラインで合計 約500人を集客 「異文化コミュニケーションの基本～相互理解のために～」 「外国人材の活用～お互いの思い、課題と理解～」 「外国人材の受入制度～正しい理解と企業の戦略～」 「ムスリムと日本～with コロナで考える～」 2022年:6本のセミナー オンラインで合計 約500人を集客 「外国人材に活躍いただくために知っておきたいこと」 「インパウンド：外国人が感じる日本の魅力」 「企業の外国人材の活躍事例：ミャンマー編」 「企業の外国人材の活躍事例：ベトナム編」 2023年: 4本のセミナーと1本のリアル討論会 約500人を集客 「外国人労働者に関する近年の制度と実態の状況」 「フィリピン人材と進める海外ビジネス」 「外国人技能労働者制度の最新情報と中小企業はどのような準備を進めれば良いのか」 「在日ベトナム人と日本企業の討論会」	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体	
(2)実行団体のイメージ	①就職を支援している日本語学校 ((一社)全国各種学校日本語教育協会の東京所在校、15校を候補学校と検討) ②外国にルーツを持つ生徒特別枠を設置したり留学生を多く受け入れている大学や専門学校 ③技入国の在留資格の高度外国人材グループ(ベトナム人材グループ Vietnamese Professionals in Japan (VPJ) ,スリランカ人材グループ (SLAPJ) ④日本企業への人材関連・教育関連の支援をしていて、外国人材について理解・知見がある団体	233/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2500万円～3500万円/1団体で募集して実質 3000万円をターゲットにする (5 団体で合計1億5000万円)。WBA 2635万円管理費、PO関連経費 2400万円、実行団体用評価費総額 750万円	101/200字
(4)案件発掘の工夫	①日本語学校リストや、就職を支援する日本語学校の一般社団法人全国各種学校日本語教育協会のメンバーへのJANPIA事業の事前告知 ②ネットワークのある高度外国人材グループへ複数、事前のJANPIA公募への応募を告知 ③日本企業への人材関連・教育関連の支援をしていて、外国人材について理解がある団体へ複数、事前のJANPIA公募への応募を告知 ④すでにつながりのある大学や専門学校に告知および、外国籍特別枠のある大学や専門学校に告知	214/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	・PM(プロジェクトマネージャー)一名（プロジェクト全体の統括）、SPM（サブプロジェクトマネージャー）(資金分配団体活動の総括) ・POの選任2名 ・管理メンバー3名（管理マネージャー、会計担当、総務担当） ・事業コーディネーター1名（ライフキャリアアドバイザーの統括業務を担う）					144/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内 訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	2名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
			既存PO人数			
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	規定は確認済 団体役員会で確認、徹底を図る予定。					24/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり					

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2025/04/01	2027/03/31
資金分配団体	事業名	在日外国人留学生と高度外国人材(技人国)の安定した生活・学習・就労と円滑な就職の支援事業	
	団体名	株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ	

		助成金
事業費		176,349,700
	実行団体への助成	150,000,000
	管理的経費	26,349,700
プログラムオフィサー関連経費		23,772,000
評価関連経費		15,080,000
	資金分配団体用	7,580,000
	実行団体用	7,500,000
合計		215,201,700

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	58,869,900	58,739,900	58,739,900	176,349,700
実行団体への助成		50,000,000	50,000,000	50,000,000	150,000,000
－					
管理的経費	0	8,869,900	8,739,900	8,739,900	26,349,700

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,924,000	7,924,000	7,924,000	23,772,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,800,000	4,800,000	4,800,000	14,400,000
その他経費	0	3,124,000	3,124,000	3,124,000	9,372,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	5,160,000	4,960,000	4,960,000	15,080,000
資金分配団体用	0	2,660,000	2,460,000	2,460,000	7,580,000
実行団体用		2,500,000	2,500,000	2,500,000	7,500,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	71,953,900	71,623,900	71,623,900	215,201,700

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

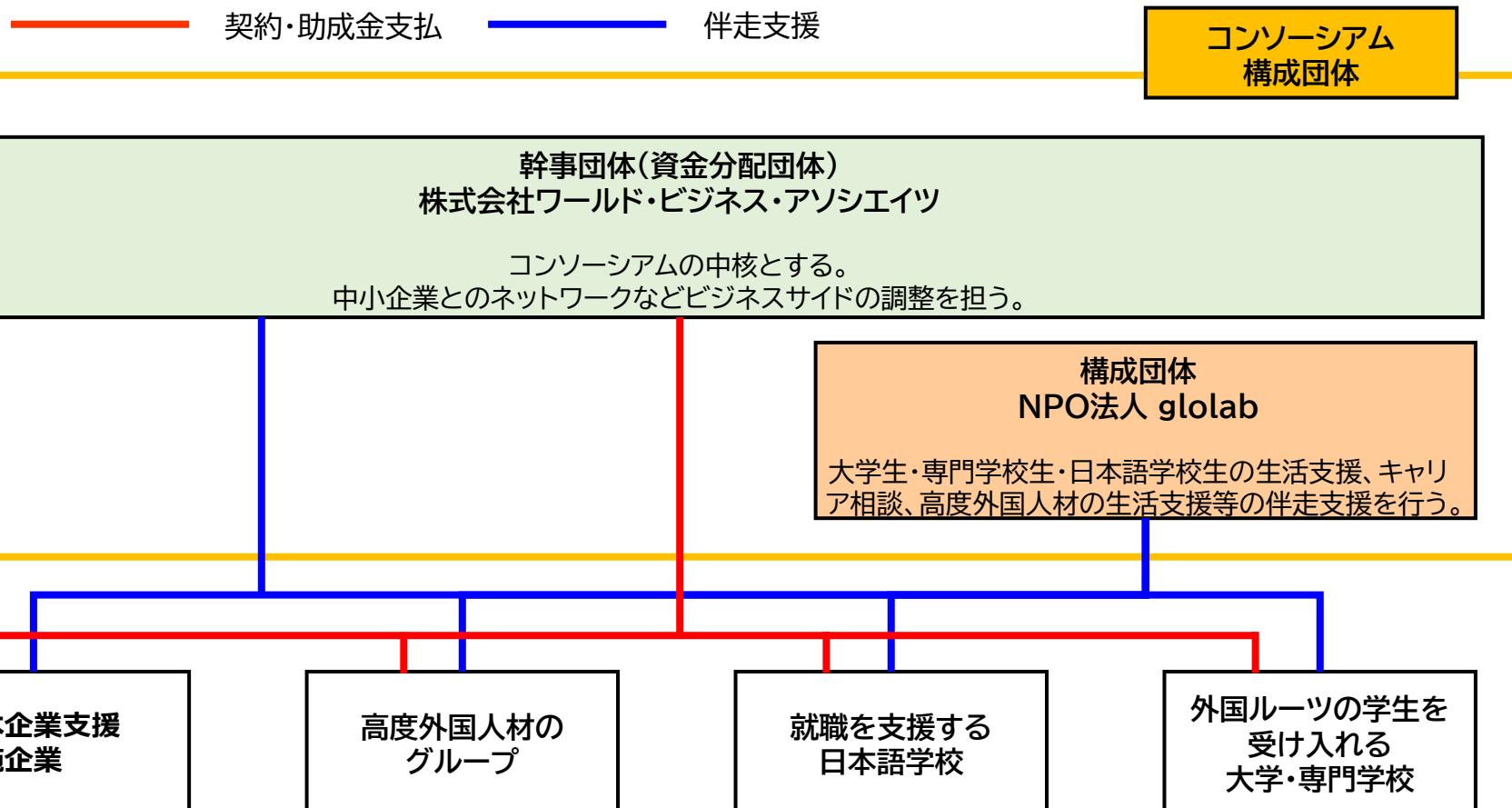
[illegible]

1. コンソーシアムを構成する目的

株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

中小企業にネットワークがあり、外国人材との業務経験が豊富な人材を有する株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツが資金分配を行なう幹事団体となり、コンソーシアムの構成団体として外国にルーツを持つ若者の生活・キャリア支援で実績のある特定非営利活動法人glolabと連携し、生活から就職、就労の支援までをカバーすべく、知見等の共有化、シナジーを高める。

2. コンソーシアムの体制図



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	実行団体
団体名		glolab	
郵便番号		160-0022	
都道府県		東京都	
市区町村		新宿区新宿	
番地等		二丁目12番13号 新宿アントレサロンビル 2階	
電話番号		090-3959-5985	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.glolab.org/	
		https://twitter.com/glolab2	
		https://www.youtube.com/@glolab2961	
		https://www.instagram.com/glolab1/	
		https://www.facebook.com/profile.php?id=100071876262685	
設立年月日		2018/04/01	
法人格取得年月日		2020/12/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	シバヤマ チホ
	氏名	柴山 智帆
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	5
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	23
ボランティア人数(前年度実績) [人]	11
個人正会員 [人]	12
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者	
通帳管理者	
経理担当者	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	進路支援プログラム 公益財団法人三菱財団 NEWDOORプレップ進学プログラム ラッシュチャリティーポット、お金をまわそう基金、草の根基金ぐらん、日本財団 みらいチャレンジプログラム 公益財団法人電通育英会

(11)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された 資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された 事業名
1	2020年度	通常枠	実行団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	外国ルーツ青少年(高校生)向け進路・キャリアの支援・相談
2	2021年度	通常枠	実行団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	外国ルーツ青少年(高校生)向け進路・キャリアの支援・相談
3	2022年度	通常枠	実行団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	外国ルーツ青少年(高校生)向け進路・キャリアの支援・相談
4	2023年度	コロナ等対応支援	実行団体に採択	特定非営利活動法人ACOB	Get Together! Tokatsu by Amigo Project (glolabはコンソーシアム構成団体)
4					

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名		株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ	
郵便番号		102-0083	
都道府県		東京都	
市区町村		千代田区	
番地等		千代田区麹町1-8 麹町ATIビル 3 F	
電話番号		03-6265-6442	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.wba.co.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2006/04/13	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナガヨシカズオ
	氏名	永吉和雄
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	14
理事・取締役数 [人]	13
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 正会員 [団体数]	0
団体会員 その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	110
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	110
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	0

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

任意入力セル

[illegible]

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は F で入力してください。

任意入力セル

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所を、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	在日外国人留学生と高度外国人材(技術国)の安定した生活・学習・就労と円滑な就職の支援
団体名:	NPO法人 glolab
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第24条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第23条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第28条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としな		公募申請時に提出	定款		第30条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第14条の3
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款		第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第32条
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款		第36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第37条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款		第15条の1、2、3、4
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	定款		第15条の5
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	役員報酬規定		第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規定 給与規定		第2条の3 第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・ 倫理規程 ・ ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第 1 0 条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第 1 1 条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・ 倫理規程 ・ 理事会規則 ・ 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・ 就業規則 ・ 審査会議規則 ・ 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条および4条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事例 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第7条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第3条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	別紙
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款 情報公開	定款 第54条 第7条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	定款	第42条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	出納管理規定	第7条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第9条～第15条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	出納管理規定	第8条～12条
(6)収支予算		公募申請時に提出	定款	第44条および第45条
(7)決算		公募申請時に提出	定款	第47条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	在日外国人留学生と高度外国人材(技人国)の安定した生活・学習・就労と円滑な就職の支援
団体名:	株式会社ワールド・ビジネス・アソシエーツ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内ににご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
④以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	会社法に則り運用 (該当箇所を提出します) 定款	公募申請時に提出	会社法	296条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	会社法	296条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	会社法	298条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	会社法	299条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	会社法	295条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	10条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	会社法	318条	
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出			
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	会社法 定款	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	14条	
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議 (過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 取締役の職務権限に関する規程					
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること		内定後1週間以内に提出			
● 監査役の監査に関する規程					
監査役職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください		内定後1週間以内に提出			
● 役員の報酬等に関する規程					
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	定款	公募申請時に提出	定款	17条	
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	コンプライアンス管理規程 個人情報保護方針	公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	2条、3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	2条、3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	8条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	10条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	15、16、17条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護方針	1～5
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	コンプライアンス管理規程	公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	10条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	10条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス管理規程	公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	5条、6条、7条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	10条、11条、12条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	コンプライアンス管理規程	公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	17条、18条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	コンプライアンス管理規程	17条、18条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	役員理事責任分担 組織体制図	公募申請時に提出	役員理事責任分担	表1
(2)職制		公募申請時に提出	組織体制図	表1
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	就業規則	公募申請時に提出	就業規則	第七章 賃金
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第七章 賃金
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き		内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)		内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応		内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	定款 中小企業の会計に関する指針(会計指針) (会計指針を提出します)	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	会計指針	総論(1～9)
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計指針	各論(10～90)
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		公募申請時に提出	定款	18条、19条

平成十七年法律第八十六号

会社法

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条―第五条）

第二章 会社の商号（第六条―第九条）

第三章 会社の使用人等

第一節 会社の使用人（第十条―第十五条）

第二節 会社の代理商（第十六条―第二十条）

第四章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等（第二十一条―第二十四条）

第二編 株式会社

第一章 設立

第一節 総則（第二十五条）

第二節 定款の作成（第二十六条―第三十一条）

第三節 出資（第三十二条―第三十七条）

第四節 設立時役員等の選任及び解任（第三十八条―第四十五条）

第五節 設立時取締役等による調査（第四十六条）

第六節 設立時代表取締役等の選定等（第四十七条・第四十八条）

第七節 株式会社の成立（第四十九条―第五十一条）

第八節 発起人等の責任等（第五十二条―第五十六条）

第九節 募集による設立

第一款 設立時発行株式を引き受ける者の募集（第五十七条―第六十四条）

第二款 創立総会等（第六十五条―第八十六条）

第三款 設立に関する事項の報告（第八十七条）

第四款 設立時取締役等の選任及び解任（第八十八条―第九十二条）

第五款 設立時取締役等による調査（第九十三条・第九十四条）

第六款 定款の変更（第九十五条―第一百条）

第七款 設立手続等の特則等（第一百零一条―第一百三十三条）

第二章 株式

第一節 総則（第一百四十一条―第一百二十条）

第二節 株主名簿（第一百二十一条―第一百二十六条）

第三節 株式の譲渡等

第一款 株式の譲渡（第一百二十七条―第一百三十五条）

第二款 株式の譲渡に係る承認手続（第一百三十六条―第一百四十五条）

第三款 株式の質入れ（第一百四十六条―第一百五十四条）

第四款 信託財産に属する株式についての対抗要件等（第一百五十四条の二）

第四節 株式会社による自己の株式の取得

第一款 総則（第一百五十五条）

第二款 株主との合意による取得

第一目 総則（第一百五十六条―第一百五十九条）

第二目 特定の株主からの取得（第一百六十条―第一百六十四条）

第三目 市場取引等による株式の取得（第一百六十五条）

第三款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得

第一目 取得請求権付株式の取得の請求（第一百六十六条・第一百六十七条）

第二目 取得条項付株式の取得（第一百六十八条―第一百七十条）

第四款 全部取得条項付種類株式の取得（第一百七十一条―第一百七十三条の二）

第五款 相続人等に対する売渡しの請求（第一百七十四条―第一百七十七条）

第六款 株式の消却（第一百七十八条）

第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求（第一百七十九条―第一百七十九条の十）

第五節 株式の併合等

第一款 株式の併合（第一百八十条―第一百八十二条の六）

第二款 株式の分割（第一百八十三条・第一百八十四条）

第三款 株式無償割当て（第一百八十五条―第一百八十七条）

第六節 単元株式数

第一款 総則（第一百八十八条―第一百九十一条）

第二款 単元未満株主の買取請求（第一百九十二条・第一百九十三条）

第三款 単元未満株主の売渡請求（第一百九十四条）

第四款 単元株式数の変更等（第一百九十五条）

第七節 株主に対する通知の省略等（第一百九十六条―第一百九十八条）

第八節 募集株式の発行等

第一款 募集事項の決定等（第一百九十九条―第二百二条の二）

第二款 募集株式の割当て（第二百三条―第二百六条の二）

第三款 金銭以外の財産の出資（第二百七条）

第四款 出資の履行等（第二百八条・第二百九条）

第五款 募集株式の発行等をやめることの請求（第二百十条）

第六款 募集に係る責任等（第二百十一条―第二百十三条の三）

第九節 株券

- 第一款 総則（第二百十四条―第二百十八条）
- 第二款 株券の提出等（第二百十九条・第二百二十条）
- 第三款 株券喪失登録（第二百二十一条―第二百三十三条）

第十節 雑則（第二百三十四条・第二百三十五条）

第三章 新株予約権

第一節 総則（第二百三十六条・第二百三十七条）

第二節 新株予約権の発行

- 第一款 募集事項の決定等（第二百三十八条―第二百四十一条）
- 第二款 募集新株予約権の割当て（第二百四十二条―第二百四十五条）
- 第三款 募集新株予約権に係る払込み（第二百四十六条）
- 第四款 募集新株予約権の発行をやめることの請求（第二百四十七条）
- 第五款 雑則（第二百四十八条）

第三節 新株予約権原簿（第二百四十九条―第二百五十三条）

第四節 新株予約権の譲渡等

- 第一款 新株予約権の譲渡（第二百五十四条―第二百六十一条）
- 第二款 新株予約権の譲渡の制限（第二百六十二条―第二百六十六条）
- 第三款 新株予約権の質入れ（第二百六十七条―第二百七十二条）
- 第四款 信託財産に属する新株予約権についての対抗要件等（第二百七十二条の二）

第五節 株式会社による自己の新株予約権の取得

- 第一款 募集事項の定めに基づく新株予約権の取得（第二百七十三条―第二百七十五条）
- 第二款 新株予約権の消却（第二百七十六条）

第六節 新株予約権無償割当て（第二百七十七条―第二百七十九条）

第七節 新株予約権の行使

- 第一款 総則（第二百八十条―第二百八十三条）
- 第二款 金銭以外の財産の出資（第二百八十四条）
- 第三款 責任（第二百八十五条―第二百八十六条の三）
- 第四款 雑則（第二百八十七条）

第八節 新株予約権に係る証券

- 第一款 新株予約権証券（第二百八十八条―第二百九十一条）
- 第二款 新株予約権付社債券（第二百九十二条）
- 第三款 新株予約権証券等の提出（第二百九十三条・第二百九十四条）

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会等

- 第一款 株主総会（第二百九十五条―第三百二十条）
- 第二款 種類株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条）
- 第三款 電子提供措置（第三百二十五条の二―第三百二十五条の七）

第二節 株主総会以外の機関の設置（第三百二十六条―第三百二十八条）

第三節 役員及び会計監査人の選任及び解任

- 第一款 選任（第三百二十九条―第三百三十八条）
- 第二款 解任（第三百三十九条・第三百四十条）
- 第三款 選任及び解任の手続に関する特則（第三百四十一条―第三百四十七条）

第四節 取締役（第三百四十八条―第三百六十一条）

第五節 取締役会

- 第一款 権限等（第三百六十二条―第三百六十五条）
- 第二款 運営（第三百六十六条―第三百七十三条）

第六節 会計参与（第三百七十四条―第三百八十条）

第七節 監査役（第三百八十一条―第三百八十九条）

第八節 監査役会

- 第一款 権限等（第三百九十条）
- 第二款 運営（第三百九十一条―第三百九十五条）

第九節 会計監査人（第三百九十六条―第三百九十九条）

第九節の二 監査等委員会

- 第一款 権限等（第三百九十九条の二―第三百九十九条の七）
- 第二款 運営（第三百九十九条の八―第三百九十九条の十二）
- 第三款 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等（第三百九十九条の十三・第三百九十九条の十四）

第十節 指名委員会等及び執行役

- 第一款 委員の選定、執行役の選任等（第四百条―第四百三条）
- 第二款 指名委員会等の権限等（第四百四条―第四百九条）
- 第三款 指名委員会等の運営（第四百十条―第四百十四条）
- 第四款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等（第四百十五条―第四百七条）
- 第五款 執行役の権限等（第四百八条―第四百二十二条）

第十一節 役員等の損害賠償責任（第四百二十三条―第四百三十条）

第十二節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第四百三十条の二・第四百三十条の三）

第五章 計算等

第一節 会計の原則（第四百三十一条）

第二節 会計帳簿等

- 第一款 会計帳簿（第四百三十二条—第四百三十四条）
- 第二款 計算書類等（第四百三十五条—第四百四十三条）
- 第三款 連結計算書類（第四百四十四条）

第三節 資本金の額等

- 第一款 総則（第四百四十五条・第四百四十六条）
- 第二款 資本金の額の減少等
 - 第一目 資本金の額の減少等（第四百四十七条—第四百四十九条）
 - 第二目 資本金の額の増加等（第四百五十条・第四百五十一条）
 - 第三目 剰余金についてのその他の処分（第四百五十二条）

第四節 剰余金の配当（第四百五十三条—第四百五十八条）

第五節 剰余金の配当等を決定する機関の特則（第四百五十九条・第四百六十条）

第六節 剰余金の配当等に関する責任（第四百六十一条—第四百六十五条）

第六章 定款の変更（第四百六十六条）

第七章 事業の譲渡等（第四百六十七条—第四百七十条）

第八章 解散（第四百七十一条—第四百七十四条）

第九章 清算

第一節 総則

- 第一款 清算の開始（第四百七十五条・第四百七十六条）
- 第二款 清算株式会社の機関
 - 第一目 株主総会以外の機関の設置（第四百七十七条）
 - 第二目 清算人の就任及び解任並びに監査役の退任（第四百七十八条—第四百八十条）
 - 第三目 清算人の職務等（第四百八十一条—第四百八十八条）
 - 第四目 清算人会（第四百八十九条・第四百九十条）
 - 第五目 取締役等に関する規定の適用（第四百九十一条）
- 第三款 財産目録等（第四百九十二条—第四百九十八条）
- 第四款 債務の弁済等（第四百九十九条—第五百三条）
- 第五款 残余財産の分配（第五百四条—第五百六条）
- 第六款 清算事務の終了等（第五百七条）
- 第七款 帳簿資料の保存（第五百八条）
- 第八款 適用除外等（第五百九条）

第二節 特別清算

- 第一款 特別清算の開始（第五百十条—第五百十八条の二）
- 第二款 裁判所による監督及び調査（第五百十九条—第五百二十二条）
- 第三款 清算人（第五百二十三条—第五百二十六条）
- 第四款 監督委員（第五百二十七条—第五百三十二条）
- 第五款 調査委員（第五百三十三条・第五百三十四条）
- 第六款 清算株式会社の行為の制限等（第五百三十五条—第五百三十九条）
- 第七款 清算の監督上必要な処分等（第五百四十条—第五百四十五条）
- 第八款 債権者集会（第五百四十六条—第五百六十二条）
- 第九款 協定（第五百六十三条—第五百七十二条）
- 第十款 特別清算の終了（第五百七十三条・第五百七十四条）

第三編 持分会社

第一章 設立（第五百七十五条—第五百七十九条）

第二章 社員

- 第一節 社員の責任等（第五百八十条—第五百八十四条）
- 第二節 持分の譲渡等（第五百八十五条—第五百八十七条）
- 第三節 誤認行為の責任（第五百八十八条・第五百八十九条）

第三章 管理

- 第一節 総則（第五百九十条—第五百九十二条）
- 第二節 業務を執行する社員（第五百九十三条—第六百二条）
- 第三節 業務を執行する社員の職務を代行する者（第六百三条）

第四章 社員の加入及び退社

- 第一節 社員の加入（第六百四条・第六百五条）
- 第二節 社員の退社（第六百六条—第六百十三条）

第五章 計算等

- 第一節 会計の原則（第六百十四条）
- 第二節 会計帳簿（第六百十五条・第六百十六条）
- 第三節 計算書類（第六百十七条—第六百十九条）
- 第四節 資本金の額の減少（第六百二十条）
- 第五節 利益の配当（第六百二十一条—第六百二十三条）
- 第六節 出資の払戻し（第六百二十四条）
- 第七節 合同会社の計算等に関する特則
 - 第一款 計算書類の閲覧に関する特則（第六百二十五条）
 - 第二款 資本金の額の減少に関する特則（第六百二十六条・第六百二十七条）
 - 第三款 利益の配当に関する特則（第六百二十八条—第六百三十一条）

第四款 出資の払戻しに関する特則（第六百三十二条―第六百三十四条）

第五款 退社に伴う持分の払戻しに関する特則（第六百三十五条・第六百三十六条）

第六章 定款の変更（第六百三十七条―第六百四十条）

第七章 解散（第六百四十一条―第六百四十三条）

第八章 清算

第一節 清算の開始（第六百四十四条・第六百四十五条）

第二節 清算人（第六百四十六条―第六百五十七条）

第三節 財産目録等（第六百五十八条・第六百五十九条）

第四節 債務の弁済等（第六百六十条―第六百六十五条）

第五節 残余財産の分配（第六百六十六条）

第六節 清算事務の終了等（第六百六十七条）

第七節 任意清算（第六百六十八条―第六百七十一条）

第八節 帳簿資料の保存（第六百七十二条）

第九節 社員の責任の消滅時効（第六百七十三条）

第十節 適用除外等（第六百七十四条・第六百七十五条）

第四編 社債

第一章 総則（第六百七十六条―第七百一条）

第二章 社債管理者（第七百二条―第七百四条）

第二章の二 社債管理補助者（第七百四条の二―第七百四条の七）

第三章 社債権者集会（第七百五条―第七百四十二条）

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付

第一章 組織変更

第一節 通則（第七百四十三条）

第二節 株式会社の組織変更（第七百四十四条・第七百四十五条）

第三節 持分会社の組織変更（第七百四十六条・第七百四十七条）

第二章 合併

第一節 通則（第七百四十八条）

第二節 吸収合併

第一款 株式会社が存続する吸収合併（第七百四十九条・第七百五十条）

第二款 持分会社が存続する吸収合併（第七百五十一条・第七百五十二条）

第三節 新設合併

第一款 株式会社に設立する新設合併（第七百五十三条・第七百五十四条）

第二款 持分会社を設立する新設合併（第七百五十五条・第七百五十六条）

第三章 会社分割

第一節 吸収分割

第一款 通則（第七百五十七条）

第二款 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割（第七百五十八条・第七百五十九条）

第三款 持分会社に権利義務を承継させる吸収分割（第七百六十条・第七百六十一条）

第二節 新設分割

第一款 通則（第七百六十二条）

第二款 株式会社に設立する新設分割（第七百六十三条・第七百六十四条）

第三款 持分会社を設立する新設分割（第七百六十五条・第七百六十六条）

第四章 株式交換及び株式移転

第一節 株式交換

第一款 通則（第七百六十七条）

第二款 株式会社に発行済株式を取得させる株式交換（第七百六十八条・第七百六十九条）

第三款 合同会社に発行済株式を取得させる株式交換（第七百七十条・第七百七十一条）

第二節 株式移転（第七百七十二条―第七百七十四条）

第四章の二 株式交付（第七百七十四条の二―第七百七十四条の十一）

第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の手続

第一節 組織変更の手続

第一款 株式会社の手続（第七百七十五条―第七百八十条）

第二款 持分会社の手続（第七百八十一条）

第二節 吸収合併等の手続

第一款 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続

第一目 株式会社の手続（第七百八十二条―第七百九十二条）

第二目 持分会社の手続（第七百九十三条）

第二款 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続

第一目 株式会社の手続（第七百九十四条―第八百一条）

第二目 持分会社の手続（第八百二条）

第三節 新設合併等の手続

第一款 新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続

第一目 株式会社の手続（第八百三条―第八百十二条）

第二目 持分会社の手続（第八百十三条）

第二款 新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転設立完全親会社の手続

第一目 株式会社の手続（第八百十四条・第八百十五条）

第二目 持分会社の手続（第八百十六條）

第四節 株式交付の手続（第八百十六條の二―第八百十六條の十）

第六編 外国会社（第八百十七條―第八百二十三條）

第七編 雑則

第一章 会社の解散命令等

第一節 会社の解散命令（第八百二十四條―第八百二十六條）

第二節 外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令（第八百二十七條）

第二章 訴訟

第一節 会社の組織に関する訴え（第八百二十八條―第八百四十六條）

第一節の二 売渡株式等の取得の無効の訴え（第八百四十六條の二―第八百四十六條の九）

第二節 株式会社における責任追及等の訴え（第八百四十七條―第八百五十三條）

第三節 株式会社の役員解任の訴え（第八百五十四條―第八百五十六條）

第四節 特別清算に関する訴え（第八百五十七條・第八百五十八條）

第五節 持分会社の社員除名の訴え等（第八百五十九條―第八百六十二條）

第六節 清算持分会社の財産処分取消しの訴え（第八百六十三條・第八百六十四條）

第七節 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え（第八百六十五條―第八百六十七條）

第三章 非訟

第一節 総則（第八百六十八條―第八百七十六條）

第二節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手続に関する特則（第八百七十七條・第八百七十八條）

第三節 特別清算の手続に関する特則

第一款 通則（第八百七十九條―第八百八十七條）

第二款 特別清算の開始の手続に関する特則（第八百八十八條―第八百九十一條）

第三款 特別清算の実行の手続に関する特則（第八百九十二條―第九百一條）

第四款 特別清算の終了の手続に関する特則（第九百二條）

第四節 外国会社の清算の手続に関する特則（第九百三條）

第五節 会社の解散命令等の手続に関する特則（第九百四條―第九百六條）

第四章 登記

第一節 総則（第九百七條―第九百十條）

第二節 会社の登記（第九百十一條―第九百三十二條）

第三節 外国会社の登記（第九百三十三條―第九百三十六條）

第四節 登記の嘱託（第九百三十七條・第九百三十八條）

第五章 公告

第一節 総則（第九百三十九條・第九百四十條）

第二節 電子公告調査機関（第九百四十一條―第九百五十九條）

第八編 罰則（第九百六十條―第九百七十九條）

附則

第一編 総則

第一章 通則

（趣旨）

第一条 会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 子会社
 - ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
- 四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 親会社
 - ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの
- 五 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。
- 六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。
 - イ 最終事業年度に係る貸借対照表（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に資本金として計上した額が五億円以上であること。
 - ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。
- 七 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。
- 八 会計参与設置会社 会計参与を置く株式会社をいう。
- 九 監査役設置会社 監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。
- 十 監査役会設置会社 監査役会を置く株式会社又はこの法律の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう。
- 十一 会計監査人設置会社 会計監査人を置く株式会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう。
- 十一の二 監査等委員会設置会社 監査等委員会を置く株式会社をいう。

- 十二 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社をいう。
- 十三 種類株式発行会社 剰余金の配当その他の第百八条第一項各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する株式会社をいう。
- 十四 種類株主総会 種類株主（種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいう。以下同じ。）の総会をいう。
- 十五 社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
 - ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
 - ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。
 - ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。
 - ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。
- 十六 社外監査役 株式会社の監査役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- イ その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
 - ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
 - ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。
 - ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。
 - ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。
- 十七 譲渡制限株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。
- 十八 取得請求権付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。
- 十九 取得条項付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。
- 二十 単元株式数 株式会社がその発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けている場合における当該一定の数をいう。
- 二十一 新株予約権 株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。
- 二十二 新株予約権付社債 新株予約権を付した社債をいう。
- 二十三 社債 この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であつて、第六百七十六条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。
- 二十四 最終事業年度 各事業年度に係る第四百三十五条第二項に規定する計算書類につき第四百三十八条第二項の承認（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。
- 二十五 配当財産 株式会社が剰余金の配当をする場合における配当する財産をいう。
- 二十六 組織変更 次のイ又はロに掲げる会社がその組織を変更することにより当該イ又はロに定める会社となることをいう。
- イ 株式会社 合名会社、合資会社又は合同会社
 - ロ 合名会社、合資会社又は合同会社 株式会社
- 二十七 吸収合併 会社が他の会社とする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。
- 二十八 新設合併 二以上の会社がする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
- 二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。
- 三十 新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。
- 三十一 株式交換 株式会社がその発行済株式（株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。）の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。
- 三十二 株式移転 一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。
- 三十二の二 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。
- 三十三 公告方法 会社（外国会社を含む。）が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。
- 三十四 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。

（法人格）

第三条 会社は、法人とする。

(住所)

第四条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

(商行為)

第五条 会社（外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

第二章 会社の商号

(商号)

第六条 会社は、その名称を商号とする。

2 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。

3 会社は、その商号中に、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会社と誤認させる名称等の使用の禁止)

第七条 会社でない者は、その名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第八条 何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(自己の商号の使用を他人に許諾した会社の責任)

第九条 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した会社は、当該会社が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

第三章 会社の使用人等

第一節 会社の使用人

(支配人)

第十条 会社（外国会社を含む。以下この編において同じ。）は、支配人を選任し、その本店又は支店において、その事業を行わせることができる。

(支配人の代理権)

第十一条 支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(支配人の競業の禁止)

第十二条 支配人は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自ら営業を行うこと。

二 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること。

三 他の会社又は商人（会社を除く。第二十四条において同じ。）の使用人となること。

四 他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 支配人が前項の規定に違反して同項第二号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって支配人又は第三者が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定する。

(表見支配人)

第十三条 会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

(ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人)

第十四条 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項に規定する使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(物品の販売等を目的とする店舗の使用人)

第十五条 物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。以下この条において同じ。）を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

第二節 会社の代理商

(通知義務)

第十六条 代理商（会社のためにその平常の事業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人でないものをいう。以下この節において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、会社に対して、その旨の通知を発しなければならない。

(代理商の競業の禁止)

第十七条 代理商は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること。

二 会社の事業と同種の事業を行う他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 代理商が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって代理商又は第三者が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定する。

(通知を受ける権限)

第十八条 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十六条第二項の通知その他の売買に関する通知を受ける権限を有する。

(契約の解除)

第十九条 会社及び代理商は、契約の期間を定めなかったときは、二箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会社及び代理商は、いつでもその契約を解除することができる。

(代理商の留置権)

第二十条 代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、会社のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

第四章 事業の譲渡をした場合の競争の禁止等

(譲渡会社の競争の禁止)

第二十一条 事業を譲渡した会社（以下この章において「譲渡会社」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下この項において同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その事業を譲渡した日から二十年間は、同一の事業を行ってはならない。

2 譲渡会社が同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その事業を譲渡した日から三十年の期間内に限り、その効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、譲渡会社は、不正の競争の目的をもって同一の事業を行ってはならない。

(譲渡会社の商号を使用した譲受会社の責任等)

第二十二条 事業を譲り受けた会社（以下この章において「譲受会社」という。）が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

2 前項の規定は、事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受会社及び譲渡会社から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

3 譲受会社が第一項の規定により譲渡会社の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡会社の責任は、事業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4 第一項に規定する場合において、譲渡会社の事業によって生じた債権について、譲受会社にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

(譲受会社による債務の引受け)

第二十三条 譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は、その譲受会社に対して弁済の請求をすることができる。

2 譲受会社が前項の規定により譲渡会社の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡会社の責任は、同項の広告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

(許事業譲渡に係る譲受会社に対する債務の履行の請求)

第二十三条の二 譲渡会社が譲受会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って事業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡会社が残存債権者を害することを知って事業を譲渡したことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から十年を経過したときも、同様とする。

3 譲渡会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、譲受会社に対して第一項の規定による請求をする権利を行使することができない。

(商人との間での事業の譲渡又は譲受け)

第二十四条 会社が商人に対してその事業を譲渡した場合には、当該会社を商法第十六条第一項に規定する譲渡人とみなして、同法第十七条から第十八条の二までの規定を適用する。この場合において、同条第三項中「又は再生手続開始の決定」とあるのは、「、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とする。

2 会社が商人の営業を譲り受けた場合には、当該商人を譲渡会社とみなして、前三条の規定を適用する。この場合において、前条第三項中「、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とあるのは、「又は再生手続開始の決定」とする。

第二編 株式会社

第一章 設立

第一節 総則

第二十五条 株式会社は、次に掲げるいずれかの方法により設立することができる。

一 次節から第八節までに規定するところにより、発起人が設立時発行株式（株式会社の設立に際して発行する株式をいう。以下同じ。）の全部を引き受ける方法

二 次節、第三節、第三十九条及び第六節から第九節までに規定するところにより、発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする方法

2 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならない。

第二節 定款の作成

(定款の作成)

第二十六条 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

第二十七条 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額

五 発起人の氏名又は名称及び住所

第二十八条 株式会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第二十六条第一項の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

- 一 金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、設立時発行株式の種類及び種類ごとの数。第三十二条第一項第一号において同じ。）
- 二 株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称
- 三 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称
- 四 株式会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。）

第二十九条 第二十七条各号及び前条各号に掲げる事項のほか、株式会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（定款の認証）

第三十条 第二十六条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前は、第三十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による場合を除き、これを変更することができない。

（定款の備置き及び閲覧等）

第三十一条 発起人（株式会社の成立後にあっては、当該株式会社）は、定款を発起人が定めた場所（株式会社の成立後にあっては、その本店及び支店）に備え置かなければならない。

2 発起人（株式会社の成立後にあっては、その株主及び債権者）は、発起人が定めた時間（株式会社の成立後にあっては、その営業時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人（株式会社の成立後にあっては、当該株式会社）の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって発起人（株式会社の成立後にあっては、当該株式会社）の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 株式会社の成立後において、当該株式会社の親会社社員（親会社の株主その他の社員をいう。以下同じ。）がその権利を行使するため必要があるときは、当該親会社社員は、裁判所の許可を得て、当該株式会社の定款について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 4 定款が電磁的記録をもって作成されている場合であって、支店における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっている株式会社についての第一項の規定の適用については、同項中「本店及び支店」とあるのは、「本店」とする。

第三節 出資

（設立時発行株式に関する事項の決定）

第三十二条 発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

- 一 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数
 - 二 前号の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額
 - 三 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 2 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、前項第一号の設立時発行株式が第百八条第三項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない。

（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

第三十三条 発起人は、定款に第二十八条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、第三十条第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

- 2 前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、成立後の株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
- 5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
- 6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、発起人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
- 7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、第二十八条各号に掲げる事項（第二項の検査役の調査を経っていないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。
- 8 発起人は、前項の決定により第二十八条各号に掲げる事項の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。
- 9 前項に規定する場合には、発起人は、その全員の同意によって、第七項の決定の確定後一週間以内に限り、当該決定により変更された事項についての定めを廃止する定款の変更をすることができる。
- 10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。
 - 一 第二十八条第一号及び第二号の財産（以下この章において「現物出資財産等」という。）について定款に記載され、又は記録された価額の総額が五百万円を超えない場合 同条第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項
 - 三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあっては、当

該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。)を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項(当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。)

1 1 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 発起人

二 第二十八条第二号の財産の譲渡人

三 設立時取締役(第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。)又は設立時監査役(同条第三項第二号に規定する設立時監査役をいう。)

四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの
(出資の履行)

第三十四条 発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社の成立後にすることを妨げない。

2 前項の規定による払込みは、発起人が定めた銀行等(銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。第七百三条第一号において同じ。)、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。))その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。))の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

(設立時発行株式の株主となる権利の譲渡)

第三十五条 前条第一項の規定による払込み又は給付(以下この章において「出資の履行」という。)をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない。

(設立時発行株式の株主となる権利の喪失)

第三十六条 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた発起人は、同項に規定する期日までに出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を失う。

(発行可能株式総数の定め等)

第三十七条 発起人は、株式会社が発行することができる株式の総数(以下「発行可能株式総数」という。)を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。

2 発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

3 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

第四節 設立時役員等の選任及び解任

(設立時役員等の選任)

第三十八条 発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役(株式会社の設立に際して取締役となる者をいう。以下同じ。))を選任しなければならない。

2 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員(株式会社の設立に際して監査等委員(監査等委員会の委員をいう。以下同じ。))となる者をいう。以下同じ。))である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、当該各号に定める者を選任しなければならない。

一 設立しようとする株式会社が会計参与設置会社である場合 設立時会計参与(株式会社の設立に際して会計参与となる者をいう。以下同じ。))

二 設立しようとする株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。))である場合 設立時監査役(株式会社の設立に際して監査役となる者をいう。以下同じ。))

三 設立しようとする株式会社が会計監査人設置会社である場合 設立時会計監査人(株式会社の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下同じ。))

4 定款で設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この項において同じ。)、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなす。

第三十九条 設立しようとする株式会社が取締役会設置会社である場合には、設立時取締役は、三人以上でなければならない。

2 設立しようとする株式会社が監査役会設置会社である場合には、設立時監査役は、三人以上でなければならない。

3 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員である設立時取締役は、三人以上でなければならない。

4 第三百三十一条第一項(第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十三条第一項若しくは第三項又は第三百三十七条第一項若しくは第三項の規定により成立後の株式会社の取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は会計監査人となることのできない者は、それぞれ設立時取締役(成立後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人(以下この節において「設立時役員等」という。))となることのできない。

5 第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

(設立時役員等の選任の方法)

第四十条 設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

- 3 前項の規定にかかわらず、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、取締役の全部又は一部の選任について議決権を行使することができないものと定められた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、発起人は、当該取締役となる設立時取締役の選任についての議決権を行使することができない。
- 4 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「、取締役」とあるのは「、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。
- 5 第三項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の選任について準用する。

(設立時役員等の選任の方法の特則)

第四十一条 前条第一項の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第百八条第一項第九号に掲げる事項（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）の選任は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定め例に従い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定する。

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした種類の設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の種類の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

3 前二項の規定は、株式会社の設立に際して第百八条第一項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合について準用する。

(設立時役員等の解任)

第四十二条 発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等（第三十八条第四項の規定により設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任することができる。

(設立時役員等の解任の方法)

第四十三条 設立時役員等の解任は、発起人の議決権の過半数（設立時監査等委員である設立時取締役又は設立時監査役を解任する場合にあつては、三分の二以上に当たる多数）をもって決定する。

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

3 前項の規定にかかわらず、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、取締役の全部又は一部の解任について議決権を行使することができないものと定められた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、発起人は、当該取締役となる設立時取締役の解任についての議決権を行使することができない。

4 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「、取締役」とあるのは「、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。

5 第三項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の解任について準用する。

(設立時取締役等の解任の方法の特則)

第四十四条 前条第一項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により選任された設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。次項及び第四項において同じ。）の解任は、その選任に係る発起人の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により又は種類創立総会（第八十四条に規定する種類創立総会をいう。）若しくは種類株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。第四項において同じ。）を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、第四十一条第一項の規定により選任された設立時取締役の解任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

3 前二項の場合には、発起人は、出資の履行をした種類の設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の種類の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

4 前項の規定にかかわらず、第二項の規定により設立時取締役を解任する場合において、取締役の全部又は一部の解任について議決権を行使することができないものと定められた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、発起人は、当該取締役となる設立時取締役の解任についての議決権を行使することができない。

5 前各項の規定は、第四十一条第一項の規定により選任された設立時監査等委員である設立時取締役及び同条第三項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役の解任について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「過半数」とあるのは、「三分の二以上に当たる多数」と読み替えるものとする。

(設立時役員等の選任又は解任の効力についての特則)

第四十五条 株式会社の設立に際して第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行する場合において、当該種類の株式の内容として次の各号に掲げる事項について種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定款の定めがあるときは、当該各号に定める事項は、定款の定めに従い、第四十条第一項又は第四十三条第一項の規定による決定のほか、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもってする決定がなければ、その効力を生じない。

- 一 取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の全部又は一部の選任又は解任 当該取締役となる設立時取締役の選任又は解任
- 二 監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の全部又は一部の選任又は解任 これらの取締役となる設立時取締役の選任又は解任
- 三 会計参与の全部又は一部の選任又は解任 当該会計参与となる設立時会計参与の選任又は解任
- 四 監査役の全部又は一部の選任又は解任 当該監査役となる設立時監査役の選任又は解任
- 五 会計監査人の全部又は一部の選任又は解任 当該会計監査人となる設立時会計監査人の選任又は解任

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした種類の設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の種類の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

第五節 設立時取締役等による調査

第四十六条 設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあつては、設立時取締役及び設立時監査役。以下この条において同じ。）は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- 一 第三十三条第十項第一号又は第二号に掲げる場合における現物出資財産等（同号に掲げる場合にあつては、同号の有価証券に限る。）について定款に記載され、又は記録された価額が相当であること。
- 二 第三十三条第十項第三号に規定する証明が相当であること。
- 三 出資の履行が完了していること。
- 四 前三号に掲げる事項のほか、株式会社の設立の手續が法令又は定款に違反していないこと。

- 2 設立時取締役は、前項の規定による調査により、同項各号に掲げる事項について法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、発起人にその旨を通知しなければならない。
- 3 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合には、設立時取締役は、第一項の規定による調査を終了したときはその旨を、前項の規定による通知をしたときはその旨及びその内容を、設立時代表執行役（第四十八条第一項第三号に規定する設立時代表執行役をいう。）に通知しなければならない。

第六節 設立時代表取締役等の選定等

（設立時代表取締役の選定等）

第四十七条 設立時取締役は、設立しようとする株式会社が取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合には、設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の中から株式会社の設立に際して代表取締役（株式会社を代表する取締役をいう。以下同じ。）となる者（以下「設立時代表取締役」という。）を選定しなければならない。

- 2 設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、設立時代表取締役を解職することができる。
- 3 前二項の規定による設立時代表取締役の選定及び解職は、設立時取締役の過半数をもって決定する。

（設立時委員の選定等）

第四十八条 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合には、設立時取締役は、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 設立時取締役の中から次に掲げる者（次項において「設立時委員」という。）を選定すること。
 - イ 株式会社の設立に際して指名委員会の委員となる者
 - ロ 株式会社の設立に際して監査委員会の委員となる者
 - ハ 株式会社の設立に際して報酬委員会の委員となる者
- 二 株式会社の設立に際して執行役となる者（以下「設立時執行役」という。）を選任すること。
- 三 設立時執行役の中から株式会社の設立に際して代表執行役となる者（以下「設立時代表執行役」という。）を選定すること。ただし、設立時執行役が一人であるときは、その者が設立時代表執行役に選定されたものとする。
- 2 設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、設立時委員若しくは設立時代表執行役を解職し、又は設立時執行役を解任することができる。
- 3 前二項の規定による措置は、設立時取締役の過半数をもって決定する。

第七節 株式会社の成立

（株式会社の成立）

第四十九条 株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（株式の引受人の権利）

第五十条 発起人は、株式会社の成立の時に、出資の履行をした設立時発行株式の株主となる。

- 2 前項の規定により株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない。
- （引受けの無効又は取消しの制限）

第五十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用しない。

- 2 発起人は、株式会社の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

第八節 発起人等の責任等

（出資された財産等の価額が不足する場合の責任）

第五十二条 株式会社の成立の時における現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額（定款の変更があった場合にあっては、変更後の価額）に著しく不足するときは、発起人及び設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発起人（第二十八条第一号の財産を給付した者又は同条第二号の財産の譲渡人を除く。第二号において同じ。）及び設立時取締役は、現物出資財産等について同項の義務を負わない。

- 一 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項について第三十三条第二項の検査役の調査を経た場合
- 二 当該発起人又は設立時取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合

- 3 第一項に規定する場合には、第三十三条第十項第三号に規定する証明をした者（以下この項において「証明者」という。）は、第一項の義務を負う者と連帯して、同項の不足額を支払う義務を負う。ただし、当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

（出資の履行を仮装した場合の責任等）

第五十二条の二 発起人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

- 一 第三十四条第一項の規定による払込みを仮装した場合 払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払
- 二 第三十四条第一項の規定による給付を仮装した場合 給付を仮装した出資に係る金銭以外の財産の全部の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払）

- 2 前項各号に掲げる場合には、発起人がその出資の履行を仮装することに関与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

- 3 発起人が第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

- 4 発起人は、第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した設立時発行株式について、設立時株主（第六十五条第一項に規定する設立時株主をいう。次項において同じ。）及び株主の権利を行使することができない。

- 5 前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（発起人等の損害賠償責任）

第五十三条 発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 発起人、設立時取締役又は設立時監査役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(発起人等の連帯責任)

第五十四条 発起人、設立時取締役又は設立時監査役が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の発起人、設立時取締役又は設立時監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(責任の免除)

第五十五条 第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

(株式会社不成立の場合の責任)

第五十六条 株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。

第九節 募集による設立

第一款 設立時発行株式を引き受ける者の募集

(設立時発行株式を引き受ける者の募集)

第五十七条 発起人は、この款の定めるところにより、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする旨を定めることができる。

2 発起人は、前項の募集をする旨を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

(設立時募集株式に関する事項の決定)

第五十八条 発起人は、前条第一項の募集をしようとするときは、その都度、設立時募集株式（同項の募集に応じて設立時発行株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる設立時発行株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 設立時募集株式の数（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、その種類及び種類ごとの数。以下この款において同じ。）

二 設立時募集株式の払込金額（設立時募集株式一株と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この款において同じ。）

三 設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日

2 発起人は、前項各号に掲げる事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

3 設立時募集株式の払込金額その他の前条第一項の募集の条件は、当該募集（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、種類及び当該募集）ごとに、均等に定めなければならない。

(設立時募集株式の申込み)

第五十九条 発起人は、第五十七条第一項の募集に応じて設立時募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

二 第二十七条各号、第二十八条各号、第三十二条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項

三 発起人が出資した財産の価額

四 第六十三条第一項の規定による払込みの取扱いの場所

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、第三十六条第一項に規定する期日後でなければ、前項の規定による通知をすることができない。

3 第五十七条第一項の募集に応じて設立時募集株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を発起人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする設立時募集株式の数

4 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

5 発起人は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第三項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 発起人が申込者に対してする通知又は催告は、第三項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を発起人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(設立時募集株式の割当て)

第六十条 発起人は、申込者の中から設立時募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる設立時募集株式の数を定めなければならない。この場合において、発起人は、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を、前条第三項第二号の数よりも減少することができる。

2 発起人は、第五十八条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を通知しなければならない。

(設立時募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

第六十一条 前二条の規定は、設立時募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(設立時募集株式の引受け)

第六十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める設立時募集株式の数について設立時募集株式の引受人となる。

一 申込者 発起人の割り当てた設立時募集株式の数

二 前条の契約により設立時募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた設立時募集株式の数

(設立時募集株式の払込金額の払込み)

第六十三条 設立時募集株式の引受人は、第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの設立時募集株式の払込金額の全額の払込みを行わなければならない。

2 前項の規定による払込みをすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない。

3 設立時募集株式の引受人は、第一項の規定による払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。

(払込金の保管証明)

第六十四条 第五十七条第一項の募集をした場合には、発起人は、第三十四条第一項及び前条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に対し、これらの規定により払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

2 前項の証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること又は第三十四条第一項若しくは前条第一項の規定により払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもって成立後の株式会社に対抗することができない。

第二款 創立総会等

(創立総会の招集)

第六十五条 第五十七条第一項の募集をする場合には、発起人は、第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、設立時株主（第五十条第一項又は第二百二条第二項の規定により株式会社の株主となる者をいう。以下同じ。）の総会（以下「創立総会」という。）を招集しなければならない。

2 発起人は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、いつでも、創立総会を招集することができる。

(創立総会の権限)

第六十六条 創立総会は、この節に規定する事項及び株式会社の設立の廃止、創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる。

(創立総会の招集の決定)

第六十七条 発起人は、創立総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 創立総会の日時及び場所
- 二 創立総会の目的である事項
- 三 創立総会に出席しない設立時株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 創立総会に出席しない設立時株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 発起人は、設立時株主（創立総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない設立時株主を除く。次条から第七十一条までにおいて同じ。）の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

(創立総会の招集の通知)

第六十八条 創立総会を招集するには、発起人は、創立総会の日の二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあっては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間））前までに、設立時株主に対してその通知を発しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。

- 一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合
- 二 設立しようとする株式会社が取締役会設置会社である場合

3 発起人は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、設立時株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該発起人は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 発起人が設立時株主に対してする通知又は催告は、第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号の住所（当該設立時株主が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を発起人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7 前二項の規定は、第一項の通知に際して設立時株主に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

(招集手続の省略)

第六十九条 前条の規定にかかわらず、創立総会は、設立時株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第七十条 発起人は、第六十七条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第六十八条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、設立時株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「創立総会参考書類」という。）及び設立時株主が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 発起人は、第六十八条第三項の承諾をした設立時株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、設立時株主の請求があったときは、これらの書類を当該設立時株主に交付しなければならない。

第七十一条 発起人は、第六十七条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、第六十八条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、設立時株主に対し、創立総会参考書類を交付しなければならない。

2 発起人は、第六十八条第三項の承諾をした設立時株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による創立総会参考書類の交付に代えて、当該創立総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、設立時株主の請求があったときは、創立総会参考書類を当該設立時株主に交付しなければならない。

3 発起人は、第一項に規定する場合には、第六十八条第三項の承諾をした設立時株主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、設立時株主に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 発起人は、第一項に規定する場合において、第六十八条第三項の承諾をしていない設立時株主から創立総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該設立時株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(議決権の数)

第七十二条 設立時株主（成立後の株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて成立後の株式会社がその経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして法務省令で定める設立時株主を除く。）は、創立総会において、その引き受けた設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

- 2 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限がある種類の設立時発行株式を発行するときは、創立総会において、設立時株主は、株主総会において議決権を行使することができる事項に相当する事項に限り、当該設立時発行株式について議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、株式会社の設立の廃止については、設立時株主は、その引き受けた設立時発行株式について議決権を行使することができる。

(創立総会の決議)

第七十三条 創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であつて、出席した当該設立時株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う場合（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合を除く。）には、当該定款の変更についての創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の半数以上であつて、当該設立時株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 定款を変更してその発行する全部の株式の内容として第七十七条第一項第三号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとする場合（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合を除く。）には、設立時株主全員の同意を得なければならない。
- 4 創立総会は、第六十七条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、定款の変更又は株式会社の設立の廃止については、この限りでない。

(議決権の代理行使)

第七十四条 設立時株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該設立時株主又は代理人は、代理権を証明する書面を発起人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、創立総会ごとにしなければならない。
- 3 第一項の設立時株主又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該設立時株主又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 設立時株主が第六十八条第三項の承諾をした者である場合には、発起人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 5 発起人は、創立総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。
- 6 発起人（株式会社の成立後にあつては、当該株式会社。次条第三項及び第七十六条第四項において同じ。）は、創立総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録を発起人が定めた場所（株式会社の成立後にあつては、その本店。次条第三項及び第七十六条第四項において同じ。）に備え置かななければならない。
- 7 設立時株主（株式会社の成立後にあつては、その株主。次条第四項及び第七十六条第五項において同じ。）は、発起人が定めた時間（株式会社の成立後にあつては、その営業時間。次条第四項及び第七十六条第五項において同じ。）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(書面による議決権の行使)

第七十五条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該議決権行使書面を発起人に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する。
- 3 発起人は、創立総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面を発起人が定めた場所に備え置かななければならない。
- 4 設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

第七十六条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該発起人に提供して行う。

- 2 設立時株主が第六十八条第三項の承諾をした者である場合には、発起人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する。
- 4 発起人は、創立総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録を発起人が定めた場所に備え置かななければならない。
- 5 設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議決権の不統一行使)

第七十七条 設立時株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、創立総会の日の三日前までに、発起人に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

- 2 発起人は、前項の設立時株主が他人のために設立時発行株式を引き受けた者でないときは、当該設立時株主が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(発起人の説明義務)

第七十八条 発起人は、創立総会において、設立時株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより設立時株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(議長の権限)

第七十九条 創立総会の議長は、当該創立総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 創立総会の議長は、その命令に従わない者その他当該創立総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(延期又は続行の決議)

第八十条 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第六十七条及び第六十八条の規定は、適用しない。

(議事録)

第八十一条 創立総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 発起人(株式会社の成立後にあっては、当該株式会社。次条第二項において同じ。)は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた場所(株式会社の成立後にあっては、その本店。同条第二項において同じ。)に備え置かなければならない。

3 設立時株主(株式会社の成立後にあっては、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。)は、発起人が定めた時間(株式会社の成立後にあっては、その営業時間。同項において同じ。)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 株式会社の成立後において、当該株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

(創立総会の決議の省略)

第八十二条 発起人が創立総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき設立時株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の創立総会の決議があったものとみなす。

2 発起人は、前項の規定により創立総会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録を発起人が定めた場所に備え置かなければならない。

3 設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 株式会社の成立後において、当該株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第二項の書面又は電磁的記録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

(創立総会への報告の省略)

第八十三条 発起人が設立時株主の全員に対して創立総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を創立総会に報告することを要しないことにつき設立時株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の創立総会への報告があったものとみなす。

(種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合)

第八十四条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、その設立に際して発行するある種類の株式の内容として、株主総会において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定め例に従い、創立総会の決議のほか、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主(ある種類の設立時発行株式の設立時株主をいう。以下この節において同じ。)を構成員とする種類創立総会(ある種類の設立時発行株式の設立時種類株主の総会をいう。以下同じ。)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(種類創立総会の招集及び決議)

第八十五条 前条、第九十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第百条第一項又は第百一条第一項の規定により種類創立総会の決議をする場合には、発起人は、種類創立総会を招集しなければならない。

2 種類創立総会の決議は、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時種類株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、第百条第一項の決議は、同項に規定する種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主の半数以上であって、当該設立時種類株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(創立総会に関する規定の準用)

第八十六条 第六十七条から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第七十四条から第八十二条までの規定は、種類創立総会について準用する。この場合において、第六十七条第一項第三号及び第四号並びに第二項、第六十八条第一項及び第三項、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条第一項、第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条第二項、第七十六条第二項及び第三項、第七十七条、第七十八条本文並びに第八十二条第一項中「設立時株主」とあるのは、「設立時種類株主(ある種類の設立時発行株式の設立時株主をいう。)」と読み替えるものとする。

第三款 設立に関する事項の報告

第八十七条 発起人は、株式会社の設立に関する事項を創立総会に報告しなければならない。

2 発起人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を創立総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 定款に第二十八条各号に掲げる事項(第三十三条第十項各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)の定めがある場合 第三十三条第二項の検査役の同条第四項の報告の内容

二 第三十三条第十項第三号に掲げる場合 同号に規定する証明の内容

第四款 設立時取締役等の選任及び解任

(設立時取締役等の選任)

第八十八条 第五十七条第一項の募集をする場合には、設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない。

2 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

(累積投票による設立時取締役の選任)

第八十九条 創立総会の目的である事項が二人以上の設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。)の選任である場合には、設立時株主(設立時取締役の選任について議決権を行使することができる設立時株主に限る。以下この条において同じ。)は、定款に別段の定めがあるときを除き、発起人に対し、第三項から第五項までに規定するところにより設立時取締役を選任すべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、同項の創立総会の日の五日前までにしなければならない。

- 3 第七十二条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求があった場合には、設立時取締役の選任の決議については、設立時株主は、その引き受けた設立時発行株式一株（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、一単元の設立時発行株式）につき、当該創立総会において選任する設立時取締役の数と同数の議決権を有する。この場合においては、設立時株主は、一人のみに投票し、又は二人以上に投票して、その議決権を行使することができる。
- 4 前項の場合には、投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとする。
- 5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求があった場合における設立時取締役の選任に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（種類創立総会の決議による設立時取締役等の選任）

第九十条 第八十八条の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第八十八条第一項第九号に掲げる事項（取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定め例に従い、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって選任しなければならない。

- 2 前項の規定は、株式会社の設立に際して第八十八条第一項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合について準用する。

（設立時取締役等の解任）

第九十一条 第八十八条の規定により選任された設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人は、株式会社の成立の時までの間、創立総会の決議によって解任することができる。

第九十二条 第九十条第一項の規定により選任された設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、その選任に係る種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により又は種類創立総会若しくは種類株主総会において選任された取締役を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、第九十条第一項の規定により選任された設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、創立総会の決議によって解任することができる。
- 3 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役を」とあるのは「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役を」と、「設立時取締役」とあるのは「設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」とする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、第九十条第二項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役について準用する。

第五款 設立時取締役等による調査

（設立時取締役等による調査）

第九十三条 設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役。以下この条において同じ。）は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- 一 第三十三条第十項第一号又は第二号に掲げる場合における現物出資財産等（同号に掲げる場合にあっては、同号の有価証券に限る。）について定款に記載され、又は記録された価額が相当であること。
- 二 第三十三条第十項第三号に規定する証明が相当であること。
- 三 発起人による出資の履行及び第六十三条第一項の規定による払込みが完了していること。
- 四 前三号に掲げる事項のほか、株式会社の設立の手續が法令又は定款に違反していないこと。
- 2 設立時取締役は、前項の規定による調査の結果を創立総会に報告しなければならない。
- 3 設立時取締役は、創立総会において、設立時株主から第一項の規定による調査に関する事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- （設立時取締役等が発起人である場合の特則）

第九十四条 設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）の全部又は一部が発起人である場合には、創立総会においては、その決議によって、前条第一項各号に掲げる事項を調査する者を選任することができる。

- 2 前項の規定により選任された者は、必要な調査を行い、当該調査の結果を創立総会に報告しなければならない。

第六款 定款の変更

（発起人による定款の変更の禁止）

第九十五条 第五十七条第一項の募集をする場合には、発起人は、第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の初日のうち最も早い日以後は、第三十三条第九項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、定款の変更をすることができない。

（創立総会における定款の変更）

第九十六条 第三十条第二項の規定にかかわらず、創立総会においては、その決議によって、定款の変更をすることができる。

（設立時発行株式の引受けの取消し）

第九十七条 創立総会において、第二十八条各号に掲げる事項を変更する定款の変更の決議をした場合には、当該創立総会においてその変更反対した設立時株主は、当該決議後二週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

（創立総会の決議による発行可能株式総数の定め）

第九十八条 第五十七条第一項の募集をする場合において、発行可能株式総数を定款で定めていないときは、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。

（定款の変更の手續の特則）

第九十九条 設立しようとする会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号の種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を得なければならない。

- 一 ある種類の株式の内容として第八十八条第一項第六号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするとき。
- 二 ある種類の株式について第三百二十二条第二項の規定による定款の定めを設けようとするとき。

第一百条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、定款を変更してある種類の株式の内容として第八十八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けるときは、当該定款の変更は、次に掲げる設立時種類株主を構成員とする種類創立総会（当該設立時種類株主に係る設立時発行株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の設立時発行株式の種類別に区分された設立時種類株主を構成員とする各種類創立総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が存しない場合は、この限りでない。

- 一 当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主
- 二 第八十八条第二項第五号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の設立時種類株主
- 三 第八十八条第二項第六号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得条項付株式の設立時種類株主
- 2 前項に規定する種類創立総会において当該定款の変更に反対した設立時種類株主は、当該種類創立総会の決議後二週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

第百一条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、次に掲げる事項についての定款の変更をすることにより、ある種類の設立時発行株式の設立時種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該定款の変更は、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会（当該設立時種類株主に係る設立時発行株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の設立時発行株式の種類別に区分された設立時種類株主を構成員とする各種類創立総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が存しない場合は、この限りでない。

- 一 株式の種類追加
- 二 株式の内容の変更
- 三 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数（株式会社が発行することができる一の種類株式の総数をいう。以下同じ。）の増加
- 2 前項の規定は、単元株式数についての定款の変更であって、当該定款の変更について第三百二十二条第二項の規定による定款の定めがある場合における当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会については、適用しない。

第七款 設立手続等の特則等

（設立手続等の特則）

第百二条 設立時募集株式の引受人は、発起人が定めた時間内は、いつでも、第三十一条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人の定めた費用を支払わなければならない。

- 2 設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立の時に、第六十三条第一項の規定による払込みを行った設立時発行株式の株主となる。
- 3 設立時募集株式の引受人は、第六十三条第一項の規定による払込みを仮装した場合には、次条第一項又は第百三条第二項の規定による支払がされた後でなければ、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができない。
- 4 前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。
- 5 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第六十一条の契約に係る意思表示については、適用しない。
- 6 設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立後又は創立総会若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（払込みを仮装した設立時募集株式の引受人の責任）

第百二条の二 設立時募集株式の引受人は、前条第三項に規定する場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う。

- 2 前項の規定により設立時募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（発起人の責任等）

第百三条 第五十七条第一項の募集をした場合における第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号に」とする。

- 2 第百二条第三項に規定する場合には、払込みを仮装することに関与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に対し、前条第一項の引受人と連帯して、同項に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込みを仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。
- 4 第五十七条第一項の募集をした場合において、当該募集の広告その他当該募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名又は名称及び株式会社の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者（発起人を除く。）は、発起人とみなして、前節及び前三項の規定を適用する。

第二章 株式

第一節 総則

（株主の責任）

第百四条 株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

（株主の権利）

第百五条 株主は、その有する株式につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。

- 一 剰余金の配当を受ける権利
- 二 残余財産の分配を受ける権利
- 三 株主総会における議決権
- 2 株主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

（共有者による権利の行使）

第百六条 株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（株式の内容についての特別の定め）

第百七条 株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
- 二 当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。
- 三 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。
- 2 株式会社は、全部の株式の内容として次の各号に掲げる事項を定めるときは、当該各号に定める事項を定款で定めなければならない。

一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること 次に掲げる事項

イ 当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨

ロ 一定の場合においては株式会社が第百三十六条又は第百三十七条第一項の承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合

二 当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること 次に掲げる事項

- イ 株主が当該株式会社に対して当該株主の有する株式を取得することを請求することができる旨
- ロ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類（第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。以下この編において同じ。）及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ニ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
- ホ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式等（株式、社債及び新株予約権をいう。以下同じ。）以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- ヘ 株主が当該株式会社に対して当該株式を取得することを請求することができる期間
- 三 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること 次に掲げる事項
 - イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその株式を取得する旨及びその事由
 - ロ 当該株式会社が別に定める日が到来することをもってイの事由とするときは、その旨及び取得する株式の一部の決定の方法
 - ニ イの事由が生じた日にイの株式の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する株式の一部の決定の方法
 - ホ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ヘ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのニに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのホに規定する事項
 - ト イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

（異なる種類の株式）

第百八条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

- 一 剰余金の配当
- 二 残余財産の分配
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項
- 四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
- 五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。
- 六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。
- 七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること。
- 八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社（第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。）にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの
- 九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第九号及び第百十二条第一項において同じ。）又は監査役を選任すること。
- 2 株式会社は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合には、当該各号に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない。
 - 一 剰余金の配当 当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容
 - 二 残余財産の分配 当該種類の株主に交付する残余財産の価額の決定の方法、当該残余財産の種類その他残余財産の分配に関する取扱いの内容
 - 三 株主総会において議決権を行使することができる事項 次に掲げる事項
 - イ 株主総会において議決権を行使することができる事項
 - ロ 当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件
 - 四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること 当該種類の株式についての前条第二項第一号に定める事項
 - 五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること 次に掲げる事項
 - イ 当該種類の株式についての前条第二項第二号に定める事項
 - ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の他の株式を交付するときは、当該他の株式の種類及び種類ごとの数又はその算定方法
 - 六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること 次に掲げる事項
 - イ 当該種類の株式についての前条第二項第三号に定める事項
 - ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の他の株式を交付するときは、当該他の株式の種類及び種類ごとの数又はその算定方法
 - 七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること 次に掲げる事項
 - イ 第百七十一条第一項第一号に規定する取得対価の価額の決定の方法
 - ロ 当該株主総会の決議をすることができるか否かについての条件を定めるときは、その条件
 - 八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの 次に掲げる事項
 - イ 当該種類株主総会の決議があることを必要とする事項
 - ロ 当該種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときは、その条件
 - 九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること 次に掲げる事項
 - イ 当該種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること及び選任する取締役又は監査役の数

- ロ イの定めにより選任することができる取締役又は監査役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する取締役又は監査役の数
- ハ イ又はロに掲げる事項を変更する条件があるときは、その条件及びその条件が成就した場合における変更後のイ又はロに掲げる事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める事項（剰余金の配当について内容の異なる種類の種類株主が配当を受けることができる額その他法務省令で定める事項に限る。）の全部又は一部については、当該種類の株式を初めて発行する時までに、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の決議によって定める旨を定款で定めることができる。この場合においては、その内容の要綱を定款で定めなければならない。（株主の平等）

第九十九条 株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第二百五条第一項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
- 3 前項の規定による定款の定めがある場合には、同項の株主が有する株式を同項の権利に関する事項について内容の異なる種類の株式とみなして、この編及び第五編の規定を適用する。（定款の変更の手続の特則）

第一百条 定款を変更してその発行する全部の株式の内容として第一百七条第一項第三号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとする場合（株式会社が種類株式発行会社である場合を除く。）には、株主全員の同意を得なければならない。

第一百一十一条 種類株式発行会社がある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式の内容として第一百八条第一項第六号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

- 2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第一百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。
- 一 当該種類の株式の種類株主
- 二 第一百八条第二項第五号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主
- 三 第一百八条第二項第六号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得条項付株式の種類株主
- （取締役の選任等に関する種類株式の定款の定めを廃止の特則）

第一百十二条 第一百八条第二項第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

- 2 前項の規定は、第一百八条第二項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定款の定めについて準用する。（発行可能株式総数）

第一百三十三条 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない。

- 2 定款を変更して発行可能株式総数を減少するときは、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数を下ることができない。
- 3 次に掲げる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。
- 一 公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合
- 二 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合
- 4 新株予約権（第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が第二百八十二条第一項の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式（株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。）を除く。）の総数を控除して得た数を超えてはならない。（発行可能種類株式総数）

第一百四十四条 定款を変更してある種類の株式の発行可能種類株式総数を減少するときは、変更後の当該種類の株式の発行可能種類株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における当該種類の発行済株式の総数を下ることができない。

- 2 ある種類の株式についての次に掲げる数の合計数は、当該種類の株式の発行可能種類株式総数から当該種類の発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を超えてはならない。
- 一 取得請求権付株式（第一百七条第二項第二号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当該株式会社を除く。）が第一百六十七条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数
- 二 取得条項付株式の株主（当該株式会社を除く。）が第一百七十条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数
- 三 新株予約権（第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が第二百八十二条第一項の規定により取得することとなる株式の数
- （議決権制限株式の発行数）

第一百五十五条 種類株式発行会社が公開会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式（以下この条において「議決権制限株式」という。）の数が発行済株式の総数の二分の一を超えるに至ったときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の二分の一以下にするための必要な措置をとらなければならない。

（反対株主の株式買取請求）

第一百六十六条 次の各号に掲げる場合には、反対株主は、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

- 一 その発行する全部の株式の内容として第一百七条第一項第一号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 全部の株式
- 二 ある種類の株式の内容として第一百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 第一百一条第二項各号に規定する株式

- 三 次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式（第三百二十二条第二項の規定による定款の定めがあるものに限る。）を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき 当該種類の株式
- イ 株式の併合又は株式の分割
 - ロ 第百八十五条に規定する株式無償割当て
 - ハ 単元株式数についての定款の変更
 - ニ 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第二百二条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
 - ホ 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第二百四十一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
 - ヘ 第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て
- 2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。
- 一 前項各号の行為をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主
 - イ 当該株主総会に先立って当該行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）
 - ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主
 - 二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主
- 3 第一項各号の行為をしようとする株式会社は、当該行為が効力を生ずる日（以下この条及び次条において「効力発生日」という。）の二十日前までに、同項各号に定める株式の株主に対し、当該行為をする旨を通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 5 第一項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日まで
- の間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。
- 6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に對し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三條の規定による請求をした者については、この限りでない。
- 7 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。
- 8 株式会社が第一項各号の行為を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。
- 9 第百三十三條の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。
- （株式の価格の決定等）
- 第百七条** 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調つたときは、株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。
- 2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。
- 4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 5 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。
- 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。
- 7 株券発行会社（その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。）は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。
- （新株予約権買取請求）
- 第百八条** 次の各号に掲げる定款の変更をする場合には、当該各号に定める新株予約権の新株予約権者は、株式会社に對し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- 一 その発行する全部の株式の内容として第百七条第一項第一号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更 全部の新株予約権
 - 二 ある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更 当該種類の株式を目的とする新株予約権
- 2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求（以下この節において「新株予約権買取請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 第一項各号に掲げる定款の変更をしようとする株式会社は、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この条及び次条において「定款変更日」という。）の二十日前までに、同項各号に定める新株予約権の新株予約権者に対し、当該定款の変更を行う旨を通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 5 新株予約権買取請求は、定款変更日の二十日前の日から定款変更日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしてしなければならない。
- 6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、株式会社に對し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 7 新株予約権付社債券（第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。以下この項及び次条第八項において同じ。）が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、株式会社に對し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。
- 9 株式会社が第一項各号に掲げる定款の変更を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。
- 10 第二百六十條の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。
- （新株予約権の価格の決定等）
- 第百九条** 新株予約権買取請求があつた場合において、新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）の価格の決

定について、新株予約権者と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、定款変更日から六十日以内にその支払をしなければならない。

- 2 新株予約権の価格の決定について、定款変更日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、定款変更日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。
- 4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 5 株式会社は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。
- 6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、定款変更日に、その効力を生ずる。
- 7 株式会社は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。
- 8 株式会社は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、その新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(株主等の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 株式会社は、何人に対しても、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主（第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。）の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。）の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。）をしてはならない。

- 2 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。株式会社が特定の株主に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該株式会社又はその子会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする。
- 3 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該株式会社又はその子会社に返還しなければならない。この場合において、当該利益の供与を受けた者は、当該株式会社又はその子会社に対して当該利益と引換えに給付をしたものがあるときは、その返還を受けることができる。
- 4 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をするに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。以下この項において同じ。）として法務省令で定める者は、当該株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。ただし、その者（当該利益の供与をした取締役を除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。
- 5 前項の義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

第二節 株主名簿

(株主名簿)

第二百二十一条 株式会社は、株主名簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下「株主名簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 株主の氏名又は名称及び住所
- 二 前号の株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 三 第一号の株主が株式を取得した日
- 四 株式会社が株券発行会社である場合には、第二号の株式（株券が発行されているものに限る。）に係る株券の番号（株主名簿記載事項を記載した書面の交付等）

第二百二十二条 前条第一号の株主は、株式会社に対し、当該株主についての株主名簿に記載され、若しくは記録された株主名簿記載事項を記載した書面の交付又は当該株主名簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

- 2 前項の書面には、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 前三項の規定は、株券発行会社については、適用しない。

(株主名簿管理人)

第二百二十三条 株式会社は、株主名簿管理人（株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置く旨を定款で定め、当該事務を行うことを委託することができる。

(基準日)

第二百二十四条 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

- 2 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から三箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。
- 3 株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。
- 4 基準日株主が行使することができる権利が株主総会又は種類株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない。
- 5 第一項から第三項までの規定は、第四百四十九条第一項に規定する登録株式質権者について準用する。

(株主名簿の備置き及び閲覧等)

第二百二十五条 株式会社は、株主名簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。

- 2 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 一 株主名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 三 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 四 請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の株主名簿について第二項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 5 前項の親会社社員について第三項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

（株主に対する通知等）

第二百二十六条 株式会社が株主に対してする通知又は催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主の住所（当該株主が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、株式会社が株主に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該株式会社に對し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を株主とみなして、前二項の規定を適用する。
- 4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、株式会社が株式の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。
- 5 前各項の規定は、第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の通知に際して株主に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、第二項中「到達したものとあるのは、」当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

第三節 株式の譲渡等

第一款 株式の譲渡

（株式の譲渡）

第二百二十七条 株主は、その有する株式を譲渡することができる。

（株券発行会社の株式の譲渡）

第二百二十八条 株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない。

- 2 株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない。

（自己株式の処分に関する特則）

第二百二十九条 株券発行会社は、自己株式を処分した日以後遅滞なく、当該自己株式を取得した者に対し、株券を交付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公開会社でない株券発行会社は、同項の者から請求がある時まで、同項の株券を交付しないことができる。

（株式の譲渡の対抗要件）

第三十条 株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。

- 2 株券発行会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする。

（権利の推定等）

第三十一条 株券の占有者は、当該株券に係る株式についての権利を適法に有するものと推定する。

- 2 株券の交付を受けた者は、当該株券に係る株式についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録）

第三十二条 株式会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

- 一 株式を発行した場合
- 二 当該株式会社の株式を取得した場合
- 三 自己株式を処分した場合
- 2 株式会社は、株式の併合をした場合には、併合した株式について、その株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。
- 3 株式会社は、株式の分割をした場合には、分割した株式について、その株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

（株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）

第三十三条 株式を当該株式を発行した株式会社以外の者から取得した者（当該株式会社を除く。以下この節において「株式取得者」という。）は、当該株式会社に對し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

第三十四条 前条の規定は、株式取得者が取得した株式が譲渡制限株式である場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該株式取得者が当該譲渡制限株式を取得することについて第三十六条の承認を受けていること。
- 二 当該株式取得者が当該譲渡制限株式を取得したことについて第三十七条第一項の承認を受けていること。
- 三 当該株式取得者が第四十条第四項に規定する指定買取人であること。
- 四 当該株式取得者が相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者であること。

（親会社株式の取得の禁止）

第三十五条 子会社は、その親会社である株式会社の株式（以下この条において「親会社株式」という。）を取得してはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合

- 二 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合
 - 三 吸収分割により他の会社から親会社株式を承継する場合
 - 四 新設分割により他の会社から親会社株式を承継する場合
 - 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合
- 3 子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。

第二款 株式の譲渡に係る承認手続

(株主からの承認の請求)

第百三十六条 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

(株式取得者からの承認の請求)

第百三十七条 譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

(譲渡等承認請求の方法)

第百三十八条 次の各号に掲げる請求（以下この款において「譲渡等承認請求」という。）は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 第百三十六条の規定による請求 次に掲げる事項

- イ 当該請求をする株主が譲り渡そうとする譲渡制限株式の数（種類株式発行会社にあつては、譲渡制限株式の種類及び種類ごとの数）
- ロ イの譲渡制限株式を譲り受ける者の氏名又は名称
- ハ 株式会社が第百三十六条の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会社又は第百四十条第四項に規定する指定買取人がイの譲渡制限株式を買い取ることを請求するときは、その旨

- 二 前条第一項の規定による請求 次に掲げる事項

- イ 当該請求をする株式取得者の取得した譲渡制限株式の数（種類株式発行会社にあつては、譲渡制限株式の種類及び種類ごとの数）
- ロ イの株式取得者の氏名又は名称
- ハ 株式会社が前条第一項の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会社又は第百四十条第四項に規定する指定買取人がイの譲渡制限株式を買い取ることを請求するときは、その旨

(譲渡等の承認の決定等)

第百三十九条 株式会社が第百三十六条又は第百三十七条第一項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 株式会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者（以下この款において「譲渡等承認請求者」という。）に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(株式会社又は指定買取人による買取り)

第百四十条 株式会社は、第百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求を受けた場合において、第百三十六条又は第百三十七条第一項の承認をしない旨の決定をしたときは、当該譲渡等承認請求に係る譲渡制限株式（以下この款において「対象株式」という。）を買い取らなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 対象株式を買い取る旨
- 二 株式会社が買い取る対象株式の数（種類株式発行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数）

- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

- 3 譲渡等承認請求者は、前項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、当該譲渡等承認請求者以外の株主の全部が同項の株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

- 4 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、株式会社は、対象株式の全部又は一部を買い取る者（以下この款において「指定買取人」という。）を指定することができる。

- 5 前項の規定による指定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(株式会社による買取りの通知)

第百四十一条 株式会社は、前条第一項各号に掲げる事項を決定したときは、譲渡等承認請求者に対し、これらの事項を通知しなければならない。

- 2 株式会社は、前項の規定による通知をしようとするときは、一株当たり純資産額（一株当たりの純資産額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下同じ。）に前条第一項第二号の対象株式の数を乗じて得た額をその本店の所在地の供託所に供託し、かつ、当該供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければならない。

- 3 対象株式が株券発行会社の株式である場合には、前項の書面の交付を受けた譲渡等承認請求者は、当該交付を受けた日から一週間以内に、前条第一項第二号の対象株式に係る株券を当該株券発行会社の本店の所在地の供託所に供託しなければならない。この場合においては、当該譲渡等承認請求者は、当該株券発行会社に対し、遅滞なく、当該供託をした旨を通知しなければならない。

- 4 前項の譲渡等承認請求者が同項の期間内に同項の規定による供託をしなかったときは、株券発行会社は、前条第一項第二号の対象株式の売買契約を解除することができる。

(指定買取人による買取りの通知)

第百四十二条 指定買取人は、第百四十条第四項の規定による指定を受けたときは、譲渡等承認請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 指定買取人として指定を受けた旨

- 二 指定買取人が買い取る対象株式の数（種類株式発行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数）

- 2 指定買取人は、前項の規定による通知をしようとするときは、一株当たり純資産額に同項第二号の対象株式の数を乗じて得た額を株式会社の本店の所在地の供託所に供託し、かつ、当該供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければならない。

- 3 対象株式が株券発行会社の株式である場合には、前項の書面の交付を受けた譲渡等承認請求者は、当該交付を受けた日から一週間以内に、第一項第二号の対象株式に係る株券を当該株券発行会社の本店の所在地の供託所に供託しなければならない。この場合においては、当該譲渡等承認請求者は、指定買取人に対し、遅滞なく、当該供託をした旨を通知しなければならない。

- 4 前項の譲渡等承認請求者が同項の期間内に同項の規定による供託をしなかったときは、指定買取人は、第一項第二号の対象株式の売買契約を解除することができる。
(譲渡等承認請求の撤回)
- 第百四十三条** 第百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者は、第百四十一条第一項の規定による通知を受けた後は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができる。
- 2 第百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、指定買取人の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができる。
(売買価格の決定)
- 第百四十四条** 第百四十一条第一項の規定による通知があった場合には、第百四十条第一項第二号の対象株式の売買価格は、株式会社と譲渡等承認請求者との協議によって定める。
- 2 株式会社又は譲渡等承認請求者は、第百四十一条第一項の規定による通知があった日から二十日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 裁判所は、前項の決定をするには、譲渡等承認請求の時における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがあったときは、当該申立てにより裁判所が定めた額をもって第百四十条第一項第二号の対象株式の売買価格とする。
- 5 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがないとき（当該期間内に第一項の協議が調った場合を除く。）は、一株当たり純資産額に第百四十条第一項第二号の対象株式の数を乗じて得た額をもって当該対象株式の売買価格とする。
- 6 第百四十一条第二項の規定による供託をした場合において、第百四十条第一項第二号の対象株式の売買価格が確定したときは、株式会社は、供託した金銭に相当する額を限度として、売買代金の全部又は一部を支払ったものとみなす。
- 7 前各項の規定は、第百四十二条第一項の規定による通知があった場合について準用する。この場合において、第一項中「第百四十条第一項第二号」とあるのは「第百四十二条第一項第二号」と、「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、第二項中「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、第四項及び第五項中「第百四十条第一項第二号」とあるのは「第百四十二条第一項第二号」と、前項中「第百四十一条第二項」とあるのは「第百四十二条第二項」と、「第百四十条第一項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「株式会社」とあるのは「指定買取人」と読み替えるものとする。
(株式会社が承認をしたとみなされる場合)
- 第百四十五条** 次に掲げる場合には、株式会社は、第百三十六条又は第百三十七条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。ただし、株式会社と譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 一 株式会社が第百三十六条又は第百三十七条第一項の規定による請求の日から二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に第百三十九条第二項の規定による通知をしなかった場合
- 二 株式会社が第百三十九条第二項の規定による通知の日から四十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に第百四十一条第一項の規定による通知をしなかった場合（指定買取人が第百三十九条第二項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に第百四十二条第一項の規定による通知をした場合を除く。）
- 三 前二号に掲げる場合のほか、法務省令で定める場合
- 第三款 株式の質入れ**
(株式の質入れ)
- 第百四十六条** 株主は、その有する株式に質権を設定することができる。
- 2 株券発行会社の株式の質入れは、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。
(株式の質入れの対抗要件)
- 第百四十七条** 株式の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、株券発行会社の株式の質権者は、継続して当該株式に係る株券を占有しなければ、その質権をもって株券発行会社その他の第三者に対抗することができない。
- 3 民法第三百六十四条の規定は、株式については、適用しない。
(株主名簿の記載等)
- 第百四十八条** 株式に質権を設定した者は、株式会社に対し、次に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 一 質権者の氏名又は名称及び住所
- 二 質権の目的である株式
(株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等)
- 第百四十九条** 前条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された質権者（以下「登録株式質権者」という。）は、株式会社に対し、当該登録株式質権者についての株主名簿に記載され、若しくは記録された同条各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。
- 2 前項の書面には、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 前三項の規定は、株券発行会社については、適用しない。
(登録株式質権者に対する通知等)
- 第百五十条** 株式会社が登録株式質権者に対してする通知又は催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該登録株式質権者の住所（当該登録株式質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
(株式の質入れの効果)
- 第百五十一条** 株式会社が次に掲げる行為をした場合には、株式を目的とする質権は、当該行為によって当該株式の株主が受けることのできる金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）について存在する。
- 一 第百六十七条第一項の規定による取得請求権付株式の取得
- 二 第百七十条第一項の規定による取得条項付株式の取得
- 三 第百七十三条第一項の規定による第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式の取得

- 四 株式の併合
- 五 株式の分割
- 六 第百八十五条に規定する株式無償割当て
- 七 第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て
- 八 剰余金の配当
- 九 残余財産の分配
- 十 組織変更
- 十一 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
- 十二 株式交換
- 十三 株式移転
- 十四 株式の取得（第一号から第三号までに掲げる行為を除く。）

2 特別支配株主（第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第百五十四条第三項において同じ。）が株式売渡請求（第百七十九条第二項に規定する株式売渡請求をいう。）により売渡株式（第百七十九条の二第一項第二号に規定する売渡株式をいう。以下この項において同じ。）の取得をした場合には、売渡株式を目的とする質権は、当該取得によって当該売渡株式の株主が受けることのできる金銭について存在する。

第百五十二条 株式会社（株券発行会社を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした場合（これらの行為に際して当該株式会社が株式を交付する場合に限る。）又は同項第六号に掲げる行為をした場合において、同項の質権の質権者が登録株式質権者（第二百八十八条第五項の規定による請求により第百四十八条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録されたものを除く。以下この款において同じ。）であるときは、前条第一項の株主が受けることができる株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 株式会社は、株式の併合をした場合において、前条第一項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、併合した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 株式会社は、株式の分割をした場合において、前条第一項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、分割した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

第百五十三条 株券発行会社は、前条第一項に規定する場合には、第百五十一条第一項の株主が受ける株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

2 株券発行会社は、前条第二項に規定する場合には、併合した株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

3 株券発行会社は、前条第三項に規定する場合には、分割した株式について新たに発行する株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

第百五十四条 登録株式質権者は、第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）又は同条第二項の金銭を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権者は、当該各号に定める者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

- 一 第百五十一条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号に掲げる行為 当該株式会社
- 二 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社
- 三 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社
- 四 株式交換 第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社
- 五 株式移転 第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

3 第百五十一条第二項に規定する場合において、第一項の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権者は、当該特別支配株主に同条第二項の金銭に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

第四款 信託財産に属する株式についての対抗要件等

第百五十四条の二 株式については、当該株式が信託財産に属する旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、当該株式が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2 第二百一十一条第一号の株主は、その有する株式が信託財産に属するときは、株式会社に対し、その旨を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 株主名簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第二百二十二条第一項及び第三百二十二条の規定の適用については、第二百二十二条第一項中「記録された株主名簿記載事項」とあるのは「記録された株主名簿記載事項（当該株主の有する株式が信託財産に属する旨を含む。）」と、第三百二十二条中「株主名簿記載事項」とあるのは「株主名簿記載事項（当該株主の有する株式が信託財産に属する旨を含む。）」とする。

4 前三項の規定は、株券発行会社については、適用しない。

第四節 株式会社による自己の株式の取得

第一款 総則

第百五十五条 株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。

- 一 第七十七条第二項第三号イの事由が生じた場合
- 二 第百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求があった場合
- 三 次条第一項の決議があった場合
- 四 第百六十六条第一項の規定による請求があった場合
- 五 第百七十一条第一項の決議があった場合
- 六 第百七十六条第一項の規定による請求をした場合
- 七 第百九十二条第一項の規定による請求があった場合
- 八 第百九十七条第三項各号に掲げる事項を定めた場合
- 九 第二百三十四条第四項各号（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合
- 十 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合
- 十一 合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合
- 十二 吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合

十三 前各号に掲げる場合のほか、法務省令で定める場合

第二款 株主との合意による取得

第一目 総則

(株式の取得に関する事項の決定)

第一百五十六条 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第三号の期間は、一年を超えることができない。

- 一 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 二 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。）の内容及びその総額
- 三 株式を取得することができる期間

2 前項の規定は、前条第一号及び第二号並びに第四号から第十三号までに掲げる場合には、適用しない。

(取得価格等の決定)

第一百五十七条 株式会社は、前条第一項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）
- 二 株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 三 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
- 四 株式の譲渡しの申込みの期日

2 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

3 第一項の株式の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。

(株主に対する通知等)

第一百五十八条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 公開会社においては、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(譲渡しの申込み)

第一百五十九条 前条第一項の規定による通知を受けた株主は、その有する株式の譲渡しの申込みをしようとするときは、株式会社に対し、その申込みに係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）を明らかにしなければならない。

2 株式会社は、第一百五十七条第一項第四号の期日において、前項の株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したもののみなす。ただし、同項の株主が申込みをした株式の総数（以下この項において「申込総数」という。）が同条第一項第一号の数（以下この項において「取得総数」という。）を超えるときは、取得総数を申込総数で除して得た数に前項の株主が申込みをした株式の数を乗じて得た数（その数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）の株式の譲受けを承諾したもののみなす。

第二目 特定の株主からの取得

(特定の株主からの取得)

第一百六十条 株式会社は、第一百五十六条第一項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、第一百五十八条第一項の規定による通知を特定の株主に対して行う旨を定めることができる。

2 株式会社は、前項の規定による決定をしようとするときは、法務省令で定める時までに、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、次項の規定による請求をすることができる旨を通知しなければならない。

3 前項の株主は、第一項の特定の株主に自己をも加えたものを同項の株主総会の議案とすることを、法務省令で定める時までに、請求することができる。

4 第一項の特定の株主は、第一百五十六条第一項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一項の特定の株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

5 第一項の特定の株主を定めた場合における第一百五十八条第一項の規定の適用については、同項中「株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）」とあるのは、「第一百六十条第一項の特定の株主」とする。

(市場価格のある株式の取得の特則)

第一百六十一条 前条第二項及び第三項の規定は、取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、適用しない。

(相続人等からの取得の特則)

第一百六十二条 第一百六十条第二項及び第三項の規定は、株式会社が株主の相続人その他の一般承継人からその相続その他の一般承継により取得した当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 株式会社が公開会社である場合
- 二 当該相続人その他の一般承継人が株主総会又は種類株主総会において当該株式について議決権を行使した場合

(子会社からの株式の取得)

第一百六十三条 株式会社がその子会社の有する当該株式会社の株式を取得する場合における第一百五十六条第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。この場合においては、第一百五十七条から第一百六十条までの規定は、適用しない。

(特定の株主からの取得に関する定款の定め)

第一百六十四条 株式会社は、株式（種類株式発行会社にあつては、ある種類の株式。次項において同じ。）の取得について第一百六十条第一項の規定による決定をするときは同条第二項及び第三項の規定を適用しない旨を定款で定めることができる。

2 株式の発行後に定款を変更して当該株式について前項の規定による定款の定めを設け、又は当該定めについての定款の変更（同項の定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

第三目 市場取引等による株式の取得

第一百六十五条 第一百五十七条から第一百六十条までの規定は、株式会社が市場において行う取引又は金融商品取引法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法（以下この条において「市場取引等」という。）により当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。

2 取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。

3 前項の規定による定款の定めを設けた場合における第一百五十六条第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第一百六十五条第一項に規定する場合にあつては、株主総会又は取締役会）」とする。

第三款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得

第一目 取得請求権付株式の取得の請求

(取得の請求)

第百六十六条 取得請求権付株式の株主は、株式会社に対して、当該株主の有する取得請求権付株式を取得することを請求することができる。ただし、当該取得請求権付株式を取得すると引換えに第百七条第二項第二号ロからホまでに規定する財産を交付する場合において、これらの財産の帳簿価額が当該請求の日における第四百六十一条第二項の分配可能額を超えているときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求は、その請求に係る取得請求権付株式の数（種類株式発行会社にあつては、取得請求権付株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

3 株券発行会社の株主がその有する取得請求権付株式について第一項の規定による請求をしようとするときは、当該取得請求権付株式に係る株券を株券発行会社に提出しなければならない。ただし、当該取得請求権付株式に係る株券が発行されていない場合は、この限りでない。

(効力の発生)

第百六十七条 株式会社は、前条第一項の規定による請求の日、その請求に係る取得請求権付株式を取得する。

2 次の各号に掲げる場合には、前条第一項の規定による請求をした株主は、その請求の日、第百七条第二項第二号（種類株式発行会社にあつては、第百八条第二項第五号）に定める事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第百七条第二項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

二 第百七条第二項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

三 第百七条第二項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

四 第百八条第二項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの他の株式の株主

3 前項第四号に掲げる場合において、同号に規定する他の株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合においては、株式会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を前条第一項の規定による請求をした株主に対して交付しなければならない。

一 当該株式が市場価格のある株式である場合 当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額

二 前号に掲げる場合以外の場合 一株当たり純資産額

4 前項の規定は、当該株式会社の社債及び新株予約権について端数がある場合について準用する。この場合において、同項第二号中「一株当たり純資産額」とあるのは、「法務省令で定める額」と読み替えるものとする。

第二目 取得条項付株式の取得

(取得する日の決定)

第百六十八条 第百七条第二項第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、同号ロの日を株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって定めなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 第百七条第二項第三号ロの日を定めたときは、株式会社は、取得条項付株式の株主（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付株式の株主）及びその登録株式質権者に対し、当該日の二週間前までに、当該日を知なければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(取得する株式の決定等)

第百六十九条 株式会社は、第百七条第二項第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付株式を取得しようとするときは、その取得する取得条項付株式を決定しなければならない。

2 前項の取得条項付株式は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって定めなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による決定をしたときは、株式会社は、同項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者に対し、直ちに、当該取得条項付株式を取得する旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(効力の発生等)

第百七十条 株式会社は、第百七条第二項第三号イの事由が生じた日（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日。次項及び第五項において同じ。）に、取得条項付株式（同条第二項第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したもの。次項において同じ。）を取得する。

一 第百七条第二項第三号イの事由が生じた日

二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日

2 次の各号に掲げる場合には、取得条項付株式の株主（当該株式会社を除く。）は、第百七条第二項第三号イの事由が生じた日に、同号（種類株式発行会社にあつては、第百八条第二項第六号）に定める事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第百七条第二項第三号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの社債の社債権者

二 第百七条第二項第三号ホに掲げる事項についての定めがある場合 同号ホの新株予約権の新株予約権者

三 第百七条第二項第三号ヘに掲げる事項についての定めがある場合 同号ヘの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

四 第百八条第二項第六号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの他の株式の株主

3 株式会社は、第百七条第二項第三号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者）に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第百六十八条第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。

4 前項本文の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 前各項の規定は、取得条項付株式を取得すると引換えに第百七条第二項第三号ニからトまでに規定する財産を交付する場合において、これらの財産の帳簿価額が同号イの事由が生じた日における第四百六十一条第二項の分配可能額を超えているときは、適用しない。

第四款 全部取得条項付種類株式の取得

(全部取得条項付種類株式の取得に関する決定)

第百七十一条 全部取得条項付種類株式(第百八条第一項第七号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。以下この款において同じ。)を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によって、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。この場合においては、当該株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 全部取得条項付種類株式を取得するのと引換えに金銭等を交付するときは、当該金銭等(以下この条において「取得対価」という。)についての次に掲げる事項
 - イ 当該取得対価が当該株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法
 - ロ 当該取得対価が当該株式会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ニ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
 - ホ 当該取得対価が当該株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 二 前号に規定する場合には、全部取得条項付種類株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項
- 三 株式会社が全部取得条項付種類株式を取得する日(以下この款において「取得日」という。)
- 2 前項第二号に掲げる事項についての定めは、株主(当該株式会社を除く。)の有する全部取得条項付種類株式の数に応じて取得対価を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 3 取締役は、第一項の株主総会において、全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由を説明しなければならない。(全部取得条項付種類株式の取得対価等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百七十一条の二 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から取得日後六箇月を経過する日までの間、前条第一項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

- 一 前条第一項の株主総会の日の二週間前の日(第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)
- 二 第百七十二条第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日
- 2 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(全部取得条項付種類株式の取得をやめることの請求)

第百七十一条の三 第百七十一条第一項の規定による全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができる。(裁判所に対する価格の決定の申立て)

第百七十二条 第百七十一条第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。

- 一 当該株主総会に先立って当該株式会社による全部取得条項付種類株式の取得に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該取得に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)
- 二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主
- 2 株式会社は、取得日の二十日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する取得日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 5 株式会社は、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社がその公正な価格と認める額を支払うことができる。(効力の発生)

第百七十三条 株式会社は、取得日に、全部取得条項付種類株式の全部を取得する。

- 2 次の各号に掲げる場合には、当該株式会社以外の全部取得条項付種類株式の株主(前条第一項の申立てをした株主を除く。)は、取得日に、第百七十一条第一項の株主総会の決議による定めに従い、当該各号に定める者となる。
 - 一 第百七十一条第一項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
 - 二 第百七十一条第一項第一号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
 - 三 第百七十一条第一項第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
 - 四 第百七十一条第一項第一号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

(全部取得条項付種類株式の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百七十三条の二 株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付種類株式の数その他の全部取得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 株式会社は、取得日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 3 全部取得条項付種類株式を取得した株式会社の株主又は取得日に全部取得条項付種類株式の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五款 相続人等に対する売渡しの請求

(相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め)

第百七十四条 株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

(売渡しの請求の決定)

第百七十五条 株式会社は、前条の規定による定款の定めがある場合において、次条第一項の規定による請求をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 次条第一項の規定による請求をする株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 前号の株式を有する者の氏名又は名称

2 前項第二号の者は、同項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、同号の者以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

(売渡しの請求)

第百七十六条 株式会社は、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、同項第二号の者に対し、同項第一号の株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる。ただし、当該株式会社が相続その他の一般承継があつたことを知った日から一年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求は、その請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

3 株式会社は、いつでも、第一項の規定による請求を撤回することができる。

(売買価格の決定)

第百七十七条 前条第一項の規定による請求があつた場合には、第百七十五条第一項第一号の株式の売買価格は、株式会社と同項第二号の者との協議によって定める。

2 株式会社又は第百七十五条第一項第二号の者は、前条第一項の規定による請求があつた日から二十日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の決定をするには、前条第一項の規定による請求の時における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがあつたときは、当該申立てにより裁判所が定めた額をもって第百七十五条第一項第一号の株式の売買価格とする。

5 第二項の期間内に同項の申立てがないとき（当該期間内に第一項の協議が調つた場合を除く。）は、前条第一項の規定による請求は、その効力を失う。

第六款 株式の消却

第百七十八条 株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならない。

2 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求

(株式等売渡請求)

第百七十九条 株式会社の特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。以下同じ。）は、当該株式会社の株主（当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

2 特別支配株主は、前項の規定による請求（以下この章及び第八百四十六条の二第二項第一号において「株式売渡請求」という。）をするときは、併せて、その株式売渡請求に係る株式を発行している株式会社（以下「対象会社」という。）の新株予約権の新株予約権者（対象会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

3 特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について前項の規定による請求（以下「新株予約権売渡請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

(株式等売渡請求の方法)

第百七十九条の二 株式売渡請求は、次に掲げる事項を定めてしなければならない。

一 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

二 株式売渡請求によりその有する対象会社の株式を売り渡す株主（以下「売渡株主」という。）に対して当該株式（以下この章において「売渡株式」という。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

三 売渡株主に対する前号の金銭の割当てに関する事項

四 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求（その新株予約権売渡請求に係る新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における前条第三項の規定による請求を含む。以下同じ。）をするときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

ロ 新株予約権売渡請求によりその有する対象会社の新株予約権を売り渡す新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」という。）に対して当該新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、前条第三項の規定による請求をするときは、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この編において「売渡新株予約権」という。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

ハ 売渡新株予約権者に対するロの金銭の割当てに関する事項

五 特別支配株主が売渡株式（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、売渡株式及び売渡新株予約権。以下「売渡株式等」という。）を取得する日（以下この節において「取得日」という。）

六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 対象会社が種類株式発行会社である場合には、特別支配株主は、対象会社の発行する種類の株式の内容に応じ、前項第三号に掲げる事項として、同項第二号の金銭の割当てについて売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨及び当該異なる取扱いの内容を定めることができる。

3 第一項第三号に掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数（前項に規定する定めがある場合にあっては、各種類の売渡株式の数）に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない。

（対象会社の承認）

第百七十九条の三 特別支配株主は、株式売渡請求（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。）をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を通知し、その承認を受けなければならない。

2 対象会社は、特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をしようとするときは、新株予約権売渡請求のみを承認することはできない。

3 取締役会設置会社が第一項の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

4 対象会社は、第一項の承認をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

（売渡株主等に対する通知等）

第百七十九条の四 対象会社は、前条第一項の承認をしたときは、取得日の二十日前までに、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知しなければならない。

一 売渡株主（特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株主及び売渡新株予約権者。以下この節において「売渡株主等」という。） 当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、第百七十九条の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項その他法務省令で定める事項

二 売渡株式の登録株式質権者（特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権質権者（第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。）） 当該承認をした旨

2 前項の規定による通知（売渡株主に対してするものを除く。）は、公告をもってこれに代えることができる。

3 対象会社が第一項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなす。

4 第一項の規定による通知又は第二項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。

（株式等売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第百七十九条の五 対象会社は、前条第一項第一号の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日から取得日後六箇月（対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日後一年）を経過する日までの間、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

二 第百七十九条の二第一項各号に掲げる事項

三 第百七十九条の三第一項の承認をした旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって対象会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（株式等売渡請求の撤回）

第百七十九条の六 特別支配株主は、第百七十九条の三第一項の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、売渡株式等の全部について株式等売渡請求を撤回することができる。

2 取締役会設置会社が前項の承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

3 対象会社は、第一項の承諾をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

4 対象会社は、第一項の承諾をしたときは、遅滞なく、売渡株主等に対し、当該承諾をした旨を通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

6 対象会社が第四項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、株式等売渡請求は、売渡株式等の全部について撤回されたものとみなす。

7 第四項の規定による通知又は第五項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。

8 前各項の規定は、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合について準用する。この場合において、第四項中「売渡株主等」とあるのは、「売渡新株予約権者」と読み替えるものとする。

（売渡株式等の取得をやめることの請求）

第百七十九条の七 次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一 株式売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が第百七十九条の四第一項第一号（売渡株主に対する通知に係る部分に限る。）又は第百七十九条の五の規定に違反した場合

三 第百七十九条の二第一項第二号又は第三号に掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

2 次に掲げる場合において、売渡新株予約権者が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一 新株予約権売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が第百七十九条の四第一項第一号（売渡新株予約権者に対する通知に係る部分に限る。）又は第百七十九条の五の規定に違反した場合

三 第百七十九条の二第一項第四号ロ又はハに掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

(売買価格の決定の申立て)

第百七十九条の八 株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる。

2 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

3 特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株主等に対し、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができる。

(売渡株式等の取得)

第百七十九条の九 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する。

2 前項の規定により特別支配株主が取得した売渡株式等が譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権（第二百四十三条第二項第二号に規定する譲渡制限新株予約権をいう。）であるときは、対象会社は、当該特別支配株主が当該売渡株式等を取得したことについて、第三百七十七条第一項又は第二百六十三条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。

(売渡株式等の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百七十九条の十 対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 対象会社は、取得日から六箇月間（対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日から一年間）、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 取得日に売渡株主等であった者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって対象会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五節 株式の併合等

第一款 株式の併合

(株式の併合)

第百八十条 株式会社は、株式の併合をすることができる。

2 株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 併合の割合

二 株式の併合がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類

四 効力発生日における発行可能株式総数

3 前項第四号の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

4 取締役は、第二項の株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

(株主に対する通知等)

第百八十一条 株式会社は、効力発生日の二週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、前条第二項第三号の種類の種類株主。以下この款において同じ。）及びその登録株式質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(効力の発生)

第百八十二条 株主は、効力発生日に、その日の前日に有する株式（種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。）の数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数の株式の株主となる。

2 株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、第百八十条第二項第四号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

(株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百八十二条の二 株式の併合（単元株式数（種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類の株式の単元株式数。以下この項において同じ。）を定款で定めている場合にあっては、当該単元株式数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数に満たない端数が生ずるものに限る。以下この款において同じ。）をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、同項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 第百八十条第二項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。第百八十二条の四第二項において同じ。）の日の二週間前日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があった日）

二 第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する第百八十一条第一項の規定による株主に対する通知の日又は第百八十一条第二項の公告の日のいずれか早い日

2 株式の併合をする株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式の併合をやめることの請求)

第百八十二条の三 株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に對し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

(反対株主の株式買取請求)

第百八十二条の四 株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に對し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう。

一 第百八十条第二項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に對し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

3 株式会社が株式の併合をする場合における株主に対する通知についての第百八十一条第一項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「二十日」とする。

4 第一項の規定による請求（以下この款において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日まで間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

5 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に對し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

6 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

7 第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第百八十二条の五 株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百八十二条の六 株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 株式会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 株式の併合をした株式会社の株主又は効力発生日に当該株式会社の株主であった者は、当該株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第二款 株式の分割

(株式の分割)

第百八十三条 株式会社は、株式の分割をすることができる。

2 株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式（種類株式発行会社にあっては、第三号の種類の発行済株式）の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日

二 株式の分割がその効力を生ずる日

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

(効力の発生等)

第百八十四条 基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（種類株式発行会社にあっては、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている前条第二項第三号の種類の種類株主）は、同項第二号の日、基準日に有する株式（種類株式発行会社にあっては、同項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。）の数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数の株式を取得する。

2 株式会社（現に二以上の種類の株式を発行しているものを除く。）は、第四百六十六条の規定にかかわらず、株主総会の決議によらないで、前条第二項第二号の日における発行可能株式総数をその日の前日の発行可能株式総数に同項第一号の割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定款の変更をすることができる。

第三款 株式無償割当て

(株式無償割当て)

第百八十五条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあっては、ある種類の種類株主）に對して新たに払込みをさせないで当該株式会社の株式の割当て（以下この款において「株式無償割当て」という。）をすることができる。

(株式無償割当てに関する事項の決定)

第百八十六条 株式会社は、株式無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主に割り当てる株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

二 当該株式無償割当てがその効力を生ずる日

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、当該株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類

- 2 前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該株式会社以外の株主（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主）の有する株式（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の株式）の数に応じて同項第一号の株式を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる事項の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- （株式無償割当ての効力の発生等）

第百八十七条 前条第一項第一号の株式の割当てを受けた株主は、同項第二号の日、同項第一号の株式の株主となる。

- 2 株式会社は、前条第一項第二号の日後遅滞なく、株主（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主）及びその登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を通知しなければならない。

第六節 単元株式数

第一款 総則

（単元株式数）

第百八十八条 株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる単元の株式とする旨を定款で定めることができる。

- 2 前項の一定の数は、法務省令で定める数を超えることはできない。
- 3 種類株式発行会社においては、単元株式数は、株式の種類ごとに定めなければならない。
- （単元未満株式についての権利の制限等）

第百八十九条 単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主（以下「単元未満株主」という。）は、その有する単元未満株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができない。

- 2 株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の全部又は一部を行使することができない旨を定款で定めることができる。
- 一 第七十一条第一項第一号に規定する取得対価の交付を受ける権利
 - 二 株式会社による取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利
 - 三 第八十五条に規定する株式無償割当てを受ける権利
 - 四 第九十二条第一項の規定により単元未満株式を買い取ることを請求する権利
 - 五 残余財産の分配を受ける権利
 - 六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める権利
- 3 株券発行会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる。

（理由の開示）

第百九十条 単元株式数を定める場合には、取締役は、当該単元株式数を定める定款の変更を目的とする株主総会において、当該単元株式数を定めることを必要とする理由を説明しなければならない。

（定款変更手続の特則）

第百九十一条 株式会社は、次のいずれにも該当する場合には、第四百六十六条の規定にかかわらず、株主総会の決議によらないで、単元株式数（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数。以下この条において同じ。）を増加し、又は単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更をすることができる。

- 一 株式の分割と同時に単元株式数を増加し、又は単元株式数についての定款の定めを設けるものであること。
- 二 イに掲げる数がロに掲げる数を下回るものでないこと。
 - イ 当該定款の変更後において各株主がそれぞれ有する株式の数を単元株式数で除して得た数
 - ロ 当該定款の変更前において各株主がそれぞれ有する株式の数（単元株式数を定めている場合にあつては、当該株式の数を単元株式数で除して得た数）

第二款 単元未満株主の買取請求

（単元未満株式の買取りの請求）

第百九十二条 単元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、その請求に係る単元未満株式の数（種類株式発行会社にあつては、単元未満株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。
- 3 第一項の規定による請求をした単元未満株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。
- （単元未満株式の価格の決定）

第百九十三条 前条第一項の規定による請求があつた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって当該請求に係る単元未満株式の価格とする。

- 一 当該単元未満株式が市場価格のある株式である場合 当該単元未満株式の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 株式会社と前条第一項の規定による請求をした単元未満株主との協議によって定める額

- 2 前項第二号に掲げる場合には、前条第一項の規定による請求をした単元未満株主又は株式会社は、当該請求をした日から二十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 裁判所は、前項の決定をするには、前条第一項の規定による請求の時における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがあつたときは、当該申立てにより裁判所が定めた額をもって当該単元未満株式の価格とする。
- 5 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる場合において、第二項の期間内に同項の申立てがないとき（当該期間内に第一項第二号の協議が調った場合を除く。）は、一株当たり純資産額に前条第一項の規定による請求に係る単元未満株式の数を乗じて得た額をもって当該単元未満株式の価格とする。
- 6 前条第一項の規定による請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。
- 7 株券発行会社は、株券が発行されている株式につき前条第一項の規定による請求があつたときは、株券と引換えに、その請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

第三款 単元未満株主の売渡請求

- 第百九十四条** 株式会社は、単元未満株主が当該株式会社に対して単元未満株式売渡請求（単元未満株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当該単元未満株主に売り渡すことを請求することをいう。以下この条において同じ。）をすることができる旨を定款で定めることができる。
- 2 単元未満株式売渡請求は、当該単元未満株主に売り渡す単元未満株式の数（種類株式発行会社にあつては、単元未満株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。
- 3 単元未満株式売渡請求を受けた株式会社は、当該単元未満株式売渡請求を受けた時に前項の単元未満株式の数に相当する数の株式を有しない場合を除き、自己株式を当該単元未満株主に売り渡さなければならない。
- 4 第百九十二条第三項及び前条第一項から第六項までの規定は、単元未満株式売渡請求について準用する。

第四款 単元株式数の変更等

- 第百九十五条** 株式会社は、第四百六十六条の規定にかかわらず、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、定款を変更して単元株式数を減少し、又は単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。
- 2 前項の規定により定款の変更をした場合には、株式会社は、当該定款の変更の効力が生じた日以後遅滞なく、その株主（種類株式発行会社にあつては、同項の規定により単元株式数を変更した種類の種類株主）に対し、当該定款の変更をした旨を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

第七節 株主に対する通知の省略等

（株主に対する通知の省略）

- 第百九十六条** 株式会社が株主に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、株式会社は、当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない。
- 2 前項の場合には、同項の株主に対する株式会社の義務の履行を行う場所は、株式会社の住所地とする。
- 3 前二項の規定は、登録株式質権者について準用する。

（株式の競売）

- 第百九十七条** 株式会社は、次のいずれにも該当する株式を競売し、かつ、その代金をその株式の株主に交付することができる。
- 一 その株式の株主に対して前条第一項又は第二百九十四条第二項の規定により通知及び催告をすることを要しないもの
 - 二 その株式の株主が継続して五年間剰余金の配当を受領しなかったもの
- 2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。
- 3 株式会社は、前項の規定により売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 買い取る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
 - 二 前号の株式の買取りをするのと引換えに交付する金銭の総額
- 4 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、登録株式質権者がある場合には、当該登録株式質権者が次のいずれにも該当する者であるときに限り、株式会社は、第一項の規定による競売又は第二項の規定による売却をすることができる。
- 一 前条第三項において準用する同条第一項の規定により通知又は催告をすることを要しない者
 - 二 継続して五年間第百五十四条第一項の規定により受領することができる剰余金の配当を受領しなかった者

（利害関係人の異議）

- 第百九十八条** 前条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をする場合には、株式会社は、同条第一項の株式の株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議を述べる旨その他法務省令で定める事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、三箇月を下ることができない。
- 2 第二百六条第一項及び第百五十条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主及び登録株式質権者の住所（当該株主又は登録株式質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先を含む。）にあてて発しなければならない。
- 3 第二百六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、株式が二以上の者の共有に属するときは、第一項の規定による催告は、共有者に対し、株主名簿に記載し、又は記録した住所（当該共有者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先を含む。）にあてて発しなければならない。
- 4 第百九十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の規定による催告については、適用しない。
- 5 第一項の規定による公告をした場合（前条第一項の株式に係る株券が発行されている場合に限る。）において、第一項の期間内に利害関係人が異議を述べなかったときは、当該株式に係る株券は、当該期間の末日に無効となる。

第八節 募集株式の発行等

第一款 募集事項の決定等

（募集事項の決定）

- 第百九十九条** 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）
 - 二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法
 - 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
 - 四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
 - 五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第二号の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、前項の株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
- 4 種類株式発行会社において、第一項第一号の募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の

定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

5 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

(募集事項の決定の委任)

第二百条 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。この場合においては、その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めなければならない。

2 前項の払込金額の下限が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、同項の株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

3 第一項の決議は、前条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の末日）が当該決議の日から一年以内の日である同項の募集についてのみその効力を有する。

4 種類株式発行会社において、第一項の募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定の委任は、当該種類の株式について前条第四項の定款の定めがある場合を除き、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百一条 第百九十九条第三項に規定する場合を除き、公開会社における同条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

2 前項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によって募集事項を定める場合において、市場価格のある株式を引き受ける者の募集をするときは、同条第一項第二号に掲げる事項に代えて、公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法を定めることができる。

3 公開会社は、第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によって募集事項を定めたときは、同条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項（前項の規定により払込金額の決定の方法を定めた場合にあっては、その方法を含む。以下この節において同じ。）を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 第三項の規定は、株式会社が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

(株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合)

第二百二条 株式会社は、第百九十九条第一項の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主に対し、次条第二項の申込みをすることにより当該株式会社の募集株式（種類株式発行会社にあつては、当該株主の有する種類の株式と同一の種類のもの）の割当てを受ける権利を与える旨

二 前号の募集株式の引受けの申込みの期日

2 前項の場合には、同項第一号の株主（当該株式会社を除く。）は、その有する株式の数に応じて募集株式の割当てを受ける権利を有する。ただし、当該株主が割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項を定める場合には、募集事項及び同項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によって定めなければならない。

一 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役の決定によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（株式会社が取締役会設置会社である場合を除く。） 取締役の決定

二 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 取締役会の決議

三 株式会社が公開会社である場合 取締役会の決議

四 前三号に掲げる場合以外の場合 株主総会の決議

4 株式会社は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前までに、同項第一号の株主（当該株式会社を除く。）に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 募集事項

二 当該株主が割当てを受ける募集株式の数

三 第一項第二号の期日

5 第百九十九条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、第一項から第三項までの規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、適用しない。

(取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則)

第二百二条の二 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第百九十九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役の報酬等（第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六条第三項第一号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第百九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

2 前項各号に掲げる事項を定めた場合における第百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第二号及び第四号を除く。）及び第二百二条の二第一項各号」とする。この場合においては、第二百条及び前条の規定は、適用しない。

3 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二款 募集株式の割当て

(募集株式の申込み)

第二百三条 株式会社は、第百九十九条第一項の募集に応じて募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 株式会社の商号
- 二 募集事項
- 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 第百九十九条第一項の募集に応じて募集株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を株式会社に交付しなければならない。

- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする募集株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集株式の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5 株式会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 株式会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(募集株式の割当て)

第二百四条 株式会社は、申込者の中から募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集株式の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 募集株式が譲渡制限株式である場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 株式会社は、第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集株式の数を通知しなければならない。

4 第二百二条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、株主が同条第一項第二号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該株主は、募集株式の割当てを受ける権利を失う。

(募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

第二百五条 前二条の規定は、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

2 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、第二百三条第二項の申込みをし、又は第一項の契約を締結することができない。

4 前項に規定する場合における前条第三項並びに第二百六条の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、前条第三項及び第二百六条の二第一項中「第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）」とあり、同条第三項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第四項中「第一項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。

5 指名委員会等設置会社における第三項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

(募集株式の引受け)

第二百六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集株式の数について募集株式の引受人となる。

- 一 申込者 株式会社の割り当てた募集株式の数
- 二 前条第一項の契約により募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集株式の数
(公開会社における募集株式の割当て等の特則)

第二百六条の二 公開会社は、募集株式の引受人について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下この項及び第四項において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百二条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

- 一 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数
- 二 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

2 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

4 総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第二項の公告の日（前項の場合にあっては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、第一項に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第二百五条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該

公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

- 5 第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。

第三款 金銭以外の財産の出資

第二百七条 株式会社は、第百九十九条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

- 2 前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不合法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
- 5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
- 6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、株式会社に對し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
- 7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額（第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。
- 8 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。以下この条において同じ。）は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示を取り消すことができる。
- 9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

- 一 募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えない場合 当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額
- 二 現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物出資財産の価額
- 三 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物出資財産の価額
- 四 現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額
- 五 現物出資財産が株式会社に對する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物出資財産の価額
- 10 次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。
 - 一 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人
 - 二 募集株式の引受人
 - 三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - 四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

第四款 出資の履行等

（出資の履行）

第二百八条 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者を除く。）は、第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内に、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

- 2 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内に、それぞれの募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。
- 3 募集株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この款において「出資の履行」という。）をする債務と株式会社に對する債権とを相殺することができない。
- 4 出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利の譲渡は、株式会社に對抗することができない。
- 5 募集株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を失う。（株主となる時期等）

第二百九条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

- 一 第百九十九条第一項第四号の期日を定めた場合 当該期日
- 二 第百九十九条第一項第四号の期間を定めた場合 出資の履行をした日
- 2 募集株式の引受人は、第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百十三条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができない。
- 3 前項の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

第五款 募集株式の発行等をやめることの請求

第二百十条 次に掲げる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に對し、第百九十九条第一項の募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をやめることを請求することができる。

- 一 当該株式の発行又は自己株式の処分が法令又は定款に違反する場合
- 二 当該株式の発行又は自己株式の処分が著しく不公正な方法により行われる場合

第六款 募集に係る責任等

（引受けの無効又は取消しの制限）

第二百十一条 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百五条第一項の契約に係る意思表示については、適用しない。

- 2 募集株式の引受人は、第二百九条第一項の規定により株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後、錯誤、詐欺又は強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。
(不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)
- 第二百十二条** 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。
- 一 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）と通じて著しく不正な払込金額で募集株式を引き受けた場合 当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額
 - 二 第二百九条第一項の規定により募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百九条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額
- 2 前項第二号に掲げる場合において、現物出資財産を給付した募集株式の引受人が当該現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百九条第一項第三号の価額に著しく不足することにつき善意でかつ重大な過失がないときは、募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示を取り消すことができる。
(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)
- 第二百十三条** 前条第一項第二号に掲げる場合には、次に掲げる者（以下この条において「取締役等」という。）は、株式会社に対し、同号に定める額を支払う義務を負う。
- 一 当該募集株式の引受人の募集に関する職務を行った業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの
 - 二 現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があつたときは、当該株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるもの
 - 三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）として法務省令で定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、取締役等は、現物出資財産について同項の義務を負わない。
- 一 現物出資財産の価額について第二百七条第二項の検査役の調査を経た場合
 - 二 当該取締役等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合
- 3 第一項に規定する場合には、第二百七条第九項第四号に規定する証明をした者（以下この条において「証明者」という。）は、株式会社に対し前条第一項第二号に定める額を支払う義務を負う。ただし、当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 4 募集株式の引受人がその給付した現物出資財産についての前条第一項第二号に定める額を支払う義務を負う場合において、次の各号に掲げる者が当該現物出資財産について当該各号に定める義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
- 一 取締役等 第一項の義務
 - 二 証明者 前項本文の義務
- (出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任)
- 第二百十三条の二** 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。
- 一 第二百八条第一項の規定による払込みを仮装した場合 払込みを仮装した払込金額の全額の支払
 - 二 第二百八条第二項の規定による給付を仮装した場合 給付を仮装した現物出資財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあつては、当該金銭の全額の支払）
- 2 前項の規定により募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。
(出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任)
- 第二百十三条の三** 前条第一項各号に掲げる場合には、募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に対し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。
- 2 募集株式の引受人が前条第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
- 第九節 株券**
- 第一款 総則**
- (株券を発行する旨の定款の定め)
- 第二百十四条** 株式会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる。
(株券の発行)
- 第二百十五条** 株券発行会社は、株式を発行した日以後遅滞なく、当該株式に係る株券を発行しなければならない。
- 2 株券発行会社は、株式の併合をしたときは、第八十条第二項第二号の日以後遅滞なく、併合した株式に係る株券を発行しなければならない。
- 3 株券発行会社は、株式の分割をしたときは、第八十三条第二項第二号の日以後遅滞なく、分割した株式に係る株券（既に発行されているものを除く。）を発行しなければならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、公開会社でない株券発行会社は、株主から請求がある時まで、これらの規定の株券を発行しないことができる。
(株券の記載事項)
- 第二百十六条** 株券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株券発行会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 一 株券発行会社の商号
 - 二 当該株券に係る株式の数
 - 三 譲渡による当該株券に係る株式の取得について株式会社の承認を要することを定めたときは、その旨
 - 四 種類株式発行会社にあつては、当該株券に係る株式の種類及びその内容
- (株券不所持の申出)
- 第二百十七条** 株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出は、その申出に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該株式に係る株券が発行されているときは、当該株主は、当該株券を株券発行会社に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による申出を受けた株券発行会社は、遅滞なく、前項前段の株式に係る株券を発行しない旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。
- 4 株券発行会社は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第二項前段の株式に係る株券を発行することができない。
- 5 第二項後段の規定により提出された株券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。
- 6 第一項の規定による申出をした株主は、いつでも、株券発行会社に対し、第二項前段の株式に係る株券を発行することを請求することができる。この場合において、第二項後段の規定により提出された株券があるときは、株券の発行に要する費用は、当該株主の負担とする。

（株券を発行する旨の定款の定めを廃止）

第二百十八条 株券発行会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとするときは、当該定款の変更の効力が生ずる日の二週間前までに、次に掲げる事項を公告し、かつ、株主及び登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

- 一 その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
- 二 定款の変更がその効力を生ずる日
- 三 前号の日において当該株式会社の株券は無効となる旨
- 2 株券発行会社の株式に係る株券は、前項第二号の日に無効となる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、株式の全部について株券を発行していない株券発行会社はその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとする場合には、同項第二号の日の二週間前までに、株主及び登録株式質権者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を通知すれば足りる。
- 4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 5 第一項に規定する場合には、株式の質権者（登録株式質権者を除く。）は、同項第二号の日の前日までに、株券発行会社に対し、第四百八十八条各号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

第二款 株券の提出等

（株券の提出に関する公告等）

第二百十九条 株券発行会社は、次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日（第四号の二に掲げる行為をする場合にあつては、第七百七十九条の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」という。）までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を株券提出日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

- 一 第七十七条第一項第一号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更 全部の株式（種類株式発行会社にあつては、当該事項についての定めを設ける種類の株式）
- 二 株式の併合 全部の株式（種類株式発行会社にあつては、第八十条第二項第三号の種類の株式）
- 三 第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式の取得 当該全部取得条項付種類株式
- 四 取得条項付株式の取得 当該取得条項付株式
- 四の二 第七百七十九条の三第一項の承認 売渡株式
- 五 組織変更 全部の株式
- 六 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 全部の株式
- 七 株式交換 全部の株式
- 八 株式移転 全部の株式
- 2 株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、株券提出日までに当該株券発行会社に対して株券を提出しない者があるときは、当該各号に定める者は、当該株券の提出があるまでの間、当該行為（第二号に掲げる行為をする場合にあつては、株式売渡請求に係る売渡株式の取得）によって当該株券に係る株式の株主が受けることのできる金銭等の交付を拒むことができる。
 - 一 前項第一号から第四号までに掲げる行為 当該株券発行会社
 - 二 第七百七十九条の三第一項の承認 特別支配株主
 - 三 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社
 - 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社
 - 五 株式交換 第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社
 - 六 株式移転 第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社
- 3 第一項各号に定める株式に係る株券は、株券提出日に無効となる。
- 4 第一項第四号の二の規定による公告及び通知の費用は、特別支配株主の負担とする。

（株券の提出をすることができない場合）

第二百二十条 前条第一項各号に掲げる行為をした場合において、株券を提出することができない者があるときは、株券発行会社は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べる旨を公告することができる。ただし、当該期間は、三箇月を下ることができない。

- 2 株券発行会社が前項の規定による公告をした場合において、同項の期間内に利害関係人が異議を述べなかったときは、前条第二項各号に定める者は、前項の請求をした者に対し、同条第二項の金銭等を交付することができる。
- 3 第一項の規定による公告の費用は、同項の請求をした者の負担とする。

第三款 株券喪失登録

（株券喪失登録簿）

第二百二十一条 株券発行会社（株式会社がその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした日の翌日から起算して一年を経過していない場合における当該株式会社を含む。以下この款（第二百二十三条、第二百二十七条及び第二百二十八条第二項を除く。）において同じ。）は、株券喪失登録簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この款において「株券喪失登録簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第二百二十三条の規定による請求に係る株券（第二百十八条第二項又は第二百十九条第三項の規定により無効となった株券及び株式の発行又は自己株式の処分が無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における当該株式に係る株券を含む。以下この款（第二百二十八条を除く。）において同じ。）の番号
- 二 前号の株券を喪失した者の氏名又は名称及び住所
- 三 第一号の株券に係る株式の株主又は登録株式質権者として株主名簿に記載され、又は記録されている者（以下この款において「名義人」という。）の氏名又は名称及び住所
- 四 第一号の株券につき前三号に掲げる事項を記載し、又は記録した日（以下この款において「株券喪失登録日」という。）

（株券喪失登録簿に関する事務の委託）

第二百二十二条 株券発行会社における第二百二十三条の規定の適用については、同条中「株主名簿の」とあるのは「株主名簿及び株券喪失登録簿の」と、「株主名簿に」とあるのは「株主名簿及び株券喪失登録簿に」とする。

（株券喪失登録の請求）

第二百二十三条 株券を喪失した者は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、当該株券についての株券喪失登録簿記載事項を株券喪失登録簿に記載し、又は記録すること（以下「株券喪失登録」という。）を請求することができる。

（名義人等に対する通知）

第二百二十四条 株券発行会社が前条の規定による請求に応じて株券喪失登録をした場合において、当該請求に係る株券を喪失した者として株券喪失登録簿に記載され、又は記録された者（以下この款において「株券喪失登録者」という。）が当該株券に係る株式の名義人でないときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該名義人に対し、当該株券について株券喪失登録をした旨並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 株式についての権利を行使するために株券が株券発行会社に提出された場合において、当該株券について株券喪失登録がされているときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該株券を提出した者に対し、当該株券について株券喪失登録がされている旨を通知しなければならない。

（株券を所持する者による抹消の申請）

第二百二十五条 株券喪失登録がされた株券を所持する者（その株券についての株券喪失登録者を除く。）は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、当該株券喪失登録の抹消を申請することができる。ただし、株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、株券発行会社に対し、同項の株券を提出しなければならない。

3 第一項の規定による申請を受けた株券発行会社は、遅滞なく、同項の株券喪失登録者に対し、同項の規定による申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに同項の株券の番号を通知しなければならない。

4 株券発行会社は、前項の規定による通知の日から二週間を経過した日に、第二項の規定により提出された株券に係る株券喪失登録を抹消しなければならない。この場合においては、株券発行会社は、当該株券を第一項の規定による申請をした者に返還しなければならない。

（株券喪失登録者による抹消の申請）

第二百二十六条 株券喪失登録者は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、株券喪失登録（その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合にあつては、前条第二項の規定により提出された株券についての株券喪失登録を除く。）の抹消を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた株券発行会社は、当該申請を受けた日に、当該申請に係る株券喪失登録を抹消しなければならない。

（株券を発行する旨の定款の定めを廃止した場合における株券喪失登録の抹消）

第二百二十七条 その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をする場合には、株券発行会社は、当該定款の変更の効力が生ずる日に、株券喪失登録（当該株券喪失登録がされた株券に係る株式の名義人が株券喪失登録者であるものに限り、第二百二十五条第二項の規定により提出された株券についてのものを除く。）を抹消しなければならない。

（株券の無効）

第二百二十八条 株券喪失登録（抹消されたものを除く。）がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日に無効となる。

2 前項の規定により株券が無効となった場合には、株券発行会社は、当該株券についての株券喪失登録者に対し、株券を再発行しなければならない。

（異議催告手続との関係）

第二百二十九条 株券喪失登録者が第二百二十条第一項の請求をした場合には、株券発行会社は、同項の期間の末日が株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過する日前に到来するときに限り、同項の規定による公告をすることができる。

2 株券発行会社が第二百二十条第一項の規定による公告をするときは、当該株券発行会社は、当該公告をした日に、当該公告に係る株券についての株券喪失登録を抹消しなければならない。

（株券喪失登録の効力）

第二百三十条 株券発行会社は、次に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「登録抹消日」という。）までの間は、株券喪失登録がされた株券に係る株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することができない。

一 当該株券喪失登録が抹消された日

二 株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日

2 株券発行会社は、登録抹消日後でなければ、株券喪失登録がされた株券を再発行することができない。

3 株券喪失登録者が株券喪失登録をした株券に係る株式の名義人でないときは、当該株式の株主は、登録抹消日までの間は、株主総会又は種類株主総会において議決権を行使することができない。

4 株券喪失登録がされた株券に係る株式については、第百九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をすることができない。

（株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等）

第二百三十一条 株券発行会社は、株券喪失登録簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。

2 何人も、株券発行会社の営業時間内は、いつでも、株券喪失登録簿（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 株券喪失登録簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 株券喪失登録簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
(株券喪失登録者に対する通知等)

第二百三十二条 株券発行会社が株券喪失登録者に対してする通知又は催告は、株券喪失登録簿に記載し、又は記録した当該株券喪失登録者の住所（当該株券喪失登録者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を株券発行会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
(適用除外)

第二百三十三条 非訟事件手続法第四編の規定は、株券については、適用しない。

第十節 雑則

(一に満たない端数の処理)

第二百三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

一 第一百七十条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

二 第一百七十三条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

三 第一百八十五条に規定する株式無償割当て 当該株式会社の株主

四 第二百七十五条第一項の規定による新株予約権の取得 第二百三十六条第一項第七号イの新株予約権の新株予約権者

五 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。） 合併後消滅する会社の株主又は社員

六 合併契約に基づく設立時発行株式の発行 合併後消滅する会社の株主又は社員

七 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得 株式交換をする株式会社の株主

八 株式移転計画に基づく設立時発行株式の発行 株式移転をする株式会社の株主

九 株式交付 株式交付親会社（第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）に株式交付に際して株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）の株式又は新株予約権等（同項第七号に規定する新株予約権等をいう。）を譲り渡した者

2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

3 前項の規定により第一項の株式を売却した場合における同項の規定の適用については、同項中「競売により」とあるのは、「売却により」とする。

4 株式会社は、第二項の規定により売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 前号の株式の買取りをするのと引換えに交付する金銭の総額

5 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の社債又は新株予約権を交付するときに準用する。

第二百三十五条 株式会社が株式の分割又は株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数が生ずる場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を株主に交付しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第三章 新株予約権

第一節 総則

(新株予約権の内容)

第二百三十六条 株式会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

二 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

三 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 当該新株予約権を行使することができる期間

五 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨

七 当該新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項

イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由

ロ 当該株式会社が別に定める日が到来することをもってイの事由とするときは、その旨

ハ イの事由が生じた日にイの新株予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新株予約権の一部の決定の方法

ニ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその算定方法

ホ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ヘ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該他の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ト イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのホに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのヘに規定する事項

- チ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 八 当該株式会社が次のイからホまでに掲げる行為をする場合において、当該新株予約権の新株予約権者に当該イからホまでに定める株式会社の新株予約権を交付することとするときは、その旨及びその条件
- イ 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ロ 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ハ 新設分割 新設分割により設立する株式会社
- ニ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ホ 株式移転 株式移転により設立する株式会社
- 九 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨
- 十 当該新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）に係る新株予約権証券を発行することとするときは、その旨
- 十一 前号に規定する場合において、新株予約権者が第二百九十条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 2 新株予約権付社債に付された新株予約権の数は、当該新株予約権付社債についての社債の金額ごとに、均等に定めなければならない。
- 3 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。
- 一 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨
- 二 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨
- 4 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第四号又は第五号ロに定める事項についての決定」と、同項第一号中「取締役」とあるのは「執行役若しくは取締役」と、同項第二号中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

（共有者による権利の行使）

第二百三十七条 新株予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該新株予約権についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該新株予約権についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

第二節 新株予約権の発行

第一款 募集事項の決定等

（募集事項の決定）

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）を定めなければならない。

- 一 募集新株予約権の内容及び数
- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）又はその算定方法
- 四 募集新株予約権を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）
- 五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
- 六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項
- 七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第百七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
- 2 募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、第一号の条件又は第二号の金額で募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
- 一 第一項第二号に規定する場合において、金銭の払込みを要しないこととすることが当該者に特に有利な条件であるとき。
- 二 第一項第三号に規定する場合において、同号の払込金額が当該者に特に有利な金額であるとき。
- 4 種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該募集新株予約権に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。
- 5 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

（募集事項の決定の委任）

第二百三十九条 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容及び数の上限
- 二 前号の募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額の下限
- 2 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、第一号の条件又は第二号の金額で募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
- 一 前項第二号に規定する場合において、金銭の払込みを要しないこととすることが当該者に特に有利な条件であるとき。
- 二 前項第三号に規定する場合において、同号の払込金額の下限が当該者に特に有利な金額であるとき。

- 3 第一項の決議は、割当日が当該決議の日から一年以内の日である前条第一項の募集についてのみその効力を有する。
- 4 種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部又は全部が譲渡制限株式であるときは、当該募集新株予約権に関する募集事項の決定の委任は、前条第四項の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。
- (公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百四十条 第二百三十八条第三項各号に掲げる場合を除き、公開会社における同条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

- 2 公開会社は、前項の規定により読み替えて適用する第二百三十八条第二項の取締役会の決議によって募集事項を定めた場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 4 第二項の規定は、株式会社が募集事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。
- (株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合)

第二百四十一条 株式会社は、第二百三十八条第一項の募集において、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株主に対し、次条第二項の申込みをすることにより当該株式会社の募集新株予約権（種類株式発行会社にあつては、その目的である株式の種類が当該株主の有する種類の株式と同一の種類のもの）の割当てを受ける権利を与える旨
- 二 前号の募集新株予約権の引受けの申込みの期日
- 2 前項の場合には、同項第一号の株主（当該株式会社を除く。）は、その有する株式の数に応じて募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する。ただし、当該株主が割当てを受ける募集新株予約権の数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第一項各号に掲げる事項を定める場合には、募集事項及び同項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によって定めなければならない。
- 一 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役の決定によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（株式会社が取締役会設置会社である場合を除く。） 取締役の決定
- 二 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 取締役会の決議
- 三 株式会社が公開会社である場合 取締役会の決議
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 株主総会の決議
- 4 株式会社は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前までに、同項第一号の株主（当該株式会社を除く。）に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 募集事項
- 二 当該株主が割当てを受ける募集新株予約権の内容及び数
- 三 第一項第二号の期日
- 5 第二百三十八条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、第一項から第三項までの規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、適用しない。

第二款 募集新株予約権の割当て

(募集新株予約権の申込み)

第二百四十二条 株式会社は、第二百三十八条第一項の募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 株式会社の商号
- 二 募集事項
- 三 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 第二百三十八条第一項の募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を株式会社に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする募集新株予約権の数
- 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。
- 5 株式会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 6 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、申込者（募集新株予約権のみの申込みをした者に限る。）は、その申込みに係る募集新株予約権を付した新株予約権付社債の引受けの申込みをしたものとみなす。
- 7 株式会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 8 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- (募集新株予約権の割当て)

第二百四十三条 株式会社は、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集新株予約権の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式である場合

- 二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権（新株予約権であって、譲渡による当該新株予約権の取得について株式会社の承認を要する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）である場合
- 3 株式会社は、割当日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数（当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならない。
- 4 第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合において、株主が同条第一項第二号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該株主は、募集新株予約権の割当てを受ける権利を失う。
（募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則）
- 第二百四十四条** 前二条の規定は、募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。
- 2 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「の引受け」とあるのは、「及び当該募集新株予約権を付した社債の総額の引受け」とする。
- 3 第一項に規定する場合において、次に掲げるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき。
- 二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき。
（公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則）
- 第二百四十四条の二** 公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は前条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者（以下この項において「引受人」と総称する。）について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下この項及び第五項において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。
- 一 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数
- 二 前号に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数
- 2 前項第一号に規定する「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として第二百三十六条第一項第七号二に掲げる事項についての定めがある場合における同号二の株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいう。
- 3 第一項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。
- 5 総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第三項の公告の日（前項の場合にあっては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、割当日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の前条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。
- 6 第二百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。
（新株予約権者となる日）
- 第二百四十五条** 次の各号に掲げる者は、割当日に、当該各号に定める募集新株予約権の新株予約権者となる。
- 一 申込者 株式会社の割り当てた募集新株予約権
- 二 第二百四十四条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集新株予約権
- 2 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、前項の規定により募集新株予約権の新株予約権者となる者は、当該募集新株予約権を付した新株予約権付社債についての社債の社債権者となる。
- 第三款 募集新株予約権に係る払込み**
- 第二百四十六条** 第二百三十八条第一項第三号に規定する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の初日の前日（第二百三十八条第一項第五号に規定する場合にあっては、同号の期日。第三項において「払込期日」という。）までに、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集新株予約権の払込金額の全額を払い込まなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、同項の規定による払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる。
- 3 第二百三十八条第一項第三号に規定する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権についての払込期日までに、それぞれの募集新株予約権の払込金額の全額の払込み（当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付又は当該株式会社に対する債権をもってする相殺を含む。）をしないときは、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 第四款 募集新株予約権の発行をやめることの請求**
- 第二百四十七条** 次に掲げる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、第二百三十八条第一項の募集に係る新株予約権の発行をやめることを請求することができる。
- 一 当該新株予約権の発行が法令又は定款に違反する場合
- 二 当該新株予約権の発行が著しく不公正な方法により行われる場合
- 第五款 雑則**
- 第二百四十八条** 第六百七十六条から第六百八十条までの規定は、新株予約権付社債についての社債を引き受ける者の募集については、適用しない。

第三節 新株予約権原簿

(新株予約権原簿)

第二百四十九条 株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める事項（以下「新株予約権原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 無記名式の新株予約権証券が発行されている新株予約権（以下この章において「無記名新株予約権」という。）当該新株予約権証券の番号並びに当該無記名新株予約権の内容及び数
- 二 無記名式の新株予約権付社債券（証券発行新株予約権付社債（新株予約権付社債であつて、当該新株予約権付社債についての社債につき社債券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）に係る社債券をいう。以下同じ。）が発行されている新株予約権付社債（以下この章において「無記名新株予約権付社債」という。）に付された新株予約権 当該新株予約権付社債券の番号並びに当該新株予約権の内容及び数
- 三 前二号に掲げる新株予約権以外の新株予約権 次に掲げる事項
 - イ 新株予約権者の氏名又は名称及び住所
 - ロ イの新株予約権者の有する新株予約権の内容及び数
 - ハ イの新株予約権者が新株予約権を取得した日
 - ニ ロの新株予約権が証券発行新株予約権（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であつて、当該新株予約権に係る新株予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）であるときは、当該新株予約権（新株予約権証券が発行されているものに限る。）に係る新株予約権証券の番号
 - ホ ロの新株予約権が証券発行新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権を付した新株予約権付社債（新株予約権付社債券が発行されているものに限る。）に係る新株予約権付社債券の番号

(新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付等)

第二百五十条 前条第三号イの新株予約権者は、株式会社に対し、当該新株予約権者についての新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該新株予約権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

- 2 前項の書面には、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 前三項の規定は、証券発行新株予約権及び証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(新株予約権原簿の管理)

第二百五十一条 株式会社が新株予約権を発行している場合における第二百二十三条の規定の適用については、同条中「株主名簿の」とあるのは「株主名簿及び新株予約権原簿の」と、「株主名簿に」とあるのは「株主名簿及び新株予約権原簿に」とする。

(新株予約権原簿の備置き及び閲覧等)

第二百五十二条 株式会社は、新株予約権原簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。

- 2 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 一 新株予約権原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 新株予約権原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が新株予約権原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 四 請求者が、過去二年以内において、新株予約権原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の新株予約権原簿について第二項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 5 前項の親会社社員について第三項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

(新株予約権者に対する通知等)

第二百五十三条 株式会社が新株予約権者に対してする通知又は催告は、新株予約権原簿に記載し、又は記録した当該新株予約権者の住所（当該新株予約権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
- 3 新株予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、株式会社が新株予約権者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を新株予約権者とみなして、前二項の規定を適用する。
- 4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、株式会社が新株予約権の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

第四節 新株予約権の譲渡等

第一款 新株予約権の譲渡

(新株予約権の譲渡)

第二百五十四条 新株予約権者は、その有する新株予約権を譲渡することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。ただし、当該新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、この限りでない。
- 3 新株予約権付社債についての社債のみを譲渡することはできない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅したときは、この限りでない。

(証券発行新株予約権の譲渡)

第二百五十五条 証券発行新株予約権の譲渡は、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己新株予約権（株式会社が有する自己の新株予約権をいう。以下この章において同じ。）の処分による証券発行新株予約権の譲渡については、この限りでない。

2 証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権の譲渡は、当該証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己新株予約権付社債（株式会社が有する自己の新株予約権付社債をいう。以下この条及び次条において同じ。）の処分による当該自己新株予約権付社債に付された新株予約権の譲渡については、この限りでない。

(自己新株予約権の処分に関する特則)

第二百五十六条 株式会社は、自己新株予約権（証券発行新株予約権に限る。）を処分した日以後遅滞なく、当該自己新株予約権を取得した者に対し、新株予約権証券を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、同項の者から請求がある時まで、同項の新株予約権証券を交付しないことができる。

3 株式会社は、自己新株予約権付社債（証券発行新株予約権付社債に限る。）を処分した日以後遅滞なく、当該自己新株予約権付社債を取得した者に対し、新株予約権付社債券を交付しなければならない。

4 第六百八十七条の規定は、自己新株予約権付社債の処分による当該自己新株予約権付社債についての社債の譲渡については、適用しない。

(新株予約権の譲渡の対抗要件)

第二百五十七条 新株予約権の譲渡は、その新株予約権を取得した者の氏名又は名称及び住所を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2 記名式の新株予約権証券が発行されている証券発行新株予約権及び記名式の新株予約権付社債券が発行されている証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権についての前項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする。

3 第一項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(権利の推定等)

第二百五十八条 新株予約権証券の占有者は、当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

2 新株予約権証券の交付を受けた者は、当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

3 新株予約権付社債券の占有者は、当該新株予約権付社債券に係る証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

4 新株予約権付社債券の交付を受けた者は、当該新株予約権付社債券に係る証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(新株予約権者の請求によらない新株予約権原簿記載事項の記載又は記録)

第二百五十九条 株式会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の新株予約権の新株予約権者に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 当該株式会社の新株予約権を取得した場合

二 自己新株予約権を処分した場合

2 前項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(新株予約権者の請求による新株予約権原簿記載事項の記載又は記録)

第二百六十条 新株予約権を当該新株予約権を発行した株式会社以外の者から取得した者（当該株式会社を除く。以下この節において「新株予約権取得者」という。）は、当該株式会社に対し、当該新株予約権に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した新株予約権の新株予約権者として新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

第二百六十一条 前条の規定は、新株予約権取得者が取得した新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該新株予約権取得者が当該譲渡制限新株予約権を取得することについて次条の承認を受けていること。

二 当該新株予約権取得者が当該譲渡制限新株予約権を取得したことについて第二百六十三条第一項の承認を受けていること。

三 当該新株予約権取得者が相続その他の一般承継により譲渡制限新株予約権を取得した者であること。

第二款 新株予約権の譲渡の制限

(新株予約権者からの承認の請求)

第二百六十二条 譲渡制限新株予約権の新株予約権者は、その有する譲渡制限新株予約権を他人（当該譲渡制限新株予約権を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限新株予約権を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

(新株予約権取得者からの承認の請求)

第二百六十三条 譲渡制限新株予約権を取得した新株予約権取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限新株予約権を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した新株予約権の新株予約権者として新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

(譲渡等承認請求の方法)

第二百六十四条 次の各号に掲げる請求（以下この款において「譲渡等承認請求」という。）は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

一 第二百六十二条の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする新株予約権者が譲り渡そうとする譲渡制限新株予約権の内容及び数

ロ イの譲渡制限新株予約権を譲り受ける者の氏名又は名称

二 前条第一項の規定による請求 次に掲げる事項

- イ 当該請求をする新株予約権取得者の取得した譲渡制限新株予約権の内容及び数
- ロ イの新株予約権取得者の氏名又は名称
(譲渡等の承認の決定等)

第二百六十五条 株式会社が第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、新株予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 株式会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。
(株式会社が承認をしたとみなされる場合)

第二百六十六条 株式会社が譲渡等承認請求の日から二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内に前条第二項の規定による通知をしなかった場合には、第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の承認をしたものとみなす。ただし、当該株式会社と当該譲渡等承認請求をした者との合意により別段の定めをしたときは、この限りでない。

第三款 新株予約権の質入れ

(新株予約権の質入れ)

第二百六十七条 新株予約権者は、その有する新株予約権に質権を設定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権付社債に付された新株予約権のみに質権を設定することはできない。ただし、当該新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、この限りでない。
- 3 新株予約権付社債についての社債のみに質権を設定することはできない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅したときは、この限りでない。
- 4 証券発行新株予約権の質入れは、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を交付しなければ、その効力を生じない。
- 5 証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権の質入れは、当該証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(新株予約権の質入れの対抗要件)

第二百六十八条 新株予約権の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を占有しなければ、その質権をもって株式会社その他の第三者に対抗することができない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を占有しなければ、その質権をもって株式会社その他の第三者に対抗することができない。

(新株予約権原簿の記載等)

第二百六十九条 新株予約権に質権を設定した者は、株式会社にに対し、次に掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 一 質権者の氏名又は名称及び住所
- 二 質権の目的である新株予約権

- 2 前項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(新株予約権原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二百七十条 前条第一項各号に掲げる事項が新株予約権原簿に記載され、又は記録された質権者（以下「登録新株予約権質権者」という。）は、株式会社にに対し、当該登録新株予約権質権者についての新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

- 2 前項の書面には、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 前三項の規定は、証券発行新株予約権及び証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(登録新株予約権質権者に対する通知等)

第二百七十一条 株式会社が登録新株予約権質権者に対してする通知又は催告は、新株予約権原簿に記載し、又は記録した当該登録新株予約権質権者の住所（当該登録新株予約権質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(新株予約権の質入れの効果)

第二百七十二条 株式会社が次に掲げる行為をした場合には、新株予約権を目的とする質権は、当該行為によって当該新株予約権の新株予約権者が受けることのできる金銭等について存在する。

- 一 新株予約権の取得
- 二 組織変更
- 三 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
- 四 吸収分割
- 五 新設分割
- 六 株式交換
- 七 株式移転

- 2 登録新株予約権質権者は、前項の金銭等（金銭に限る。）を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。
- 3 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録新株予約権質権者は、当該各号に定める者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

- 一 新株予約権の取得 当該株式会社
- 二 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社
- 三 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

- 4 前三項の規定は、特別支配株主が新株予約権売渡請求により売渡新株予約権の取得をした場合について準用する。この場合において、前項中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該特別支配株主」と読み替えるものとする。
- 5 新株予約権付社債に付された新株予約権（第二百三十六条第一項第三号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であるものであって、当該社債の償還額が当該新株予約権についての同項第二号の価額以上であるものに限る。）を目的とする質権は、当該新株予約権の行使することにより当該新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式について存在する。

第四款 信託財産に属する新株予約権についての対抗要件等

- 第二百七十二條之二** 新株予約権については、当該新株予約権が信託財産に属する旨を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、当該新株予約権が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に対抗することができない。
- 2 第二百四十九条第三号イの新株予約権者は、その有する新株予約権が信託財産に属するときは、株式会社に対し、その旨を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 3 新株予約権原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第二百五十条第一項及び第二百五十九条第一項の規定の適用については、第二百五十条第一項中「記録された新株予約権原簿記載事項」とあるのは「記録された新株予約権原簿記載事項（当該新株予約権者の有する新株予約権が信託財産に属する旨を含む。）」と、第二百五十九条第一項中「新株予約権原簿記載事項」とあるのは「新株予約権原簿記載事項（当該新株予約権者の有する新株予約権が信託財産に属する旨を含む。）」とする。
- 4 前三項の規定は、証券発行新株予約権及び証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

第五節 株式会社による自己の新株予約権の取得

第一款 募集事項の定めに基づく新株予約権の取得

（取得する日の決定）

- 第二百七十三條** 取得条項付新株予約権（第二百三十六条第一項第七号イに掲げる事項についての定めがある新株予約権をいう。以下この章において同じ。）の内容として同号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、同号ロの日を株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって定めなければならない。ただし、当該取得条項付新株予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 第二百三十六条第一項第七号ロの日を定めたときは、株式会社は、取得条項付新株予約権の新株予約権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、次条第一項の規定により決定した取得条項付新株予約権の新株予約権者）及びその登録新株予約権質権者に対し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

（取得する新株予約権の決定等）

- 第二百七十四條** 株式会社は、新株予約権の内容として第二百三十六条第一項第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付新株予約権を取得しようとするときは、その取得する取得条項付新株予約権を決定しなければならない。
- 2 前項の取得条項付新株予約権は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって定めなければならない。ただし、当該取得条項付新株予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による決定をしたときは、株式会社は、同項の規定により決定した取得条項付新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、直ちに、当該取得条項付新株予約権を取得する旨を通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

（効力の発生等）

- 第二百七十五條** 株式会社は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日。次項及び第三項において同じ。）に、取得条項付新株予約権（同条第一項第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、前条第一項の規定により決定したもの。次項及び第三項において同じ。）を取得する。
- 一 第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日
- 二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日
- 2 前項の規定により株式会社が取得する取得条項付新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、株式会社は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日に、当該新株予約権付社債についての社債を取得する。
- 3 次の各号に掲げる場合には、取得条項付新株予約権の新株予約権者（当該株式会社を除く。）は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日に、同号に定める事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
- 一 第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの株式の株主
- 二 第二百三十六条第一項第七号ホに掲げる事項についての定めがある場合 同号ホの社債の社債権者
- 三 第二百三十六条第一項第七号ヘに掲げる事項についての定めがある場合 同号ヘの他の新株予約権の新株予約権者
- 四 第二百三十六条第一項第七号トに掲げる事項についての定めがある場合 同号トの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 4 株式会社は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、前条第一項の規定により決定した取得条項付新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者）に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第二百七十三條第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。
- 5 前項本文の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

第二款 新株予約権の消却

- 第二百七十六條** 株式会社は、自己新株予約権を消却することができる。この場合においては、消却する自己新株予約権の内容及び数を定めなければならない。
- 2 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

第六節 新株予約権無償割当て

（新株予約権無償割当て）

- 第二百七十七條** 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主）に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の新株予約権の割当て（以下この節において「新株予約権無償割当て」という。）をすることができる。
- （新株予約権無償割当てに関する事項の決定）
- 第二百七十八條** 株式会社は、新株予約権無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株主に割り当てる新株予約権の内容及び数又はその算定方法

- 二 前号の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権付社債についての社債の種類及び各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 三 当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日
- 四 株式会社が種類株式発行会社である場合には、当該新株予約権無償割当てを受ける株主の有する株式の種類
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めは、当該株式会社以外の株主（種類株式発行会社にあつては、同項第四号の種類の種類株主）の有する株式（種類株式発行会社にあつては、同項第四号の種類の株式）の数に応じて同項第一号の新株予約権及び同項第二号の社債を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる事項の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- （新株予約権無償割当ての効力の発生等）

第二百七十九条 前条第一項第一号の新株予約権の割当てを受けた株主は、同項第三号の日に、同項第一号の新株予約権の新株予約権者（同項第二号に規定する場合にあつては、同項第一号の新株予約権の新株予約権者及び同項第二号の社債の社債権者）となる。

- 2 株式会社は、前条第一項第三号の日後遅滞なく、株主（種類株式発行会社にあつては、同項第四号の種類の種類株主）及びその登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた新株予約権の内容及び数（同項第二号に規定する場合にあつては、当該株主が割当てを受けた社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知がされた場合において、前条第一項第一号の新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来するときは、同号の期間は、当該通知の日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第七節 新株予約権の行使

第一款 総則

（新株予約権の行使）

第二百八十条 新株予約権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 その行使に係る新株予約権の内容及び数
- 二 新株予約権を行使する日
- 2 証券発行新株予約権を行使しようとするときは、当該証券発行新株予約権の新株予約権者は、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を株式会社に提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券が発行されていないときは、この限りでない。
- 3 証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しようとする場合には、当該新株予約権の新株予約権者は、当該新株予約権を付した新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を株式会社に提示しなければならない。この場合において、当該株式会社は、当該新株予約権付社債券に当該証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した旨を記載しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しようとする場合において、当該新株予約権の行使により当該証券発行新株予約権付社債についての社債が消滅するときは、当該新株予約権の新株予約権者は、当該新株予約権を付した新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を株式会社に提出しなければならない。
- 5 第三項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権付社債についての社債の償還後に当該証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しようとする場合には、当該新株予約権の新株予約権者は、当該新株予約権を付した新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を株式会社に提出しなければならない。
- 6 株式会社は、自己新株予約権を行使することができない。
- （新株予約権の行使に際しての払込み）

第二百八十一条 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、前条第一項第二号の日に、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新株予約権についての第二百三十六条第一項第二号の価額の全額を払い込まなければならない。

- 2 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、前条第一項第二号の日に、その行使に係る新株予約権についての第二百三十六条第一項第三号の財産を給付しなければならない。この場合において、当該財産の価額が同項第二号の価額に足りないときは、前項の払込みの取扱いの場所においてその差額に相当する金銭を払い込まなければならない。
- 3 新株予約権者は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付をする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない。
- （株主となる時期等）

第二百八十二条 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

- 2 新株予約権を行使した新株予約権者であつて第二百八十六条の二第一項各号に掲げる者に該当するものは、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百八十六条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、第二百八十六条の二第一項各号の払込み又は給付が仮装された新株予約権の目的である株式について、株主の権利を行使することができない。
- 3 前項の株式を譲り受けた者は、当該株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。
- （一に満たない端数の処理）

第二百八十三条 新株予約権を行使した場合において、当該新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数があるときは、株式会社は、当該新株予約権者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。ただし、第二百三十六条第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合は、この限りでない。

- 一 当該株式が市場価格のある株式である場合 当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 一株当たり純資産額

第二款 金銭以外の財産の出資

第二百八十四条 株式会社は、第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めがある新株予約権が行使された場合には、第二百八十一条第二項の規定による給付があった後、遅滞なく、同号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

- 2 前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

- 4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
- 5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
- 6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、株式会社に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
- 7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額（第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。
- 8 第一項の新株予約権の新株予約権者は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その新株予約権の行使に係る意思表示を取り消すことができる。
- 9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。
- 一 行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えない場合 当該新株予約権者が給付する現物出資財産の価額
 - 二 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物出資財産の価額
 - 三 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物出資財産の価額
 - 四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額
 - 五 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物出資財産の価額
- 10 次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。
- 一 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人
 - 二 新株予約権者
 - 三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - 四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

第三款 責任

（不公正な払込金額で新株予約権を引き受けた者等の責任）

第二百八十五条 新株予約権を行使した新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

- 一 第二百三十八条第一項第二号に規定する場合において、募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととすることが著しく不公正な条件であるとき（取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役。次号において同じ。）と通じて新株予約権を引き受けた場合に限り。） 当該新株予約権の公正な価額
 - 二 第二百三十八条第一項第三号に規定する場合において、取締役と通じて著しく不公正な払込金額で新株予約権を引き受けたとき 当該払込金額と当該新株予約権の公正な価額との差額に相当する金額
 - 三 第二百八十二条第一項の規定により株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百三十六条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額
- 2 前項第三号に掲げる場合において、現物出資財産を給付した新株予約権者が当該現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百三十六条第一項第三号の価額に著しく不足することにつき善意でかつ重大な過失がないときは、新株予約権の行使に係る意思表示を取り消すことができる。

（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）

第二百八十六条 前条第一項第三号に掲げる場合には、次に掲げる者（以下この条において「取締役等」という。）は、株式会社に対し、同号に定める額を支払う義務を負う。

- 一 当該新株予約権者の募集に関する職務を行った業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの
 - 二 現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があつたときは、当該株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるもの
 - 三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）として法務省令で定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、取締役等は、現物出資財産について同項の義務を負わない。
- 一 現物出資財産の価額について第二百八十四条第二項の検査役の調査を経た場合
 - 二 当該取締役等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合
- 3 第一項に規定する場合には、第二百八十四条第九項第四号に規定する証明をした者（以下この条において「証明者」という。）は、株式会社に対し前条第一項第三号に定める額を支払う義務を負う。ただし、当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 4 新株予約権者がその給付した現物出資財産についての前条第一項第三号に定める額を支払う義務を負う場合において、次に掲げる者が当該現物出資財産について当該各号に定める義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

一 取締役等 第一項の義務

二 証明者 前項本文の義務

（新株予約権に係る払込み等を仮装した新株予約権者等の責任）

第二百八十六条の二 新株予約権を行使した新株予約権者であつて次の各号に掲げる者に該当するものは、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

- 一 第二百四十六条第一項の規定による払込み（同条第二項の規定により当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付を含む。）を仮装した者又は当該払込みが仮装されたことを知って、若しくは重大な過失により知らないで募集新株予約権を譲り受けた者 払込みが仮装された払込金額の全額の支払（当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付が仮装された場合にあっては、当該財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払））

- 二 第二百八十一条第一項又は第二項後段の規定による払込みを仮装した者 払込みを仮装した金銭の全額の支払
 三 第二百八十一条第二項前段の規定による給付を仮装した者 給付を仮装した金銭以外の財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払）
 2 前項の規定により同項に規定する新株予約権者の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。
 （新株予約権に係る払込み等を仮装した場合の取締役等の責任）

第二百八十六条の三 新株予約権を行使した新株予約権者であって前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に定める行為をする義務を負う場合には、当該各号の払込み又は給付を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に對し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込み又は当該給付を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

- 2 新株予約権を行使した新株予約権者であって前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 雑則

第二百八十七条 第二百七十六条第一項の場合のほか、新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときは、当該新株予約権は、消滅する。

第八節 新株予約権に係る証券

第一款 新株予約権証券

（新株予約権証券の発行）

第二百八十八条 株式会社は、証券発行新株予約権を発行した日以後遅滞なく、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を発行しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、新株予約権者から請求がある時まで、同項の新株予約権証券を発行しないことができる。

（新株予約権証券の記載事項）

第二百八十九条 新株予約権証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 株式会社の商号
- 二 当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権の内容及び数

（記名式と無記名式との間の転換）

第二百九十条 証券発行新株予約権の新株予約権者は、第二百三十六条第一項第十一号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の新株予約権証券を無記名式とし、又はその無記名式の新株予約権証券を記名式とすることを請求することができる。

（新株予約権証券の喪失）

第二百九十一条 新株予約権証券は、非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

- 2 新株予約権証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

第二款 新株予約権付社債券

第二百九十二条 証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券には、第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項のほか、当該証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び数を記載しなければならない。

- 2 証券発行新株予約権付社債についての社債の償還をする場合において、当該証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅していないときは、株式会社は、当該証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券と引換えに社債の償還をするを請求することができない。この場合においては、株式会社は、社債の償還をするのと引換えに、当該新株予約権付社債券の提示を求め、当該新株予約権付社債券に社債の償還をした旨を記載することができる。

第三款 新株予約権証券等の提出

（新株予約権証券の提出に関する公告等）

第二百九十三条 株式会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、当該各号に定める新株予約権に係る新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券。以下この款において同じ。）を発行しているときは、当該株式会社は、当該行為の効力が生ずる日（第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第二百七十九条の第二項第五号に規定する取得日。以下この条において「新株予約権証券提出日」という。）までに当該株式会社に対し当該新株予約権証券を提出しなければならない旨を新株予約権証券提出日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

- 一 第二百七十九条の三第一項の承認 売渡新株予約権

一の二 取得条項付新株予約権の取得 当該取得条項付新株予約権

- 二 組織変更 全部の新株予約権

- 三 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 全部の新株予約権

- 四 吸収分割 第七百五十八条第五号イに規定する吸収分割契約新株予約権

- 五 新設分割 第七百六十三条第一項第十号イに規定する新設分割計画新株予約権

- 六 株式交換 第七百六十八条第一項第四号イに規定する株式交換契約新株予約権

- 七 株式移転 第七百七十三条第一項第九号イに規定する株式移転計画新株予約権

- 2 株式会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、新株予約権証券提出日までに当該株式会社に対して新株予約権証券を提出しない者があるときは、当該各号に定める者は、当該新株予約権証券の提出があるまでの間、当該行為（第一号に掲げる行為をする場合にあっては、新株予約権売渡請求に係る売渡新株予約権の取得）によって当該新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる金銭等の交付を拒むことができる。

- 一 第二百七十九条の三第一項の承認 特別支配株主

- 二 取得条項付新株予約権の取得 当該株式会社

- 三 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

- 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

- 五 吸収分割 第七百五十八条第一号に規定する吸収分割承継株式会社

- 六 新設分割 第七百六十三条第一項第一号に規定する新設分割設立株式会社

- 七 株式交換 第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社
- 八 株式移転 第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社
- 3 第一項各号に定める新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権証券提出日に無効となる。
- 4 第一項第一号の規定による公告及び通知の費用は、特別支配株主の負担とする。
- 5 第二百二十条の規定は、第一項各号に掲げる行為をした場合において、新株予約権証券を提出することができない者があるときについて準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは、「第二百九十三条第二項各号」と読み替えるものとする。（無記名式の新株予約権証券等が提出されない場合）
- 第二百九十四条** 第三十二條の規定にかかわらず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合（株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付する場合に限る。）において、同項の規定により新株予約権証券（無記名式のものに限る。以下この条において同じ。）が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる株式に係る第二百二十一条第一号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを要しない。
- 2 前項に規定する場合には、株式会社は、前条第一項の規定により提出しなければならない新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる株式の株主に対する通知又は催告をすることを要しない。
- 3 第二百四十九条及び第二百五十九条第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合（株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付する場合に限る。）において、同項の規定により新株予約権証券が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる当該他の新株予約権（無記名新株予約権を除く。）に係る第二百四十九条第三号イに掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。
- 4 前項に規定する場合には、株式会社は、前条第一項の規定により提出しなければならない新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる新株予約権の新株予約権者に対する通知又は催告をすることを要しない。
- 5 第二百四十九条及び第二百五十九条第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合（株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付する場合に限る。）において、同項の規定により新株予約権証券が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる新株予約権付社債（無記名新株予約権付社債を除く。）に付された新株予約権に係る第二百四十九条第三号イに掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。
- 6 前項に規定する場合には、株式会社は、前条第一項の規定により提出しなければならない新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対する通知又は催告をすることを要しない。

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会等

第一款 株主総会

（株主総会の権限）

第二百九十五条 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（株主総会の招集）

第二百九十六条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
- 3 株主総会は、次条第四項の規定により招集する場合を除き、取締役が招集する。

（株主による招集の請求）

第二百九十七条 総株主の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。

- 2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 3 第一項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。
- 4 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。

一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 第一項の規定による請求があった日から八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合

（株主総会の招集の決定）

第二百九十八条 取締役（前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。）は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株主総会の日時及び場所
- 二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 取締役は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。）の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、当該株式会社が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社であって法務省令で定めるものである場合は、この限りでない。
- 3 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは、「前項第二号に掲げる事項」とする。

- 4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。
(株主総会の招集の通知)
- 第二百九十九条** 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。
- 2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面で行なければならない。
- 一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合
 - 二 株式会社が取締役会設置会社である場合
- 3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
(招集手続の省略)
- 第三百条** 前条の規定にかかわらず、株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。
(株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)
- 第三百一条** 取締役は、第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この節において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この節において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。
- 2 取締役は、第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があったときは、これらの書類を当該株主に交付しなければならない。
- 第三百二条** 取締役は、第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、株主総会参考書類を交付しなければならない。
- 2 取締役は、第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類の交付に代えて、当該株主総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があったときは、株主総会参考書類を当該株主に交付しなければならない。
- 3 取締役は、第一項に規定する場合には、第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。
- 4 取締役は、第一項に規定する場合において、第二百九十九条第三項の承諾をしていない株主から株主総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。
(株主提案権)
- 第三百三条** 株主は、取締役に対し、一定の事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次項において同じ。）を株主総会の目的とすることを請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。
- 3 公開会社でない取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 4 第二項の一定の事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。
- 第三百四条** 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次条第一項において同じ。）につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。
- 第三百五条** 株主は、取締役に対し、株主総会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること（第二百九十九条第二項又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、当該請求をすることができる。
- 2 公開会社でない取締役会設置会社における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 3 第一項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項ただし書の総株主の議決権の数に算入しない。
- 4 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。
- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
 - 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
 - 三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
 - 四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、第一項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）

第三百六条 株式会社又は総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主は、株主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 公開会社である取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは「第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項」と、「有する」とあるのは「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とし、公開会社でない取締役会設置会社における同項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは、「第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項」とする。

3 前二項の規定による検査役の選任の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不合法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

4 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5 第三項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

6 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第三項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

7 第三項の検査役は、第五項の報告をしたときは、株式会社（検査役の選任の申立てをした者が当該株式会社でない場合にあっては、当該株式会社及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による株主総会招集等の決定）

第三百七条 裁判所は、前条第五項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、取締役に對し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 一定の期間内に株主総会を招集すること。

二 前条第五項の調査の結果を株主に通知すること。

2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、取締役は、前条第五項の報告の内容を同号の株主総会において開示しなければならない。

3 前項に規定する場合には、取締役（監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役）は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の株主総会に報告しなければならない。

（議決権の数）

第三百八条 株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

（株主総会の決議）

第三百九条 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第四百十条第二項及び第五項の株主総会

二 第二百五十六条第一項の株主総会（第六十条第一項の特定の株主を定める場合に限る。）

三 第一百七十一条第一項及び第一百七十五条第一項の株主総会

四 第一百八十条第二項の株主総会

五 第二百九十九条第二項、第二百条第一項、第二百二条第三項第四号、第二百四条第二項及び第二百五条第二項の株主総会

六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第三項第四号、第二百四十三条第二項及び第二百四十四条第三項の株主総会

七 第三百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を解任する場合又は監査等委員である取締役若しくは監査役を解任する場合に限る。）

八 第四百二十五条第一項の株主総会

九 第四百四十七条第一項の株主総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）

イ 定時株主総会において第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めること。

ロ 第四百四十七条第一項第一号の額がイの定時株主総会の日（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、第四百三十六条第三項の承認があった日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。

十 第四百五十四条第四項の株主総会（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）

十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会
 - 二 第七百八十三条第一項の株主総会（合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等（同条第三項に規定する譲渡制限株式等をいう。次号において同じ。）である場合における当該株主総会に限る。）
 - 三 第八百四条第一項の株主総会（合併又は株式移転をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合における当該株主総会に限る。）
 - 4 前三項の規定にかかわらず、第九百九条第二項の規定による定款の定めについての定款の変更（当該定款の定めを廃止するものを除く。）を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、総株主の議決権の四分之三（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 5 取締役会設置会社においては、株主総会は、第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第三百十六条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第三百九十八条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
- （議決権の代理行使）

- 第三百十條** 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない。
 - 3 第一項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該株主又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
 - 4 株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではない。
 - 5 株式会社は、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。
 - 6 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
 - 7 株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 8 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- （書面による議決権の行使）

- 第三百十一條** 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を株式会社に提出して行う。
- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。
 - 3 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。
 - 4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 5 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- （電磁的方法による議決権の行使）

- 第三百十二條** 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う。
- 2 株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではない。
 - 3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。
 - 4 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
 - 5 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 6 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

- 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- (議決権の不統一行使)

第三百十三条 株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。

- 2 取締役会設置会社においては、前項の株主は、株主総会の日の三日前までに、取締役会設置会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならない。
 - 3 株式会社は、第一項の株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。
- (取締役等の説明義務)

第三百十四条 取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(議長の権限)

第三百十五条 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
- (株主総会に提出された資料等の調査)

第三百十六条 株主総会においては、その決議によって、取締役、会計参与、監査役、監査役会及び会計監査人が当該株主総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

- 2 第二百九十七条の規定により招集された株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。
- (延期又は続行の決議)

第三百十七条 株主総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第二百九十八条及び第二百九十九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第三百十八条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 株式会社は、株主総会の日から十年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。
 - 3 株式会社は、株主総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその支店に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、支店における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
 - 4 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
 - 二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 5 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
- (株主総会の決議の省略)

第三百十九条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 株式会社は、前項の規定により株主総会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
 - 3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第二項の書面又は電磁的記録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
 - 5 第一項の規定により定時株主総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時株主総会が終結したものとみなす。
- (株主総会への報告の省略)

第三百二十条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第二款 種類株主総会

(種類株主総会の権限)

第三百二十一条 種類株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)

第三百二十二条 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

- 一 次に掲げる事項についての定款の変更（第百十一条第一項又は第二項に規定するものを除く。）
 - イ 株式の種類追加
 - ロ 株式の内容の変更
 - ハ 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

- 一の二 第七十九條の三第一項の承認
- 二 株式の併合又は株式の分割
- 三 第八十五條に規定する株式無償割当て
- 四 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第二百二條第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
- 五 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第二百四十一條第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
- 六 第二百七十七條に規定する新株予約権無償割当て
- 七 合併
- 八 吸収分割
- 九 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継
- 十 新設分割
- 十一 株式交換
- 十二 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得
- 十三 株式移転
- 十四 株式交付

- 2 種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、前項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる。
- 3 第一項の規定は、前項の規定による定款の定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会については、適用しない。ただし、第一項第一号に規定する定款の変更（単元株式数についてものを除く。）を行う場合は、この限りでない。
- 4 ある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式について第二項の規定による定款の定めを設けようとするときは、当該種類の種類株主全員の同意を得なければならない。
- （種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合）

第三百二十三條 種類株式発行会社において、ある種類の株式の内容として、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、第四百七十八條第八項に規定する清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定めに従い、株主総会、取締役会又は清算人会の決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

（種類株主総会の決議）

第三百二十四條 種類株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、その種類の株式の総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。
- 一 第一百十一條第二項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第八十八條第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）
 - 二 第二百九十九條第四項及び第二百條第四項の種類株主総会
 - 三 第二百三十八條第四項及び第二百三十九條第四項の種類株主総会
 - 四 第三百二十二條第一項の種類株主総会
 - 五 第三百四十七條第二項の規定により読み替えて適用する第三百三十九條第一項の種類株主総会
 - 六 第七百九十五條第四項の種類株主総会
 - 七 第八百十六條の三第三項の種類株主総会
- 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 一 第一百十一條第二項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第八十八條第一項第四号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）
 - 二 第七百八十三條第三項及び第八百四條第三項の種類株主総会
- （株主総会に関する規定の準用）

第三百二十五條 前款（第二百九十五條第一項及び第二項、第二百九十六條第一項及び第二項並びに第三百九條を除く。）の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第二百九十七條第一項中「総株主」とあるのは「総株主（ある種類の株式の株主に限る。以下この款（第三百八十八條第一項を除く。）において同じ。）」と、「株主は」とあるのは「株主（ある種類の株式の株主に限る。以下この款（第三百八十八條第四項及び第三百九十九條第三項を除く。）において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三款 電子提供措置

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第三百二十五條の二 株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（以下この款において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第九百十一條第三項第十二号の二及び第九百七十六條第十九号において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

- 一 株主総会参考書類
 - 二 議決権行使書面
 - 三 第四百三十七條の計算書類及び事業報告
 - 四 第四百四十四條第六項の連結計算書類
- （電子提供措置）

第三百二十五條の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（以下この款において「電子提供措置開始日」という。）か

ら株主総会の日後三箇月を経過する日までの間（以下この款において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

- 一 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項
 - 二 第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
 - 三 第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
 - 四 第三百五条第一項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領
 - 五 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第四百三十七条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
 - 六 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第四百四十四条第六項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項
 - 七 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項
- 2 前項の規定にかかわらず、取締役が第二百九十九条第一項の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに第一項各号に掲げる事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続を同法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織（以下この款において単に「開示用電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、同項の規定により電子提供措置をとることを要しない。
- （株主総会の招集の通知等の特則）

第三百二十五条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第二百九十九条第一項の規定の適用については、同項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））」とあるのは、「二週間」とする。

- 2 第二百九十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 一 電子提供措置をとっているときは、その旨
 - 二 前条第三項の手続を開示用電子情報処理組織を使用して行ったときは、その旨
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
 - 3 第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、第二百九十九条第一項の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。
 - 4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第三百五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。
- （書面交付請求）

- 第三百二十五条の五** 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の承諾をした株主を除く。）は、株式会社に対し、第三百二十五条の三第一項各号（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以下この条において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。
- 2 取締役は、第三百二十五条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - 3 株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。
 - 4 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日（当該株主が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。
 - 5 前項の規定による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中断）

- 第三百二十五条の六** 第三百二十五条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないうこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第七号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。
- 一 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
 - 二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。
 - 四 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。
- （株主総会に関する規定の準用）

第三百二十五条の七 第三百二十五条の三から前条まで（第三百二十五条の三第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第三百二十五条の五第一項及び第三項から第五項までを除く。）の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項各号」と、「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第三百二十五条において準用する場合に限る。次項、次条及び第三百二十五条の五において同じ。）」と、「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合に限る。）」

と、「第三百一条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項」と、「第三百二条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百二条第一項」と、「第三百五条第一項」とあるのは「第三百五条第一項（第三百二十五条において準用する場合に限る。次条第四項において同じ。）」と、同条第二項中「株主」とあるのは「株主（ある種類の株式の株主に限る。次条から第三百二十五条の六までにおいて同じ。）」と、第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第四項」と、「第二百九十九条第二項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十八条第一項第五号」と、「同項第一号から第四号まで」とあるのは「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と読み替えるものとする。

第二節 株主総会以外の機関の設置

（株主総会以外の機関の設置）

第三百二十六条 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。

（取締役会等の設置義務等）

第三百二十七条 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。

- 一 公開会社
- 二 監査役会設置会社
- 三 監査等委員会設置会社
- 四 指名委員会等設置会社

2 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

3 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。

4 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない。

5 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

6 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

（社外取締役の設置義務）

第三百二十七条の二 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。

（大会社における監査役会等の設置義務）

第三百二十八条 大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

2 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

第三節 役員及び会計監査人の選任及び解任

第一款 選任

（選任）

第三百二十九条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。）及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査等委員会設置会社においては、前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

3 第一項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。）が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

（株式会社と役員等との関係）

第三百三十条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（取締役の資格等）

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 法人
- 二 削除

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。

3 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。

4 指名委員会等設置会社の取締役は、当該指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

5 取締役会設置会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。

6 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

第三百三十一条の二 成年被後見人が取締役就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2 被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。
（取締役の任期）

第三百三十二条 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

3 監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

4 監査等委員である取締役の任期については、第一項ただし書の規定は、適用しない。

5 第一項本文の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

6 指名委員会等設置会社の取締役についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

7 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更

二 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

三 その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社がするものを除く。）

（会計参与の資格等）

第三百三十三条 会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない。

2 会計参与に選任された監査法人又は税理士法人は、その社員の中から会計参与の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。この場合においては、次項各号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計参与となることができない。

一 株式会社又はその子会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人

二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十三条の規定により同法第二条第二項に規定する税理士業務を行うことができない者

（会計参与の任期）

第三百三十四条 第三百三十二条（第四項及び第五項を除く。次項において同じ。）の規定は、会計参与の任期について準用する。

2 前項において準用する第三百三十二条の規定にかかわらず、会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

（監査役の資格等）

第三百三十五条 第三百三十一条第一項及び第二項並びに第三百三十一条の二の規定は、監査役について準用する。

2 監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。

3 監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

（監査役の任期）

第三百三十六条 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

3 第一項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

二 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更

三 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

四 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

（会計監査人の資格等）

第三百三十七条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第四百三十五条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 株式会社の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の任期）

第三百三十八条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

- 3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置会社が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第二款 解任

(解任)

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(監査役等による会計監査人の解任)

第三百四十条 監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。
- 3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければならない。
- 4 監査役会設置会社における前三項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査役会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査役」と、前項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査役会が選定した監査役」とする。
- 5 監査等委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査等委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。
- 6 指名委員会等設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査委員会の委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

第三款 選任及び解任の手続に関する特則

(役員の選任及び解任の株主総会の決議)

第三百四十一条 第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。

(累積投票による取締役の選任)

第三百四十二条 株主総会の目的である事項が二人以上の取締役（監査等委員会設置会社において、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この条において同じ。）の選任である場合には、株主（取締役の選任について議決権を行使することができる株主に限る。以下この条において同じ。）は、定款に別段の定めがあるときを除き、株式会社に対し、第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任すべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、同項の株主総会の日の五日前までにしなければならない。
- 3 第三百八条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求があった場合には、取締役の選任の決議については、株主は、その有する株式一株（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、一単元の株式）につき、当該株主総会において選任する取締役の数と同数の議決権を有する。この場合においては、株主は、一人のみに投票し、又は二人以上に投票して、その議決権を行使することができる。
- 4 前項の場合には、投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。
- 5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求があった場合における取締役の選任に関し必要な事項は、法務省令で定める。
- 6 前条の規定は、前三項に規定するところにより選任された取締役の解任の決議については、適用しない。

(監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述)

第三百四十二条の二 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

- 2 監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。
- 3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べるることができる。

(監査役の選任に関する監査役の同意等)

第三百四十三条 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 2 監査役は、取締役に對し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。
- 3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監査役会」と、前項中「監査役は」とあるのは「監査役会は」とする。
- 4 第三百四十一条の規定は、監査役の解任の決議については、適用しない。

(会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定)

第三百四十四条 監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役が決定する。

- 2 監査役が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監査役が」とあるのは、「監査役の過半数をもって」とする。
 - 3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- (監査等委員である取締役の選任に関する監査等委員会の同意等)

第三百四十四条の二 取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。

- 2 監査等委員会は、取締役に対し、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。
- 3 第三百四十一条の規定は、監査等委員である取締役の解任の決議については、適用しない。
(会計参与等の選任等についての意見の陳述)
- 第三百四十五条** 会計参与は、株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 2 会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 第一項の規定は監査役について、前二項の規定は監査役を辞任した者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「会計参与の」とあるのは、「監査役の」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の規定は会計監査人について、第二項及び第三項の規定は会計監査人を辞任した者及び第三百四十条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、株主総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。
(役員等に欠員を生じた場合の措置)
- 第三百四十六条** 役員（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。）が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、株式会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
- 5 第三百三十七条及び第三百四十条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。
- 6 監査役会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- 7 監査等委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会」とする。
- 8 指名委員会等設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。
(種類株主総会における取締役又は監査役の選任等)
- 第三百四十七条** 第八十八条第一項第九号に掲げる事項（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第三百二十九条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十一条並びに第三百四十四条の二第一項及び第二項の規定の適用については、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）については、第八十八条第二項第九号に定める事項についての定款の定めに従い、各種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会）」と、第三百三十二条第一項及び第三百三十九条第一項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（第四十一条第一項の規定により又は第九十条第一項の種類創立総会若しくは第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会において選任された取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあつては、株主総会）の決議」と、第三百四十一条中「第三百九条第一項」とあるのは「第三百九条第一項及び第三百二十四条」と、「株主総会」とあるのは「株主総会（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項及び第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」と、第三百四十四条の二第一項及び第二項中「株主総会」とあるのは「第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会」とする。
- 2 第八十八条第一項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第三百二十九条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十一条並びに第三百四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（監査役については、第八十八条第二項第九号に定める事項についての定款の定めに従い、各種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会）」と、第三百三十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（第四十一条第三項において準用する同条第一項の規定により又は第九十条第二項において準用する同条第一項の種類創立総会若しくは第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会において選任された監査役については、当該監査役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該監査役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあつては、株主総会））」と、第三百四十一条中「第三百九条第一項」とあるのは「第三百九条第一項及び第三百二十四条」と、「株主総会」とあるのは「株主総会（第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会を含む。）」と、第三百四十三条第一項及び第二項中「株主総会」とあるのは「第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会」とする。
- 第四節 取締役**
(業務の執行)
- 第三百四十八条** 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。
- 2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。
- 3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができない。
- 一 支配人の選任及び解任
 - 二 支店の設置、移転及び廃止
 - 三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項
 - 四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 五 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 4 大会社においては、取締役は、前項第四号に掲げる事項を決定しなければならない。

(業務の執行の社外取締役への委託)

第三百四十八条之二 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

2 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

3 前二項の規定により委託された業務の執行は、第二条第十五号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。

(株式会社の代表)

第三百四十九条 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。

3 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

4 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第三百五十条 株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表取締役に欠員を生じた場合の措置)

第三百五十一条 代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役（次項の一時代表取締役の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表取締役の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時代表取締役の職務を行うべき者を選任した場合には、株式会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

(取締役の職務を代行する者の権限)

第三百五十二条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役又は代表取締役の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、株式会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った取締役又は代表取締役の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、株式会社は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)

第三百五十三条 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、株式会社が取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が株式会社に対して訴えを提起する場合には、株主総会は、当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができる。

(表見代表取締役)

第三百五十四条 株式会社は、代表取締役以外の取締役に社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(忠実義務)

第三百五十五条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第三百五十六条 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。

三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

(取締役の報告義務)

第三百五十七条 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければならない。

2 監査役設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査役会」とする。

3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

(業務の執行に関する検査役の選任)

第三百五十八条 株式会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、次に掲げる株主は、当該株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

一 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主

二 発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を有する株主

- 2 前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 5 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
- 6 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
- 7 第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、株式会社及び検査役の選任の申立てをした株主に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による株主総会招集等の決定）

第三百五十九条 裁判所は、前条第五項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、取締役に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

- 一 一定の期間内に株主総会を招集すること。
- 二 前条第五項の調査の結果を株主に通知すること。

2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、取締役は、前条第五項の報告の内容を同号の株主総会において開示しなければならない。

3 前項に規定する場合には、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の株主総会に報告しなければならない。

（株主による取締役の行為の差止め）

第三百六十条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項
- 四 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権（第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項
- 五 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項
 - イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項
 - ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項
- 六 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）については、その具体的な内容

2 監査等委員会設置会社においては、前項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

3 監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第一項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定める。

4 第一項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

5 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べるることができる。

6 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べるることができる。

7 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第一項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

- 一 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

- 二 監査等委員会設置会社

第五節 取締役会

第一款 権限等

（取締役会の権限等）

第三百六十二条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職

3 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
 - 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 七 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

(取締役会設置会社の取締役の権限)

第三百六十三条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

- 一 代表取締役
 - 二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの
- 2 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)

第三百六十四条 第三百五十三条に規定する場合には、取締役会は、同条の規定による株主総会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて取締役会設置会社を代表する者を定めることができる。

(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)

第三百六十五条 取締役会設置会社における第三百五十六条の規定の適用については、同条第一項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

- 2 取締役会設置会社においては、第三百五十六条第一項各号の取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

第二款 運営

(招集権者)

第三百六十六条 取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。

- 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた取締役（以下この章において「招集権者」という。）以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした取締役は、取締役会を招集することができる。

(株主による招集の請求)

第三百六十七条 取締役会設置会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、取締役（前条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、取締役会の目的である事項を示して行わなければならない。

- 3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。

- 4 第一項の規定による請求を行った株主は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した取締役会に出席し、意見を述べることができる。

(招集手続)

第三百六十八条 取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第三百六十九条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

- 3 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

- 5 取締役会の決議に参加した取締役であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(取締役会の決議の省略)

第三百七十条 取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

(議事録等)

第三百七十一条 取締役会設置会社は、取締役会の日（前条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第三百六十九条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその本店に備え置かなければならない。

- 2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

- 二 前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社の営業期間内は、いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。
 - 4 取締役会設置会社の債権者は、役員又は執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該取締役会設置会社の議事録等について第二項各号に掲げる請求をすることができる。
 - 5 前項の規定は、取締役会設置会社の親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。
 - 6 裁判所は、第三項において読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該取締役会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項において読み替えて適用する第二項の許可又は第四項の許可をすることができない。
- （取締役会への報告の省略）

第三百七十二条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第三百六十三条第二項の規定による報告については、適用しない。
 - 3 指名委員会等設置会社についての前二項の規定の適用については、第一項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「会計監査人又は執行役」と、「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは「取締役」と、前項中「第三百六十三条第二項」とあるのは「第四百七条第四項」とする。
- （特別取締役による取締役会の決議）

第三百七十三条 第三百六十九条第一項の規定にかかわらず、取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（監査等委員会設置会社にあつては、第三百九十九条の十三第五項に規定する場合又は同条第六項の規定による定款の定めがある場合を除く。）には、取締役会は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての取締役会の決議については、あらかじめ選定した三人以上の取締役（以下この章において「特別取締役」という。）のうち、議決に加わることができるものの過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行うことができる旨を定めることができる。

- 一 取締役の数が六人以上であること。
- 二 取締役のうち一人以上が社外取締役であること。
- 2 前項の規定による特別取締役による議決の定めがある場合には、特別取締役以外の取締役は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号に掲げる事項の決定をする取締役会に出席することを要しない。この場合における第三百六十六条第一項本文及び第三百六十八条の規定の適用については、第三百六十六条第一項本文中「各取締役」とあるのは「各特別取締役（第三百七十三条第一項に規定する特別取締役をいう。第三百六十八条において同じ。）」と、第三百六十八条第一項中「定款」とあるのは「取締役会」と、「各取締役」とあるのは「各特別取締役」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「特別取締役」と、「取締役及び」とあるのは「特別取締役及び」とする。
- 3 特別取締役の互選によって定められた者は、前項の取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない。
- 4 第三百六十六条（第一項本文を除く。）、第三百六十七条、第三百六十九条第一項、第三百七十条及び第三百九十九条の十四の規定は、第二項の取締役会については、適用しない。

第六節 会計参与

（会計参与の権限）

第三百七十四条 会計参与は、取締役と共同して、計算書類（第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。以下この章において同じ。）及びその附属明細書、臨時計算書類（第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この章において同じ。）並びに連結計算書類（第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。第三百九十六条第一項において同じ。）を作成する。この場合において、会計参与は、法務省令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。

- 2 会計参与は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
- 3 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計参与設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 会計参与は、その職務を行うに当たっては、第三百三十三条第三項第二号又は第三号に掲げる者を使用してはならない。
- 6 指名委員会等設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役」と、第二項中「取締役及び」とあるのは「執行役及び取締役並びに」とする。

（会計参与の報告義務）

第三百七十五条 会計参与は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければならない。

- 2 監査役設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査役会」とする。
 - 3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。
 - 4 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監査委員会」とする。
- （取締役会への出席）

第三百七十六条 取締役会設置会社の会計参与（会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員。以下この条において同じ。）は、第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項又は第四百四十四条第五項の承認をする取締役会に出席しなければならない。この場合において、会計参与は、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 会計参与設置会社において、前項の取締役会を招集する者は、当該取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各会計参与に対してその通知を発しなければならない。

3 会計参与設置会社において、第三百六十八条第二項の規定により第一項の取締役会を招集の手続を経ることなく開催するときは、会計参与の全員の同意を得なければならない。

(株主総会における意見の陳述)

第三百七十七条 第三百七十四条第一項に規定する書類の作成に関する事項について会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与(会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員)は、株主総会において意見を述べることができる。

2 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(会計参与による計算書類等の備置き等)

第三百七十八条 会計参与は、次の各号に掲げるものを、当該各号に定める期間、法務省令で定めるところにより、当該会計参与が定めた場所に備え置かなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告 定時株主総会の日の一週間(取締役会設置会社にあっては、二週間)前の日(第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)から五年間

二 臨時計算書類及び会計参与報告 臨時計算書類を作成した日から五年間

2 会計参与設置会社の株主及び債権者は、会計参与設置会社の営業時間内(会計参与が請求に応ずることが困難な場合として法務省令で定める場合を除く。)は、いつでも、会計参与に対し、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会計参与の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げるものが書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げるものが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって会計参与の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計参与設置会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該会計参与設置会社の第一項各号に掲げるものについて前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会計参与の定めた費用を支払わなければならない。

(会計参与の報酬等)

第三百七十九条 会計参与の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

2 会計参与が二人以上ある場合において、各会計参与の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、会計参与の協議によって定める。

3 会計参与(会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員)は、株主総会において、会計参与の報酬等について意見を述べることができる。

(費用等の請求)

第三百八十条 会計参与がその職務の執行について会計参与設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該会計参与設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該会計参与の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求

第七節 監査役

(監査役の権限)

第三百八十一条 監査役は、取締役(会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与)の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(取締役への報告義務)

第三百八十二条 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役(取締役会設置会社にあっては、取締役会)に報告しなければならない。

(取締役会への出席義務等)

第三百八十三条 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、監査役が二人以上ある場合において、第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によって、監査役の中から特に同条第二項の取締役会に出席する監査役を定めることができる。

2 監査役は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、取締役(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、取締役会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査役は、取締役会を招集することができる。

4 前二項の規定は、第三百七十三条第二項の取締役会については、適用しない。

(株主総会に対する報告義務)

第三百八十四条 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

(監査役による取締役の行為の差止め)

第三百八十五条 監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の取締役に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第三百八十六条 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号の訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する。

- 一 監査役設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合
- 二 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第三号において同じ。）である監査役設置会社とその株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。次項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であった者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴えを提起する場合
- 三 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第四号において同じ。）である監査役設置会社とその完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項第四号において同じ。）である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対して特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）を提起する場合

2 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査役が監査役設置会社を代表する。

- 一 監査役設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合
- 二 監査役設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合
- 三 株式交換等完全親会社である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する訴えの提起の請求に限る。）をする場合又は第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合
- 四 最終完全親会社等である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第三号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）をする場合又は第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

(監査役報酬等)

第三百八十七条 監査役報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

2 監査役が二人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によって定める。

3 監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べることができる。

(費用等の請求)

第三百八十八条 監査役がその職務の執行について監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

(定款の定めによる監査範囲の限定)

第三百八十九条 公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、第三百八十一条第一項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

2 前項の規定による定款の定めがある株式会社の監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 前項の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の法務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

4 第二項の監査役は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

5 第二項の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は株式会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。

7 第三百八十一条から第三百八十六条までの規定は、第一項の規定による定款の定めがある株式会社については、適用しない。

第八節 監査役会

第一款 権限等

第三百九十条 監査役会は、すべての監査役で組織する。

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

- 一 監査報告の作成
- 二 常勤の監査役の選定及び解職
- 三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。

4 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

第二款 運営

(招集権者)

第三百九十一条 監査役会は、各監査役が招集する。

(招集手続)

第三百九十二条 監査役会を招集するには、監査役は、監査役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各監査役に対してその通知を発ししなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議)

第三百九十三条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

2 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 監査役会の決議に参加した監査役であって第二項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(議事録)

第三百九十四条 監査役会設置会社は、監査役会の日から十年間、前条第二項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 監査役会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の規定は、監査役会設置会社の債権者が役員の実任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

4 裁判所は、第二項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該監査役会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項の許可をすることができない。

(監査役会への報告の省略)

第三百九十五条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。

第九節 会計監査人

(会計監査人の権限等)

第三百九十六条 会計監査人は、次章の定めるところにより、株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第三百三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 会計監査人設置会社又はその子会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人である者

三 会計監査人設置会社又はその子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 指名委員会等設置会社における第二項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役、取締役」とする。

(監査役に対する報告)

第三百九十七条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役会に報告しなければならない。

2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

4 監査等委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

5 指名委員会等設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

(定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)

第三百九十八条 第三百九十六条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べなければならない。

3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会又は監査役」とする。

4 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会又は監査等委員」とする。

5 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会又はその委員」とする。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与)

第三百九十九条 取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査役会」とする。

- 3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査等委員会」とする。
- 4 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査委員会」とする。

第九節の二 監査等委員会

第一款 権限等

（監査等委員会の権限等）

第三百九十九条の二 監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

- 2 監査等委員は、取締役でなければならない。
- 3 監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査及び監査報告の作成
 - 二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
 - 三 第三百四十二条の二第四項及び第三百六十一条第六項に規定する監査等委員会の意見の決定
- 4 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について監査等委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査等委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
- 一 費用の前払の請求
 - 二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
 - 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求
- （監査等委員会による調査）

第三百九十九条の三 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）及び支配人その他の使用人に對し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は監査等委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、監査等委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 4 第一項及び第二項の監査等委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

（取締役会への報告義務）

第三百九十九条の四 監査等委員は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。

（株主総会に対する報告義務）

第三百九十九条の五 監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものについて法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない。

（監査等委員による取締役の行為の差止め）

第三百九十九条の六 監査等委員は、取締役が監査等委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査等委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の取締役に對し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）

第三百九十九条の七 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社が取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に對し、又は取締役に監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が監査等委員会設置会社を代表する。

- 一 監査等委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて監査等委員会設置会社を代表する者を定めた場合にあっては、その者）
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査等委員会が選定する監査等委員
- 2 前項の規定にかかわらず、取締役が監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査等委員（当該訴えを提起する者であるものを除く。）に對してされた訴状の送達は、当該監査等委員会設置会社に対して効力を有する。
- 3 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査等委員会が選定する監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。
- 一 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。）その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であつた者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴え
 - 二 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）
- 4 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査等委員会が選定する監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。
- 一 株式交換等完全親会社 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。）
 - 二 最終完全親会社等 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）
- 5 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査等委員が監査等委員会設置会社を代表する。

- 一 監査等委員会設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査等委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）
- 二 監査等委員会設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合（当該監査等委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）
- 三 株式交換等完全親会社である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合
- 四 最終完全親会社等である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

第二款 運営

（招集権者）

第三百九十九条の八 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

（招集手続等）

第三百九十九条の九 監査等委員会を招集するには、監査等委員は、監査等委員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各監査等委員に対してその通知を発ししなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）は、監査等委員会の要求があつたときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

（監査等委員会の決議）

第三百九十九条の十 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
- 3 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査等委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 5 監査等委員会の決議に参加した監査等委員であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（議事録）

第三百九十九条の十一 監査等委員会設置会社は、監査等委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

- 2 監査等委員会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 前項の規定は、監査等委員会設置会社の債権者が取締役又は会計参与の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。
- 4 裁判所は、第二項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該監査等委員会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項の許可をすることができない。

（監査等委員会への報告の省略）

第三百九十九条の十二 取締役、会計参与又は会計監査人が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

第三款 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等

（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）

第三百九十九条の十三 監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定
 - イ 経営の基本方針
 - ロ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
 - ハ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職
- 2 監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからハまでに掲げる事項を決定しなければならない。
- 3 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定しなければならない。
- 4 監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
 - 六 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 5 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
 - 一 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百十条第四項の規定による指定

- 二 第六百六十五条第三項において読み替えて適用する第六百五十六条第一項各号に掲げる事項の決定
 - 三 第六百六十二条又は第六百六十三条第一項の決定
 - 四 第六百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定
 - 五 株主総会に提出する議案（会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
 - 六 第三百四十八条の二第一項の規定による委託
 - 七 第六百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定
 - 八 第六百六十五条第一項において読み替えて適用する第六百五十六条第一項の承認
 - 九 第六百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
 - 十 第三百九十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定
 - 十一 前項第六号に掲げる事項
 - 十二 補償契約（第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第四百十六條第四項第十四号において同じ。）の内容の決定
 - 十三 役員等賠償責任保険契約（第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第四百十六條第四項第十五号において同じ。）の内容の決定
 - 十四 第四百三十六條第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認
 - 十五 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定
 - 十六 第四百六十七條第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 十七 合併契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 十八 吸収分割契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 十九 新設分割計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 二十 株式交換契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 二十一 株式移転計画の内容の決定
 - 二十二 株式交付計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
- 6 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（前項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。
（監査等委員会による取締役会の招集）

第三百九十九条の十四 監査等委員会設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第十節 指名委員会等及び執行役

第一款 委員の選定、執行役の選任等

（委員の選定等）

第四百条 指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の各委員会（以下この条、次条及び第九百十一条第三項第二十三号ロにおいて単に「各委員会」という。）は、委員三人以上で組織する。

2 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

3 各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

4 監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）は、指名委員会等設置会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は指名委員会等設置会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

（委員の解職等）

第四百一条 各委員会の委員は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる。

2 前条第一項に規定する各委員会の委員の員数（定款で四人以上の員数を定めたときは、その員数）が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した委員は、新たに選定された委員（次項の一時委員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

3 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時委員の職務を行うべき者を選任することができる。

4 裁判所は、前項の一時委員の職務を行うべき者を選任した場合には、指名委員会等設置会社はその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（執行役の選任等）

第四百二条 指名委員会等設置会社には、一人又は二人以上の執行役を置かなければならない。

2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

3 指名委員会等設置会社と執行役との関係は、委任に関する規定に従う。

4 第三百三十一条第一項及び第三百三十一条の二の規定は、執行役について準用する。

5 株式会社は、執行役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない指名委員会等設置会社については、この限りでない。

6 執行役は、取締役を兼ねることができる。

7 執行役の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。

8 前項の規定にかかわらず、指名委員会等設置会社が指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、執行役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

（執行役の解任等）

第四百三条 執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、指名委員会等設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第四百一条第二項から第四項までの規定は、執行役が欠けた場合又は定款で定めた執行役の員数が欠けた場合について準用する。

第二款 指名委員会等の権限等

(指名委員会等の権限等)

第四百四条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 執行役等（執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与をいう。以下この節において同じ。）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

3 報酬委員会は、第三百六十一条第一項並びに第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する指名委員会等の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について指名委員会等設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該指名委員会等設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

(監査委員会による調査)

第四百五条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役等及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は指名委員会等設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、指名委員会等設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(取締役会への報告義務)

第四百六条 監査委員は、執行役又は取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。

(監査委員による執行役等の行為の差止め)

第四百七条 監査委員は、執行役又は取締役が指名委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該指名委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の執行役又は取締役に對し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第四百八条 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、指名委員会等設置会社が執行役（執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。）若しくは取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に對し、又は執行役若しくは取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が指名委員会等設置会社を代表する。

一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて指名委員会等設置会社を代表する者を定めた場合にあつては、その者）

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査委員会が選定する監査委員

2 前項の規定にかかわらず、執行役又は取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査委員（当該訴えを提起する者であるものを除く。）に對してされた訴状の送達は、当該指名委員会等設置会社に対して効力を有する。

3 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が指名委員会等設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。）その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役又は清算人（清算人であつた者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴え

二 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）

4 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が指名委員会等設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。）

二 最終完全親会社等 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）

5 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査委員が指名委員会等設置会社を代表する。

一 指名委員会等設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（執行役又は取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二 指名委員会等設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合（当該監査委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

- 三 株式交換等完全親会社である指名委員会等設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合
- 四 最終完全親会社等である指名委員会等設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合
（報酬委員会による報酬の決定の方法等）

第四百九条 報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない。

- 2 報酬委員会は、第四百四条第三項の規定による決定をするには、前項の方針に従わなければならない。
- 3 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項について決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第一号に掲げるものでなければならない。
- 一 額が確定しているもの 個人別の額
 - 二 額が確定していないもの 個人別の具体的な算定方法
 - 三 当該株式会社の募集株式 当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項
 - 四 当該株式会社の募集新株予約権 当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項
 - 五 次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭 当該イ又はロに定める事項
 - イ 当該株式会社の募集株式 執行役等が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項
 - ロ 当該株式会社の募集新株予約権 執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項
 - 六 金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。） 個人別の具体的な内容

第三款 指名委員会等の運営

（招集権者）

第四百十条 指名委員会等は、当該指名委員会等の各委員が招集する。

（招集手続等）

第四百十一条 指名委員会等を招集するには、その委員は、指名委員会等の日の一週間（これを下回る期間を取締役会で定めた場合にあっては、その期間）前までに、当該指名委員会等の各委員に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指名委員会等は、当該指名委員会等の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 3 執行役等は、指名委員会等の要求があつたときは、当該指名委員会等に出席し、当該指名委員会等が求めた事項について説明をしなければならない。

（指名委員会等の決議）

第四百十二条 指名委員会等の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

- 3 指名委員会等の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

- 5 指名委員会等の決議に参加した委員であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（議事録）

第四百十三条 指名委員会等設置会社は、指名委員会等の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

- 2 指名委員会等設置会社の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。

- 一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面

- 二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

- 3 指名委員会等設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

- 4 前項の規定は、指名委員会等設置会社の債権者が委員の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

- 5 裁判所は、第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該指名委員会等設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

（指名委員会等への報告の省略）

第四百十四条 執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が委員の全員に対して指名委員会等に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を指名委員会等へ報告することを要しない。

第四款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等

（指名委員会等設置会社の取締役の権限）

第四百十五条 指名委員会等設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、指名委員会等設置会社の業務を執行することができない。

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

第四百十六条 指名委員会等設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

- イ 経営の基本方針

- ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

- ハ 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項

- ニ 次条第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

- ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二 執行役等の職務の執行の監督

- 2 指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。
- 3 指名委員会等設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができない。
- 4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
 - 一 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百四十条第四項の規定による指定
 - 二 第三百六十五条第三項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項各号に掲げる事項の決定
 - 三 第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定
 - 四 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定
 - 五 株主総会に提出する議案（取締役、会計参与及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
 - 六 第三百四十八条の二第二項の規定による委託
 - 七 第三百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項（第四百十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認
 - 八 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
 - 九 第四百条第二項の規定による委員の選定及び第四百一条第一項の規定による委員の解職
 - 十 第四百二条第二項の規定による執行役の選任及び第四百三条第一項の規定による執行役の解任
 - 十一 第四百八条第一項第一号の規定による指名委員会等設置会社を代表する者の決定
 - 十二 第四百二十条第一項前段の規定による代表執行役の選定及び同条第二項の規定による代表執行役の解職
 - 十三 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
 - 十四 補償契約の内容の決定
 - 十五 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
 - 十六 第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認
 - 十七 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定
 - 十八 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 十九 合併契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 二十 吸収分割契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 二十一 新設分割計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 二十二 株式交換契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 - 二十三 株式移転計画の内容の決定
 - 二十四 株式交付計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

（指名委員会等設置会社の取締役会の運営）

第四百十七条 指名委員会等設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、指名委員会等がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。

- 2 執行役は、前条第一項第一号ニの取締役に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。この場合において、当該請求があった日から五日以内に、当該請求があった日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられないときは、当該執行役は、取締役会を招集することができる。
- 3 指名委員会等がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該指名委員会等の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。
- 4 執行役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人（他の執行役に限る。）により当該報告をすることができる。
- 5 執行役は、取締役会の要求があったときは、取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明をしなければならない。

第五款 執行役の権限等

（執行役の権限）

第四百十八条 執行役は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた指名委員会等設置会社の業務の執行の決定
- 二 指名委員会等設置会社の業務の執行
（執行役の監査委員に対する報告義務等）

第四百十九条 執行役は、指名委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

- 2 第三百五十五条、第三百五十六条及び第三百六十五条第二項の規定は、執行役について準用する。この場合において、第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、第三百六十五条第二項中「取締役会設置会社においては、第三百五十六条第一項各号」とあるのは「第三百五十六条第一項各号」と読み替えるものとする。
- 3 第三百五十七条の規定は、指名委員会等設置会社については、適用しない。
（代表執行役）

第四百二十条 取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない。この場合において、執行役が一人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。

- 2 代表執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる。
- 3 第三百四十九条第四項及び第五項の規定は代表執行役について、第三百五十二条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役又は代表執行役の職務を代行する者について、第四百一条第二項から第四項までの規定は代表執行役が欠けた場合又は定款で定めた代表執行役の員数が欠けた場合について、それぞれ準用する。
（表見代表執行役）

第四百二十一条 指名委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他指名委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（株主による執行役の行為の差止め）

第四百二十二条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、執行役が指名委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合にお

いて、当該行為によって当該指名委員会等設置会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 公開会社でない指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

第十一節 役員等の損害賠償責任

（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）

第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この章において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 取締役又は執行役が第三百五十六条第一項（第四百十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して第三百五十六条第一項第一号の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第三百五十六条第一項第二号又は第三号（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠ったものと推定する。
- 一 第三百五十六条第一項（第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取締役又は執行役
 - 二 株式会社が当該取引をすることを決定した取締役又は執行役
 - 三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（指名委員会等設置会社においては、当該取引が指名委員会等設置会社と取締役との間の取引又は指名委員会等設置会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る。）
- 4 前項の規定は、第三百五十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。

（株式会社に対する損害賠償責任の免除）

第四百二十四条 前条第一項の責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（責任の一部免除）

第四百二十五条 前条の規定にかかわらず、第四百二十三条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から次に掲げる額の合計額（第四百二十七条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、株主総会（株式会社に最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、当該責任が特定責任（第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。以下この節において同じ。）であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会。以下この条において同じ。）の決議によって免除することができる。

- 一 当該役員等がその在職中に株式会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額
 - イ 代表取締役又は代表執行役 六
 - ロ 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役等であるものに限る。）又は代表執行役以外の執行役 四
 - ハ 取締役（イ及びロに掲げるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人 二
 - 二 当該役員等が当該株式会社の新株予約権を引き受けた場合（第二百三十八条第三項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額
- 2 前項の場合には、取締役（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の取締役）は、同項の株主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- 3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社においては、取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）は、第四百二十三条第一項の責任の免除（取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）に関する議案を株主総会に提出するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。
- 一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
 - 二 監査等委員会設置会社 各監査等委員
 - 三 指名委員会等設置会社 各監査委員
- 4 第一項の決議があった場合において、株式会社が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、株主総会の承認を受けなければならない。当該役員等が同項第二号の新株予約権を当該決議後に行使し、又は譲渡するときも同様とする。
- 5 第一項の決議があった場合において、当該役員等が前項の新株予約権を表示する新株予約権証券を所持するときは、当該役員等は、遅滞なく、当該新株予約権証券を株式会社に預託しなければならない。この場合において、当該役員等は、同項の譲渡について同項の承認を受けた後でなければ、当該新株予約権証券の返還を求めることができない。
- （取締役等による免除に関する定款の定め）

第四百二十六条 第四百二十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社（取締役が二人以上ある場合に限る。）、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社は、第四百二十三条第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社においては、取締役会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

- 2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を株主総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）についての取締役の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を取締役に提出する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）を行ったときは、取締役は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。
- 4 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。
- 5 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第三項の規定による公告又は通知（特定責任の免除に係るものに限る。）がされたときは、当該最終完全親会社等の取締役は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。
- 6 公開会社でない最終完全親会社等における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。
- 7 総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたとき（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該株式会社の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたとき）は、株式会社は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。
- 8 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。
- （責任限定契約）

第四百二十七条 第四百二十四条の規定にかかわらず、株式会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九百十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）の第四百二十三条第一項の責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

- 2 前項の契約を締結した非業務執行取締役等が当該株式会社の業務執行取締役等に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。
- 3 第四百二十五条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を株主総会に提出する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の契約を締結した株式会社が、当該契約の相手方である非業務執行取締役等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される株主総会（当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあつては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会）において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- 一 第四百二十五条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - 三 第四百二十三条第一項の損害のうち、当該非業務執行取締役等が賠償する責任を負わないとされた額
- 5 第四百二十五条第四項及び第五項の規定は、非業務執行取締役等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

（取締役が自己のためにした取引に関する特則）

第四百二十八条 第三百五十六条第一項第二号（第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取引（自己のためにした取引に限る。）をした取締役又は執行役の第四百二十三条第一項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役又は執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

- 2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

第四百二十九条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 一 取締役及び執行役 次に掲げる行為
 - イ 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録
 - ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ハ 虚偽の登記
 - ニ 虚偽の公告（第四百四十条第三項に規定する措置を含む。）
 - 二 会計参与 計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - 三 監査役、監査等委員及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - 四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等の連帯責任）

第四百三十条 役員等が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第十二節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

(補償契約)

第四百三十条の二 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

- 一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
- 二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
 - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- 2 株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
 - 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
 - 二 当該株式会社が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に對して第四百二十三条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - 三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- 4 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。
- 5 前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。
- 6 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しない。
- 7 民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

- 第四百三十条の三** 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。
- 2 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しない。
 - 3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第五章 計算等

第一節 会計の原則

第四百三十一条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第二節 会計帳簿等

第一款 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

第四百三十二条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

- 第四百三十三条** 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 2 前項の請求があつたときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
 - 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。
 - 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
 - 3 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 4 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

(会計帳簿の提出命令)

第四百三十四条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第二款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四百三十五条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四百三十六条 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、会計監査人設置会社を除く。）においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

2 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）

3 取締役会設置会社においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第一項又は前項の規定の適用がある場合にあっては、第一項又は前項の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の株主への提供)

第四百三十七条 取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告（同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(計算書類等の定時株主総会への提出等)

第四百三十八条 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社（取締役会設置会社を除く。） 第四百三十六条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告

二 会計監査人設置会社（取締役会設置会社を除く。） 第四百三十六条第二項の監査を受けた計算書類及び事業報告

三 取締役会設置会社 第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 前三号に掲げるもの以外の株式会社 第四百三十五条第二項の計算書類及び事業報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。

3 取締役は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人設置会社の特則)

第四百三十九条 会計監査人設置会社については、第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、取締役は、当該計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

(計算書類の公告)

第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前三項の規定は、適用しない。

(臨時計算書類)

第四百四十一条 株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日（以下この項において「臨時決算日」という。）における当該株式会社の財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、次に掲げるもの（以下「臨時計算書類」という。）を作成することができる。

一 臨時決算日における貸借対照表

二 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書

2 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社においては、臨時計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役又は会計監査人（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会及び会計監査人、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会及び会計監査人）の監査を受けなければならない。

3 取締役会設置会社においては、臨時計算書類（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならない。

4 次の各号に掲げる株式会社においては、当該各号に定める臨時計算書類は、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、臨時計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

一 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社（いずれも取締役会設置会社を除く。） 第二項の監査を受けた臨時計算書類

二 取締役会設置会社 前項の承認を受けた臨時計算書類

三 前二号に掲げるもの以外の株式会社 第一項の臨時計算書類

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第四百四十二条 株式会社は、次の各号に掲げるもの（以下この条において「計算書類等」という。）を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。

- 一 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。） 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間
- 二 臨時計算書類（前条第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。） 臨時計算書類を作成した日から五年間
- 2 株式会社は、次の各号に掲げる計算書類等の写しを、当該各号に定める期間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
 - 一 前項第一号に掲げる計算書類等 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間
 - 二 前項第二号に掲げる計算書類等 同号の臨時計算書類を作成した日から三年間
- 3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の計算書類等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

(計算書類等の提出命令)

第四百四十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 連結計算書類

第四百四十四条 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類（当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成することができる。

- 2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 3 事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。
- 4 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 5 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、前項の監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。
- 6 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前項の承認を受けた連結計算書類を提供しなければならない。
- 7 次の各号に掲げる会計監査人設置会社においては、取締役は、当該各号に定める連結計算書類を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。この場合においては、当該各号に定める連結計算書類の内容及び第四項の監査の結果を定時株主総会に報告しなければならない。
 - 一 取締役会設置会社である会計監査人設置会社 第五項の承認を受けた連結計算書類
 - 二 前号に掲げるもの以外の会計監査人設置会社 第四項の監査を受けた連結計算書類

第三節 資本金の額等

第一款 総則

(資本金の額及び準備金の額)

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

- 2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
- 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。
- 4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。
- 5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。
- 6 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号、第四号若しくは第五号ロに掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第四百九条第三項第三号、第四号若しくは第五号ロに定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(剰余金の額)

第四百四十六条 株式会社の剰余金の額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

- 一 最終事業年度の末日におけるイ及びロに掲げる額の合計額からハからホまでに掲げる額の合計額を減じて得た額
 - イ 資産の額
 - ロ 自己株式の帳簿価額の合計額
 - ハ 負債の額

- ニ 資本金及び準備金の額の合計額
- ホ ハ及びニに掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額
- 二 最終事業年度の末日後に自己株式の処分をした場合における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を控除して得た額
- 三 最終事業年度の末日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額（次条第一項第二号の額を除く。）
- 四 最終事業年度の末日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額（第四百四十八条第一項第二号の額を除く。）
- 五 最終事業年度の末日後に第七十八条第一項の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額
- 六 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における次に掲げる額の合計額
 - イ 第四百五十四条第一項第一号の配当財産の帳簿価額の総額（同条第四項第一号に規定する金銭分配請求権を行使した株主に割り当てた当該配当財産の帳簿価額を除く。）
 - ロ 第四百五十四条第四項第一号に規定する金銭分配請求権を行使した株主に交付した金銭の額の合計額
- ハ 第四百五十六条に規定する基準未満株式の株主に支払った金銭の額の合計額
- 七 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

第二款 資本金の額の減少等

第一目 資本金の額の減少等

（資本金の額の減少）

第四百四十七条 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する資本金の額
 - 二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額
 - 三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項第一号の額は、同項第三号の日における資本金の額を超えてはならない。
- 3 株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とする。

（準備金の額の減少）

第四百四十八条 株式会社は、準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する準備金の額
 - 二 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額
 - 三 準備金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項第一号の額は、同項第三号の日における準備金の額を超えてはならない。
- 3 株式会社が株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とする。

（債権者の異議）

第四百四十九条 株式会社が資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。ただし、準備金の額のみを減少する場合であつて、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

- 一 定時株主総会において前条第一項各号に掲げる事項を定めること。
 - 二 前条第一項第一号の額が前号の定時株主総会の日（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認があつた日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。
- 2 前項の規定により株式会社の債権者が異議を述べるができる場合には、当該株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 当該資本金等の額の減少の内容
 - 二 当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、株式会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、株式会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 次の各号に掲げるものは、当該各号に定める日にその効力を生ずる。ただし、第二項から前項までの規定による手続が終了していないときは、この限りでない。
- 一 資本金の額の減少 第四百四十七条第一項第三号の日
 - 二 準備金の額の減少 前条第一項第三号の日
- 7 株式会社は、前項各号に定める日前は、いつでも当該日を変更することができる。

第二目 資本金の額の増加等

（資本金の額の増加）

第四百五十条 株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
 - 二 資本金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

(準備金の額の増加)

第四百五十一条 株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
- 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

第三目 剰余金についてのその他の処分

第四百五十二条 株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分（前目に定めるもの及び剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く。）をすることができる。この場合においては、当該剰余金の処分の額その他の法務省令で定める事項を定めなければならない。

第四節 剰余金の配当

(株主に対する剰余金の配当)

第四百五十三条 株式会社は、その株主（当該株式会社を除く。）に対し、剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当に関する事項の決定)

第四百五十四条 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額
- 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日
- 2 前項に規定する場合において、剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行しているときは、株式会社は、当該種類の株式の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 ある種類の株式の株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、株主（当該株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 4 配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。ただし、第一号の期間の末日は、第一項第三号の日以前の日でなければならない。
 - 一 株主に対して金銭分配請求権（当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利をいう。以下この章において同じ。）を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権を行使することができる期間
 - 二 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数
- 5 取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。以下この項において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合における中間配当についての第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

(金銭分配請求権の行使)

第四百五十五条 前条第四項第一号に規定する場合には、株式会社は、同号の期間の末日の二十日前までに、株主に対し、同号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 2 株式会社は、金銭分配請求権を行使した株主に対し、当該株主が割当てを受けた配当財産に代えて、当該配当財産の価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって当該配当財産の価額とする。
 - 一 当該配当財産が市場価格のある財産である場合 当該配当財産の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 株式会社の申立てにより裁判所が定める額

(基準株式数を定めた場合の処理)

第四百五十六条 第四百五十四条第四項第二号の数（以下この条において「基準株式数」という。）を定めた場合には、株式会社は、基準株式数に満たない数の株式（以下この条において「基準未満株式」という。）を有する株主に対し、前条第二項後段の規定の例により基準株式数の株式を有する株主が割当てを受けた配当財産の価額として定めた額に当該基準未満株式の数の基準株式数に対する割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払わなければならない。

(配当財産の交付の方法等)

第四百五十七条 配当財産（第四百五十五条第二項の規定により支払う金銭及び前条の規定により支払う金銭を含む。以下この条において同じ。）は、株主名簿に記載し、又は記録した株主（登録株式質権者を含む。以下この条において同じ。）の住所又は株主が株式会社に通知した場所（第三項において「住所等」という。）において、これを交付しなければならない。

- 2 前項の規定による配当財産の交付に要する費用は、株式会社の負担とする。ただし、株主の責めに帰すべき事由によってその費用が増加したときは、その増加額は、株主の負担とする。
- 3 前二項の規定は、日本に住所等を有しない株主に対する配当財産の交付については、適用しない。

(適用除外)

第四百五十八条 第四百五十三条から前条までの規定は、株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、適用しない。

第五節 剰余金の配当等を決定する機関の特則

(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)

第四百五十九条 会計監査人設置会社（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役）の任期の末日が選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であつて監査役会設置会社でないものを除く。）は、次に掲げる事項を取締役会（第二号に掲げる事項については第四百三十六条第三項の取締役会に限る。）が定めることができる旨を定款で定めることができる。

- 一 第一百六十条第一項の規定による決定をする場合以外の場合における第一百五十六条第一項各号に掲げる事項
- 二 第四百四十九条第一項第二号に該当する場合における第四百四十八条第一項第一号及び第三号に掲げる事項
- 三 第四百五十二条後段の事項

四 第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。

2 前項の規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する。

3 第一項の規定による定款の定めがある場合における第四百四十九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「定時株主総会」とあるのは、「定時株主総会又は第四百三十六条第三項の取締役会」とする。

(株主の権利の制限)

第四百六十条 前条第一項の規定による定款の定めがある場合には、株式会社は、同項各号に掲げる事項を株主総会の決議によつては定めない旨を定款で定めることができる。

2 前項の規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する。

第六節 剰余金の配当等に関する責任

(配当等の制限)

第四百六十一条 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

一 第三百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取り

二 第四百五十六条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得（第六十三条に規定する場合又は第六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。）

三 第四百五十七条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得

四 第四百七十三条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得

五 第四百七十六条第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り

六 第四百九十七条第三項の規定による当該株式会社の株式の買取り

七 第二百三十四条第四項（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該株式会社の株式の買取り

八 剰余金の配当

2 前項に規定する「分配可能額」とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう（以下この節において同じ。）。

一 剰余金の額

二 臨時計算書類につき第四百四十一条第四項の承認（同項ただし書に規定する場合にあつては、同条第三項の承認）を受けた場合における次に掲げる額

イ 第四百四十一条第一項第二号の期間の利益の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

ロ 第四百四十一条第一項第二号の期間内に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

三 自己株式の帳簿価額

四 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

五 第二号に規定する場合における第四百四十一条第一項第二号の期間の損失の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

六 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

(剰余金の配当等に関する責任)

第四百六十二条 前条第一項の規定に違反して株式会社が同項各号に掲げる行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者（業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この項において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定める者は、当該株式会社に對し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 前条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第四百五十六条第一項の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役（当該株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

ロ 第四百五十六条第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役（当該取締役会に議案を提案した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

二 前条第一項第三号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第四百五十七条第一項の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第三号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役

ロ 第四百五十七条第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第三号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役

三 前条第一項第四号に掲げる行為 第四百七十一条第一項の株主総会（当該株主総会の決議によって定められた同項第一号に規定する取得対価の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合における当該株主総会に限る。）に係る総会議案提案取締役

四 前条第一項第六号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第四百九十七条第三項後段の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第二号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役

ロ 第四百九十七条第三項後段の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によって定められた同項第二号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役

五 前条第一項第七号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第二百三十四条第四項後段（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によって定められた第二百三十四条第四項第二号（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役

- ロ 第二百三十四条第四項後段（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に係る取締役会の決議があった場合（当該決議によって定められた第二百三十四条第四項第二号（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役
- 六 前条第一項第八号に掲げる行為 次に掲げる者
- イ 第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会の決議があった場合（当該決議によって定められた配当財産の帳簿価額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役
- ロ 第四百五十四条第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があった場合（当該決議によって定められた配当財産の帳簿価額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役
- 2 前項の規定にかかわらず、業務執行者及び同項各号に定める者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の義務を負わない。
- 3 第一項の規定により業務執行者及び同項各号に定める者の負う義務は、免除することができない。ただし、前条第一項各号に掲げる行為の時における分配可能額を限度として当該義務を免除することについて総株主の同意がある場合は、この限りでない。
- （株主に対する求償権の制限等）
- 第四百六十三条** 前条第一項に規定する場合において、株式会社が第四百六十一条第一項各号に掲げる行為により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額が当該行為がその効力を生じた日における分配可能額を超えることにつき善意の株主は、当該株主が交付を受けた金銭等について、前条第一項の金銭を支払った業務執行者及び同項各号に定める者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。
- 2 前条第一項に規定する場合には、株式会社の債権者は、同項の規定により義務を負う株主に対し、その交付を受けた金銭等の帳簿価額（当該額が当該債権者の株式会社に対して有する債権額を超える場合にあっては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができる。
- （買取請求に応じて株式を取得した場合の責任）
- 第四百六十四条** 株式会社が第百十六条第一項又は第百八十二条の四第一項の規定による請求に応じて株式を取得する場合において、当該請求をした株主に対して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、株式会社に対し、連帯して、その超過額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。
- 2 前項の義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。
- （欠損が生じた場合の責任）
- 第四百六十五条** 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類につき第四百三十八条第二項の承認（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、第四百三十六条第三項の承認）を受けた時における第四百六十一条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該各号に掲げる行為に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。
- 一 第百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取 当該株式の買取により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 二 第百五十六条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得（第百六十三条に規定する場合又は第百六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。） 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 三 第百五十七条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 四 第百六十七条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 五 第百七十条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 六 第百七十三条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 七 第百七十六条第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取 当該株式の買取により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 八 第百九十七条第三項の規定による当該株式会社の株式の買取 当該株式の買取により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- 九 次のイ又はロに掲げる規定による当該株式会社の株式の買取 当該株式の買取により当該イ又はロに定める者に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額
- イ 第二百三十四条第四項 同条第一項各号に定める者
- ロ 第二百三十五条第二項において準用する第二百三十四条第四項 株主
- 十 剰余金の配当（次のイからハまでに掲げるものを除く。） 当該剰余金の配当についての第四百四十六条第六号イからハまでに掲げる額の合計額
- イ 定時株主総会（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、定時株主総会又は第四百三十六条第三項の取締役会）において第四百五十四条第一項各号に掲げる事項を定める場合における剰余金の配当
- ロ 第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めるための株主総会において第四百五十四条第一項各号に掲げる事項を定める場合（同項第一号の額（第四百五十六条の規定により基準未滿株式の株主に支払う金銭があるときは、その額を合算した額）が第四百四十七条第一項第一号の額を超えない場合であって、同項第二号に掲げる事項についての定めがない場合に限る。）における剰余金の配当
- ハ 第四百四十八条第一項各号に掲げる事項を定めるための株主総会において第四百五十四条第一項各号に掲げる事項を定める場合（同項第一号の額（第四百五十六条の規定により基準未滿株式の株主に支払う金銭があるときは、その額を合算した額）が第四百四十八条第一項第一号の額を超えない場合であって、同項第二号に掲げる事項についての定めがない場合に限る。）における剰余金の配当
- 2 前項の義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

第六章 定款の変更

第四百六十六条 株式会社は、その成立後、株主総会の決議によって、定款を変更することができる。

第七章 事業の譲渡等

(事業譲渡等の承認等)

第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一 事業の全部の譲渡

二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないものを除く。）

二の二 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

三 他の会社（外国会社その他の法人を含む。次条において同じ。）の事業の全部の譲受け

四 事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約

五 当該株式会社（第二十五条第一項各号に掲げる方法により設立したものに限る。以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であってその事業のために継続して使用するものの取得。ただし、イに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が五分之一（これを下回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合を除く。

イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

ロ 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

2 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

(事業譲渡等の承認を要しない場合)

第四百六十八条 前条の規定は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる行為（以下この章において「事業譲渡等」という。）に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である場合には、適用しない。

2 前条の規定は、同条第一項第三号に掲げる行為をする場合において、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないときは、適用しない。

一 当該他の会社の事業の全部の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

二 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

3 前項に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に前条第一項第三号に掲げる行為に反対する旨を当該行為をする株式会社に対し通知したときは、当該株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

(反対株主の株式買取請求)

第四百六十九条 事業譲渡等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 第四百六十七条第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一条第三号の株主総会の決議がされたとき。

二 前条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合を除く。）

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 事業譲渡等をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該事業譲渡等に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該事業譲渡等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）

3 事業譲渡等をしようとする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）に対し、事業譲渡等をする旨（第四百六十七条第二項に規定する場合にあっては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項）を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

一 事業譲渡等をする株式会社が公開会社である場合

二 事業譲渡等をする株式会社が第四百六十七条第一項の株主総会の決議によって事業譲渡等に係る契約の承認を受けた場合

5 第一項の規定による請求（以下この章において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、事業譲渡等をする株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 事業譲渡等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第二百二十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第四百七十条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と事業譲渡等をする株式会社との間に協議が調ったときは、当該株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は前項の株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

- 3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。
- 4 第一項の株式会社は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 5 第一項の株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。
- 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。
- 7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

第八章 解散

(解散の事由)

第四百七十一条 株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 株主総会の決議
- 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第一項の規定による解散を命ずる裁判（休眠会社のみなし解散）

第四百七十二條 休眠会社（株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から十二年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠会社に対し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠会社に関する登記がされたときは、この限りでない。

- 2 登記所は、前項の規定による公告があったときは、休眠会社に対し、その旨の通知を発しなければならない。

(株式会社の継続)

第四百七十三条 株式会社は、第四百七十一条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、次章の規定による清算が終了するまで（同項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）、株主総会の決議によって、株式会社を継続することができる。

(解散した株式会社の合併等の制限)

第四百七十四条 株式会社が解散した場合には、当該株式会社は、次に掲げる行為をすることができない。

- 一 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。）
- 二 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

第九章 清算

第一節 総則

第一款 清算の開始

(清算の開始原因)

第四百七十五条 株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第四百七十一条第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合（清算株式会社の能力）

第四百七十六条 前条の規定により清算をする株式会社（以下「清算株式会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

第二款 清算株式会社の機関

第一目 株主総会以外の機関の設置

第四百七十七条 清算株式会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

- 2 清算株式会社は、定款の定めによって、清算人会、監査役又は監査役会を置くことができる。
- 3 監査役会を置く旨の定款の定めがある清算株式会社は、清算人会を置かなければならない。
- 4 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において公開会社又は大会社であつた清算株式会社は、監査役を置かなければならない。
- 5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であつた清算株式会社であつて、前項の規定の適用があるものにおいては、監査等委員である取締役が監査役となる。
- 6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において指名委員会等設置会社であつた清算株式会社であつて、第四項の規定の適用があるものにおいては、監査委員が監査役となる。
- 7 第四章第二節の規定は、清算株式会社については、適用しない。

第二目 清算人の就任及び解任並びに監査役の退任

(清算人の就任)

第四百七十八条 次に掲げる者は、清算株式会社の清算人となる。

- 一 取締役（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）
- 二 定款で定める者
- 三 株主総会の決議によって選任された者
- 2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第四百七十一条第六号に掲げる事由によって解散した清算株式会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四百七十五条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなった清算株式会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社であつた清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。

- 6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において指名委員会等設置会社であった清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査委員以外取締役」とする。
- 7 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であった清算株式会社である監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。
- 一 その就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
 - 二 その就任の前十年内のいずれかの時において当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の社外取締役又は監査役であったことがある者にあつては、当該社外取締役又は監査役への就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
 - 三 第二条第十六号ハからホまでに掲げる要件
- 8 第三百三十条、第三百三十一条第一項及び第三百三十一条の二の規定は清算人について、第三百三十一条第五項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。
- （清算人の解任）
- 第四百七十九条** 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。
- 2 重要な事由があるときは、裁判所は、次に掲げる株主の申立てにより、清算人を解任することができる。
- 一 総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）
 - イ 清算人を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主
 - ロ 当該申立てに係る清算人である株主
 - 二 発行済株式（次に掲げる株主の有する株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）
 - イ 当該清算株式会社である株主
 - ロ 当該申立てに係る清算人である株主
- 3 公開会社でない清算株式会社における前項各号の規定の適用については、これらの規定中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 4 第三百四十六条第一項から第三項までの規定は、清算人について準用する。
- （監査役の退任）
- 第四百八十条** 清算株式会社の監査役は、当該清算株式会社が次に掲げる定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。
- 一 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
 - 二 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更
- 2 第三百三十六条の規定は、清算株式会社の監査役については、適用しない。
- 第三目 清算人の職務等**
- （清算人の職務）
- 第四百八十一条** 清算人は、次に掲げる職務を行う。
- 一 現務の終了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の分配
- （業務の執行）
- 第四百八十二条** 清算人は、清算株式会社（清算人会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。
- 2 清算人が二人以上ある場合には、清算株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。
- 3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。
- 一 支配人の選任及び解任
 - 二 支店の設置、移転及び廃止
 - 三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項
 - 四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 4 第三百五十三条から第三百五十七条（第三項を除く。）まで、第三百六十条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は、清算人（同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人（第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。）」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。
- （清算株式会社の代表）
- 第四百八十三条** 清算人は、清算株式会社を代表する。ただし、他に代表清算人（清算株式会社を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算株式会社を代表する。
- 3 清算株式会社（清算人会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選又は株主総会の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

- 4 第四百七十八条第一項第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。
- 5 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。
- 6 第三百四十九条第四項及び第五項並びに第三百五十一条の規定は代表清算人について、第三百五十二条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。
- (清算株式会社についての破産手続の開始)

第四百八十四条 清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

- 2 清算人は、清算株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算株式会社が既に債権者に支払い、又は株主に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- (裁判所の選任する清算人の報酬)

第四百八十五条 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算株式会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

(清算人の清算株式会社に対する損害賠償責任)

第四百八十六条 清算人は、その任務を怠ったときは、清算株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 清算人が第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項第二号又は第三号の取引によって清算株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠ったものと推定する。
- 一 第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項の清算人
 - 二 清算株式会社が当該取引をすることを決定した清算人
 - 三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人
- 4 第四百二十四条及び第四百二十八条第一項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百五十六条第一項第二号（第四百九条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。
- (清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第四百八十七条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- 一 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録
 - 二 第四百九十二条第一項に規定する財産目録等並びに第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - 三 虚偽の登記
 - 四 虚偽の公告
- (清算人及び監査役の連帯責任)

第四百八十八条 清算人又は監査役が清算株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

- 2 前項の場合には、第四百三十条の規定は、適用しない。

第四目 清算人会

(清算人会の権限等)

第四百八十九条 清算人会は、すべての清算人で組織する。

- 2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 清算人会設置会社の業務執行の決定
 - 二 清算人の職務の執行の監督
 - 三 代表清算人の選定及び解職
- 3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。
- 4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四百八十三条第四項の規定により代表清算人となった者を解職することができる。
- 5 第四百八十三条第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。
- 6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
 - 六 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 7 次に掲げる清算人は、清算人会設置会社の業務を執行する。
- 一 代表清算人
 - 二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によって清算人会設置会社の業務を執行する清算人として選定されたもの
- 8 第三百六十三条第二項、第三百六十四条及び第三百六十五条の規定は、清算人会設置会社について準用する。この場合において、第三百六十三条第二項中「前項各号」とあるのは「第四百八十九条第七項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」と

あるのは「清算人会」と、第三百六十四条中「第三百五十三条」とあるのは「第四百八十二条第四項において準用する第三百五十三条」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、第三百六十五条第一項中「第三百五十六条」とあるのは「第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項各号」とあるのは「第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役に」とあるのは「清算人に」と読み替えるものとする。

(清算人会の運営)

第四百九十条 清算会は、各清算人が招集する。ただし、清算会を招集する清算人を定款又は清算会で定めたときは、その清算人が招集する。

- 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人（以下この項において「招集権者」という。）以外の清算人は、招集権者に対し、清算会の目的である事項を示して、清算会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を清算会の日とする清算会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算会を招集することができる。
- 4 第三百六十七条及び第三百六十八条の規定は、清算会設置会社における清算会の招集について準用する。この場合において、第三百六十七条第一項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と、「取締役が」とあるのは「清算人が」と、同条第二項中「取締役（前条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）」とあるのは「清算人（第四百九十条第一項ただし書に規定する場合にあっては、同条第二項に規定する招集権者）」と、同条第三項及び第四項中「前条第三項」とあるのは「第四百九十条第三項」と、第三百六十八条第一項中「各取締役」とあるのは「各清算人」と、同条第二項中「取締役（）」とあるのは「清算人（）」と、「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と読み替えるものとする。
- 5 第三百六十九条から第三百七十一条までの規定は、清算会設置会社における清算会の決議について準用する。この場合において、第三百六十九条第一項中「取締役の」とあるのは「清算人の」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「清算人」と、同条第三項中「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第五項中「取締役であつて」とあるのは「清算人であつて」と、第三百七十条中「取締役が」とあるのは「清算人が」と、「取締役（）」とあるのは「清算人（）」と、第三百七十一条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と、同条第四項中「役員又は執行役」とあるのは「清算人又は監査役」と読み替えるものとする。
- 6 第三百七十二条第一項及び第二項の規定は、清算会設置会社における清算会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「取締役、会計参与、監査役又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監査役」と、「取締役（）」とあるのは「清算人（）」と、「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第二項中「第三百六十三条第二項」とあるのは「第四百八十九条第八項において準用する第三百六十三条第二項」と読み替えるものとする。

第五目 取締役等に関する規定の適用

第四百九十一条 清算株式会社については、第二章（第百五十五条を除く。）、第三章、第四章第一節、第三百三十五条第二項、第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第四項において準用する同条第三項、第三百五十九条、同章第七節及び第八節並びに第七章の規定中取締役、代表取締役、取締役会又は取締役会設置会社に関する規定は、それぞれ清算人、代表清算人、清算会又は清算会設置会社に関する規定として清算人、代表清算人、清算会又は清算会設置会社に適用があるものとする。

第三款 財産目録等

(財産目録等の作成等)

第四百九十二条 清算人（清算会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）は、その就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

- 2 清算会設置会社においては、財産目録等は、清算会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの）を株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
- 4 清算株式会社は、財産目録等を作成した時からその本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四百九十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第四百九十四条 清算株式会社は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度（第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日（応ずる日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

- 2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 3 清算株式会社は、第一項の貸借対照表を作成した時からその本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第四百九十五条 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

- 2 清算会設置会社においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの）は、清算会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第四百九十六条 清算株式会社は、第四百九十四条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前条第一項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。）を、定時株主総会の日の一週間前（第三百九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）からその本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、その本店に備え置かなければならない。

- 2 株主及び債権者は、清算株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 貸借対照表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 三 貸借対照表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって清算株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 清算株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該清算株式会社の貸借対照表等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- (貸借対照表等の定時株主総会への提出等)

第四百九十七条 次の各号に掲げる清算株式会社においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 一 第四百九十五条第一項に規定する監査役設置会社（清算人会設置会社を除く。） 同項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告
 - 二 清算人会設置会社 第四百九十五条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告
 - 三 前二号に掲げるもの以外の清算株式会社 第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事務報告
- 2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時株主総会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。
- (貸借対照表等の提出命令)

第四百九十八条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四百九十四条第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四款 債務の弁済等

(債権者に対する公告等)

第四百九十九条 清算株式会社は、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

- 2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。
- (債務の弁済の制限)

第五百条 清算株式会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算株式会社は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第五百一条 清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

- 2 前項の場合には、清算株式会社は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。
- 3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算株式会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第五百二条 清算株式会社は、当該清算株式会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除斥)

第五百三条 清算株式会社の債権者（知れている債権者を除く。）であって第四百九十九条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

- 2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。
- 3 清算株式会社の残余財産を株主の一部に分配した場合には、当該株主の受けた分配と同一の割合の分配を当該株主以外の株主に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第五款 残余財産の分配

(残余財産の分配に関する事項の決定)

第五百四条 清算株式会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議）によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 残余財産の種類
 - 二 株主に対する残余財産の割当てに関する事項
- 2 前項に規定する場合において、残余財産の分配について内容の異なる二以上の種類の株式を発行しているときは、清算株式会社は、当該種類の株式の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の株主に対して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、残余財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、株主（当該清算株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて残余財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- (残余財産が金銭以外の財産である場合)

第五百五条 株主は、残余財産が金銭以外の財産であるときは、金銭分配請求権（当該残余財産に代えて金銭を交付することを清算株式会社に対して請求する権利をいう。以下この条において同じ。）を有する。この場合において、清算株式会社は、清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議）によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 金銭分配請求権を行使することができる期間
- 二 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数

- 2 前項に規定する場合には、清算株式会社は、同項第一号の期間の末日の二十日前までに、株主に対し、同号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 清算株式会社は、金銭分配請求権を行使した株主に対し、当該株主が割当てを受けた残余財産に代えて、当該残余財産の価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって当該残余財産の価額とする。
- 一 当該残余財産が市場価格のある財産である場合 当該残余財産の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 清算株式会社の申立てにより裁判所が定める額
(基準株式数を定めた場合の処理)

第五百六条 前条第一項第二号の数（以下この条において「基準株式数」という。）を定めた場合には、清算株式会社は、基準株式数に満たない数の株式（以下この条において「基準未満株式」という。）を有する株主に対し、前条第三項後段の規定の例により基準株式数の株式を有する株主が割当てを受けた残余財産の価額として定めた額に当該基準未満株式の数の基準株式数に対する割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払わなければならない。

第六款 清算事務の終了等

- 第五百七条** 清算株式会社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。
- 2 清算人会設置会社においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認があつたときは、任務を怠ったことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。

第七款 帳簿資料の保存

- 第五百八条** 清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。
- 2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定により選任された者は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。
- 4 第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算株式会社の負担とする。

第八款 適用除外等

第五百九条 次に掲げる規定は、清算株式会社については、適用しない。

- 一 第百五十五条
 - 二 第五章第二節第二款（第四百三十五条第四項、第四百四十条第三項、第四百四十二条及び第四百四十三条を除く。）及び第三款並びに第三節から第五節まで
 - 三 第五編第四章及び第四章の二並びに同編第五章中株式交換、株式移転及び株式交付の手續に係る部分
- 2 第二章第四節の二の規定は、対象会社が清算株式会社である場合には、適用しない。
- 3 清算株式会社は、無償で取得する場合その他法務省令で定める場合に限り、当該清算株式会社の株式を取得することができる。

第二節 特別清算

第一款 特別清算の開始

(特別清算開始の原因)

- 第五百十条** 裁判所は、清算株式会社に次に掲げる事由があると認めるときは、第五百十四条の規定に基づき、申立てにより、当該清算株式会社に對し特別清算の開始を命ずる。
- 一 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。
 - 二 債務超過（清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。次条第二項において同じ。）の疑いがあること。
- (特別清算開始の申立て)

第五百十一条 債権者、清算人、監査役又は株主は、特別清算開始の申立てをすることができる。

- 2 清算株式会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。
(他の手續の中止命令等)

第五百十二条 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、特別清算開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手續又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる破産手續については破産手續開始の決定がされていない場合に限り、第二号に掲げる手續又は第三号に掲げる処分についてはその手續の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

- 一 清算株式会社についての破産手續
 - 二 清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え又は仮処分の手続（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づくものを除く。）
 - 三 清算株式会社の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第五百十八条の二及び第五百七十一条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（第五百十五条第一項において「外国租税滞納処分」という。）
- 2 特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、前項と同様とする。

(特別清算開始の申立ての取下げの制限)

第五百十三条 特別清算開始の申立てをした者は、特別清算開始の命令前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、前条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分又は第五百四十一条第二項の規定による処分がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

(特別清算開始の命令)

第五百十四条 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、特別清算開始の原因となる事由があると認めるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、特別清算開始の命令をする。

- 一 特別清算の手續の費用の予納がないとき。
 - 二 特別清算によっても清算を結了する見込みがないことが明らかであるとき。
 - 三 特別清算によることが債権者の一般の利益に反することが明らかであるとき。
 - 四 不当な目的で特別清算開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。
- (他の手續の中止等)

第五百十五條 特別清算開始の命令があったときは、破産手續開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手續（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）若しくは第三者からの情報取得手續（同法第二百五条第一項第一号、第二百六条第一項又は第二百七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手續（破産手續開始の決定がされていないものに限る。）、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに外国租税滞納処分並びに財産開示手續及び第三者からの情報取得手續は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手續若しくは第三者からの情報取得手續については、この限りでない。

2 特別清算開始の命令が確定したときは、前項の規定により中止した手續又は処分は、特別清算の手續の関係においては、その効力を失う。

3 特別清算開始の命令があったときは、清算株式会社の債権者の債権（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手續のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手續に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。以下この節において「協定債権」という。）については、第九百三十八条第一項第二号又は第三号に規定する特別清算開始の取消しの登記又は特別清算終結の登記の日から二箇月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(担保権の実行の手續等の中止命令)

第五百十六條 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、担保権の実行の手續等（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手續、企業担保権の実行の手續又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手續をいう。以下この条において同じ。）の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、担保権の実行の手續等の中止を命ずることができる。

(相殺の禁止)

第五百十七條 協定債権を有する債権者（以下この節において「協定債権者」という。）は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 特別清算開始後に清算株式会社に対して債務を負担したとき。
- 二 支払不能（清算株式会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この款において同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら協定債権をもってする相殺に供する目的で清算株式会社の財産の処分を内容とする契約を清算株式会社との間で締結し、又は清算株式会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより清算株式会社に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。
- 三 支払の停止があった後に清算株式会社に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。
- 四 特別清算開始の申立てがあった後に清算株式会社に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、特別清算開始の申立てがあったことを知っていたとき。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

- 一 法定の原因
- 二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあったことを協定債権者が知った時より前に生じた原因
- 三 特別清算開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因

第五百十八條 清算株式会社に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 特別清算開始後に他人の協定債権を取得したとき。
- 二 支払不能になった後に協定債権を取得した場合であって、その取得の当時、支払不能であったことを知っていたとき。
- 三 支払の停止があった後に協定債権を取得した場合であって、その取得の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。
- 四 特別清算開始の申立てがあった後に協定債権を取得した場合であって、その取得の当時、特別清算開始の申立てがあったことを知っていたとき。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する協定債権の取得が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

- 一 法定の原因
- 二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあったことを清算株式会社に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因
- 三 特別清算開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因
- 四 清算株式会社に対して債務を負担する者と清算株式会社との間の契約

(共助対象外国租税債権者の手續参加)

第五百十八條の二 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権をもって特別清算の手續に参加するには、租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定を得なければならない。

第二款 裁判所による監督及び調査

(裁判所による監督)

第五百十九條 特別清算開始の命令があったときは、清算株式会社の清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、清算株式会社の業務を監督する官庁に対し、当該清算株式会社の特別清算の手續について意見の陳述を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項の官庁は、裁判所に対し、当該清算株式会社の特別清算の手續について意見を述べることができる。

(裁判所による調査)

第五百二十条 裁判所は、いつでも、清算株式会社に対し、清算事務及び財産の状況の報告を命じ、その他清算の監督上必要な調査をすることができる。

(裁判所への財産目録等の提出)

第五百二十一条 特別清算開始の命令があった場合には、清算株式会社は、第四百九十二条第三項の承認があった後遅滞なく、財産目録等(同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。)を裁判所に提出しなければならない。ただし、財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

(調査命令)

第五百二十二条 裁判所は、特別清算開始後において、清算株式会社の財産の状況を考慮して必要があると認めるときは、清算人、監査役、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知れている債権者の債権の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者若しくは総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主若しくは発行済株式(自己株式を除く。)の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項について、調査委員による調査を命ずる処分(第五百三十三条において「調査命令」という。)をすることができる。

一 特別清算開始に至った事情

二 清算株式会社の業務及び財産の状況

三 第五百四十条第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。

四 第五百四十二条第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。

五 第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をする必要があるかどうか。

六 その他特別清算に必要な事項で裁判所の指定するもの

2 清算株式会社の財産につき担保権(特別の先取特権、質権、抵当権又はこの法律若しくは商法の規定による留置権に限る。)を有する債権者がその担保権の行使によって弁済を受けることができる債権の額は、前項の債権の額に算入しない。

3 公開会社でない清算株式会社における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

第三款 清算人

(清算人の公平誠実義務)

第五百二十三条 特別清算が開始された場合には、清算人は、債権者、清算株式会社及び株主に対し、公平かつ誠実に清算事務を行う義務を負う。

(清算人の解任等)

第五百二十四条 裁判所は、清算人が清算事務を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算人を解任することができる。

2 清算人が欠けたときは、裁判所は、清算人を選任する。

3 清算人がある場合においても、裁判所は、必要があると認めるときは、更に清算人を選任することができる。

(清算人代理)

第五百二十五条 清算人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は二人以上の清算人代理を選任することができる。

2 前項の清算人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(清算人の報酬等)

第五百二十六条 清算人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定は、清算人代理について準用する。

第四款 監督委員

(監督委員の選任等)

第五百二十七条 裁判所は、一人又は二人以上の監督委員を選任し、当該監督委員に対し、第五百三十五条第一項の許可に代わる同意をする権限を付与することができる。

2 法人は、監督委員となることができる。

(監督委員に対する監督等)

第五百二十八条 監督委員は、裁判所が監督する。

2 裁判所は、監督委員が清算株式会社の業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員を解任することができる。

(二人以上の監督委員の職務執行)

第五百二十九条 監督委員が二人以上あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

(監督委員による調査等)

第五百三十条 監督委員は、いつでも、清算株式会社の清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人に対し、事業の報告を求め、又は清算株式会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、清算株式会社の子会社に対し、事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監督委員の注意義務)

第五百三十一条 監督委員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 監督委員が前項の注意を怠ったときは、その監督委員は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

(監督委員の報酬等)

第五百三十二条 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 監督委員は、その選任後、清算株式会社に対する債権又は清算株式会社の株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

第五款 調査委員

(調査委員の選任等)

第五百三十三条 裁判所は、調査命令をする場合には、当該調査命令において、一人又は二人以上の調査委員を選任し、調査委員が調査すべき事項及び裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間を定めなければならない。

(監督委員に関する規定の準用)

第五百三十四条 前款（第五百二十七条第一項及び第五百二十九条ただし書を除く。）の規定は、調査委員について準用する。

第六款 清算株式会社の行為の制限等

(清算株式会社の行為の制限)

第五百三十五条 特別清算開始の命令があった場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、第五百二十七条第一項の規定により監督委員が選任されているときは、これに代わる監督委員の同意を得なければならない。

- 一 財産の処分（次条第一項各号に掲げる行為を除く。）
- 二 借財
- 三 訴えの提起
- 四 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 五 権利の放棄
- 六 その他裁判所の指定する行為

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。

- 一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。
- 3 第一項の許可又はこれに代わる監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(事業の譲渡の制限等)

第五百三十六条 特別清算開始の命令があった場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 一 事業の全部の譲渡
- 二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないものを除く。）
- 三 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）
 - イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。
 - ロ 当該清算株式会社が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

2 前条第三項の規定は、前項の許可を得ないでした行為について準用する。

3 第七章（第四百六十七条第一項第五号を除く。）の規定は、特別清算の場合には、適用しない。

(債務の弁済の制限)

第五百三十七条 特別清算開始の命令があった場合には、清算株式会社は、協定債権者に対して、その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、裁判所の許可を得て、少額の協定債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によって担保される協定債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない協定債権に係る債務について、債権額の割合を超えて弁済をすることができる。

(換価の方法)

第五百三十八条 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、その財産の換価をすることができる。この場合においては、第五百三十五条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、第五百二十二条第二項に規定する担保権（以下この条及び次条において単に「担保権」という。）の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、当該担保権を有する者（以下この条及び次条において「担保権者」という。）は、その換価を拒むことができない。

3 前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 第二項の場合において、担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、担保権は、寄託された代金につき存する。

(担保権者が処分をすべき期間の指定)

第五百三十九条 担保権者が法律に定められた方法によらないで担保権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、担保権者がその処分をすべき期間を定めることができる。

2 担保権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。

第七款 清算の監督上必要な処分等

(清算株式会社の財産に関する保全処分)

第五百四十条 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算株式会社の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 裁判所が前二項の規定により清算株式会社が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、特別清算の関係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

(株主名簿の記載等の禁止)

第五百四十一条 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算株式会社が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを禁止することができる。

2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

(役員等の財産に対する保全処分)

第五百四十二条 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、発起人、設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人（以下この款において「対象役員等」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、当該対象役員等の財産に対する保全処分をすることができる。

2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

(役員等の責任の免除の禁止)

第五百四十三条 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、対象役員等の責任の免除の禁止の処分をすることができる。

(役員等の責任の免除の取消し)

第五百四十四条 特別清算開始の命令があったときは、清算株式会社は、特別清算開始の申立てがあった後又はその前一年以内にした対象役員等の責任の免除を取り消すことができる。不正の目的によってした対象役員等の責任の免除についても、同様とする。

2 前項の規定による取消権は、訴え又は抗弁によって、行使する。

3 第一項の規定による取消権は、特別清算開始の命令があった日から二年を経過したときは、行使することができない。当該対象役員等の責任の免除の日から二十年を経過したときも、同様とする。

(役員等責任査定決定)

第五百四十五条 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、対象役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判（以下この条において「役員等責任査定決定」という。）をすることができる。

2 裁判所は、職権で役員等責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

3 第一項の申立て又は前項の決定があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。

4 役員等責任査定決定の手続（役員等責任査定決定があった後のものを除く。）は、特別清算が終了したときは、終了する。

第八款 債権者集会

(債権者集会の招集)

第五百四十六条 債権者集会は、特別清算の実行上必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 債権者集会は、次条第三項の規定により招集する場合を除き、清算株式会社が招集する。

(債権者による招集の請求)

第五百四十七条 債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知れている協定債権者の協定債権の総額の十分の一以上に当たる協定債権を有する協定債権者は、清算株式会社に対し、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、債権者集会の招集を請求することができる。

2 清算株式会社の財産につき第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する協定債権者がその担保権の行使によって弁済を受けることができる協定債権の額は、前項の協定債権の額に算入しない。

3 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした協定債権者は、裁判所の許可を得て、債権者集会を招集することができる。

一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 第一項の規定による請求があった日から六週間以内の日を債権者集会の日とする債権者集会の招集の通知が発せられない場合

(債権者集会の招集等の決定)

第五百四十八条 債権者集会を招集する者（以下この款において「招集者」という。）は、債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 債権者集会の日時及び場所

二 債権者集会の目的である事項

三 債権者集会に出席しない協定債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 清算株式会社が債権者集会を招集する場合には、当該清算株式会社は、各協定債権者について債権者集会における議決権の行使の許否及びその額を定めなければならない。

3 清算株式会社以外の者が債権者集会を招集する場合には、その招集者は、清算株式会社に対し、前項に規定する事項を定めることを請求しなければならない。この場合において、その請求があったときは、清算株式会社は、同項に規定する事項を定めなければならない。

4 清算株式会社の財産につき第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する協定債権者は、その担保権の行使によって弁済を受けることができる協定債権の額については、議決権を有しない。

5 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

(債権者集会の招集の通知)

第五百四十九条 債権者集会を招集するには、招集者は、債権者集会の日の二週間前までに、債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知れている協定債権者及び清算株式会社に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。

2 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前三項の規定は、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知れている債権者であって一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権又は特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を有するものについて準用する。

(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第五百五十条 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知れている協定債権者に対し、当該協定債権者が有する協定債権について第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項及び議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（次項において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 招集者は、前条第二項の承諾をした協定債権者に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、協定債権者の請求があったときは、これらの書類を当該協定債権者に交付しなければならない。

第五百五十一条 招集者は、第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、協定債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

2 招集者は、第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合において、第五百四十九条第二項の承諾をしていない協定債権者から債権者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該協定債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(債権者集会の指揮等)

第五百五十二条 債権者集会は、裁判所が指揮する。

2 債権者集会を招集しようとするときは、招集者は、あらかじめ、第五百四十八条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項又は第三項の規定により定められた事項を裁判所に届け出なければならない。

(異議を述べられた議決権の取扱い)

第五百五十三条 債権者集会において、第五百四十八条第二項又は第三項の規定により各協定債権について定められた事項について、当該協定債権を有する者又は他の協定債権者が異議を述べたときは、裁判所がこれを定める。

(債権者集会の決議)

第五百五十四条 債権者集会において決議をする事項を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。

一 出席した議決権者（議決権を行使することができる協定債権者をいう。以下この款及び次款において同じ。）の過半数の同意

二 出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意

2 第五百五十八条第一項の規定によりその有する議決権の一部のみを前項の事項に同意するものとして行使した議決権者（その他の議決権を行使しなかったものを除く。）があるときの同項第一号の規定の適用については、当該議決権者一人につき、出席した議決権者の数に一を、同意をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

3 債権者集会は、第五百四十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

(議決権の代理行使)

第五百五十五条 協定債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、債権者集会ごとにななければならない。

3 第一項の協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協定債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

(書面による議決権の行使)

第五百五十六条 債権者集会に出席しない協定債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によって議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七条第一項の規定の適用については、債権者集会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による議決権の行使)

第五百五十七条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

2 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によって議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七条第一項の規定の適用については、債権者集会に出席したものとみなす。

(議決権の不統一行使)

第五百五十八条 協定債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、債権者集会の日の三日前までに、招集者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 招集者は、前項の協定債権者が他人のために協定債権を有する者でないときは、当該協定債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(担保権を有する債権者等の出席等)

第五百五十九条 債権者集会又は招集者は、次に掲げる債権者の出席を求め、その意見を聴くことができる。この場合において、債権者集会にあっては、これをする旨の決議を経なければならない。

一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に對して生じた債権又は特別清算の手続に関する清算株式会社に對する費用請求権を有する債権者

(延期又は続行の決議)

第五百六十条 債権者集会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第五百四十八条（第四項を除く。）及び第五百四十九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第五百六十一条 債権者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(清算人の調査結果等の債権者集会に対する報告)

第五百六十二条 特別清算開始の命令があった場合において、第四百九十二条第一項に規定する清算人が清算株式会社の財産の現況についての調査を終了して財産目録等(同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。)を作成したときは、清算株式会社は、遅滞なく、債権者集会を招集し、当該債権者集会に対して、清算株式会社の業務及び財産の状況の調査の結果並びに財産目録等の要旨を報告するとともに、清算の実行の方針及び見込みに関して意見を述べなければならない。ただし、債権者集会に対する報告及び意見の陳述以外の方法によりその報告すべき事項及び当該意見の内容を債権者に周知させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

第九款 協定

(協定の申出)

第五百六十三条 清算株式会社は、債権者集会に対し、協定の申出をすることができる。

(協定の条項)

第五百六十四条 協定においては、協定債権者の権利(第五百二十二条第二項に規定する担保権を除く。)の全部又は一部の変更に關する条項を定めなければならない。

2 協定債権者の権利の全部又は一部を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準を定めなければならない。

(協定による権利の変更)

第五百六十五条 協定による権利の変更の内容は、協定債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける協定債権者の同意がある場合又は少額の協定債権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他協定債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(担保権を有する債権者等の参加)

第五百六十六条 清算株式会社は、協定案の作成に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる債権者の参加を求めることができる。

一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権を有する債権者

(協定の可決の要件)

第五百六十七条 第五百五十四条第一項の規定にかかわらず、債権者集会において協定を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。

一 出席した議決権者の過半数の同意

二 議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意

2 第五百五十四条第二項の規定は、前項第一号の規定の適用について準用する。

(協定の認可の申立て)

第五百六十八条 協定が可決されたときは、清算株式会社は、遅滞なく、裁判所に対し、協定の認可の申立てをしなければならない。

(協定の認可又は不認可の決定)

第五百六十九条 前条の申立てがあった場合には、裁判所は、次項の場合を除き、協定の認可の決定をする。

2 裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、協定の不認可の決定をする。

一 特別清算の手続又は協定が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、特別清算の手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

二 協定が遂行される見込みがないとき。

三 協定が不正の方法によって成立するに至ったとき。

四 協定が債権者の一般の利益に反するとき。

(協定の効力発生の時期)

第五百七十条 協定は、認可の決定の確定により、その効力を生ずる。

(協定の効力範囲)

第五百七十一条 協定は、清算株式会社及びすべての協定債権者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

2 協定は、第五百二十二条第二項に規定する債権者が有する同項に規定する担保権、協定債権者が清算株式会社の保証人その他清算株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び清算株式会社以外の者が協定債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

3 協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。

4 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての協定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(協定の内容の変更)

第五百七十二條 協定の実行上必要があるときは、協定の内容を変更することができる。この場合においては、第五百六十三条から前条までの規定を準用する。

第十款 特別清算の終了

(特別清算終結の決定)

第五百七十三条 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合には、清算人、監査役、債権者、株主又は調査委員の申立てにより、特別清算終結の決定をする。

一 特別清算が終了したとき。

二 特別清算の必要がなくなったとき。

(破産手続開始の決定)

第五百七十四条 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。

一 協定の見込みがないとき。

二 協定の実行の見込みがないとき。

三 特別清算によることが債権者の一般の利益に反するとき。

2 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。

一 協定が否決されたとき。

二 協定の不認可の決定が確定したとき。

3 前二項の規定により破産手続開始の決定があった場合における破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条(第一項第一号を除く。)、第六十二条(第一項第二号を除く。)、第六

十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

一 特別清算開始の申立ての前に特別清算開始の命令の確定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立てがある場合
当該破産手続開始の申立て

二 前号に掲げる場合以外の場合 特別清算開始の申立て

4 第一項又は第二項の規定により破産手続開始の決定があったときは、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権は、財団債権とする。

第三編 持分会社

第一章 設立

（定款の作成）

第五百七十五条 合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（定款の記載又は記録事項）

第五百七十六条 持分会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 社員の氏名又は名称及び住所

五 社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

六 社員の出資の目的（有限責任社員にあっては、金銭等に限る。）及びその価額又は評価の標準

2 設立しようとする持分会社が合名会社である場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 設立しようとする持分会社が合資会社である場合には、第一項第五号に掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 設立しようとする持分会社が合同会社である場合には、第一項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。

第五百七十七条 前条に規定するもののほか、持分会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（合同会社の設立時の出資の履行）

第五百七十八条 設立しようとする持分会社が合同会社である場合には、当該合同会社の社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立の登記をする時まで、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、合同会社の社員になろうとする者全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、合同会社の成立後にすることを妨げない。

（持分会社の成立）

第五百七十九条 持分会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第二章 社員

第一節 社員の責任等

（社員の責任）

第五百八十条 社員は、次に掲げる場合には、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

一 当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合

二 当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（社員が、当該持分会社に弁済をする資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合を除く。）

2 有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

（社員の抗弁）

第五百八十一条 社員が持分会社の債務を弁済する責任を負う場合には、社員は、持分会社が主張することができる抗弁をもって当該持分会社の債権者に対抗することができる。

2 前項に規定する場合において、持分会社がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって持分会社がその債務を免れるべき限度において、社員は、当該債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

（社員の出資に係る責任）

第五百八十二条 社員が金銭を出資の目的とした場合において、その出資をすることを怠ったときは、当該社員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

2 社員が債権を出資の目的とした場合において、当該債権の債務者が弁済期に弁済をしなかったときは、当該社員は、その弁済をする責任を負う。この場合においては、当該社員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

（社員の責任を変更した場合の特則）

第五百八十三条 有限責任社員が無限責任社員となった場合には、当該無限責任社員となった者は、その者が無限責任社員となる前に生じた持分会社の債務についても、無限責任社員としてこれを弁済する責任を負う。

2 有限責任社員（合同会社の社員を除く。）が出資の価額を減少した場合であっても、当該有限責任社員は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

3 無限責任社員が有限責任社員となった場合であっても、当該有限責任社員となった者は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、無限責任社員として当該債務を弁済する責任を負う。

4 前二項の責任は、前二項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。

（無限責任社員となることを許された未成年者の行為能力）

第五百八十四条 持分会社の無限責任社員となることを許された未成年者は、社員の資格に基づく行為に関しては、行為能力者とみなす。

第二節 持分の譲渡等

（持分の譲渡）

第五百八十五条 社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

2 前項の規定にかかわらず、業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

3 第六百三十七条の規定にかかわらず、業務を執行しない有限責任社員の持分の譲渡に伴い定款の変更を生ずるときは、その持分の譲渡による定款の変更は、業務を執行する社員の全員の同意によってすることができる。

4 前三項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（持分の全部の譲渡をした社員の責任）

第五百八十六条 持分の全部を他人に譲渡した社員は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

2 前項の責任は、同項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。

第五百八十七条 持分会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができない。

2 持分会社が当該持分会社の持分を取得した場合には、当該持分は、当該持分会社がこれを取得した時に、消滅する。

第三節 誤認行為の責任

（無限責任社員であると誤認させる行為等をした有限責任社員の責任）

第五百八十八条 合資会社の有限責任社員が自己を無限責任社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任社員は、その誤認に基づいて合資会社と取引をした者に対し、無限責任社員と同一の責任を負う。

2 合資会社又は合同会社の有限責任社員がその責任の限度を誤認させる行為（前項の行為を除く。）をしたときは、当該有限責任社員は、その誤認に基づいて合資会社又は合同会社と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該合資会社又は合同会社の債務を弁済する責任を負う。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第五百八十九条 合名会社又は合資会社の社員でない者が自己を無限責任社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて合名会社又は合資会社と取引をした者に対し、無限責任社員と同一の責任を負う。

2 合資会社又は合同会社の社員でない者が自己を有限責任社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて合資会社又は合同会社と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該合資会社又は合同会社の債務を弁済する責任を負う。

第三章 管理

第一節 総則

（業務の執行）

第五百九十条 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する。

2 社員が二人以上ある場合には、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定する。

3 前項の規定にかかわらず、持分会社の常務は、各社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

（業務を執行する社員を定款で定めた場合）

第五百九十一条 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、業務を執行する社員が二人以上あるときは、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の過半数をもって決定する。この場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、支配人の選任及び解任は、社員の過半数をもって決定する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

3 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、その業務を執行する社員の全員が退社したときは、当該定款の定めは、その効力を失う。

4 業務を執行する社員を定款で定めた場合には、その業務を執行する社員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。

5 前項の業務を執行する社員は、正当な事由がある場合に限り、他の社員の一致によって解任することができる。

6 前二項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（社員の持分会社の業務及び財産状況に関する調査）

第五百九十二条 業務を執行する社員を定款で定めた場合には、各社員は、持分会社の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び財産の状況を調査することができる。

2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。ただし、定款によっても、社員が事業年度の終了時又は重要な事由があるときに同項の規定による調査をすることを制限する旨を定めることができない。

第二節 業務を執行する社員

（業務を執行する社員と持分会社との関係）

第五百九十三条 業務を執行する社員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行う義務を負う。

2 業務を執行する社員は、法令及び定款を遵守し、持分会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

3 業務を執行する社員は、持分会社又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

4 民法第六百四十六条から第六百五十条までの規定は、業務を執行する社員と持分会社との関係について準用する。この場合において、同法第六百四十六条第一項、第六百四十八条第二項、第六百四十八条の二、第六百四十九条及び第六百五十条中「委任事務」とあるのは「その職務」と、同法第六百四十八条第三項第一号中「委任事務」とあり、及び同項第二号中「委任」とあるのは「前項の職務」と読み替えるものとする。

5 前二項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（競業の禁止）

第五百九十四条 業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の全員の承認を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 自己又は第三者のために持分会社の事業の部類に属する取引をすること。
- 二 持分会社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。
- 2 業務を執行する社員が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって当該業務を執行する社員又は第三者が得た利益の額は、持分会社に生じた損害の額と推定する。
(利益相反取引の制限)

第五百九十五条 業務を執行する社員は、次に掲げる場合には、当該取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 業務を執行する社員が自己又は第三者のために持分会社と取引をしようとするとき。
- 二 持分会社が業務を執行する社員の債務を保証することその他社員でない者との間において持分会社と当該社員との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。
(業務を執行する社員の持分会社に対する損害賠償責任)

第五百九十六条 業務を執行する社員は、その任務を怠ったときは、持分会社に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(業務を執行する有限責任社員の第三者に対する損害賠償責任)

第五百九十七条 業務を執行する有限責任社員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該有限責任社員は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(法人が業務を執行する社員である場合の特則)

第五百九十八条 法人が業務を執行する社員である場合には、当該法人は、当該業務を執行する社員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の社員に通知しなければならない。

- 2 第五百九十三条から前条までの規定は、前項の規定により選任された社員の職務を行うべき者について準用する。

(持分会社の代表)

第五百九十九条 業務を執行する社員は、持分会社を代表する。ただし、他に持分会社を代表する社員その他持分会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の業務を執行する社員が二人以上ある場合には、業務を執行する社員は、各自、持分会社を代表する。
- 3 持分会社は、定款又は定款の定めに基づく社員の互選によって、業務を執行する社員の中から持分会社を代表する社員を定めることができる。
- 4 持分会社を代表する社員は、持分会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(持分会社を代表する社員等の行為についての損害賠償責任)

第六百条 持分会社は、持分会社を代表する社員その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(持分会社と社員との間の訴えにおける会社の代表)

第六百一条 第五百九十九条第四項の規定にかかわらず、持分会社が社員に対し、又は社員が持分会社に対して訴えを提起する場合において、当該訴えについて持分会社を代表する者（当該社員を除く。）が存しないときは、当該社員以外の社員の過半数をもって、当該訴えについて持分会社を代表する者を定めることができる。

第六百二条 第五百九十九条第一項の規定にかかわらず、社員が持分会社に対して社員の責任を追及する訴えの提起を請求した場合において、持分会社が当該請求の日から六十日以内に当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、当該訴えについて持分会社を代表することができる。ただし、当該訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該持分会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

第三節 業務を執行する社員の職務を代行する者

第六百三条 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、持分会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定に違反して行った業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、持分会社は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第四章 社員の加入及び退社

第一節 社員の加入

(社員の加入)

第六百四条 持分会社は、新たに社員を加入させることができる。

- 2 持分会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる。
- 3 前項の規定にかかわらず、合同会社が新たに社員を加入させる場合において、新たに社員となろうとする者が同項の定款の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、合同会社の社員となる。

(加入した社員の責任)

第六百五条 持分会社の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた持分会社の債務についても、これを弁済する責任を負う。

第二節 社員の退社

(任意退社)

第六百六条 持分会社の存続期間を定款で定めなかった場合又はある社員の終身の間持分会社が存続することを定款で定めた場合には、各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、六箇月前までに持分会社に退社の予告をしなければならない。

- 2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第六百七条 社員は、前条、第六百九条第一項、第六百四十二条第二項及び第八百四十五条の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

- 一 定款で定めた事由の発生
- 二 総社員の同意

- 三 死亡
- 四 合併（合併により当該法人である社員が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 解散（前二号に掲げる事由によるものを除く。）
- 七 後見開始の審判を受けたこと。
- 八 除名

2 持分会社は、その社員が前項第五号から第七号までに掲げる事由の全部又は一部によっては退社しない旨を定めることができる。
（相続及び合併の場合の特則）

第六百八条 持分会社は、その社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めることができる。

- 2 第六百四条第二項の規定にかかわらず、前項の規定による定款の定めがある場合には、同項の一般承継人（社員以外のものに限る。）は、同項の持分を承継した時に、当該持分を有する社員となる。
- 3 第一項の定款の定めがある場合には、持分会社は、同項の一般承継人が持分を承継した時に、当該一般承継人に係る定款の変更をしたものとみなす。
- 4 第一項の一般承継人（相続により持分を承継したものであって、出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行をする責任を負う。
- 5 第一項の一般承継人（相続により持分を承継したものに限る。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利を行使する者一人を定めなければ、当該持分についての権利を行使することができない。ただし、持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。
（持分の差押債権者による退社）

第六百九条 社員の持分を差し押さえた債権者は、事業年度の終了時において当該社員を退社させることができる。この場合においては、当該債権者は、六箇月前までに持分会社及び当該社員にその予告をしなければならない。

- 2 前項後段の予告は、同項の社員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。
- 3 第一項後段の予告をした同項の債権者は、裁判所に対し、持分の払戻しの請求権の保全に関し必要な処分をすることを申し立てることができる。
（退社に伴う定款のみなし変更）

第六百十条 第六百六条、第六百七条第一項、前条第一項又は第六百四十二条第二項の規定により社員が退社した場合（第八百四十五条の規定により社員が退社したものとみなされる場合を含む。）には、持分会社は、当該社員が退社した時に、当該社員に係る定款の定めを廃止する定款の変更をしたものとみなす。
（退社に伴う持分の払戻し）

第六百十一条 退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。ただし、第六百八条第一項及び第二項の規定により当該社員の一般承継人が社員となった場合は、この限りでない。

- 2 退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない。
- 3 退社した社員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。
- 4 退社の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。
- 5 社員が除名により退社した場合における第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「退社の時」とあるのは、「除名の訴えを提起した時」とする。
- 6 前項に規定する場合には、持分会社は、除名の訴えを提起した日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 7 社員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。
（退社した社員の責任）

第六百十二条 退社した社員は、その登記をする前に生じた持分会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

- 2 前項の責任は、同項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。
（商号変更の請求）

第六百十三条 持分会社がその商号中に退社した社員の氏若しくは氏名又は名称を用いているときは、当該退社した社員は、当該持分会社に対し、その氏若しくは氏名又は名称の使用をやめることを請求することができる。

第五章 計算等

第一節 会計の原則

第六百十四条 持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第二節 会計帳簿

（会計帳簿の作成及び保存）

第六百十五条 持分会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 持分会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
（会計帳簿の提出命令）

第六百十六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三節 計算書類

（計算書類の作成及び保存）

第六百十七条 持分会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 持分会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表その他持分会社の財産の状況を示すために必要かつ適切なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を作成しなければならない。
- 3 計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 持分会社は、計算書類を作成した時から十年間、これを保存しなければならない。
（計算書類の閲覧等）

第六百十八条 持分会社の社員は、当該持分会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 計算書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 計算書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。ただし、定款によっても、社員が事業年度の終了時に同項各号に掲げる請求をすることを制限する旨を定めることができない。

(計算書類の提出命令)

第六百十九条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四節 資本金の額の減少

第六百二十条 持分会社は、損失のてん補のために、その資本金の額を減少することができる。

- 2 前項の規定により減少する資本金の額は、損失の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えることができない。

第五節 利益の配当

(利益の配当)

第六百二十一条 社員は、持分会社に対し、利益の配当を請求することができる。

- 2 持分会社は、利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項を定款で定めることができる。

- 3 社員の持分の差押えは、利益の配当を請求する権利に対しても、その効力を有する。

(社員の損益分配の割合)

第六百二十二条 損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

- 2 利益又は損失の一方についてのみ分配の割合についての定めを定款で定めたときは、その割合は、利益及び損失の分配に共通であるものと推定する。

(有限責任社員の利益の配当に関する責任)

第六百二十三条 持分会社が利益の配当により有限責任社員に対して交付した金銭等の帳簿価額（以下この項において「配当額」という。）が当該利益の配当をする日における利益額（持分会社の利益の額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この章において同じ。）を超える場合には、当該利益の配当を受けた有限責任社員は、当該持分会社に対し、連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う。

- 2 前項に規定する場合における同項の利益の配当を受けた有限責任社員についての第五百八十条第二項の規定の適用については、同項中「を限度として」とあるのは、「及び第六百二十三条第一項の配当額が同項の利益額を超過する額（同項の義務を履行した額を除く。）の合計額を限度として」とする。

第六節 出資の払戻し

第六百二十四条 社員は、持分会社に対し、既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻し（以下この編において「出資の払戻し」という。）を請求することができる。この場合において、当該金銭等が金銭以外の財産であるときは、当該財産の価額に相当する金銭の払戻しを請求することを妨げない。

- 2 持分会社は、出資の払戻しを請求する方法その他の出資の払戻しに関する事項を定款で定めることができる。

- 3 社員の持分の差押えは、出資の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

第七節 合同会社の計算等に関する特則

第一款 計算書類の閲覧に関する特則

第六百二十五条 合同会社の債権者は、当該合同会社の営業時間内は、いつでも、その計算書類（作成した日から五年以内のものに限る。）について第六百十八条第一項各号に掲げる請求をすることができる。

第二款 資本金の額の減少に関する特則

(出資の払戻し又は持分の払戻しを行う場合の資本金の額の減少)

第六百二十六条 合同会社は、第六百二十条第一項の場合のほか、出資の払戻し又は持分の払戻しのために、その資本金の額を減少することができる。

- 2 前項の規定により出資の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十二条第二項に規定する出資払戻額から出資の払戻しをする日における剰余金額を控除して得た額を超えてはならない。

- 3 第一項の規定により持分の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十五条第一項に規定する持分払戻額から持分の払戻しをする日における剰余金額を控除して得た額を超えてはならない。

- 4 前二項に規定する「剰余金額」とは、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう（第四款及び第五款において同じ。）。

一 資産の額

二 負債の額

三 資本金の額

四 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

(債権者の異議)

第六百二十七条 合同会社が資本金の額を減少する場合には、当該合同会社の債権者は、当該合同会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる。

- 2 前項に規定する場合には、合同会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 当該資本金の額の減少の内容

二 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、合同会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

- 4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該資本金の額の減少について承認をしたものとみなす。

- 5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、合同会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

- 6 資本金の額の減少は、前各項の手続が終了した日に、その効力を生ずる。

第三款 利益の配当に関する特則

(利益の配当の制限)

第六百二十八条 合同会社は、利益の配当により社員に対して交付する金銭等の帳簿価額（以下この款において「配当額」という。）が当該利益の配当をする日における利益額を超える場合には、当該利益の配当をすることができない。この場合においては、合同会社は、第六百二十一条第一項の規定による請求を拒むことができる。

(利益の配当に関する責任)

第六百二十九条 合同会社が前条の規定に違反して利益の配当をした場合には、当該利益の配当に関する業務を執行した社員は、当該合同会社に対し、当該利益の配当を受けた社員と連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う。ただし、当該業務を執行した社員がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、免除することができない。ただし、利益の配当をした日における利益額を限度として当該義務を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

(社員に対する求償権の制限等)

第六百三十条 前条第一項に規定する場合において、利益の配当を受けた社員は、配当額が利益の配当をした日における利益額を超えることにつき善意であるときは、当該配当額について、当該利益の配当に関する業務を執行した社員からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項に規定する場合においては、合同会社の債権者は、利益の配当を受けた社員に対し、配当額（当該配当額が当該債権者の合同会社に対して有する債権額を超える場合にあっては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができる。

3 第六百二十三条第二項の規定は、合同会社の社員については、適用しない。

(欠損が生じた場合の責任)

第六百三十一条 合同会社が利益の配当をした場合において、当該利益の配当をした日の属する事業年度の末日に欠損額（合同会社の欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この項において同じ。）が生じたときは、当該利益の配当に関する業務を執行した社員は、当該合同会社に対し、当該利益の配当を受けた社員と連帯して、その欠損額（当該欠損額が配当額を超えるときは、当該配当額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務を執行した社員がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

第四款 出資の払戻しに関する特則

(出資の払戻しの制限)

第六百三十二条 第六百二十四条第一項の規定にかかわらず、合同会社の社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、同項前段の規定による請求をすることができない。

2 合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額（以下この款において「出資払戻額」という。）が、第六百二十四条第一項前段の規定による請求をした日における剰余金額（第六百二十六条第一項の資本金の額の減少をした場合にあっては、その減少をした後の剰余金額。以下この款において同じ。）又は前項の出資の価額を減少した額のいずれか少ない額を超える場合には、当該出資の払戻しをすることができない。この場合においては、合同会社は、第六百二十四条第一項前段の規定による請求を拒むことができる。

(出資の払戻しに関する社員の責任)

第六百三十三条 合同会社が前条の規定に違反して出資の払戻しをした場合には、当該出資の払戻しに関する業務を執行した社員は、当該合同会社に対し、当該出資の払戻しを受けた社員と連帯して、当該出資払戻額に相当する金銭を支払う義務を負う。ただし、当該業務を執行した社員がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、免除することができない。ただし、出資の払戻しをした日における剰余金額を限度として当該義務を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

(社員に対する求償権の制限等)

第六百三十四条 前条第一項に規定する場合において、出資の払戻しを受けた社員は、出資払戻額が出資の払戻しをした日における剰余金額を超えることにつき善意であるときは、当該出資払戻額について、当該出資の払戻しに関する業務を執行した社員からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項に規定する場合においては、合同会社の債権者は、出資の払戻しを受けた社員に対し、出資払戻額（当該出資払戻額が当該債権者の合同会社に対して有する債権額を超える場合にあっては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができる。

第五款 退社に伴う持分の払戻しに関する特則

(債権者の異議)

第六百三十五条 合同会社が持分の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額（以下この款において「持分払戻額」という。）が当該持分の払戻しをする日における剰余金額を超える場合には、当該合同会社の債権者は、当該合同会社に対し、持分の払戻しについて異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合においては、合同会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月（持分払戻額が当該合同会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額を超える場合にあっては、二箇月）を下ることができない。

一 当該剰余金額を超える持分の払戻しの内容

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合同会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。ただし、持分払戻額が当該合同会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額を超える場合は、この限りでない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該持分の払戻しについて承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、合同会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、持分払戻額が当該合同会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額を超えない場合において、当該持分の払戻しをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(業務を執行する社員の責任)

第六百三十六条 合同会社が前条の規定に違反して持分の払戻しをした場合には、当該持分の払戻しに関する業務を執行した社員は、当該合同会社に対し、当該持分の払戻しを受けた社員と連帯して、当該持分払戻額に相当する金銭を支払う義務を負う。ただし、持分の払戻しに関する業務を執行した社員がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、免除することができない。ただし、持分の払戻しをした時における剰余金額を限度として当該義務を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第六百三十七条 持分会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。

(定款の変更による持分会社の種類の変更)

第六百三十八条 合名会社は、次の各号に掲げる定款の変更をすることにより、当該各号に定める種類の持分会社となる。

- 一 有限責任社員を加入させる定款の変更 合資会社
- 二 その社員の一部を有限責任社員とする定款の変更 合資会社
- 三 その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更 合同会社

2 合資会社は、次の各号に掲げる定款の変更をすることにより、当該各号に定める種類の持分会社となる。

- 一 その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更 合名会社
- 二 その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更 合同会社

3 合同会社は、次の各号に掲げる定款の変更をすることにより、当該各号に定める種類の持分会社となる。

- 一 その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更 合名会社
- 二 無限責任社員を加入させる定款の変更 合資会社
- 三 その社員の一部を無限責任社員とする定款の変更 合資会社

(合資会社の社員の退社による定款のみなし変更)

第六百三十九条 合資会社の有限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が無限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合名会社となる定款の変更をしたものとみなす。

2 合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合同会社となる定款の変更をしたものとみなす。

(定款の変更時の出資の履行)

第六百四十条 第六百三十八条第一項第三号又は第二項第二号に掲げる定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする持分会社の社員が当該定款の変更後の合同会社に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

2 前条第二項の規定により合同会社となる定款の変更をしたものとみなされた場合において、社員がその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更をしたものとみなされた日から一箇月以内に、当該払込み又は給付を完了しなければならない。ただし、当該期間内に、合名会社又は合資会社となる定款の変更をした場合は、この限りでない。

第七章 解散

(解散の事由)

第六百四十一条 持分会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 社員が欠けたこと。
- 五 合併（合併により当該持分会社が消滅する場合に限る。）
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第二項の規定による解散を命ずる裁判

(持分会社の継続)

第六百四十二条 持分会社は、前条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合には、次章の規定による清算が結了するまで、社員の全部又は一部の同意によって、持分会社を継続することができる。

2 前項の場合には、持分会社を継続することについて同意しなかった社員は、持分会社が継続することとなった日に、退社する。

(解散した持分会社の合併等の制限)

第六百四十三条 持分会社が解散した場合には、当該持分会社は、次に掲げる行為をすることができない。

- 一 合併（合併により当該持分会社が存続する場合に限る。）
- 二 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

第八章 清算

第一節 清算の開始

(清算の開始原因)

第六百四十四条 持分会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第六百四十一条第五号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算持分会社の能力)

第六百四十五条 前条の規定により清算をする持分会社（以下「清算持分会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

第二節 清算人

(清算人の設置)

第六百四十六条 清算持分会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

(清算人の就任)

第六百四十七条 次に掲げる者は、清算持分会社の清算人となる。

- 一 業務を執行する社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）
 - 二 定款で定める者
 - 三 社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあっては、その社員）の過半数の同意によって定める者
- 2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第六百四十一条第四号又は第七号に掲げる事由によって解散した清算持分会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第六百四十四条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなった清算持分会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- （清算人の解任）

第六百四十八条 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、解任することができる。

- 2 前項の規定による解任は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定する。
 - 3 重要な事由があるときは、裁判所は、社員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。
- （清算人の職務）

第六百四十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の分配
- （業務の執行）

第六百五十条 清算人は、清算持分会社の業務を執行する。

- 2 清算人が二人以上ある場合には、清算持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、社員が二人以上ある場合には、清算持分会社の事業の全部又は一部の譲渡は、社員の過半数をもって決定する。
- （清算人と清算持分会社との関係）

第六百五十一条 清算持分会社と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

- 2 第五百九十三条第二項、第五百九十四条及び第五百九十五条の規定は、清算人について準用する。この場合において、第五百九十四条第一項及び第五百九十五条第一項中「当該社員以外の社員」とあるのは、「社員（当該清算人が社員である場合にあっては、当該清算人以外の社員）」と読み替えるものとする。
- （清算人の清算持分会社に対する損害賠償責任）

第六百五十二条 清算人は、その任務を怠ったときは、清算持分会社に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第六百五十三条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（法人が清算人である場合の特則）

第六百五十四条 法人が清算人である場合には、当該法人は、当該清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を社員に通知しなければならない。

- 2 前三条の規定は、前項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者について準用する。
- （清算持分会社の代表）

第六百五十五条 清算人は、清算持分会社を代表する。ただし、他に清算持分会社を代表する清算人その他清算持分会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算持分会社を代表する。
 - 3 清算持分会社は、定款又は定款の定めに基づく清算人（第六百四十七条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選によって、清算人の中から清算持分会社を代表する清算人を定めることができる。
 - 4 第六百四十七条第一項第一号の規定により業務を執行する社員が清算人となる場合において、持分会社を代表する社員を定めていたときは、当該持分会社を代表する社員が清算持分会社を代表する清算人となる。
 - 5 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から清算持分会社を代表する清算人を定めることができる。
 - 6 第五百九十九条第四項及び第五項の規定は清算持分会社を代表する清算人について、第六百三条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算持分会社を代表する清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。
- （清算持分会社についての破産手続の開始）

第六百五十六条 清算持分会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

- 2 清算人は、清算持分会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、清算持分会社が既に債権者に支払い、又は社員に分配したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- （裁判所の選任する清算人の報酬）

第六百五十七条 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算持分会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

第三節 財産目録等

（財産目録等の作成等）

第六百五十八条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算持分会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この節において「財産目録等」という。）を作成し、各社員にその内容を通知しなければならない。

- 2 清算持分会社は、財産目録等を作成した時からその本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。
- 3 清算持分会社は、社員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第六百五十九条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四節 債務の弁済等

(債権者に対する公告等)

第六百六十条 清算持分会社（合同会社に限る。以下この項及び次条において同じ。）は、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算持分会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第六百六十一条 清算持分会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算持分会社は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算持分会社は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算持分会社の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第六百六十二条 清算持分会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算持分会社は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算持分会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(出資の履行の請求)

第六百六十三条 清算持分会社に現存する財産がその債務を完済するのに足りない場合において、その出資の全部又は一部を履行していない社員があるときは、当該出資に係る定款の定めにかかわらず、当該清算持分会社は、当該社員に出資させることができる。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第六百六十四条 清算持分会社は、当該清算持分会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を社員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除斥)

第六百六十五条 清算持分会社（合同会社に限る。以下この条において同じ。）の債権者（知れている債権者を除く。）であって第六百六十一条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算持分会社の残余財産を社員の一部に分配した場合には、当該社員の受けた分配と同一の割合の分配を当該社員以外の社員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第五節 残余財産の分配

(残余財産の分配の割合)

第六百六十六条 残余財産の分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

第六節 清算事務の終了等

第六百六十七条 清算持分会社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければならない。

2 社員が一箇月以内に前項の計算について異議を述べなかったときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があったときは、この限りでない。

第七節 任意清算

(財産の処分の方法)

第六百六十八条 持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、定款又は総社員の同意によって、当該持分会社が第六百四十一条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合における当該持分会社の財産の処分の方法を定めることができる。

2 第二節から前節までの規定は、前項の財産の処分の方法を定めた持分会社については、適用しない。

(財産目録等の作成)

第六百六十九条 前条第一項の財産の処分の方法を定めた持分会社が第六百四十一条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合には、清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、解散の日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 前条第一項の財産の処分の方法を定めていない持分会社が第六百四十一条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合において、解散後に同項の財産の処分の方法を定めたときは、清算持分会社は、当該財産の処分の方法を定めた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(債権者の異議)

第六百七十条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合には、その解散後の清算持分会社の債権者は、当該清算持分会社に対し、当該財産の処分の方法について異議を述べるることができる。

2 前項に規定する場合には、清算持分会社は、解散の日（前条第二項に規定する場合にあつては、当該財産の処分の方法を定めた日）から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 第六百六十八条第一項の財産の処分の方法に従い清算をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べるることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、清算持分会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該財産の処分の方法について承認をしたものとみなす。

- 5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、清算持分会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。
(持分の差押債権者の同意等)

第六百七十一条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合において、社員の持分を差し押さえた債権者があるときは、その解散後の清算持分会社がその財産の処分をするには、その債権者の同意を得なければならない。

- 2 前項の清算持分会社が同項の規定に違反してその財産の処分をしたときは、社員の持分を差し押さえた債権者は、当該清算持分会社に対し、その持分に相当する金額の支払を請求することができる。

第八節 帳簿資料の保存

第六百七十二条 清算人（第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあつては、清算持分会社を代表する社員）は、清算持分会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算持分会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもって帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算持分会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。
3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。
4 前項の規定により選任された者は、清算持分会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。
5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算持分会社の負担とする。

第九節 社員の責任の消滅効

第六百七十三条 第五百八十条に規定する社員の責任は、清算持分会社の本店の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の予告をしない清算持分会社の債権者に対しては、その登記後五年を経過した時に消滅する。

- 2 前項の期間の経過後であっても、社員に分配していない残余財産があるときは、清算持分会社の債権者は、清算持分会社に対して弁済を請求することができる。

第十節 適用除外等

(適用除外)

第六百七十四条 次に掲げる規定は、清算持分会社については、適用しない。

- 一 第四章第一節
- 二 第六百六条、第六百七条第一項（第三号及び第四号を除く。）及び第六百九条
- 三 第五章第三節（第六百七条第四項、第六百八条及び第六百九条を除く。）から第六節まで及び第七節第二款
- 四 第六百三十八条第一項第三号及び第二項第二号
(相続及び合併による退社の特則)

第六百七十五条 清算持分会社の社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合には、第六百八条第一項の定款の定めがないときであっても、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継する。この場合においては、同条第四項及び第五項の規定を準用する。

第四編 社債

第一章 総則

(募集社債に関する事項の決定)

第六百七十六条 会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この編において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集社債の総額
- 二 各募集社債の金額
- 三 募集社債の利率
- 四 募集社債の償還の方法及び期限
- 五 利息支払の方法及び期限
- 六 社債券を発行するときは、その旨
- 七 社債権者が第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨
- 八 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨
- 八の二 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨
- 九 各募集社債の払込金額（各募集社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
- 十 募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日
- 十一 一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
- 十二 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(募集社債の申込み)

第六百七十七条 会社は、前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 会社の商号
- 二 当該募集に係る前条各号に掲げる事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会社に交付しなければならない。
 - 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする募集社債の金額及び金額ごとの数
 - 三 会社が前条第九号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

- 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4 第一項の規定は、会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。
- 5 会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 6 会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（募集社債の割当て）

第六百七十八条 会社は、申込者の中から募集社債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、会社は、当該申込者に割り当てる募集社債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

- 2 会社は、第六百七十六条第十号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集社債の申込み及び割当てに関する特則）

第六百七十九条 前二条の規定は、募集社債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（募集社債の社債権者）

第六百八十条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集社債の社債権者となる。

- 一 申込者 会社の割り当てた募集社債
- 二 前条の契約により募集社債の総額を引き受けた者 その者が引き受けた募集社債

（社債原簿）

第六百八十一条 会社は、社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「社債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第六百七十六条第三号から第八号の二までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令で定める事項（以下この編において「種類」という。）
- 二 種類ごとの社債の総額及び各社債の金額
- 三 各社債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日
- 四 社債権者（無記名社債（無記名式の社債券が発行されている社債をいう。以下この編において同じ。）の社債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所
- 五 前号の社債権者が各社債を取得した日
- 六 社債券を発行したときは、社債券の番号、発行の日、社債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の社債券の数
- 七 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（社債原簿記載事項を記載した書面の交付等）

第六百八十二条 社債権者（無記名社債の社債権者を除く。）は、社債を発行した会社（以下この編において「社債発行会社」という。）に対し、当該社債権者についての社債原簿に記載され、若しくは記録された社債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該社債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

- 2 前項の書面には、社債発行会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 第一項の電磁的記録には、社債発行会社の代表者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 前三項の規定は、当該社債について社債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

（社債原簿管理人）

第六百八十三条 会社は、社債原簿管理人（会社に代わって社債原簿の作成及び備置きその他の社債原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を定め、当該事務を行うことを委託することができる。

（社債原簿の備置き及び閲覧等）

第六百八十四条 社債発行会社は、社債原簿をその本店（社債原簿管理人がある場合にあっては、その営業所）に備え置かなければならない。

- 2 社債権者その他の法務省令で定める者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 社債原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 社債原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 3 社債発行会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 当該請求を行う者が社債原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 三 当該請求を行う者が、過去二年以内において、社債原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

- 4 社債発行会社が株式会社である場合には、当該社債発行会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債発行会社の社債原簿について第二項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 5 前項の親会社社員について第三項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

（社債権者に対する通知等）

第六百八十五条 社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告は、社債原簿に記載し、又は記録した当該社債権者の住所（当該社債権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該社債発行会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 社債が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該社債発行会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を社債権者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、社債発行会社が社債の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

5 前各項の規定は、第七百二十条第一項の通知に際して社債権者に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、第二項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

(共有者による権利の行使)

第六百八十六条 社債が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該社債についての権利を行使する者一人を定め、会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該社債についての権利を行使することができない。ただし、会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

(社債券を発行する場合の社債の譲渡)

第六百八十七条 社債券を発行する旨の定めがある社債の譲渡は、当該社債に係る社債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(社債の譲渡の對抗要件)

第六百八十八条 社債の譲渡は、その社債を取得した者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

2 当該社債について社債券を発行する旨の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「社債発行会社その他の第三者」とあるのは、「社債発行会社」とする。

3 前二項の規定は、無記名社債については、適用しない。

(権利の推定等)

第六百八十九条 社債券の占有者は、当該社債券に係る社債についての権利を適法に有するものと推定する。

2 社債券の交付を受けた者は、当該社債券に係る社債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録)

第六百九十条 社債発行会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の社債の社債権者に係る社債原簿記載事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 当該社債発行会社の社債を取得した場合

二 当該社債発行会社が有する自己の社債を処分した場合

2 前項の規定は、無記名社債については、適用しない。

(社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録)

第六百九十一条 社債を社債発行会社以外の者から取得した者（当該社債発行会社を除く。）は、当該社債発行会社に対し、当該社債に係る社債原簿記載事項を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した社債の社債権者として社債原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名社債については、適用しない。

(社債券を発行する場合の社債の質入れ)

第六百九十二条 社債券を発行する旨の定めがある社債の質入れは、当該社債に係る社債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(社債の質入れの對抗要件)

第六百九十三条 社債の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の規定にかかわらず、社債券を発行する旨の定めがある社債の質権者は、継続して当該社債に係る社債券を占有しなければ、その質権をもって社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

(質権に関する社債原簿の記載等)

第六百九十四条 社債に質権を設定した者は、社債発行会社に対し、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である社債

2 前項の規定は、社債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

(質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者についての社債原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、社債発行会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、社債発行会社の代表者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(信託財産に属する社債についての對抗要件等)

第六百九十五条の二 社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

2 第六百八十一条第四号の社債権者は、その有する社債が信託財産に属するときは、社債発行会社に対し、その旨を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 社債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第六百八十二条第一項及び第六百九十条第一項の規定の適用については、第六百八十二条第一項中「記録された社債原簿記載事項」とあるのは「記録された社債原簿記載事項（当該社債権者の有する社債が信託財産に属する旨を含む。）」と、第六百九十条第一項中「社債原簿記載事項」とあるのは「社債原簿記載事項（当該社債権者の有する社債が信託財産に属する旨を含む。）」とする。

4 前三項の規定は、社債券を発行する旨の定めがある社債については、適用しない。

(社債券の発行)

第六百九十六条 社債券を発行する旨の定めがある社債を発行した日以後遅滞なく、当該社債に係る社債券を発行しなければならない。

(社債券の記載事項)

第六百九十七条 社債券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、社債券発行会社の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 社債券発行会社の商号
- 二 当該社債券に係る社債の金額
- 三 当該社債券に係る社債の種類

2 社債券には、利札を付することができる。

(記名式と無記名式との間の転換)

第六百九十八条 社債券が発行されている社債の社債権者は、第六百七十六条第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の社債券を無記名式とし、又はその無記名式の社債券を記名式とすることを請求することができる。

(社債券の喪失)

第六百九十九条 社債券は、非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2 社債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(利札が欠けている場合における社債の償還)

第七百条 社債券発行会社は、社債券が発行されている社債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される社債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、社債券発行会社に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

(社債の償還請求権等の消滅時効)

第七百一条 社債の償還請求権は、これを行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

2 社債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第二章 社債管理者

(社債管理者の設置)

第七百二条 会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社債の金額が一億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合は、この限りでない。

(社債管理者の資格)

第七百三条 社債管理者は、次に掲げる者でなければならない。

- 一 銀行
- 二 信託会社
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして法務省令で定める者

(社債管理者の義務)

第七百四条 社債管理者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理を行わなければならない。

2 社債管理者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理を行わなければならない。

(社債管理者の権限等)

第七百五条 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、これを行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

4 社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき第一項の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債券発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

第七百六条 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六百七十六条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

- 一 当該社債の全部についてするその支払の猶予、その債務若しくはその債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）
- 二 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（前条第一項の行為を除く。）

2 社債管理者は、前項ただし書の規定により社債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

3 前項の規定による公告は、社債券発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

4 社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき第一項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債券発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(特別代理人の選任)

第七百七条 社債権者と社債管理者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならない。

(社債管理者等の行為の方式)

第七百八条 社債管理者又は前条の特別代理人が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しない。

(二以上の社債管理者がある場合の特則)

第七百九条 二以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、社債管理者が第七百五条第一項の弁済を受けたときは、社債管理者は、社債権者に対し、連帯して、当該弁済の額を支払う義務を負う。

(社債管理者の責任)

第七百十条 社債管理者は、この法律又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 社債管理者は、社債発行会社が社債の償還若しくは利息の支払を怠り、若しくは社債発行会社について支払の停止があった後又はその前三箇月以内に、次に掲げる行為をしたときは、社債権者に対し、損害を賠償する責任を負う。ただし、当該社債管理者が誠実にすべき社債の管理を怠らなかつたこと又は当該損害が当該行為によって生じたものでないことを証明したときは、この限りでない。

一 当該社債管理者の債権に係る債務について社債発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けること。

二 当該社債管理者と法務省令で定める特別の関係がある者に対して当該社債管理者の債権を譲り渡すこと（当該特別の関係がある者が当該債権に係る債務について社債発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けた場合に限る。）。

三 当該社債管理者が社債発行会社に対する債権を有する場合において、契約によって負担する債務を専ら当該債権をもってする相殺に供する目的で社債発行会社の財産の処分を内容とする契約を社債発行会社との間で締結し、又は社債発行会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結し、かつ、これにより社債発行会社に対し負担した債務と当該債権とを相殺すること。

四 当該社債管理者が社債発行会社に対して債務を負担する場合において、社債発行会社に対する債権を譲り受け、かつ、当該債務と当該債権とを相殺すること。

(社債管理者の辞任)

第七百十一条 社債管理者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。この場合において、他に社債管理者がないときは、当該社債管理者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理者を定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、第七百二条の規定による委託に係る契約に定めた事由があるときは、辞任することができる。ただし、当該契約に事務を承継する社債管理者に関する定めがないときは、この限りでない。

3 第一項の規定にかかわらず、社債管理者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

(社債管理者が辞任した場合の責任)

第七百十二条 第七百十条第二項の規定は、社債発行会社が社債の償還若しくは利息の支払を怠り、若しくは社債発行会社について支払の停止があった後又はその前三箇月以内に前条第二項の規定により辞任した社債管理者について準用する。

(社債管理者の解任)

第七百十三条 裁判所は、社債管理者がその義務に違反したとき、その事務処理に不適任であるときその他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、当該社債管理者を解任することができる。

(社債管理者の事務の承継)

第七百十四条 社債管理者が次のいずれかに該当することとなった場合において、他に社債管理者がないときは、社債発行会社は、事務を承継する社債管理者を定め、社債権者のために、社債の管理を行うことを委託しなければならない。この場合においては、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

一 第七百三条各号に掲げる者でなくなつたとき。

二 第七百十一条第三項の規定により辞任したとき。

三 前条の規定により解任されたとき。

四 解散したとき。

2 社債発行会社は、前項前段に規定する場合において、同項各号のいずれかに該当することとなった日後二箇月以内に、同項後段の規定による招集をせず、又は同項後段の申立てをしなかつたときは、当該社債の総額について期限の利益を喪失する。

3 第一項前段に規定する場合において、やむを得ない事由があるときは、利害関係人は、裁判所に対し、事務を承継する社債管理者の選任の申立てをすることができる。

4 社債発行会社は、第一項前段の規定により事務を承継する社債管理者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は前項の規定による事務を承継する社債管理者の選任があつた場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知っている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

第二章の二 社債管理補助者

(社債管理補助者の設置)

第七百十四条の二 会社は、第七百二条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

(社債管理補助者の資格)

第七百十四条の三 社債管理補助者は、第七百三条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。

(社債管理補助者の権限等)

第七百十四条の四 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三 第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

2 社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 社債に係る債権の弁済を受けること。

二 第七百五条第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三 第七百六条第一項各号に掲げる行為

四 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

- 3 前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 前項第二号に掲げる行為であって、次に掲げるもの
 - イ 当該社債の全部についてするその支払の請求
 - ロ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
 - ハ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）
 - 二 前項第三号及び第四号に掲げる行為
- 4 社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。
- 5 第七百五条第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。
（二以上の社債管理補助者がある場合の特則）
- 第七百十四条の五** 二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。
- 2 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
（社債管理者等との関係）
- 第七百十四条の六** 第七百二条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約は、終了する。
（社債管理者に関する規定の準用）
- 第七百十四条の七** 第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十条第一項、第七百十一条、第七百十三条及び第七百十四条の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第七百四条中「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、同項中「社債権者に対し、連帯して」とあるのは「社債権者に対し」と、第七百十一条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「において」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「第七百十四条の二」と、第七百十四条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、「第七百三条各号に掲げる」とあるのは「第七百十四条の三に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。

第三章 社債権者集会

（社債権者集会の構成）

第七百十五条 社債権者は、社債の種類ごとに社債権者集会を組織する。

（社債権者集会の権限）

第七百十六条 社債権者集会は、この法律に規定する事項及び社債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。

（社債権者集会の招集）

第七百十七条 社債権者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 社債権者集会は、次項又は次条第三項の規定により招集する場合を除き、社債発行人又は社債管理者が招集する。

3 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

一 次条第一項の規定による請求があった場合

二 第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

（社債権者による招集の請求）

第七百十八条 ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行人、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。

2 社債発行人が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、前項に規定する社債の総額に算入しない。

3 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、社債権者集会を招集することができる。

一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 第一項の規定による請求があった日から八週間以内の日を社債権者集会の日とする社債権者集会の招集の通知が発せられない場合

4 第一項の規定による請求又は前項の規定による招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行人、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

（社債権者集会の招集の決定）

第七百十九条 社債権者集会を招集する者（以下この章において「招集者」という。）は、社債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債権者集会の日時及び場所

二 社債権者集会の目的である事項

三 社債権者集会に出席しない社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（社債権者集会の招集の通知）

第七百二十条 社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の二週間前までに、知っている社債権者及び社債発行人並びに社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては社債管理者又は社債管理補助者に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。

2 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 社債発行人が無記名式の社債券を発行している場合において、社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の三週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告は、社債発行人における公告の方法によりしなければならない。ただし、招集者が社債発行人以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

（社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第七百二十一条 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、知っている社債権者に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条において「社債権者集会参考書類」という。）及び社債権者が議決権を行使するための書面（以下この章において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

- 2 招集者は、前条第二項の承諾をした社債権者に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社債権者の請求があったときは、これらの書類を当該社債権者に交付しなければならない。
- 3 招集者は、前条第四項の規定による公告をした場合において、社債権者集会の日の一週間前までに無記名社債の社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付しなければならない。
- 4 招集者は、前項の規定による社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、社債権者の承諾を得て、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該招集者は、同項の規定によるこれらの書類の交付をしたものとみなす。

第七百二十二条 招集者は、第七百十九条第三号に掲げる事項を定めた場合には、第七百二十条第二項の承諾をした社債権者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、社債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

- 2 招集者は、第七百十九条第三号に掲げる事項を定めた場合において、第七百二十条第二項の承諾をしていない社債権者から社債権者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該社債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(議決権の額等)

第七百二十三条 社債権者は、社債権者集会において、その有する当該種類の社債の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、社債発行会社は、その有する自己の社債については、議決権を有しない。
- 3 議決権を行使しようとする無記名社債の社債権者は、社債権者集会の日の一週間前までに、その社債券を招集者に提示しなければならない。

(社債権者集会の決議)

第七百二十四条 社債権者集会において決議をする事項を可決するには、出席した議決権者（議決権を行使することができる社債権者をいう。以下この章において同じ。）の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の五分の一以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
 - 一 第七百六条第一項各号に掲げる行為に関する事項
 - 二 第七百六条第一項、第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項
- 3 社債権者集会は、第七百十九条第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

(議決権の代理行使)

第七百二十五条 社債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、社債権者集会ごとにしなければならない。
- 3 第一項の社債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 社債権者が第七百二十条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではない。

(書面による議決権の行使)

第七百二十六条 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

- 2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。
- 3 前項の規定により書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第七百二十七条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

- 2 社債権者が第七百二十条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではない。
- 3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。

(議決権の不統一行使)

第七百二十八条 社債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、社債権者集会の日の三日前までに、招集者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

- 2 招集者は、前項の社債権者が他人のために社債を有する者でないときは、当該社債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(社債発行会社の代表者の出席等)

第七百二十九条 社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者は、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。ただし、社債管理者又は社債管理補助者にあつては、その社債権者集会が第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の特別代理人の選任について招集されたものであるときは、この限りでない。

- 2 社債権者集会又は招集者は、必要があると認めるときは、社債発行会社に対し、その代表者又は代理人の出席を求めることができる。この場合において、社債権者集会にあつては、これをする旨の決議を経なければならない。

(延期又は続行の決議)

第七百三十条 社債権者集会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第七百十九条及び第七百二十条の規定は、適用しない。

(議事録)

第七百三十一条 社債権者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 社債発行会社は、社債権者集会の日から十年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。
- 3 社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものものの閲覧又は謄写の請求

(社債権者集会の決議の認可の申立て)

第七百三十二条 社債権者集会の決議があったときは、招集者は、当該決議があった日から一週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをしなければならない。

(社債権者集会の決議の不認可)

第七百三十三条 裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、社債権者集会の決議の認可をすることができない。

- 一 社債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は第六百七十六条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項に違反するとき。
- 二 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
- 三 決議が著しく不公正であるとき。
- 四 決議が社債権者の一般の利益に反するとき。

(社債権者集会の決議の効力)

第七百三十四条 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 社債権者集会の決議は、当該種類の社債を有するすべての社債権者に対してその効力を有する。

(社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定の公告)

第七百三十五条 社債発行会社は、社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定があった場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(社債権者集会の決議の省略)

第七百三十五条の二 社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について(社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意することについて)提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなす。

2 社債発行会社は、前項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされる場合には、第七百三十二条から前条まで(第七百三十四条第二項を除く。)の規定は、適用しない。

(代表社債権者の選任等)

第七百三十六条 社債権者集会においては、その決議によって、当該種類の社債の総額(償還済みの額を除く。)の千分の一以上に当たる社債を有する社債権者の中から、一人又は二人以上の代表社債権者を選任し、これに社債権者集会において決議をする事項についての決定を委任することができる。

2 第七百八十八条第二項の規定は、前項に規定する社債の総額について準用する。

3 代表社債権者が二人以上ある場合において、社債権者集会において別段の定めを行わなかったときは、第一項に規定する事項についての決定は、その過半数をもって行う。

(社債権者集会の決議の執行)

第七百三十七条 社債権者集会の決議は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。

- 一 社債管理者がある場合 社債管理者
- 二 社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があつたとき 社債管理補助者
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 代表社債権者

2 第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条の規定は、代表社債権者又は前項ただし書の規定により定められた社債権者集会の決議を執行する者(以下この章において「決議執行者」という。)が社債権者集会の決議を執行する場合について準用する。

(代表社債権者等の解任等)

第七百三十八条 社債権者集会においては、その決議によって、いつでも、代表社債権者若しくは決議執行者を解任し、又はこれらの者に委任した事項を変更することができる。

(社債の利息の支払等を怠ったことによる期限の利益の喪失)

第七百三十九条 社債発行会社が社債の利息の支払を怠ったとき、又は定期に社債の一部を償還しなければならない場合においてその償還を怠ったときは、社債権者集会の決議に基づき、当該決議を執行する者は、社債発行会社に対し、一定の期間内にその弁済をしなければならない旨及び当該期間内にその弁済をしないときは当該社債の総額について期限の利益を喪失する旨を書面により通知することができる。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の決議を執行する者は、同項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、社債発行会社の承諾を得て、同項の規定により通知する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該決議を執行する者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 社債発行会社は、第一項の期間内に同項の弁済をしなかったときは、当該社債の総額について期限の利益を喪失する。

(債権者の異議手続の特則)

第七百四十条 第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条(第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百八十九条(第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九条(第八百二条第二項において準用する場合を含む。)、第八百十条(第八百十三条第二項において準用する場合を含む。))又は第八百十六条の八の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために、異議を述べるることができる。ただし、第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 社債発行会社における第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百六条の八第二項の規定の適用については、第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項、第七百九十九条第二項及び第八百六条の八第二項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者（社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）」と、第七百八十九条第二項及び第八百十条第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限り、社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）」とする。
（社債管理者等の報酬等）

第七百四十一条 社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、社債発行会社との契約に定めがある場合を除き、裁判所の許可を得て、社債発行会社の負担とすることができる。

2 前項の許可の申立ては、社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者がする。

3 社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者は、第一項の報酬、費用及び利息並びに損害の賠償額に関し、第七百五条第一項（第七百三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第七百十四条の四第二項第一号の弁済を受けた額について、社債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

（社債権者集会等の費用の負担）

第七百四十二条 社債権者集会に関する費用は、社債発行会社の負担とする。

2 第七百三十二条の申立てに関する費用は、社債発行会社の負担とする。ただし、裁判所は、社債発行会社その他利害関係人の申立てにより又は職権で、当該費用の全部又は一部について、招集者その他利害関係人の中から別に負担者を定めることができる。

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付

第一章 組織変更

第一節 通則

（組織変更計画の作成）

第七百四十三条 会社は、組織変更をすることができる。この場合においては、組織変更計画を作成しなければならない。

第二節 株式会社の組織変更

（株式会社の組織変更計画）

第七百四十四条 株式会社が組織変更をする場合には、当該株式会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の持分会社（以下この編において「組織変更後持分会社」という。）が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別
 - 二 組織変更後持分会社の目的、商号及び本店の所在地
 - 三 組織変更後持分会社の社員についての次に掲げる事項
 - イ 当該社員の氏名又は名称及び住所
 - ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
 - ハ 当該社員の出資の価額
 - 四 前二号に掲げるもののほか、組織変更後持分会社の定款で定める事項
 - 五 組織変更後持分会社が組織変更の際に組織変更をする株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭等（組織変更後持分会社の持分を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が組織変更後持分会社の社債であるときは、当該社債の種類（第七百七条第二項第二号ロに規定する社債の種類をいう。以下この編において同じ。）及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が組織変更後持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 六 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主（組織変更をする株式会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
 - 七 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、組織変更後持分会社が組織変更の際に当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
 - 八 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項
 - 九 組織変更がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）
- 2 組織変更後持分会社が合名会社であるときは、前項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 3 組織変更後持分会社が合資会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 4 組織変更後持分会社が合同会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

（株式会社の組織変更の効力の発生等）

第七百四十五条 組織変更をする株式会社は、効力発生日に、持分会社となる。

2 組織変更をする株式会社は、効力発生日に、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする株式会社の株主は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後持分会社の社員となる。

4 前条第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合には、組織変更をする株式会社の株主は、効力発生日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号イの社債の社債権者となる。

5 組織変更をする株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

6 前各項の規定は、第七百七十九条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三節 持分会社の組織変更

(持分会社の組織変更計画)

第七百四十六条 持分会社が組織変更をする場合には、当該持分会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社（以下この条において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- 四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称
 - ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名
 - ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称
- 五 組織変更をする持分会社の社員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- 六 組織変更をする持分会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする持分会社の社員に対してその持分に代わる金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
 - ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債等（社債及び新株予約権をいう。以下この編において同じ。）以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 八 前号に規定する場合には、組織変更をする持分会社の社員に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
- 九 効力発生日
- 2 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。
(持分会社の組織変更の効力の発生等)

第七百四十七条 組織変更をする持分会社は、効力発生日に、株式会社となる。

- 2 組織変更をする持分会社は、効力発生日に、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。
- 3 組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。
- 4 次の各号に掲げる場合には、組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
 - 一 前条第一項第七号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
 - 二 前条第一項第七号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者
 - 三 前条第一項第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 5 前各項の規定は、第七百八十一条第二項において準用する第七百七十九条（第二項第二号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第二章 合併

第一節 通則

(合併契約の締結)

第七百四十八条 会社は、他の会社と合併をすることができる。この場合においては、合併をする会社は、合併契約を締結しなければならない。

第二節 吸収合併

第一款 株式会社が存続する吸収合併

(株式会社が存続する吸収合併契約)

第七百四十九条 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（以下この編において「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式会社である吸収合併存続会社（以下この編において「吸収合併存続株式会社」という。）及び吸収合併により消滅する会社（以下この編において「吸収合併消滅会社」という。）の商号及び住所
- 二 吸収合併存続株式会社が吸収合併の際して株式会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅持分会社」という。）の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ニ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
 - ホ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

- 三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社を除く。）又は吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続株式会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
- 四 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項
- イ 当該吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して吸収合併存続株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ロ イに規定する場合において、イの吸収合併消滅株式会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、吸収合併存続株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ 当該吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 五 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
- 六 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）
- 2 前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅株式会社は、吸収合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社並びに前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。
- （株式会社が存続する吸収合併の効力の発生等）
- 第七百五十条** 吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。
- 2 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- 3 次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
- 一 前条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
- 二 前条第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
- 三 前条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
- 四 前条第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 4 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。
- 5 前条第一項第四号イに規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号イの吸収合併存続株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。
- 6 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第二款 持分会社が存続する吸収合併

（持分会社が存続する吸収合併契約）

- 第七百五十一条** 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併存続会社が持分会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 持分会社である吸収合併存続会社（以下この節において「吸収合併存続持分会社」という。）及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
- 二 吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員が吸収合併に際して吸収合併存続持分会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸収合併存続持分会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
- イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
- ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額
- ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
- 三 吸収合併存続持分会社が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等（吸収合併存続持分会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
- イ 当該金銭等が吸収合併存続持分会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ロ 当該金銭等が吸収合併存続持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 四 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続持分会社を除く。）又は吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続持分会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
- 五 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続持分会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
- 六 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 七 効力発生日
- 2 前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続持分会社及び吸収合併消滅株式会社は、吸収合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続持分会社並びに前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。

(持分会社が存続する吸収合併の効力の発生等)

第七百五十二条 吸収合併存続持分会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 前条第一項第二号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続持分会社の社員となる。この場合においては、吸収合併存続持分会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。

4 前条第一項第三号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号イの社債の社債権者となる。

5 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

6 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第三節 新設合併

第一款 株式会社を設立する新設合併

(株式会社を設立する新設合併契約)

第七百五十三条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（以下この編において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する会社（以下この編において「新設合併消滅会社」という。）の商号及び住所

二 株式会社である新設合併設立会社（以下この編において「新設合併設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社の設立時取締役の氏名

五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社の設立時監査役の氏名

ハ 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

六 新設合併設立株式会社が新設合併に際して株式会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅持分会社」という。）の社員に対して交付するその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併設立株式会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

十 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

十一 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

3 第一項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅会社は、新設合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5 前二項の規定は、第一項第九号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「新設合併設立株式会社の株式」とあるのは、「新設合併設立株式会社の社債等」と読み替えるものとする。

(株式会社を設立する新設合併の効力の発生等)

第七百五十四条 新設合併設立株式会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

- 2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立株式会社の成立の日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。
- 3 次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立株式会社の成立の日に、前条第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
 - 一 前条第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
 - 二 前条第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者
 - 三 前条第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 4 新設合併消滅株式会社の新株予約権は、新設合併設立株式会社の成立の日に、消滅する。
- 5 前条第一項第十号イに規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者は、新設合併設立株式会社の成立の日に、同項第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同項第十号イの新設合併設立株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

第二款 持分会社を設立する新設合併

(持分会社を設立する新設合併契約)

第七百五十五条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併設立会社が持分会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅会社の商号及び住所
- 二 持分会社である新設合併設立会社（以下この編において「新設合併設立持分会社」という。）が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別
- 三 新設合併設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地
- 四 新設合併設立持分会社の社員についての次に掲げる事項
 - イ 当該社員の氏名又は名称及び住所
 - ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
 - ハ 当該社員の出資の価額
- 五 前二号に掲げるもののほか、新設合併設立持分会社の定款で定める事項
- 六 新設合併設立持分会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる当該新設合併設立持分会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 七 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項
- 八 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立持分会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
- 九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 2 新設合併設立持分会社が合名会社であるときは、前項第四号ロに掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 3 新設合併設立持分会社が合資会社であるときは、第一項第四号ロに掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 4 新設合併設立持分会社が合同会社であるときは、第一項第四号ロに掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

(持分会社を設立する新設合併の効力の発生等)

第七百五十六条 新設合併設立持分会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

- 2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立持分会社の成立の日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設合併設立持分会社の社員となる。
- 3 前条第一項第六号に掲げる事項についての定めがある場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立持分会社の成立の日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の社債の社債権者となる。
- 4 新設合併消滅株式会社の新株予約権は、新設合併設立持分会社の成立の日に、消滅する。

第三章 会社分割

第一節 吸収分割

第一款 通則

(吸収分割契約の締結)

第七百五十七条 会社（株式会社又は合同会社に限る。）は、吸収分割をすることができる。この場合においては、当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下この編において「吸収分割承継会社」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第二款 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割

(株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約)

第七百五十八条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が株式会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収分割をする会社（以下この編において「吸収分割会社」という。）及び株式会社である吸収分割承継会社（以下この編において「吸収分割承継株式会社」という。）の商号及び住所
- 二 吸収分割承継株式会社が吸収分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（株式会社である吸収分割会社（以下この編において「吸収分割株式会社」という。）及び吸収分割承継株式会社の株式並びに吸収分割株式会社の新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項
- 三 吸収分割により吸収分割株式会社又は吸収分割承継株式会社の株式を吸収分割承継株式会社に承継させるときは、当該株式に関する事項
- 四 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

- イ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収分割承継株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- ロ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ニ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
- ホ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 五 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
 - イ 当該吸収分割承継株式会社の新株予約権の交付を受ける吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「吸収分割契約新株予約権」という。）の内容
 - ロ 吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する吸収分割承継株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 吸収分割契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、吸収分割承継株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 六 前号に規定する場合には、吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の吸収分割承継株式会社の新株予約権の割当てに関する事項
- 七 吸収分割がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）
- 八 吸収分割株式会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨
 - イ 第一百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が吸収分割承継株式会社の株式（吸収分割株式会社が吸収分割をする前から有するものを除き、吸収分割承継株式会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）
 - ロ 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継株式会社の株式のみであるものに限る。）

（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）

第七百五十九条 吸収分割承継株式会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の各別の催告を受けなかったもの（第七百八十九条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継株式会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継株式会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。
- 5 前項の規定は、前条第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。
- 6 吸収分割承継株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から十年を経過したときも、同様とする。
- 7 吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。
- 8 次の各号に掲げる場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、当該各号に定める者となる。
 - 一 前条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
 - 二 前条第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
 - 三 前条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
 - 四 前条第四号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 9 前条第五号に規定する場合には、効力発生日に、吸収分割契約新株予約権は、消滅し、当該吸収分割契約新株予約権の新株予約権者は、同条第六号に掲げる事項についての定めに従い、同条第五号ロの吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。
- 10 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了していない場合又は吸収分割を中止した場合には、適用しない。

第三款 持分会社に権利義務を承継させる吸収分割

（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）

第七百六十条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が持分会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収分割会社及び持分会社である吸収分割承継会社（以下この節において「吸収分割承継持分会社」という。）の商号及び住所
- 二 吸収分割承継持分会社が吸収分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（吸収分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項
- 三 吸収分割により吸収分割株式会社の株式を吸収分割承継持分会社に承継させるときは、当該株式に関する事項
- 四 吸収分割会社が吸収分割に際して吸収分割承継持分会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸収分割承継持分会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

- イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
 - ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額
 - ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
 - 五 吸収分割承継持分会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等（吸収分割承継持分会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 六 効力発生日
 - 七 吸収分割株式会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨
 - イ 第一百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が吸収分割承継持分会社の持分（吸収分割株式会社が吸収分割をする前から有するものを除き、吸収分割承継持分会社の持分に準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）
 - ロ 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継持分会社の持分のみであるものに限る。）
- （持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）
- 第七百六十一条** 吸収分割承継持分会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であって、第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の各別の催告を受けなかったもの（第七百八十九条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割会社に対して、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であって、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継持分会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。
- 5 前項の規定は、前条第七号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。
- 6 吸収分割承継持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知って吸収分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から十年を経過したときも、同様とする。
- 7 吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。
- 8 前条第四号に規定する場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収分割承継持分会社の社員となる。この場合においては、吸収分割承継持分会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。
- 9 前条第五号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、同号イの社債の社債権者となる。
- 10 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収分割を中止した場合には、適用しない。

第二節 新設分割

第一款 通則

（新設分割計画の作成）

第七百六十二条 一又は二以上の株式会社又は合同会社は、新設分割をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

2 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の株式会社又は合同会社は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

第二款 株式会社を設立する新設分割

（株式会社を設立する新設分割計画）

第七百六十三条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社（以下この編において「新設分割設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式会社である新設分割設立会社（以下この編において「新設分割設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項
- 三 新設分割設立株式会社の設立時取締役の氏名
- 四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計参与の氏名又は名称
 - ロ 新設分割設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設分割設立株式会社の設立時監査役の氏名
 - ハ 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称
- 五 新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする会社（以下この編において「新設分割会社」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（株式会社である新設分割会社（以下この編において「新設分割株式会社」という。）の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項

- 六 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設分割設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- 七 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 八 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項
- イ 当該社債等が新設分割設立株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ロ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ハ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
- 九 前号に規定する場合において、二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する同号の社債等の割当てに関する事項
- 十 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該新設分割設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
- イ 当該新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受ける新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「新設分割計画新株予約権」という。）の内容
- ロ 新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設分割設立株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ハ 新設分割計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設分割設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 十一 前号に規定する場合には、新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設分割設立株式会社の新株予約権の割当てに関する事項
- 十二 新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨
- イ 第七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が新設分割設立株式会社の株式（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）
- ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。）
- 2 新設分割設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。
- （株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）

第七百六十四条 新設分割設立株式会社は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第八百十条第一項第二号（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、第八百十条第二項（第三号を除き、第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定する場合にあつては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立株式会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、第八百十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立株式会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 5 前項の規定は、前条第一項第十二号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。
- 6 新設分割設立株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立株式会社の成立の日から十年を経過したときも、同様とする。
- 7 新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。
- 8 前条第一項に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。
- 9 次の各号に掲げる場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、当該各号に定める者となる。
- 一 前条第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
- 二 前条第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者
- 三 前条第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 10 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前二項の規定の適用については、第八項中「新設分割計画の定め」とあるのは「同項第七号に掲げる事項についての定め」と、前項中「新設分割計画の定め」とあるのは「前条第一項第九号に掲げる事項についての定め」とする。
- 11 前条第一項第十号に規定する場合には、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画新株予約権は、消滅し、当該新設分割計画新株予約権の新株予約権者は、同項第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同項第十号ロの新設分割設立株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

第三款 持分会社を設立する新設分割

(持分会社を設立する新設分割計画)

第七百六十五条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割設立会社が持分会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 持分会社である新設分割設立会社（以下この編において「新設分割設立持分会社」という。）が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別
- 二 新設分割設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地
- 三 新設分割設立持分会社の社員についての次に掲げる事項
 - イ 当該社員の名称及び住所
 - ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
 - ハ 当該社員の出資の価額
- 四 前二号に掲げるもののほか、新設分割設立持分会社の定款で定める事項
- 五 新設分割設立持分会社が新設分割により新設分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（新設分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項
- 六 新設分割設立持分会社が新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立持分会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 七 前号に規定する場合において、二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する同号の社債の割当てに関する事項
- 八 新設分割株式会社が新設分割設立持分会社の成立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨
 - イ 第七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が新設分割設立持分会社の持分（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）
 - ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立持分会社の持分のみであるものに限る。）

- 2 新設分割設立持分会社が合名会社であるときは、前項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 3 新設分割設立持分会社が合資会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。
- 4 新設分割設立持分会社が合同会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

(持分会社を設立する新設分割の効力の発生等)

第七百六十六条 新設分割設立持分会社は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第八百十条第一項第二号（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であって、第八百十条第二項（第三号を除き、第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の各別の催告を受けなかったもの（第八百十条第三項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立持分会社の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、第八百十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であって、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 5 前項の規定は、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。
- 6 新設分割設立持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立持分会社の成立の日から十年を経過したときも、同様とする。
- 7 新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。
- 8 前条第一項に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立持分会社の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設分割設立持分会社の社員となる。
- 9 前条第一項第六号に掲げる事項についての定めがある場合には、新設分割会社は、新設分割設立持分会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、同号の社債の社債権者となる。
- 10 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前項の規定の適用については、同項中「新設分割計画の定めに従い、同号」とあるのは、「同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号」とする。

第四章 株式交換及び株式移転

第一節 株式交換

第一款 通則

(株式交換契約の締結)

第七百六十七条 株式会社は、株式交換をすることができる。この場合においては、当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社（株式会社又は合同会社に限る。以下この編において「株式交換完全親会社」という。）との間で、株式交換契約を締結しなければならない。

第二款 株式会社に発行済株式を取得させる株式交換

(株式会社に発行済株式を取得させる株式交換契約)

第七百六十八条 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式交換をする株式会社（以下この編において「株式交換完全子会社」という。）及び株式会社である株式交換完全親会社（以下この編において「株式交換完全親株式会社」という。）の商号及び住所
 - 二 株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交換完全親株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ニ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
 - ホ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 三 前号に規定する場合には、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親株式会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
 - 四 株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式交換完全親株式会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「株式交換契約新株予約権」という。）の内容
 - ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式交換完全親株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、株式交換完全親株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - 五 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の株式交換完全親株式会社の新株予約権の割当てに関する事項
 - 六 株式交換がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）
 - 2 前項に規定する場合において、株式交換完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交換完全子会社及び株式交換完全親株式会社は、株式交換完全子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
 - 3 第一項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種別の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。
（株式会社に発行済株式を取得させる株式交換の効力の発生等）
- 第七百六十九条** 株式交換完全親株式会社は、効力発生日に、株式交換完全子会社の発行済株式（株式交換完全親株式会社の有する株式交換完全子会社の株式を除く。）の全部を取得する。
- 2 前項の場合には、株式交換完全親株式会社が株式交換完全子会社の株式（譲渡制限株式に限り、当該株式交換完全親株式会社が効力発生日前から有するものを除く。）を取得したことについて、当該株式交換完全子会社が第百三十七条第一項の承認をしたものとみなす。
 - 3 次の各号に掲げる場合には、株式交換完全子会社の株主は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
 - 一 前条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
 - 二 前条第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
 - 三 前条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
 - 四 前条第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
 - 4 前条第一項第四号に規定する場合には、効力発生日に、株式交換契約新株予約権は、消滅し、当該株式交換契約新株予約権の新株予約権者は、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号ロの株式交換完全親株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。
 - 5 前条第一項第四号ハに規定する場合には、株式交換完全親株式会社は、効力発生日に、同号ハの新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する。
 - 6 前各項の規定は、第七百八十九条若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了していない場合又は株式交換を中止した場合には、適用しない。
- 第三款 合同会社に発行済株式を取得させる株式交換**
（合同会社に発行済株式を取得させる株式交換契約）
- 第七百七十条** 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が合同会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 株式交換完全子会社及び合同会社である株式交換完全親会社（以下この編において「株式交換完全親合同会社」という。）の商号及び住所
 - 二 株式交換完全子会社の株主が株式交換に際して株式交換完全親合同会社の社員となるときは、当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
 - 三 株式交換完全親合同会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等（株式交換完全親合同会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が当該株式交換完全親合同会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が当該株式交換完全親合同会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 四 前号に規定する場合には、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親合同会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

五 効力発生日

- 2 前項に規定する場合において、株式交換完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交換完全子会社及び株式交換完全親合会社は、株式交換完全子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親合会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。
（合同会社に発行済株式を取得させる株式交換の効力の発生等）

第七百七十一条 株式交換完全親合会社は、効力発生日に、株式交換完全子会社の発行済株式（株式交換完全親合会社の有する株式交換完全子会社の株式を除く。）の全部を取得する。

- 2 前項の場合には、株式交換完全親合会社が株式交換完全子会社の株式（譲渡制限株式に限り、当該株式交換完全親合会社が効力発生日前から有するものを除く。）を取得したことについて、当該株式交換完全子会社が第三百七十七条第一項の承認をしたものとみなす。
- 3 前条第一項第二号に規定する場合には、株式交換完全子会社の株主は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、株式交換完全親合会社の社員となる。この場合においては、株式交換完全親合会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。
- 4 前条第一項第三号イに掲げる事項についての定めがある場合には、株式交換完全子会社の株主は、効力発生日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号イの社債の社債権者となる。
- 5 前各項の規定は、第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は株式交換を中止した場合には、適用しない。

第二節 株式移転

（株式移転計画の作成）

第七百七十二条 一又は二以上の株式会社は、株式移転をすることができる。この場合においては、株式移転計画を作成しなければならない。

- 2 二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合には、当該二以上の株式会社は、共同して株式移転計画を作成しなければならない。
（株式移転計画）

第七百七十三条 一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式移転により設立する株式会社（以下この編において「株式移転設立完全親会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、株式移転設立完全親会社の定款で定める事項
- 三 株式移転設立完全親会社の設立時取締役の氏名
- 四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社である場合 株式移転設立完全親会社の設立時会計参与の氏名又は名称
 - ロ 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 株式移転設立完全親会社の設立時監査役の氏名
 - ハ 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社である場合 株式移転設立完全親会社の設立時会計監査人の氏名又は名称
- 五 株式移転設立完全親会社が株式移転に際して株式移転をする株式会社（以下この編において「株式移転完全子会社」という。）の株主に対して交付するその株式に代わる当該株式移転設立完全親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- 六 株式移転完全子会社の株主に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 七 株式移転設立完全親会社が株式移転に際して株式移転完全子会社の株主に対してその株式に代わる当該株式移転設立完全親会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項
 - イ 当該社債等が株式移転設立完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該社債等が株式移転設立完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 当該社債等が株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
- 八 前号に規定する場合には、株式移転完全子会社の株主に対する同号の社債等の割当てに関する事項
- 九 株式移転設立完全親会社が株式移転に際して株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式移転設立完全親会社の新株予約権の交付を受ける株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「株式移転計画新株予約権」という。）の内容
 - ロ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式移転設立完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、株式移転設立完全親会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 十 前号に規定する場合には、株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対する同号の株式移転設立完全親会社の新株予約権の割当てに関する事項
- 2 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。
- 3 第一項に規定する場合において、株式移転完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式移転完全子会社は、その発行する種類の株式の内容に応じ、同項第六号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 ある種類の株式の株主に対して株式移転設立完全親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、株式移転設立完全親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

- 4 第一項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、株式移転完全子会社の株主（前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式移転設立完全親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項第八号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式移転設立完全親会社の株式」とあるのは、「株式移転設立完全親会社の社債等」と読み替えるものとする。
- （株式移転の効力の発生等）

第七百七十四条 株式移転設立完全親会社は、その成立の日に、株式移転完全子会社の発行済株式の全部を取得する。

- 2 株式移転完全子会社の株主は、株式移転設立完全親会社の成立の日に、前条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。
- 3 次の各号に掲げる場合には、株式移転完全子会社の株主は、株式移転設立完全親会社の成立の日に、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
- 一 前条第一項第七号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
 - 二 前条第一項第七号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者
 - 三 前条第一項第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 4 前条第一項第九号に規定する場合には、株式移転設立完全親会社の成立の日に、株式移転計画新株予約権は、消滅し、当該株式移転計画新株予約権の新株予約権者は、同項第十号に掲げる事項についての定めに従い、同項第九号ロの株式移転設立完全親会社の新株予約権の新株予約権者となる。
- 5 前条第一項第九号ハに規定する場合には、株式移転設立完全親会社は、その成立の日に、同号ハの新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する。

第四章の二 株式交付

（株式交付計画の作成）

第七百七十四条の二 株式会社は、株式交付をすることができる。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。

（株式交付計画）

第七百七十四条の三 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所
 - 二 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
 - 三 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - 四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項
 - 五 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
 - ニ 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
 - 七 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
 - 八 前号に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ニ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
 - ホ 当該金銭等が株式交付親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 九 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
 - 十 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日
 - 十一 株式交付がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）
- 2 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならない。
- 3 第一項に規定する場合において、株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、株式交付親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人（前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。）が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。
(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み)

第七百七十四条の四 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 株式交付親会社の商号
- 二 株式交付計画の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。

- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、株式交付親会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5 株式交付親会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったとき（第八百十六条の九第一項の規定により効力発生日を変更したとき及び同条第五項の規定により前条第一項第十号の期日を変更したときを含む。）は、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式交付親会社に通知した場合には、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て)

第七百七十四条の五 株式交付親会社は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。

(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに関する特則)

第七百七十四条の六 前二条の規定は、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(株式交付子会社の株式の譲渡し)

第七百七十四条の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

- 一 申込者 第七百七十四条の五第二項の規定により通知を受けた株式交付子会社の株式の数
- 二 前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数

2 前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。

(株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限)

第七百七十四条の八 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、第七百七十四条の四第二項の申込み、第七百七十四条の五第一項の規定による割当て及び第七百七十四条の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、第七百七十四条の十一第二項の規定により株式交付親会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

(株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用)

第七百七十四条の九 第七百七十四条の四から前条までの規定は、第七百七十四条の三第一項第七号に規定する場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第七百七十四条の四第二項第二号中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「内容及び数」と、第七百七十四条の五第一項中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第七百七十四条の十一第二項」とあるのは「第七百七十四条の十一第四項第一号」と読み替えるものとする。

(申込みがあった株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合)

第七百七十四条の十 第七百七十四条の五及び第七百七十四条の七（第一項第二号に係る部分を除く。）（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定は、第七百七十四条の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式

の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。

(株式交付の効力の発生等)

第七百七十四条の十一 株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第七百七十四条の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第七百七十四条の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第七百七十四条の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の九において準用する第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第七百七十四条の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第七百七十四条の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第七百七十四条の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第七百七十四条の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 効力発生日において第八百十六条の八の規定による手続が終了していない場合

二 株式交付を中止した場合

三 効力発生日において株式交付親会社が第七百七十四条の七第二項の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数に満たない場合

四 効力発生日において第二項の規定により第七百七十四条の三第一項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる者がいない場合

6 前項各号に掲げる場合には、株式交付親会社は、第七百七十四条の七第一項各号（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の手続

第一節 組織変更の手続

第一款 株式会社の手続

(組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第七百七十五条 組織変更をする株式会社は、組織変更計画備置開始日から組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）までの間、組織変更計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 組織変更計画について組織変更をする株式会社の総株主の同意を得た日

二 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第七百七十七条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第七百七十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 組織変更をする株式会社の株主及び債権者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式会社の組織変更計画の承認等)

第七百七十六条 組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について当該株式会社の総株主の同意を得なければならない。

2 組織変更をする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対し、組織変更をする旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(新株予約権買取請求)

第七百七十七条 株式会社が組織変更をする場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求（以下この款において「新株予約権買取請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 組織変更をしようとする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その新株予約権の新株予約権者に対し、組織変更をする旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 新株予約権買取請求は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしてしなければならない。

- 6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 7 新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、組織変更をする株式会社の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。
- 9 組織変更を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。
- 10 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

- 第七百七十八条** 新株予約権買取請求があった場合において、新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）の価格の決定について、新株予約権者と組織変更をする株式会社（効力発生日後にあっては、組織変更後持分会社。以下この条において同じ。）との間に協議が調ったときは、当該株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。
- 2 新株予約権の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は組織変更後持分会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
 - 3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。
 - 4 組織変更後持分会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
 - 5 組織変更をする株式会社は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。
 - 6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。
 - 7 組織変更をする株式会社は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。
 - 8 組織変更をする株式会社は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。
- (債権者の異議)

第七百七十九条 組織変更をする株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、組織変更について異議を述べることができる。

- 2 組織変更をする株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。
 - 一 組織変更をする旨
 - 二 組織変更をする株式会社の計算書類（第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。以下この章において同じ。）に関する事項として法務省令で定めるもの
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨
 - 3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする株式会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
 - 4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。
 - 5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする株式会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- (組織変更の効力発生日の変更)

第七百八十条 組織変更をする株式会社は、効力発生日を変更することができる。

- 2 前項の場合には、組織変更をする株式会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
- 3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款及び第七百四十五条の規定を適用する。

第二款 持分会社の手続

第七百八十一条 組織変更をする持分会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について当該持分会社の総社員の同意を得なければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 第七百七十九条（第二項第二号を除く。）及び前条の規定は、組織変更をする持分会社について準用する。この場合において、第七百七十九条第三項中「組織変更をする株式会社」とあるのは「組織変更をする持分会社（合同会社に限る。）」と、前条第三項中「及び第七百四十五条」とあるのは「並びに第七百四十七条及び次条第一項」と読み替えるものとする。

第二節 吸収合併等の手続

第一款 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続

第一目 株式会社の手続

(吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第七百八十二条 次の各号に掲げる株式会社（以下この目において「消滅株式会社等」という。）は、吸収合併契約等備置開始日から吸収合併、吸収分割又は株式交換（以下この節において「吸収合併等」という。）がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）後六箇月を経過する日（吸収合併消滅株式会社にあつては、効力発生日）までの間、当該各号に定めるもの（以下この節において「吸収合併契約等」という。）の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備置置かなければならない。

- 一 吸収合併消滅株式会社 吸収合併契約
- 二 吸収分割株式会社 吸収分割契約
- 三 株式交換完全子会社 株式交換契約

- 2 前項に規定する「吸収合併契約等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 吸収合併契約等について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）
 - 二 第七百八十五条第三項の規定による通知を受けるべき株主があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日
 - 三 第七百八十七条第三項の規定による通知を受けるべき新株予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日
 - 四 第七百八十九条の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
 - 五 前各号に規定する場合以外の場合には、吸収分割契約又は株式交換契約の締結の日から二週間を経過した日
- 3 消滅株式会社等の株主及び債権者（株式交換完全子会社にあっては、株主及び新株予約権者）は、消滅株式会社等に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅株式会社等の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって消滅株式会社等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- （吸収合併契約等の承認等）

第七百八十三条 消滅株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等（以下この条及び次条第一項において「合併対価等」という。）の全部又は一部が持分等（持分会社の持分その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）であるときは、吸収合併契約又は株式交換契約について吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の総株主の同意を得なければならない。
 - 3 吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等（譲渡制限株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）であるときは、吸収合併又は株式交換は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
 - 4 吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価等の全部又は一部が持分等であるときは、吸収合併又は株式交換は、当該持分等の割当てを受ける種類の株主の全員の同意がなければ、その効力を生じない。
 - 5 消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その登録株式質権者（次条第二項に規定する場合における登録株式質権者を除く。）及び第七百八十七条第三項各号に定める新株予約権の登録新株予約権質権者に対し、吸収合併等をする旨を通知しなければならない。
 - 6 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- （吸収合併契約等の承認を要しない場合）

第七百八十四条 前条第一項の規定は、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社又は株式交換完全親会社（以下この目において「存続会社等」という。）が消滅株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併又は株式交換における合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合であって、消滅株式会社等が公開会社であり、かつ、種類株式発行会社でないときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。
- （吸収合併等をやめることの請求）

第七百八十四条の二 次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合
 - 二 前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十一条第一項第三号若しくは第四号、第七百五十八条第四号、第七百六十条第四号若しくは第五号、第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号又は第七百七十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。
- （反対株主の株式買取請求）

第七百八十五条 吸収合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

- 一 第七百八十三条第二項に規定する場合
 - 二 第七百八十四条第二項に規定する場合
- 2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主（第七百八十三条第四項に規定する場合における同項に規定する持分等の割当てを受ける株主を除く。）をいう。
- 一 吸収合併等をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合
 - イ 当該株主総会に先立って当該吸収合併等に反対する旨を当該消滅株式会社等に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）
 - ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主
 - 二 前号に規定する場合以外の場合
 - 全ての株主（第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）
- 3 消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主（第七百八十三条第四項に規定する場合における同項に規定する持分等の割当てを受ける株主及び第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）に対し、吸収合併等をする旨並びに存続会社等の商号及び住所を通知しなければならない。ただし、第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 一 消滅株式会社等が公開会社である場合

二 消滅株式会社等が第七百八十三条第一項の株主総会の決議によって吸収合併契約等の承認を受けた場合

- 5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。
- 6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。
- 7 株式買取請求をした株主は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。
- 8 吸収合併等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。
- 9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第七百八十六条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社。以下この条において同じ。）との間に協議が調ったときは、消滅株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

- 2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。
- 4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 5 消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。
- 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。
- 7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

（新株予約権買取請求）

第七百八十七条 次の各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に定める消滅株式会社等の新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

- 一 吸収合併 第七百四十九条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件（同号イに関するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権
- 二 吸収分割（吸収分割承継会社が株式会社である場合に限る。） 次に掲げる新株予約権のうち、第七百五十八条第五号又は第六号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件（同号ロに関するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権
 - イ 吸収分割契約新株予約権
 - ロ 吸収分割契約新株予約権以外の新株予約権であつて、吸収分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
- 三 株式交換（株式交換完全親会社が株式会社である場合に限る。） 次に掲げる新株予約権のうち、第七百六十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件（同号ニに関するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権
 - イ 株式交換契約新株予約権
 - ロ 株式交換契約新株予約権以外の新株予約権であつて、株式交換をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
- 2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求（以下この目において「新株予約権買取請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 次の各号に掲げる消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、当該各号に定める新株予約権の新株予約権者に対し、吸収合併等をする旨並びに存続会社等の商号及び住所を通知しなければならない。
 - 一 吸収合併消滅株式会社 全部の新株予約権
 - 二 吸収分割承継会社が株式会社である場合における吸収分割株式会社 次に掲げる新株予約権
 - イ 吸収分割契約新株予約権
 - ロ 吸収分割契約新株予約権以外の新株予約権であつて、吸収分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
 - 三 株式交換完全親会社が株式会社である場合における株式交換完全子会社 次に掲げる新株予約権
 - イ 株式交換契約新株予約権
 - ロ 株式交換契約新株予約権以外の新株予約権であつて、株式交換をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
- 4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 5 新株予約権買取請求は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしてしなければならない。
- 6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第一百四十九条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 7 新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第一百四十九条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。
- 9 吸収合併等を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。
- 10 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

第七百八十八条 新株予約権買取請求があった場合において、新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）の価格の決定について、新株予約権者と消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社。以下この条において同じ。）との間に協議が調ったときは、消滅株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 新株予約権の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 消滅株式会社等は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

8 消滅株式会社等は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第七百八十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

一 吸収合併をする場合 吸収合併消滅株式会社の債権者

二 吸収分割をする場合 吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない吸収分割株式会社の債権者（第七百五十八条第八号又は第七百六十条第七号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、吸収分割株式会社の債権者）

三 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 当該新株予約権付社債についての社債権者

2 前項の規定により消滅株式会社に係る債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、消滅株式会社等は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収合併等をする旨

二 存続会社等の商号及び住所

三 消滅株式会社等及び存続会社等（株式会社に限る。）の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅株式会社等が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告（吸収分割をする場合における不法行為によって生じた吸収分割株式会社の債務の債権者に対するものを除く。）は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併等について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、消滅株式会社等は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併等をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併等の効力発生日の変更)

第七百九十条 消滅株式会社等は、存続会社等との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、消滅株式会社等は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節並びに第七百五十条、第七百五十二条、第七百五十九条、第七百六十一条、第七百六十九条及び第七百七十一条の規定を適用する。

(吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第七百九十一条 吸収分割株式会社又は株式交換完全子会社は、効力発生日後遅滞なく、吸収分割承継会社又は株式交換完全親会社と共同して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを作成しなければならない。

一 吸収分割株式会社 吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二 株式交換完全子会社 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数その他の株式交換に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

2 吸収分割株式会社又は株式交換完全子会社は、効力発生日から六箇月間、前項各号の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 吸収分割株式会社の株主、債権者その他の利害関係人は、吸収分割株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収分割株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収分割株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 前項の規定は、株式交換完全子会社について準用する。この場合において、同項中「吸収分割株式会社の株主、債権者その他の利害関係人」とあるのは、「効力発生日に株式交換完全子会社の株主又は新株予約権者であつた者」と読み替えるものとする。

(剰余金の配当等に関する特則)

第七百九十二条 第四百四十五条第四項、第四百五十八条及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 第七百五十八条第八号イ又は第七百六十条第七号イの株式の取得

二 第七百五十八条第八号ロ又は第七百六十条第七号ロの剰余金の配当

第二目 持分会社の手続

第七百九十三条 次に掲げる行為をする持分会社は、効力発生日の前日までに、吸収合併契約等について当該持分会社の総社員の同意を得なければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 吸収合併（吸収合併により当該持分会社が消滅する場合に限る。）

二 吸収分割（当該持分会社（合同会社に限る。）がその事業に関して有する権利義務の全部を他の会社に承継させる場合に限る。）

2 第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除く。）及び第七百九十条の規定は、吸収合併消滅持分会社又は合同会社である吸収分割会社（以下この節において「吸収分割合同会社」という。）について準用する。この場合において、第七百八十九条第一項第二号中「債権者（第七百五十八条第八号又は第七百六十条第七号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、吸収分割株式会社の債権者）」とあるのは「債権者」と、同条第三項中「消滅株式会社等」とあるのは「吸収合併消滅持分会社（吸収合併存続会社が株式会社又は合同会社である場合にあっては、合同会社に限る。）又は吸収分割合同会社」と読み替えるものとする。

第二款 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続

第一目 株式会社の手続

（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第七百九十四条 吸収合併存続株式会社、吸収分割承継株式会社又は株式交換完全親株式会社（以下この目において「存続株式会社等」という。）は、吸収合併契約等備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 吸収合併契約等について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二 第七百九十七条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第七百九十九条の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 存続株式会社等の株主及び債権者（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合（第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。）にあっては、株主）は、存続株式会社等に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該存続株式会社等の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって存続株式会社等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（吸収合併契約等の承認等）

第七百九十五条 存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

2 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社が承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の債務の額として法務省令で定める額（次号において「承継債務額」という。）が吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社が承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の資産の額として法務省令で定める額（同号において「承継資産額」という。）を超える場合

二 吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社が吸収合併消滅株式会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社に対して交付する金銭等（吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社の株式等を除く。）の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

三 株式交換完全親株式会社が株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等（株式交換完全親株式会社の株式等を除く。）の帳簿価額が株式交換完全親株式会社が取得する株式交換完全子会社の株式の額として法務省令で定める額を超える場合

3 承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の資産に吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

4 存続株式会社等が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併等は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であって、第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

一 吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員に対して交付する金銭等が吸収合併存続株式会社の株式である場合

第七百四十九条第一項第二号イの種類の株式

二 吸収分割会社に対して交付する金銭等が吸収分割承継株式会社の株式である場合 第七百五十八条第四号イの種類の株式

三 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式である場合 第七百六十八条第一項第二号イの種類の株式

（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）

第七百九十六条 前条第一項から第三項までの規定は、吸収合併消滅会社、吸収分割会社又は株式交換完全子会社（以下この目において「消滅会社等」という。）が存続株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の譲渡制限株式である場合であって、存続株式会社等が公開会社でないときは、この限りでない。

2 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分之一（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

二 存続株式会社等の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

- 3 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が第七百九十七条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に吸収合併等に反対する旨を存続株式会社等に対し通知したときは、当該存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

（吸収合併等をやめることの請求）

第七百九十六条の二 次に掲げる場合において、存続株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、存続株式会社等の株主は、存続株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び前条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

二 前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号又は第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項が存続株式会社等又は消滅会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

（反対株主の株式買取請求）

第七百九十七条 吸収合併等をする場合には、反対株主は、存続株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。ただし、第七百九十六条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併等をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該吸収合併等に反対する旨を当該存続株式会社等に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）

3 存続株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）に対し、吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

一 存続株式会社等が公開会社である場合

二 存続株式会社等が第七百九十五条第一項の株主総会の決議によって吸収合併契約等の承認を受けた場合

5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、存続株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、存続株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 吸収合併等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第七百九十八条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と存続株式会社等との間に協議が調ったときは、存続株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は存続株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 存続株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 存続株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該存続株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

（債権者の異議）

第七百九十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、存続株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

一 吸収合併をする場合 吸収合併存続株式会社の債権者

二 吸収分割をする場合 吸収分割承継株式会社の債権者

三 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合又は第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合 株式交換完全親株式会社の債権者

2 前項の規定により存続株式会社等の債権者が異議を述べる場合には、存続株式会社等は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収合併等をする旨

二 消滅会社等の商号及び住所

三 存続株式会社等及び消滅会社等（株式会社に限る。）の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、存続株式会社等が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併等について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、存続株式会社等は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併等をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(消滅会社等の株主等に対して交付する金銭等が存続株式会社等の親会社株式である場合の特則)

第八百条 第三百三十五条第一項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この項において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の親会社株式（同条第一項に規定する親会社株式をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該存続株式会社等は、吸収合併等に際して消滅会社等の株主等に対して交付する当該親会社株式の総数を超えない範囲において当該親会社株式を取得することができる。

- 2 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、前項の存続株式会社等は、効力発生日までの間は、存続株式会社等の親会社株式を保有することができる。ただし、吸収合併等を中止したときは、この限りでない。

(吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百一条 吸収合併存続株式会社は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 吸収分割承継株式会社（合同会社が吸収分割をする場合における当該吸収分割承継株式会社に限る。）は、効力発生日後遅滞なく、吸収分割合同会社と共同して、吸収分割により吸収分割承継株式会社が承継した吸収分割合同会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 3 次の各号に掲げる存続株式会社等は、効力発生日から六箇月間、当該各号に定めるものをその本店に備え置かなければならない。
- 一 吸収合併存続株式会社 第一項の書面又は電磁的記録
 - 二 吸収分割承継株式会社 前項又は第七百九十一条第一項第一号の書面又は電磁的記録
 - 三 株式交換完全親株式会社 第七百九十一条第一項第二号の書面又は電磁的記録
- 4 吸収合併存続株式会社の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項第一号の書面の閲覧の請求
 - 二 前項第一号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 5 前項の規定は、吸収分割承継株式会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主、債権者その他の利害関係人」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第二号」と読み替えるものとする。
- 6 第四項の規定は、株式交換完全親株式会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主及び債権者（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合（第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。）にあつては、株式交換完全親株式会社の株主）」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第三号」と読み替えるものとする。

第二目 持分会社の手続

第八百二条 次の各号に掲げる行為をする持分会社（以下この条において「存続持分会社等」という。）は、当該各号に定める場合には、効力発生日の前日までに、吸収合併契約等について存続持分会社等の総社員の同意を得なければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 吸収合併（吸収合併により当該持分会社が存続する場合に限る。） 第七百五十一条第一項第二号に規定する場合
 - 二 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継 第七百六十条第四号に規定する場合
 - 三 株式交換による株式会社の発行済株式の全部の取得 第七百七十条第一項第二号に規定する場合
- 2 第七百九十九条（第二項第三号を除く。）及び第八百条の規定は、存続持分会社等について準用する。この場合において、第七百九十九条第一項第三号中「株式交換完全親株式会社の株式」とあるのは「株式交換完全親合同会社の持分」と、「場合又は第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合」とあるのは「場合」と読み替えるものとする。

第三節 新設合併等の手続

第一款 新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続

第一目 株式会社の手続

(新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百三条 次の各号に掲げる株式会社（以下この目において「消滅株式会社等」という。）は、新設合併契約等備置開始日から新設合併設立会社、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社（以下この目において「設立会社」という。）の成立の日後六箇月を経過する日（新設合併消滅株式会社にあっては、新設合併設立会社の成立の日）までの間、当該各号に定めるもの（以下この節において「新設合併契約等」という。）の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

- 一 新設合併消滅株式会社 新設合併契約
 - 二 新設分割株式会社 新設分割計画
 - 三 株式移転完全子会社 株式移転計画
- 2 前項に規定する「新設合併契約等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。
- 一 新設合併契約等について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日）
 - 二 第八百六条第三項の規定による通知を受けるべき株主があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日
 - 三 第八百八条第三項の規定による通知を受けるべき新株予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

- 四 第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 五 前各号に規定する場合以外の場合には、新設分割計画の作成の日から二週間を経過した日
- 3 消滅株式会社等の株主及び債権者（株式移転完全子会社にあつては、株主及び新株予約権者）は、消滅株式会社等に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅株式会社等の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅株式会社等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- （新設合併契約等の承認）

第八百四条 消滅株式会社等は、株主総会の決議によって、新設合併契約等の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、新設合併設立会社が持分会社である場合には、新設合併契約について新設合併消滅株式会社の総株主の同意を得なければならない。
- 3 新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社の株主に対して交付する新設合併設立株式会社又は株式移転設立完全親会社の株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは、当該新設合併又は株式移転は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
- 4 消滅株式会社等は、第一項の株主総会の決議の日（第二項に規定する場合にあつては、同項の総株主の同意を得た日）から二週間以内に、その登録株式質権者（次条に規定する場合における登録株式質権者を除く。）及び第八百八条第三項各号に定める新株予約権の登録新株予約権質権者に対し、新設合併、新設分割又は株式移転（以下この節において「新設合併等」という。）をする旨を通知しなければならない。
- 5 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- （新設分割計画の承認を要しない場合）

第八百五条 前条第一項の規定は、新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を新設分割株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。

（新設合併等をやめることの請求）

第八百五条の二 新設合併等が法令又は定款に違反する場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該新設合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条に規定する場合は、この限りでない。

（反対株主の株式買取請求）

第八百六条 新設合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

- 一 第八百四条第二項に規定する場合
 - 二 第八百五条に規定する場合
- 2 前項に規定する「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう。
- 一 第八百四条第一項の株主総会（新設合併等をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。）に先立って当該新設合併等に反対する旨を当該消滅株式会社等に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）
 - 二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主
- 3 消滅株式会社等は、第八百四条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主に対し、新設合併等をする旨並びに他の新設合併消滅会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社（以下この節において「消滅会社等」という。）及び設立会社の商号及び住所を通知しなければならない。ただし、第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、第三項の規定による通知又は前項の公告をした日から二十日以内に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。
- 6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。
- 7 株式買取請求をした株主は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。
- 8 新設合併等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。
- 9 第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。
- （株式の価格の決定等）

第八百七条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と消滅株式会社等（新設合併をする場合における新設合併設立会社の成立の日後にあつては、新設合併設立会社。以下この条において同じ。）との間に協議が調ったときは、消滅株式会社等は、設立会社の成立の日から六十日以内にその支払をしなければならない。

- 2 株式の価格の決定について、設立会社の成立の日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。
- 4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 5 消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

- 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、設立会社の成立の日に、その効力を生ずる。
- 7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。
(新株予約権買取請求)
- 第八百八条** 次の各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に定める消滅株式会社等の新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- 一 新設合併 第七百五十三条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件（同号イに関するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権
 - 二 新設分割（新設分割設立会社が株式会社である場合に限る。） 次に掲げる新株予約権のうち、第七百六十三条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件（同号ハに関するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権
 - イ 新設分割計画新株予約権
 - ロ 新設分割計画新株予約権以外の新株予約権であって、新設分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
 - 三 株式移転 次に掲げる新株予約権のうち、第七百七十三条第一項第九号又は第十号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件（同号ホに関するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権
 - イ 株式移転計画新株予約権
 - ロ 株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であって、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
- 2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求（以下この目において「新株予約権買取請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 次の各号に掲げる消滅株式会社等は、第八百四条第一項の株主総会の決議の日（同条第二項に規定する場合にあっては同項の総株主の同意を得た日、第八百五条に規定する場合にあっては新設分割計画の作成の日）から二週間以内に、当該各号に定める新株予約権の新株予約権者に対し、新設合併等をする旨並びに他の消滅会社等及び設立会社の商号及び住所を通知しなければならない。
- 一 新設合併消滅株式会社 全部の新株予約権
 - 二 新設分割設立会社が株式会社である場合における新設分割株式会社 次に掲げる新株予約権
 - イ 新設分割計画新株予約権
 - ロ 新設分割計画新株予約権以外の新株予約権であって、新設分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
 - 三 株式移転完全子会社 次に掲げる新株予約権
 - イ 株式移転計画新株予約権
 - ロ 株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であって、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの
- 4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
- 5 新株予約権買取請求は、第三項の規定による通知又は前項の公告をした日から二十日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしてしなければならない。
- 6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第一百四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 7 新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第一百四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。
- 8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。
- 9 新設合併等を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。
- 10 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。
(新株予約権の価格の決定等)
- 第八百九条** 新株予約権買取請求があった場合において、新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）の価格の決定について、新株予約権者と消滅株式会社等（新設合併をする場合における新設合併設立会社の成立の日後であっては、新設合併設立会社。以下この条において同じ。）との間に協議が調ったときは、消滅株式会社等は、設立会社の成立の日から六十日以内にその支払をしなければならない。
- 2 新株予約権の価格の決定について、設立会社の成立の日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。
- 4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 5 消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。
- 6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、設立会社の成立の日に、その効力を生ずる。
- 7 消滅株式会社等は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。
- 8 消滅株式会社等は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第八百十条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、新設合併等について異議を述べることができる。

- 一 新設合併をする場合 新設合併消滅株式会社の債権者
 - 二 新設分割をする場合 新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない新設分割株式会社の債権者（第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、新設分割株式会社の債権者）
 - 三 株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 当該新株予約権付社債についての社債権者
- 2 前項の規定により消滅株式会社等の債権者の全部又は一部が異議を述べる場合には、消滅株式会社等は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 新設合併等をする旨
 - 二 他の消滅会社等及び設立会社の商号及び住所
 - 三 消滅株式会社等の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
 - 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、消滅株式会社等が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告（新設分割をする場合における不法行為によって生じた新設分割株式会社の債務の債権者に対するものを除く。）は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該新設合併等について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、消滅株式会社等は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併等をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十一条 新設分割株式会社又は株式移転完全子会社は、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社の成立の日後遅滞なく、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社と共同して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを作成しなければならない。

- 一 新設分割株式会社 新設分割により新設分割設立会社が承継した新設分割株式会社の権利義務その他の新設分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録
 - 二 株式移転完全子会社 株式移転により株式移転設立完全親会社が取得した株式移転完全子会社の株式の数その他の株式移転に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録
- 2 新設分割株式会社又は株式移転完全子会社は、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社の成立の日から六箇月間、前項各号の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 3 新設分割株式会社の株主、債権者その他の利害関係人は、新設分割株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設分割株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって新設分割株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 前項の規定は、株式移転完全子会社について準用する。この場合において、同項中「新設分割株式会社の株主、債権者その他の利害関係人」とあるのは、「株式移転設立完全親会社の成立の日に株式移転完全子会社の株主又は新株予約権者であった者」と読み替えるものとする。

(剰余金の配当等に関する特則)

第八百十二条 第四百四十五条第四項、第四百五十八条及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- 一 第七百六十三条第一項第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イの株式の取得
- 二 第七百六十三条第一項第十二号ロ又は第七百六十五条第一項第八号ロの剰余金の配当

第二目 持分会社の手続

第八百十三条 次に掲げる行為をする持分会社は、新設合併契約等について当該持分会社の総社員の同意を得なければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 新設合併
 - 二 新設分割（当該持分会社（合同会社に限る。）がその事業に関して有する権利義務の全部を他の会社に承継させる場合に限る。）
- 2 第八百十条（第一項第三号及び第二項第三号を除く。）の規定は、新設合併消滅持分会社又は合同会社である新設分割会社（以下この節において「新設分割合同会社」という。）について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「債権者（第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、新設分割株式会社の債権者）」とあるのは「債権者」と、同条第三項中「消滅株式会社等」とあるのは「新設合併消滅持分会社（新設合併設立会社が株式会社又は合同会社である場合にあっては、合同会社に限る。）又は新設分割合同会社」と読み替えるものとする。

第二款 新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転設立完全親会社の手続

第一目 株式会社の手続

(株式会社の設立の特則)

第八百十四条 第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十七条第三項、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。）の規定は、新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社又は株式移転設立完全親会社（以下この目において「設立株式会社」という。）の設立については、適用しない。

- 2 設立株式会社の定款は、消滅会社等が作成する。

(新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十五条 新設合併設立株式会社は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社が承継した新設合併消滅会社の権利義務その他の新設合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 新設分割設立株式会社（一又は二以上の合同会社のみが新設分割をする場合における当該新設分割設立株式会社に限る。）は、その成立の日後遅滞なく、新設分割合同会社と共同して、新設分割により新設分割設立株式会社が承継した新設分割合同会社の権利義務その他の新設分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 3 次の各号に掲げる設立株式会社は、その成立の日から六箇月間、当該各号に定めるものをその本店に備え置かなければならない。
 - 一 新設合併設立株式会社 第一項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録
 - 二 新設分割設立株式会社 前項又は第八百十一条第一項第一号の書面又は電磁的記録
 - 三 株式移転設立完全親会社 第八百十一条第一項第二号の書面又は電磁的記録
- 4 新設合併設立株式会社の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項第一号の書面の閲覧の請求
 - 二 前項第一号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって新設合併設立株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 5 前項の規定は、新設分割設立株式会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主、債権者その他の利害関係人」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第二号」と読み替えるものとする。
- 6 第四項の規定は、株式移転設立完全親会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主及び新株予約権者」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第三号」と読み替えるものとする。

第二目 持分会社の手続

(持分会社の設立の特則)

第八百十六条 第五百七十五条及び第五百七十八条の規定は、新設合併設立持分会社又は新設分割設立持分会社（次項において「設立持分会社」という。）の設立については、適用しない。

- 2 設立持分会社の定款は、消滅会社等が作成する。

第四節 株式交付の手続

(株式交付計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十六条の二 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式交付がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

- 2 前項に規定する「株式交付計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。
 - 一 株式交付計画について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）
 - 二 第八百十六条の六第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日
 - 三 第八百十六条の八の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 3 株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあっては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式交付計画の承認等)

第八百十六条の三 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

- 2 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式等を除く。）の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。
- 3 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であって、第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
 - 一 株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第三号の種類株式
 - 二 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第八号イの種類株式

(株式交付計画の承認を要しない場合等)

第八百十六条の四 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同項に規定する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

二 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

- 2 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が第八百十六条の六第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

（株式交付をやめることの請求）

第八百十六条の五 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

（反対株主の株式買取請求）

第八百十六条の六 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。ただし、第八百十六条の四第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

- 2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 株式交付をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該株式交付に反対する旨を当該株式交付親会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式交付に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての株主

- 3 株式交付親会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、株式交付をする旨並びに株式交付子会社の商号及び住所を通知しなければならない。

- 4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

一 株式交付親会社が公開会社である場合

二 株式交付親会社が第八百十六条の三第一項の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合

- 5 第一項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

- 6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

- 7 株式買取請求をした株主は、株式交付親会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

- 8 株式交付を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

- 9 第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第八百十六条の七 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式交付親会社との間に協議が調ったときは、株式交付親会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

- 2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式交付親会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

- 3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

- 4 株式交付親会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

- 5 株式交付親会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式交付親会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

- 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

- 7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

（債権者の異議）

第八百十六条の八 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができる。

- 2 前項の規定により株式交付親会社の債権者が異議を述べることができる場合には、株式交付親会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 株式交付をする旨

二 株式交付子会社の商号及び住所

三 株式交付親会社及び株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べるることができる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、株式交付親会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該株式交付について承認をしたものとみなす。

- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、株式交付親会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(株式交付の効力発生日の変更)

第八百十六条の九 株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる。

- 2 前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から三箇月以内の日でなければならない。
- 3 第一項の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
- 4 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）の規定を適用する。
- 5 株式交付親会社は、第一項の規定による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に第七百七十四条の三第一項第十号の期日を変更することができる。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による第七百七十四条の三第一項第十号の期日の変更について準用する。この場合において、第四項中「この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）」とあるのは、「第七百七十四条の四、第七百七十四条の十及び前項」と読み替えるものとする。

(株式交付に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十六条の十 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 株式交付親会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 3 株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあっては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六編 外国会社

(外国会社の日本における代表者)

第八百十七条 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

- 2 外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 4 外国会社は、その日本における代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(登記前の継続取引の禁止等)

第八百十八条 外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続してすることができない。

- 2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(貸借対照表に相当するものの公告)

第八百十九条 外国会社の登記をした外国会社（日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるものに限る。）は、法務省令で定めるところにより、第四百三十八条第二項の承認と同種の手続又はこれに類似する手続の終結後遅滞なく、貸借対照表に相当するものを日本において公告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である外国会社は、前項に規定する貸借対照表に相当するものの要旨を公告することで足りる。
- 3 前項の外国会社は、法務省令で定めるところにより、第一項の手続の終結後遅滞なく、同項に規定する貸借対照表に相当するものの内容である情報を、当該手続の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により日本において不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。
- 4 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない外国会社については、前三項の規定は、適用しない。

(日本に住所を有する日本における代表者の退任)

第八百二十条 外国会社の登記をした外国会社は、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の全員が退任しようとするときは、当該外国会社の債権者に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に異議を述べたときは、同項の外国会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、同項の退任をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 3 第一項の退任は、前二項の手続が終了した後にその登記をすることによって、その効力を生ずる。

(擬似外国会社)

第八百二十一条 日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続してすることができない。

- 2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(日本にある外国会社の財産についての清算)

第八百二十二条 裁判所は、次に掲げる場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、日本にある外国会社の財産の全部について清算の開始を命ずることができる。

- 一 外国会社が第八百二十七条第一項の規定による命令を受けた場合
- 二 外国会社が日本において取引を継続してすることをやめた場合
- 2 前項の場合には、裁判所は、清算人を選任する。
- 3 第四百七十六条、第二編第九章第一節第二款、第四百九十二条、同節第四款及び第五百八条の規定並びに同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算について準用する。

4 第八百二十条の規定は、外国会社が第一項の清算の開始を命じられた場合において、当該外国会社の日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の全員が退任しようとするときは、適用しない。

（他の法律の適用関係）

第八百二十三条 外国会社は、他の法律の適用については、日本における同種の会社又は最も類似する会社とみなす。ただし、他の法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第七編 雑則

第一章 会社の解散命令等

第一節 会社の解散命令

（会社の解散命令）

第八百二十四条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

- 一 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
- 二 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 株主、社員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、会社の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3 会社は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（会社の財産に関する保全処分）

第八百二十五条 裁判所は、前条第一項の申立てがあった場合には、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

3 裁判所は、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を解任することができる。

4 裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、会社が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5 第二項の管理人は、裁判所が監督する。

6 裁判所は、第二項の管理人に対し、会社の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

7 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の管理人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条中「委任者」とあるのは、「会社」と読み替えるものとする。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）

第八百二十六条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第八百二十四条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

第二節 外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令

第八百二十七条 裁判所は、次に掲げる場合には、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、外国会社が日本において取引を継続してすることの禁止又はその日本に設けられた営業所の閉鎖を命ずることができる。

- 一 外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われたとき。
- 二 外国会社が正当な理由がないのに外国会社の登記の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 外国会社が正当な理由がないのに支払を停止したとき。
- 四 外国会社の日本における代表者その他その業務を執行する者が、法令で定める外国会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 第八百二十四条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第八百二十四条第二項中「前項」とあり、同条第三項及び第四項中「第一項」とあり、並びに第八百二十五条第一項中「前条第一項」とあるのは「第八百二十七条第一項」と、前条中「第八百二十四条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「同項第三号」とあるのは「同項第四号」と読み替えるものとする。

第二章 訴訟

第一節 会社の組織に関する訴え

（会社の組織に関する行為の無効の訴え）

第八百二十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

- 一 会社の設立 会社の成立の日から二年以内
- 二 株式会社の成立後における株式の発行 株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）
- 三 自己株式の処分 自己株式の処分の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、自己株式の処分の効力が生じた日から一年以内）
- 四 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）の発行 新株予約権の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内）
- 五 株式会社における資本金の額の減少 資本金の額の減少の効力が生じた日から六箇月以内
- 六 会社の組織変更 組織変更の効力が生じた日から六箇月以内
- 七 会社の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 八 会社の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 九 会社の吸収分割 吸収分割の効力が生じた日から六箇月以内

- 十 会社の新設分割 新設分割の効力が生じた日から六箇月以内
- 十一 株式会社の株式交換 株式交換の効力が生じた日から六箇月以内
- 十二 株式会社の株式移転 株式移転の効力が生じた日から六箇月以内
- 十三 株式会社の株式交付 株式交付の効力が生じた日から六箇月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

- 一 前項第一号に掲げる行為 設立する株式会社の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）
- 二 前項第二号に掲げる行為 当該株式会社の株主等
- 三 前項第三号に掲げる行為 当該株式会社の株主等
- 四 前項第四号に掲げる行為 当該株式会社の株主等又は新株予約権者
- 五 前項第五号に掲げる行為 当該株式会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者
- 六 前項第六号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において組織変更をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は組織変更後の会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった債権者
- 七 前項第七号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は吸収合併後存続する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者
- 八 前項第八号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は新設合併により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかった債権者
- 九 前項第九号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収分割契約をした会社の株主等若しくは社員等であつた者又は吸収分割契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収分割について承認をしなかった債権者
- 十 前項第十号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設分割をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は新設分割をする会社若しくは新設分割により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設分割について承認をしなかった債権者
- 十一 前項第十一号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であつた者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者
- 十二 前項第十二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であつた者又は株式移転により設立する株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式移転について承認をしなかった債権者
- 十三 前項第十三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であつた者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者

（新株発行等の不存在の確認の訴え）

第八百二十九条 次に掲げる行為については、当該行為が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

- 一 株式会社の成立後における株式の発行
- 二 自己株式の処分
- 三 新株予約権の発行

（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）

第八百三十条 株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会（以下この節及び第九百三十七条第一項第一号トにおいて「株主総会等」という。）の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2 株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

（株主総会等の決議の取消しの訴え）

第八百三十一条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

- 一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

2 前項の訴えの提起があつた場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（持分会社の設立の取消しの訴え）

第八百三十二条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、持分会社の成立の日から二年以内に、訴えをもって持分会社の設立の取消しを請求することができる。

- 一 社員が民法その他の法律の規定により設立に係る意思表示を取り消すことができるとき 当該社員
- 二 社員がその債権者を害することを知って持分会社を設立したとき 当該債権者

（会社の解散の訴え）

第八百三十三条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、訴えをもって株式会社の解散を請求することができる。

- 一 株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 二 株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき。

2 やむを得ない事由がある場合には、持分会社の社員は、訴えをもって持分会社の解散を請求することができる。

(被告)

第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 会社の設立の無効の訴え 設立する会社
 - 二 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え（第八百四十条第一項において「新株発行の無効の訴え」という。） 株式の発行をした株式会社
 - 三 自己株式の処分の無効の訴え 自己株式の処分をした株式会社
 - 四 新株予約権の発行の無効の訴え 新株予約権の発行をした株式会社
 - 五 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え 当該株式会社
 - 六 会社の組織変更の無効の訴え 組織変更後の会社
 - 七 会社の吸収合併の無効の訴え 吸収合併後存続する会社
 - 八 会社の新設合併の無効の訴え 新設合併により設立する会社
 - 九 会社の吸収分割の無効の訴え 吸収分割契約をした会社
 - 十 会社の新設分割の無効の訴え 新設分割をする会社及び新設分割により設立する会社
 - 十一 株式会社の株式交換の無効の訴え 株式交換契約をした会社
 - 十二 株式会社の株式移転の無効の訴え 株式移転をする株式会社及び株式移転により設立する株式会社
 - 十二の二 株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社
 - 十三 株式会社の成立後における株式の発行が存在しないことの確認の訴え 株式の発行をした株式会社
 - 十四 自己株式の処分が存在しないことの確認の訴え 自己株式の処分をした株式会社
 - 十五 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え 新株予約権の発行をした株式会社
 - 十六 株主総会等の決議が存在しないこと又は株主総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該株式会社
 - 十七 株主総会等の決議の取消しの訴え 当該株式会社
 - 十八 第八百三十二条第一号の規定による持分会社の設立の取消しの訴え 当該持分会社
 - 十九 第八百三十二条第二号の規定による持分会社の設立の取消しの訴え 当該持分会社及び同号の社員
 - 二十 株式会社の解散の訴え 当該株式会社
 - 二十一 持分会社の解散の訴え 当該持分会社
- (訴えの管轄及び移送)

第八百三十五条 会社の組織に関する訴えは、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2 前条第九号から第十二号までの規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、当該各号に掲げる訴えは、先に訴えの提起があった地方裁判所が管轄する。

3 前項の場合には、裁判所は、当該訴えに係る訴訟がその管轄に属する場合においても、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を他の管轄裁判所に移送することができる。

(担保提供命令)

第八百三十六条 会社の組織に関する訴えであって、株主又は設立時株主が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該会社の組織に関する訴えを提起した株主又は設立時株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであって、債権者又は株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者が提起することができるものについて準用する。

3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(弁論等の必要的併合)

第八百三十七条 同一の請求を目的とする会社の組織に関する訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第八百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(無効又は取消しの判決の効力)

第八百三十九条 会社の組織に関する訴え（第八百三十四条第一号から第十二号の二まで、第十八号及び第十九号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

(新株発行の無効判決の効力)

第八百四十条 新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該株式に係る株主に対し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合において、当該株式会社が株券発行会社であるときは、当該株式会社は、当該株主に対し、当該金銭の支払をするのと引換えに、当該株式に係る旧株券（前条の規定により効力を失った株式に係る株券をいう。以下この節において同じ。）を返還することを請求することができる。

2 前項の金銭の金額が同項の判決が確定した時における会社財産の状況に照らして著しく不相当であるときは、裁判所は、同項前段の株式会社又は株主の申立てにより、当該金額の増減を命ずることができる。

3 前項の申立ては、同項の判決が確定した日から六箇月以内にしなければならない。

4 第一項前段に規定する場合には、同項前段の株式を目的とする質権は、同項の金銭について存在する。

5 第一項前段に規定する場合には、前項の質権の登録株式質権者は、第一項前段の株式会社から同項の金銭を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

6 前項の債権の弁済期が到来していないときは、同項の登録株式質権者は、第一項前段の株式会社に同項の金銭に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

(自己株式の処分の無効判決の効力)

第八百四十一条 自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該自己株式に係る株主に対し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合において、当該株式会社が株券発行会社であるときは、当該株式会社は、当該株主に対し、当該金銭の支払をするのと引換えに、当該自己株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「株式」とあるのは、「自己株式」と読み替えるものとする。

(新株予約権発行の無効判決の効力)

第八百四十二条 新株予約権の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該新株予約権に係る新株予約権者に対し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合において、当該新株予約権に係る新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券。以下この項において同じ。）を発行しているときは、当該株式会社は、当該新株予約権者に対し、当該金銭の支払をするのと引換えに、第八百三十九条の規定により効力を失った新株予約権に係る新株予約権証券を返還することを請求することができる。

2 第八百四十条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「新株予約権者」と、同条第四項中「株式」とあるのは「新株予約権」と、同条第五項及び第六項中「登録株式質権者」とあるのは「登録新株予約権質権者」と読み替えるものとする。

(合併又は会社分割の無効判決の効力)

第八百四十三条 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした会社は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める会社が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

- 一 会社の吸収合併 吸収合併後存続する会社
- 二 会社の新設合併 新設合併により設立する会社
- 三 会社の吸収分割 吸収分割をする会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社
- 四 会社の新設分割 新設分割により設立する会社

2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める会社が取得した財産は、当該行為をした会社の共有に属する。ただし、同項第四号に掲げる行為を一の会社がした場合には、同号に定める会社が取得した財産は、当該行為をした一の会社に属する。

3 第一項及び前項本文に規定する場合には、各会社の第一項の債務の負担部分及び前項本文の財産の共有持分は、各会社の協議によって定める。

4 各会社の第一項の債務の負担部分又は第二項本文の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各会社の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各会社の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

(株式交換又は株式移転の無効判決の効力)

第八百四十四条 株式会社の株式交換又は株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、株式交換又は株式移転をする株式会社（以下この条において「旧完全子会社」という。）の発行済株式の全部を取得する株式会社（以下この条において「旧完全親会社」という。）が当該株式交換又は株式移転に際して当該旧完全親会社の株式（以下この条において「旧完全親会社株式」という。）を交付したときは、当該旧完全親会社は、当該判決の確定時における当該旧完全親会社株式に係る株主に対し、当該株式交換又は株式移転の際に当該旧完全親会社株式の交付を受けた者が有していた旧完全子会社の株式（以下この条において「旧完全子会社株式」という。）を交付しなければならない。この場合において、旧完全親会社が株券発行会社であるときは、当該旧完全親会社は、当該株主に対し、当該旧完全子会社株式を交付するのと引換えに、当該旧完全親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。

2 前項前段に規定する場合には、旧完全親会社株式を目的とする質権は、旧完全子会社株式について存在する。

3 前項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、旧完全親会社は、第一項の判決の確定後遅滞なく、旧完全子会社に対し、当該登録株式質権者についての第百四十八条各号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた旧完全子会社は、その株主名簿に同項の登録株式質権者の質権の目的である株式に係る株主名簿記載事項を記載し、又は記録した場合には、直ちに、当該株主名簿に当該登録株式質権者についての第百四十八条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 第三項に規定する場合において、同項の旧完全子会社が株券発行会社であるときは、旧完全親会社は、登録株式質権者に対し、第二項の旧完全子会社株式に係る株券を引き渡さなければならない。ただし、第一項前段の株主が旧完全子会社株式の交付を受けるために旧完全親会社株式に係る旧株券を提出しなければならない場合において、旧株券の提出があるまでの間は、この限りでない。

(株式交付の無効判決の効力)

第八百四十四条の二 株式会社の株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式（以下この条において「旧株式交付親会社株式」という。）を交付したときは、当該株式交付親会社は、当該判決の確定時における当該旧株式交付親会社株式に係る株主に対し、当該株式交付の際に当該旧株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等（以下この条において「旧株式交付子会社株式等」という。）を返還しなければならない。この場合において、株式交付親会社が株券発行会社であるときは、当該株式交付親会社は、当該株主に対し、当該旧株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該旧株式交付親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。

2 前項前段に規定する場合には、旧株式交付親会社株式を目的とする質権は、旧株式交付子会社株式等について存在する。

(持分会社の設立の無効又は取消しの判決の効力)

第八百四十五条 持分会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によって、当該持分会社を継続することができる。この場合においては、当該原因がある社員は、退社したものとみなす。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第八百四十六条 会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第一節の二 売渡株式等の取得の無効の訴え

(売渡株式等の取得の無効の訴え)

第八百四十六条の二 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日（第七十九条の二第一項第五号に規定する取得日をいう。以下この条において同じ。）から六箇月以内（対象会社が公開会社でない場合にあっては、当該取得日から一年以内）に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 前項の訴え（以下この節において「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。）は、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 取得日において売渡株主（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされた場合にあっては、売渡株主又は売渡新株予約権者。第八百四十六条の五第一項において同じ。）であった者

二 取得日において対象会社の取締役（監査役設置会社にあっては取締役又は監査役、指名委員会等設置会社にあっては取締役又は執行役。以下この号において同じ。）であった者又は対象会社の取締役若しくは清算人

(被告)

第八百四十六条の三 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とする。

(訴えの管轄)

第八百四十六条の四 売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(担保提供命令)

第八百四十六条の五 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した売渡株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該売渡株主が対象会社の取締役、監査役、執行役又は清算人であるときは、この限りでない。

2 被告は、前項の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(弁論等の必要的併合)

第八百四十六条の六 同一の請求を目的とする売渡株式等の取得の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第八百四十六条の七 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(無効の判決の効力)

第八百四十六条の八 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた売渡株式等の全部の取得は、将来に向かってその効力を失う。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第八百四十六条の九 売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第二節 株式会社における責任追及等の訴え

(株主による責任追及等の訴え)

第八百四十七条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。）若しくは清算人（以下この節において「発起人等」という。）の責任を追及する訴え、第二百二条の二第一項、第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え、第二百十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十三条の二第一項若しくは第二百八十六条の二第一項の規定による支払若しくは給付を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

3 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

4 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該請求をした株主又は同項の発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の株主は、株式会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(旧株主による責任追及等の訴え)

第八百四十七条の二 次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から当該日まで引き続き株式会社の株主であった者（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主であった者を除く。以下この条において「旧株主」という。）は、当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該各号に定めるときは、当該株式会社（第二号に定める場合にあっては、同号の吸収合併後存続する株式会社。以下この節において「株式交換等完全子会社」という。）に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴え（次の各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。以下この条において同じ。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の完全親会社（特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。以下この節において同じ。）に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

一 当該株式会社の株式交換又は株式移転 当該株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

二 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併 当該吸収合併により、吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から当該日まで引き続き」とあるのは、「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日において」とする。

- 3 旧株主は、第一項各号の完全親会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、株式交換等完全子会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴えの提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の株式を発行している株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。
- 一 当該完全親会社の株式交換又は株式移転により当該完全親会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。
 - 二 当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。
- 4 前項の規定は、同項第一号（この項又は次項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。
- 5 第三項の規定は、同項第二号（前項又はこの項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。この場合において、第三項（前項又はこの項において準用する場合を含む。）中「当該完全親会社」とあるのは、「合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」と読み替えるものとする。
- 6 株式交換等完全子会社が第一項又は第三項（前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求（以下この条において「提訴請求」という。）の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該提訴請求をした旧株主は、株式交換等完全子会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。
- 7 株式交換等完全子会社は、提訴請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該提訴請求をした旧株主又は当該提訴請求に係る責任追及等の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。
- 8 第一項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式交換等完全子会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、提訴請求をすることができる旧株主は、株式交換等完全子会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。
- 9 株式交換等完全子会社に係る適格旧株主（第一項本文又は第三項本文の規定によれば提訴請求をすることができることとなる旧株主をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務を免除するときにおける第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び第百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主の全員」とする。
- （最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え）
- 第八百四十七条の三 六箇月**（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式会社の最終完全親会社等（当該株式会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないものをいう。以下この節において同じ。）の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式（自己株式を除く。）の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、特定責任に係る責任追及等の訴え（以下この節において「特定責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合
 - 二 当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合
- 2 前項に規定する「完全親会社等」とは、次に掲げる株式会社をいう。
- 一 完全親会社
 - 二 株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等（株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。以下この条及び第八百四十九条第三項において同じ。）又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合における当該他の株式会社（完全親会社を除く。）
- 3 前項第二号の場合において、同号の他の株式会社及びその完全子会社等又は同号の他の株式会社の完全子会社等が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、当該他の株式会社の完全子会社等とみなす。
- 4 第一項に規定する「特定責任」とは、当該株式会社の発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等（前項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項及び第八百四十九条第三項において同じ。）における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該発起人等の責任をいう（第十項及び同条第七項において同じ。）。
- 5 最終完全親会社等が、発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等であった株式会社をその完全子会社等としたものである場合には、前項の規定の適用については、当該最終完全親会社等であった株式会社を同項の最終完全親会社等とみなす。
- 6 公開会社でない最終完全親会社等における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式会社」とあるのは、「株式会社」とする。
- 7 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした最終完全親会社等の株主は、株式会社のために、特定責任追及の訴えを提起することができる。
- 8 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした最終完全親会社等の株主又は当該請求に係る特定責任追及の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、特定責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。
- 9 第一項及び第七項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項に規定する株主は、株式会社のために、直ちに特定責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 10 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときにおける第五十五条、第二百三条第三項、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及

び第四百六十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び株式会社の第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等の総株主」とする。

(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)

第八百四十七条の四 第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2 株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該株主等に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3 被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(訴えの管轄)

第八百四十八条 責任追及等の訴えは、株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(訴訟参加)

第八百四十九条 株主等又は株式会社等は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 次の各号に掲げる者は、株式会社等の株主でない場合であっても、当事者の一方を補助するため、当該各号に定める者が提起した責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十七条の二第一項各号に定める場合又は同条第三項第一号（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる場合における株式交換等完全子会社の完全親会社（同条第一項各号に掲げる行為又は同条第三項第一号の株式交換若しくは株式移転若しくは同項第二号の合併の効力が生じた時においてその完全親会社があるものを除く。）であって、当該完全親会社の株式交換若しくは株式移転又は当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併によりその完全親会社となった株式会社がないうものをいう。以下この条において同じ。） 適格旧株主

二 最終完全親会社等 当該最終完全親会社等の株主

3 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）

二 監査等委員会設置会社 各監査等委員

三 指名委員会等設置会社 各監査委員

4 株主等は、責任追及等の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該株式会社等に対し、訴訟告知をしなければならない。

5 株式会社等は、責任追及等の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

6 株式会社等に株式交換等完全親会社がある場合であつて、前項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものであるときは、当該株式会社等は、前項の規定による公告又は通知のほか、当該株式交換等完全親会社に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

7 株式会社等に最終完全親会社等がある場合であつて、第五項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が特定責任に係るものであるときは、当該株式会社等は、同項の規定による公告又は通知のほか、当該最終完全親会社等に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

8 第六項の株式交換等完全親会社が株式交換等完全子会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定の適用については、これらの規定中「のほか」とあるのは、「に代えて」とする。

9 公開会社でない株式会社等における第五項から第七項までの規定の適用については、第五項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは「株主に通知し」と、第六項及び第七項中「公告又は通知」とあるのは「通知」とする。

10 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する株式会社は、遅滞なく、その旨を公告し、又は当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 株式交換等完全親会社が第六項の規定による通知を受けた場合 適格旧株主

二 最終完全親会社等が第七項の規定による通知を受けた場合 当該最終完全親会社等の株主

11 前項各号に規定する株式会社が公開会社でない場合における同項の規定の適用については、同項中「公告し、又は当該各号に定める者に通知し」とあるのは、「当該各号に定める者に通知し」とする。

(和解)

第八百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）

二 監査等委員会設置会社 各監査等委員

三 指名委員会等設置会社 各監査委員

第八百五十条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、株式会社等が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該株式会社等の承認がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、株式会社等に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。

3 株式会社等が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で株主等が和解をすることを承認したものとみなす。

4 第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超え

ない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定は、責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

(株主でなくなった者の訴訟追行)

第八百五十一条 責任追及等の訴えを提起した株主又は第八百四十九条第一項の規定により共同訴訟人として当該責任追及等の訴えに係る訴訟に参加した株主が当該訴訟の係属中に株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、その者が、訴訟を進行することができる。

- 一 その者が当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得したとき。
- 二 その者が当該株式会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式を取得したとき。
- 2 前項の規定は、同項第一号（この項又は次項において準用する場合を含む。）に掲げる場合において、前項の株主が同項の訴訟の係属中に当該株式会社の完全親会社の株式の株主でなくなったときについて準用する。この場合において、同項（この項又は次項において準用する場合を含む。）中「当該株式会社」とあるのは、「当該完全親会社」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定は、同項第二号（前項又はこの項において準用する場合を含む。）に掲げる場合において、第一項の株主が同項の訴訟の係属中に合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式の株主でなくなったときについて準用する。この場合において、同項（前項又はこの項において準用する場合を含む。）中「当該株式会社」とあるのは、「合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」と読み替えるものとする。

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

- 2 責任追及等の訴えを提起した株主等が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該株主等は、当該株式会社等に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。
- 3 前二項の規定は、第八百四十九条第一項の規定により同項の訴訟に参加した株主等について準用する。

(再審の訴え)

第八百五十三条 責任追及等の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社等の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴えに係る確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

- 一 株主又は株式会社等 責任追及等の訴え
- 二 適格旧株主 責任追及等の訴え（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。）
- 三 最終完全親会社等の株主 特定責任追及の訴え
- 2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

第三節 株式会社の役員の解任の訴え

(株式会社の役員の解任の訴え)

第八百五十四条 役員（第三百二十九条第一項に規定する役員をいう。以下この節において同じ。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき又は当該役員を解任する旨の株主総会の決議が第三百二十三条の規定によりその効力を生じないときは、次に掲げる株主は、当該株主総会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができる。

- 一 総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）
 - イ 当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主
 - ロ 当該請求に係る役員である株主
- 二 発行済株式（次に掲げる株主の有する株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）
 - イ 当該株式会社である株主
 - ロ 当該請求に係る役員である株主
- 2 公開会社でない株式会社における前項各号の規定の適用については、これらの規定中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 3 第八百八条第一項第九号に掲げる事項（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」とする。
- 4 第八百八条第一項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」とする。

(被告)

第八百五十五条 前条第一項の訴え（次条及び第九百三十七条第一項第一号又において「株式会社の役員の解任の訴え」という。）については、当該株式会社及び前条第一項の役員を被告とする。

(訴えの管轄)

第八百五十六条 株式会社の役員の解任の訴えは、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第四節 特別清算に関する訴え

(役員等の責任の免除の取消しの訴えの管轄)

第八百五十七条 第五百四十四条第二項の訴えは、特別清算裁判所（第八百八十条第一項に規定する特別清算裁判所をいう。次条第三項において同じ。）の管轄に専属する。

(役員等責任査定決定に対する異議の訴え)

第八百五十八条 役員等責任査定決定（第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。）に不服がある者は、第八百九十九条第四項の規定による送達を受けた日から一箇月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、これを提起する者が、対象役員等（第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。以下この項において同じ。）であるときは清算株式会社を、清算株式会社であるときは対象役員等を、それぞれ被告としなければならない。

3 第一項の訴えは、特別清算裁判所の管轄に専属する。

4 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員等責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

6 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

第五節 持分会社の社員の除名の訴え等

(持分会社の社員の除名の訴え)

第八百五十九条 持分会社の社員（以下この条及び第八百六十一条第一号において「対象社員」という。）について次に掲げる事由があるときは、当該持分会社は、対象社員以外の社員の過半数の決議に基づき、訴えをもって対象社員の除名を請求することができる。

一 出資の義務を履行しないこと。

二 第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したこと。

三 業務を執行するに当たって不正の行為をし、又は業務を執行する権利がないのに業務の執行に関与したこと。

四 持分会社を代表するに当たって不正の行為をし、又は代表権がないのに持分会社を代表して行為をしたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、重要な義務を尽くさないこと。

(持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴え)

第八百六十条 持分会社の業務を執行する社員（以下この条及び次条第二号において「対象業務執行社員」という。）について次に掲げる事由があるときは、当該持分会社は、対象業務執行社員以外の社員の過半数の決議に基づき、訴えをもって対象業務執行社員の業務を執行する権利又は代表権の消滅を請求することができる。

一 前条各号に掲げる事由があるとき。

二 持分会社の業務を執行し、又は持分会社を代表することに著しく不適任なとき。

(被告)

第八百六十一条 次の各号に掲げる訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。

一 第八百五十九条の訴え（次条及び第九百三十七条第一項第一号ルにおいて「持分会社の社員の除名の訴え」という。） 対象社員

二 前条の訴え（次条及び第九百三十七条第一項第一号ヲにおいて「持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴え」という。） 対象業務執行社員

(訴えの管轄)

第八百六十二条 持分会社の社員の除名の訴え及び持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴えは、当該持分会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第六節 清算持分会社の財産処分取消しの訴え

(清算持分会社の財産処分取消しの訴え)

第八百六十三条 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、訴えをもって当該行為の取消しを請求することができる。ただし、当該行為がその者を害しないものであるときは、この限りでない。

一 第六百七十条の規定に違反して行った清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の債権者

二 第六百七十一条第一項の規定に違反して行った清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の社員の持分を差し押さえた債権者

2 民法第四百二十四条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為によって」とあるのは「会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によって」と、同法第四百二十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社（会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。）」と、同条第二号並びに同法第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定中「債務者」とあるのは「清算持分会社」と読み替えるものとする。

(被告)

第八百六十四条 前条第一項の訴えについては、同項各号に掲げる行為の相手方又は転得者を被告とする。

第七節 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え

(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)

第八百六十五条 社債を発行した会社が社債権者に対してした弁済、社債権者との間でした和解その他の社債権者に対してし、又は社債権者との間でした行為が著しく不公正であるときは、社債管理者は、訴えをもって当該行為の取消しを請求することができる。

2 前項の訴えは、社債管理者が同項の行為の取消しの原因となる事実を知った時から六箇月を経過したときは、提起することができない。同項の行為の時から一年を経過したときも、同様とする。

3 第一項に規定する場合において、社債権者集会の決議があるときは、代表社債権者又は決議執行者（第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。）も、訴えをもって第一項の行為の取消しを請求することができる。ただし、同項の行為の時から一年を経過したときは、この限りでない。

4 民法第四百二十四条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十五条の四までの規定は、第一項及び前項本文の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為によって」とあるのは「会社法第八百六十五条第一項に規定する行為によって」と、「債権者を害すること」とあるのは「その行為が著しく不公正であること」と、同法第四百二十四条の五各号中「債権者を害すること」とあるのは「著しく不公正であること」と、同法第四百二十五条中「債権者」とあるのは「社債権者」と読み替えるものとする。

(被告)

第八百六十六条 前条第一項又は第三項の訴えについては、同条第一項の行為の相手方又は転得者を被告とする。

(訴えの管轄)

第八百六十七条 第八百六十五条第一項又は第三項の訴えは、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第三章 非訟

第一節 総則

(非訟事件の管轄)

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第六項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 親会社社員（会社である親会社の株主又は社員に限る。）によるこの法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等（閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八百七十条第二項第一号において同じ。）の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 当該書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

二 当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧若しくは謄写又は電磁的方法による当該事項の提供若しくは当該事項を記載した書面の交付

3 第八百七十九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定の申立てに係る事件は、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条並びに第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項及び第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本における営業所の所在地（日本に営業所を設けていない場合にあっては、日本における代表者の住所地）を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

6 第八百四十三条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

(疎明)

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の管理人の報酬の額の決定にあつては、当該外国会社）及び報酬を受ける者

二 清算人、社債管理者又は社債管理補助者の解任についての裁判 当該清算人、社債管理者又は社債管理補助者

三 第三十三条第七項の規定による裁判 設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人

四 第二百七条第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判 当該株式会社及び第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資する者

五 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号の規定による裁判 当該株主

六 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主

七 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人

八 第七百四十条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社債を発行した会社

九 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債を発行した会社

十 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社

十一 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社

2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判 当該株式会社

二 第一百七十七条第二項、第一百九条第二項、第八十二条の五第二項、第九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項、第八百九条第二項又は第八百十六條の七第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

三 第一百四十四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第七十七條第二項の規定による株式の売買価格の決定 売買価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

四 第七十二条第一項の規定による株式の価格の決定 当該株式会社

五 第七十九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定 特別支配株主

六 第八百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした会社

(申立書の写しの送付等)

第八百七十条の二 裁判所は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつたときは、当該各号に定める者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。

- 2 前項の規定により申立書の写しを送付することができない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合も、同様とする。
- 3 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、申立書を却下しなければならない。
- 4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、当該申立てについての裁判をするときは、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定め、申立人及び前条第二項各号に定める者に告知しなければならない。ただし、これらの者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。
- 6 裁判所は、前項の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定め、これを同項の者に告知しなければならない。
- 7 裁判所は、第一項の申立てが不適法であるとき、又は申立てに理由がないことが明らかなときは、同項及び前二項の規定にかかわらず、直ちに申立てを却下することができる。
- 8 前項の規定は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあった裁判所が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い当該各号に定める者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときについて準用する。

（理由の付記）

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 第八百七十条第一項第一号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 第六百九条第三項又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第八百四十条第二項（第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てについての裁判 申立人、株主及び株式会社

三 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の規定による申立てについての裁判 申立人、新株予約権者及び株式会社

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

五 第八百七十条第二項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者

（抗告状の写しの送付等）

第八百七十二条の二 裁判所は、第八百七十条第二項各号に掲げる裁判に対する即時抗告があつたときは、申立人及び当該各号に定める者（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。この場合においては、第八百七十条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

2 第八百七十条の二第五項から第八項までの規定は、前項の即時抗告があつた場合について準用する。

（原裁判の執行停止）

第八百七十三条 第八百七十二条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第八百七十条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

（不服申立ての制限）

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者若しくは社債管理補助者の特別代理人又は第七百十四条第三項（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者の選任又は選定の裁判

二 第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手続に関する特則

（審問等の必要的併合）

第八百七十七条 第八百四十条第二項（第八百四十一条第二項及び第八百四十二条第二項において準用する場合を含む。）の申立てに係る事件が数個同時に係属するときは、審問及び裁判は、併合してしなければならない。

（裁判の効力）

第八百七十八条 第八百四十条第二項（第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判は、総株主に対してその効力を生ずる。

2 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の申立てについての裁判は、総新株予約権者に対してその効力を生ずる。

第三節 特別清算の手続に関する特則

第一款 通則

（特別清算事件の管轄）

第八百七十九条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない株主を除く。次項において同じ。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条において「親法人」という。）について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「特別清算事件等」

という。)が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

2 前項に規定する株式会社又は親法人及び同項に規定する株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

3 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。

4 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の株式会社に係る連結計算書類を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について特別清算事件等が係属しているときにおける当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、当該株式会社の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

(特別清算開始後の通常清算事件の管轄及び移送)

第八百八十条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、清算株式会社について特別清算開始の命令があったときは、当該清算株式会社についての第二編第九章第一節（第五百八条を除く。）の規定による申立てに係る事件（次項において「通常清算事件」という。）は、当該清算株式会社の特別清算事件が係属する地方裁判所（以下この節において「特別清算裁判所」という。）が管轄する。

2 通常清算事件が係属する地方裁判所以外の地方裁判所に同一の清算株式会社について特別清算事件が係属し、かつ、特別清算開始の命令があった場合において、当該通常清算事件を処理するために相当と認めるときは、裁判所（通常清算事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、職権で、当該通常清算事件を特別清算裁判所に移送することができる。

(疎明)

第八百八十一条 第二編第九章第二節（第五百四十七条第三項を除く。）の規定による許可の申立てについては、第八百六十九条の規定は、適用しない。

(理由の付記)

第八百八十二条 特別清算の手続に関する決定で即時抗告をすることができるものには、理由を付さなければならない。ただし、第五百二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第五百三十二条第一項（第五百三十四条において準用する場合を含む。）の規定による決定については、この限りでない。

2 特別清算の手続に関する決定については、第八百七十一条の規定は、適用しない。

(裁判書の送達)

第八百八十三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第四百四条を除く。）の規定を準用する。（不服申立て）

第八百八十四条 特別清算の手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この節に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、この節に特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有する。

(公告)

第八百八十五条 この節の規定による公告は、官報に掲載してする。

2 前項の公告は、掲載があった日の翌日に、その効力を生ずる。

(事件に関する文書の閲覧等)

第八百八十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編（特別清算開始の命令があった場合にあっては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編）の規定（これらの規定において準用するこの法律その他の法律の規定を含む。）に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が特別清算開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 清算株式会社以外の利害関係人 第五百十二条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分、第五百四十一条第二項の規定による処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

二 清算株式会社 特別清算開始の申立てに関する清算株式会社を呼び出す審問の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

5 非訟事件手続法第三十二条第一項から第四項までの規定は、特別清算の手続には、適用しない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第八百八十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、清算株式会社の清算の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があるにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した清算株式会社又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び清算株式会社に限ることができる。

一 第五百二十条の規定による報告又は第五百二十二条第一項に規定する調査の結果の報告に係る文書等

二 第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の許可を得るために裁判所に提出された文書等

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び清算株式会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、特別清算裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

4 第一項の申立てを却下する決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

第二款 特別清算の開始の手続に関する特則

(特別清算開始の申立て)

第八百八十八条 債権者又は株主が特別清算開始の申立てをするときは、特別清算開始の原因となる事由を疎明しなければならない。

2 債権者が特別清算開始の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

3 特別清算開始の申立てをするときは、申立人は、第五百十四条第一号に規定する特別清算の手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4 前項の費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(他の手続の中止命令)

第八百八十九条 裁判所は、第五百十二条の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

2 前項の中止の命令及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(特別清算開始の命令)

第八百九十条 裁判所は、特別清算開始の命令をしたときは、直ちに、その旨を公告し、かつ、特別清算開始の命令の裁判書を清算株式会社を送達しなければならない。

2 特別清算開始の命令は、清算株式会社に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 特別清算開始の命令があったときは、特別清算の手続の費用は、清算株式会社の負担とする。

4 特別清算開始の命令に対しては、清算株式会社に限り、即時抗告をすることができる。

5 特別清算開始の申立てを却下した裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる。

6 特別清算開始の命令をした裁判所は、第四項の即時抗告があった場合において、当該命令を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

(担保権の実行の手続等の中止命令)

第八百九十一条 裁判所は、第五百十六条の規定による中止の命令を発する場合には、同条に規定する担保権の実行の手続等の申立人の陳述を聴かなければならない。

2 裁判所は、前項の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、第一項の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

第三款 特別清算の実行の手続に関する特則

(調査命令)

第八百九十二条 裁判所は、調査命令（第五百二十二条第一項に規定する調査命令をいう。次項において同じ。）を変更し、又は取り消すことができる。

2 調査命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算人の解任及び報酬等)

第八百九十三条 裁判所は、第五百二十四条第一項の規定により清算人を解任する場合には、当該清算人の陳述を聴かなければならない。

2 第五百二十四条第一項の規定による解任の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第五百二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(監督委員の解任及び報酬等)

第八百九十四条 裁判所は、監督委員を解任する場合には、当該監督委員の陳述を聴かなければならない。

2 第五百三十二条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(調査委員の解任及び報酬等)

第八百九十五条 前条の規定は、調査委員について準用する。

(事業の譲渡の許可の申立て)

第八百九十六条 清算人は、第五百三十六条第一項の許可の申立てをする場合には、知れている債権者の意見を聴き、その内容を裁判所に報告しなければならない。

2 裁判所は、第五百三十六条第一項の許可をする場合には、労働組合等（清算株式会社の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、清算株式会社の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは清算株式会社の使用人その他の従業員の過半数を代表する者をいう。）の意見を聴かなければならない。

(担保権者が処分をすべき期間の指定)

第八百九十七条 第五百三十九条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算株式会社の財産に関する保全処分等)

第八百九十八条 裁判所は、次に掲げる裁判を変更し、又は取り消すことができる。

一 第五百四十条第一項又は第二項の規定による保全処分

二 第五百四十一条第一項又は第二項の規定による処分

三 第五百四十二条第一項又は第二項の規定による保全処分

四 第五百四十三条の規定による処分

2 前項各号に掲げる裁判及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項第二号に掲げる裁判をしたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があったときも、同様とする。

(役員等責任査定決定)

第八百九十九条 清算株式会社は、第五百四十五条第一項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

- 2 役員等責任査定決定（第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。）及び前項の申立てを却下する決定には、理由を付さなければならない。
- 3 裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、対象役員等（第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。）の陳述を聴かなければならない。
- 4 役員等責任査定決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
- 5 第八百五十八条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、役員等責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。
（債権者集会の招集の許可の申立てについての裁判）

第九百条 第五百四十七条第三項の許可の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（協定の認可又は不認可の決定）

第九百一条 利害関係人は、第五百六十八条の申立てに係る協定を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

- 2 共助対象外国租税の請求権について、協定において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 第五百六十九条第一項の協定の認可の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
- 4 第五百六十八条の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、前項の協定の認可の決定に対する即時抗告の期間は、同項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。
- 5 前各項の規定は、第五百七十二条の規定により協定の内容を変更する場合について準用する。

第四款 特別清算の終了の手續に関する特則

（特別清算終結の申立てについての裁判）

第九百二条 特別清算終結の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

- 2 特別清算終結の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、特別清算終結の決定に対する即時抗告の期間は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。
- 3 特別清算終結の決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 4 特別清算終結の決定をした裁判所は、第二項の即時抗告があった場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第四節 外国会社の清算の手續に関する特則

（特別清算の手續に関する規定の準用）

第九百三条 前節の規定は、その性質上許されないものを除き、第八百二十二条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算について準用する。

第五節 会社の解散命令等の手續に関する特則

（法務大臣の関与）

第九百四条 裁判所は、第八百二十四条第一項又は第八百二十七条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

- 2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。
- 3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。
- 4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第八百七十二条第四号に定める者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。
（会社の財産に関する保全処分についての特則）

第九百五条 裁判所が第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の保全処分をした場合には、非訟事件の手續の費用は、会社又は外国会社の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

- 2 前項の保全処分又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てを却下する裁判に対して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手續に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手續に要する裁判費用は、会社又は外国会社の負担とする。

第九百六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

- 2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- 3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。
- 4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。
- 5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

第四章 登記

第一節 総則

（通則）

第九百七条 この法律の規定により登記すべき事項（第九百三十八条第三項の保全処分の登記に係る事項を除く。）は、当事者の申請又は裁判所書記官の囑託により、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

（登記の効力）

第九百八条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

- 2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。
（変更の登記及び消滅の登記）

第九百九条 この法律の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

（登記の期間）

第九百十条 この法律の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する。

第二節 会社の登記

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日（設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日）

二 発起人が定めた日

2 前項の規定にかかわらず、第五十七条第一項の募集をする場合には、前項の登記は、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 創立総会の終結の日

二 第八十四条の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

三 第九十七条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

四 第百条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

五 第百一条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 資本金の額

六 発行可能株式総数

七 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）

八 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数

九 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

十 株券発行会社であるときは、その旨

十一 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項

イ 新株予約権の数

ロ 第二百三十六条第一項第一号から第四号まで（ハに規定する場合にあつては、第二号を除く。）に掲げる事項

ハ 第二百三十六条第三項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め

ニ ロ及びハに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件

ホ 第二百三十六条第一項第七号及び第二百三十八条第一項第二号に掲げる事項

ヘ 第二百三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権（同項に規定する募集新株予約権をいう。以下へにおいて同じ。）の払込金額（同号に規定する払込金額をいう。以下へにおいて同じ。）（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時点で募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）

十二の二 第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

十三 取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の氏名

十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十三号に規定する場合を除く。）

十五 取締役会設置会社であるときは、その旨

十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第三百七十八条第一項の場所

十七 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨

ロ 監査役の氏名

十八 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨

十九 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

二十 第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

二十一 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項

イ 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨

ロ 特別取締役の氏名

ハ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

二十二 監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名

ロ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

ハ 第三百九十九条の十三第六項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨

二十三 指名委員会等設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

ロ 各委員会の委員及び執行役の氏名

ハ 代表執行役の氏名及び住所

二十四 第四百二十六条第一項の規定による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

二十五 第四百二十七条第一項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

二十六 第四百四十条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

二十七 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

二十八 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

二十九 第二十七号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
(合名会社の設立の登記)

第九百十二条 合名会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 合名会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 社員の氏名又は名称及び住所

六 合名会社を代表する社員の氏名又は名称（合名会社を代表しない社員がある場合に限る。）

七 合名会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所

八 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

九 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十 第八号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
(合資会社の設立の登記)

第九百十三条 合資会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 合資会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 社員の氏名又は名称及び住所

六 社員が有限責任社員又は無限責任社員のいずれであるかの別

七 有限責任社員の出資の目的及びその価額並びに既に履行した出資の価額

八 合資会社を代表する社員の氏名又は名称（合資会社を代表しない社員がある場合に限る。）

九 合資会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所

十 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

十一 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十二 第十号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
(合同会社の設立の登記)

第九百十四条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 資本金の額

六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称

七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所

八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所

九 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

十 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十一 第九号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
(変更の登記)

第九百十五条 会社において第九百十一条第三項各号又は前三条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第九百九十九条第一項第四号の期間を定めた場合における株式の発行による変更の登記は、当該期間の末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事由による変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。

一 新株予約権の行使

二 第六十六條第一項の規定による請求（株式の内容として第七條第二項第二号ハ若しくはニ又は第八條第二項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合に限る。）

(他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記)

第九百十六条 会社がその本店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

一 株式会社 第九百十一条第三項各号に掲げる事項

二 合名会社 第九百十二条各号に掲げる事項

三 合資会社 第九百十三条各号に掲げる事項

四 合同会社 第九百十四条各号に掲げる事項

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第九百十七条 次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。

一 株式会社 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役

二 合名会社 社員

三 合資会社 社員

四 合同会社 業務を執行する社員

(支配人の登記)

第九百十八条 会社が支配人を選任し、又はその代理権が消滅したときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。

(持分会社の種類の変更の登記)

第九百十九条 持分会社が第六百三十八条の規定により他の種類の持分会社となったときは、同条に規定する定款の変更の効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、種類の変更前の持分会社については解散の登記をし、種類の変更後の持分会社については設立の登記をしなければならない。

(組織変更の登記)

第九百二十条 会社が組織変更をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、組織変更前の会社については解散の登記をし、組織変更後の会社については設立の登記をしなければならない。

(吸収合併の登記)

第九百二十一条 会社が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸収合併により消滅する会社については解散の登記をし、吸収合併後存続する会社については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第九百二十二条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社が株式会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併により消滅する会社については解散の登記をし、新設合併により設立する会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併により消滅する会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百四条第一項の株主総会の決議の日

ロ 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

ハ 第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ニ 新設合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、第八百八条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ホ 第八百十条の規定による手続が終了した日

ヘ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

2 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社が持分会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併により消滅する会社については解散の登記をし、新設合併により設立する会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併により消滅する会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百四条第二項の総株主の同意を得た日

ロ 新設合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、第八百八条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ハ 第八百十条の規定による手続が終了した日

ニ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

(吸収分割の登記)

第九百二十三条 会社が吸収分割をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸収分割をする会社及び当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社についての変更の登記をしなければならない。

(新設分割の登記)

第九百二十四条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社が株式会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設分割をする会社については変更の登記をし、新設分割により設立する会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設分割をする会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百五条に規定する場合以外の場合には、第八百四条第一項の株主総会の決議の日

ロ 新設分割をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

ハ 第八百五条に規定する場合以外の場合には、第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

- ニ 第八百八条第三項の規定による通知を受けるべき新株予約権者があるときは、同項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日
- ホ 第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日
- ヘ 新設分割をする株式会社が定めた日（二以上の株式会社が共同して新設分割をする場合にあっては、当該二以上の新設分割をする株式会社が合意により定めた日）
- 二 新設分割をする会社が合同会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
- イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書の場合にあっては、定款の定めによる手続を終了した日）
- ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日
- ハ 新設分割をする合同会社が定めた日（二以上の合同会社が共同して新設分割をする場合にあっては、当該二以上の新設分割をする合同会社が合意により定めた日）
- 三 新設分割をする会社が株式会社及び合同会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日
- 2 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社が持分会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設分割をする会社については変更の登記をし、新設分割により設立する会社については設立の登記をしなければならない。
- 一 新設分割をする会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
- イ 第八百五条に規定する場合以外の場合には、第八百四条第一項の株主総会の決議の日
- ロ 新設分割をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日
- ハ 第八百五条に規定する場合以外の場合には、第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日
- ニ 第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日
- ホ 新設分割をする株式会社が定めた日（二以上の株式会社が共同して新設分割をする場合にあっては、当該二以上の新設分割をする株式会社が合意により定めた日）
- 二 新設分割をする会社が合同会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
- イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書の場合にあっては、定款の定めによる手続を終了した日）
- ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日
- ハ 新設分割をする合同会社が定めた日（二以上の合同会社が共同して新設分割をする場合にあっては、当該二以上の新設分割をする合同会社が合意により定めた日）
- 三 新設分割をする会社が株式会社及び合同会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日
- （株式移転の登記）
- 第九百二十五条** 一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、株式移転により設立する株式会社について、その本店の所在地において、設立の登記をしなければならない。
- 一 第八百四条第一項の株主総会の決議の日
- 二 株式移転をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日
- 三 第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日
- 四 第八百八条第三項の規定による通知を受けるべき新株予約権者があるときは、同項の規定による通知をした日又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日
- 五 第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日
- 六 株式移転をする株式会社が定めた日（二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合にあっては、当該二以上の株式移転をする株式会社が合意により定めた日）
- （解散の登記）
- 第九百二十六条** 第四百七十一条第一号から第三号まで又は第六百四十一条第一号から第四号までの規定により会社が解散したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記をしなければならない。
- （継続の登記）
- 第九百二十七条** 第四百七十三条、第六百四十二条第一項又は第八百四十五条の規定により会社が継続したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、継続の登記をしなければならない。
- （清算人の登記）
- 第九百二十八条** 第四百七十八条第一項第一号に掲げる者が清算株式会社の清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 清算人の氏名
- 二 代表清算人の氏名及び住所
- 三 清算株式会社が清算人会設置会社であるときは、その旨
- 2 第六百四十七条第一項第一号に掲げる者が清算持分会社の清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 清算人の氏名又は名称及び住所
- 二 清算持分会社を代表する清算人の氏名又は名称（清算持分会社を代表しない清算人がある場合に限る。）
- 三 清算持分会社を代表する清算人が法人であるときは、清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 3 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、清算株式会社にあつては第一項各号に掲げる事項を、清算持分会社にあつては前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
- 4 第九百十五条第一項の規定は前三項の規定による登記について、第九百十七条の規定は清算人、代表清算人又は清算持分会社を代表する清算人について、それぞれ準用する。
- （清算終了の登記）
- 第九百二十九条** 清算が終了したときは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。
- 一 清算株式会社 第五百七条第三項の承認の日
- 二 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。） 第六百六十七条第一項の承認の日（第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあっては、その財産の処分を完了した日）
- 三 清算持分会社（合同会社に限る。） 第六百六十七条第一項の承認の日

第九百三十条から第九百三十二条まで 削除

第三節 外国会社の登記

(外国会社の登記)

第九百三十三条 外国会社が第八百十七条第一項の規定により初めて日本における代表者を定めたときは、三週間以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める地において、外国会社の登記をしなければならない。

一 日本に営業所を設けていない場合 日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この節において同じ。）の住所地

二 日本に営業所を設けた場合 当該営業所の所在地

2 外国会社の登記においては、日本における同種の会社又は最も類似する会社の種類に従い、第九百十一条第三項各号又は第九百十二条から第九百十四条までの各号に掲げる事項を登記するほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 外国会社の設立の準拠法

二 日本における代表者の氏名及び住所

三 日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるときは、第一号に規定する準拠法の規定による公告をする方法

四 前号に規定する場合において、第八百十九条第三項に規定する措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表に相当するものの内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

五 第九百三十九条第二項の規定による公告方法についての定めがあるときは、その定め

六 前号の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定めがあるときは、その定め

七 第五号の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

3 外国会社が日本に設けた営業所に関する前項の規定の適用については、当該営業所を第九百十一条第三項第三号、第九百十二条第三号、第九百十三条第三号又は第九百十四条第三号に規定する支店とみなす。

4 第九百十五条及び第九百十八条から第九百二十九条までの規定は、外国会社について準用する。この場合において、これらの規定中「二週間」とあるのは「三週間」と、「本店の所在地」とあるのは「日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該営業所の所在地）」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が日本における代表者に到達した日から起算する。

(日本における代表者の選任の登記等)

第九百三十四条 日本に営業所を設けていない外国会社が外国会社の登記後に日本における代表者を新たに定めた場合（その住所地が登記がされた他の日本における代表者の住所地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、三週間以内に、その新たに定めた日本における代表者の住所地においても、外国会社の登記をしなければならない。

2 日本に営業所を設けた外国会社が外国会社の登記後に日本に営業所を新たに設けた場合（その所在地が登記がされた他の営業所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、三週間以内に、その新たに設けた日本における営業所の所在地においても、外国会社の登記をしなければならない。

(日本における代表者の住所の移転の登記等)

第九百三十五条 日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者が外国会社の登記後にその住所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧住所地においては三週間以内に移転の登記をし、新住所地においては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた他の日本における代表者の住所を管轄する登記所の管轄区域内に住所を移転したときは、新住所地においては、その住所を移転したことを登記すれば足りる。

2 日本に営業所を設けた外国会社が外国会社の登記後に営業所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた他の営業所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に営業所を移転したときは、新所在地においては、その営業所を移転したことを登記すれば足りる。

(日本における営業所の設置の登記等)

第九百三十六条 日本に営業所を設けていない外国会社が外国会社の登記後に日本に営業所を設けたときは、日本における代表者の住所地においては三週間以内に営業所を設けたことを登記し、その営業所の所在地においては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた日本における代表者の住所を管轄する登記所の管轄区域内に営業所を設けたときは、その営業所を設けたことを登記すれば足りる。

2 日本に営業所を設けた外国会社が外国会社の登記後にすべての営業所を閉鎖した場合には、その外国会社の日本における代表者の全員が退任しようとするときを除き、その営業所の所在地においては三週間以内に営業所を閉鎖したことを登記し、日本における代表者の住所地においては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた営業所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所があるときは、すべての営業所を閉鎖したことを登記すれば足りる。

第四節 登記の嘱託

(裁判による登記の嘱託)

第九百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

イ 会社の設立の無効の訴え

ロ 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え

ハ 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この節において同じ。）の発行の無効の訴え

ニ 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え

ホ 株式会社の成立後における株式の発行が存在しないことの確認の訴え

ヘ 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え

ト 株主総会等の決議した事項についての登記があった場合における次に掲げる訴え

(1) 株主総会等の決議が存在しないこと又は株主総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え

(2) 株主総会等の決議の取消しの訴え

- チ 持分会社の設立の取消しの訴え
- リ 会社の解散の訴え
- ヌ 株式会社の役員解任の訴え
- ル 持分会社の社員の除名の訴え
- ヲ 持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴え

二 次に掲げる裁判があったとき。

- イ 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者の選任の裁判
- ロ 第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判（次条第二項第一号に規定する裁判を除く。）
- ハ イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判（次条第二項第二号に規定する裁判を除く。）
- ニ 清算人又は代表清算人若しくは清算持分会社を代表する清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判（次条第二項第三号に規定する裁判を除く。）
- ホ 清算人の解任の裁判（次条第二項第四号に規定する裁判を除く。）

三 次に掲げる裁判が確定したとき。

- イ 前号ホに掲げる裁判を取り消す裁判
- ロ 第八百二十四条第一項の規定による会社の解散を命ずる裁判

2 第八百二十七条第一項の規定による外国会社の日本における取引の継続の禁止又は営業所の閉鎖を命ずる裁判が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、次の各号に掲げる外国会社の区分に応じ、当該各号に定める地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 日本に営業所を設けていない外国会社 日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地
 - 二 日本に営業所を設けている外国会社 当該営業所の所在地
- 3 次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。
- 一 会社の組織変更の無効の訴え 組織変更後の会社についての解散の登記及び組織変更をする会社についての回復の登記
 - 二 会社の吸収合併の無効の訴え 吸収合併後存続する会社についての変更の登記及び吸収合併により消滅する会社についての回復の登記
 - 三 会社の新設合併の無効の訴え 新設合併により設立する会社についての解散の登記及び新設合併により消滅する会社についての回復の登記
 - 四 会社の吸収分割の無効の訴え 吸収分割をする会社及び当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社についての変更の登記
 - 五 会社の新設分割の無効の訴え 新設分割をする会社についての変更の登記及び新設分割により設立する会社についての解散の登記
 - 六 株式会社の株式交換の無効の訴え 株式交換をする株式会社（第七百六十八条第一項第四号に掲げる事項についての定めがある場合に限る。）及び株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する会社についての変更の登記
 - 七 株式会社の株式移転の無効の訴え 株式移転をする株式会社（第七百七十三条第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合に限る。）についての変更の登記及び株式移転により設立する株式会社についての解散の登記
 - 八 株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社についての変更の登記
- （特別清算に関する裁判による登記の嘱託）

第九百三十八条 次の各号に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

- 一 特別清算開始の命令があつたとき 特別清算開始の登記
- 二 特別清算開始の命令を取り消す決定が確定したとき 特別清算開始の取消しの登記
- 三 特別清算終結の決定が確定したとき 特別清算終結の登記

2 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 特別清算開始後における第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判があつたとき。
 - 二 前号の裁判を取り消す裁判があつたとき。
 - 三 特別清算開始後における清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判があつたとき。
 - 四 特別清算開始後における清算人の解任の裁判があつたとき。
 - 五 前号の裁判を取り消す裁判が確定したとき。
- 3 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。
- 一 清算株式会社の財産に属する権利で登記されたものに関し第五百四十条第一項又は第二項の規定による保全処分があつたとき。
 - 二 登記のある権利に関し第五百四十二条第一項又は第二項の規定による保全処分があつたとき。
- 4 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。
- 5 前二項の規定は、登録のある権利について準用する。
- 6 前各項の規定は、その性質上許されないものを除き、第八百二十二条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算について準用する。

第五章 公告

第一節 総則

（会社の公告方法）

第九百三十九条 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告

- 2 外国会社は、公告方法として、前項各号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 3 会社又は外国会社が第一項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 第一項又は第二項の規定による定めがない会社又は外国会社の公告方法は、第一項第一号の方法とする。

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

- 一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日
 - 二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総会の終結の日後五年を経過する日
 - 三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日
- 2 外国会社が電子公告により第八百十九条第一項の規定による公告をする場合には、同項の手続の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間（以下この章において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
 - 一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。
 - 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

第二節 電子公告調査機関

(電子公告調査)

第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

(登録)

第九百四十二条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同条の規定による調査（以下この節において「電子公告調査」という。）を行おうとする者の申請により行う。

- 2 登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二第十項及び第六十六条の四第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七条第二項、第八十条第一項及び第八十二条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項及び第五十二条の六十の三十六第六項（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五第一項及び信用金庫法第八十九条第七項において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三号、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項及び第六十三条の二十第七項並びに労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二十九条第六項（同法第百十一条第二項において準用する場合を含む。）（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第九百五十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第九百四十七条において同じ。）のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第九百四十四条 法務大臣は、第九百四十二条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、法務省令で定める。

- 一 電子公告調査に必要な電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件のすべてに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。
- イ 当該電子計算機及びプログラムが電子公告により公告されている情報をインターネットを利用して閲覧することができるものであること。
- ロ 当該電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは当該電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、当該電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることを防ぐために必要な措置が講じられていること。
- ハ 当該電子計算機及びプログラムがその電子公告調査を行う期間を通じて当該電子計算機に入力された情報及び指令並びにインターネットを利用して提供を受けた情報を保存する機能を有していること。
- 二 電子公告調査を適正に行うために必要な実施方法が定められていること。
- 2 登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が電子公告調査を行う事業所の所在地
(登録の更新)

第九百四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(調査の義務等)

第九百四十六条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

- 2 調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。
- 3 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。
- 4 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

(電子公告調査を行うことができない場合)

第九百四十七条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与した場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

- 一 当該調査機関
- 二 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）
- 三 理事等又は職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人
- 四 理事等又は職員のうちに当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人
(事業所の変更の届出)

第九百四十八条 調査機関は、電子公告調査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、法務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第九百四十九条 調査機関は、電子公告調査の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、電子公告調査の業務の開始前に、法務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、電子公告調査の実施方法、電子公告調査に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第九百五十条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九百五十一条 調査機関は、毎事業年度経過後三箇月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かななければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第九百五十二条 法務大臣は、調査機関が第九百四十四条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九百五十三条 法務大臣は、調査機関が第九百四十六条の規定に違反していると認めるときは、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第九百五十四条 法務大臣は、調査機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九百四十三条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

- 二 第九百四十七条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）から第九百五十条まで、第九百五十一条第一項又は次条第一項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第九百五十一条第二項各号又は次条第二項各号（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第九百五十二条又は前条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第九百四十一条の登録を受けたとき。

（調査記録簿等の記載等）

第九百五十五条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下この条において「調査記録簿等」という。）を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。

- 2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求

- 二 調査記録簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（調査記録簿等の引継ぎ）

第九百五十六条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部の廃止をしようとするとき、又は第九百五十四条の規定により登録が取り消されたときは、その保存に係る前条第一項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の調査記録簿等を他の調査機関に引き継がなければならない。

- 2 前項の規定により同項の調査記録簿等の引継ぎを受けた調査機関は、法務省令で定めるところにより、その調査記録簿等を保存しなければならない。

（法務大臣による電子公告調査の業務の実施）

第九百五十七条 法務大臣は、登録を受ける者がいないとき、第九百五十条の規定による電子公告調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第九百五十四条の規定により登録を取り消し、又は調査機関に対し電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、調査機関が天災その他の事由によって電子公告調査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、当該電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 法務大臣が前項の規定により電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における電子公告調査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、法務省令で定める。

- 3 第一項の規定により法務大臣が行う電子公告調査を求める者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（報告及び検査）

第九百五十八条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、調査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）

第九百五十九条 法務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第九百四十五条第一項の規定により登録が効力を失ったことを確認したとき。
- 三 第九百四十八条又は第九百五十条の届出があつたとき。
- 四 第九百五十四条の規定により登録を取り消し、又は電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 第九百五十七条第一項の規定により法務大臣が電子公告調査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた電子公告調査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第八編 罰則

（取締役等の特別背任罪）

第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 発起人
- 二 設立時取締役又は設立時監査役
- 三 取締役、会計参与、監査役又は執行役
- 四 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役又は執行役の職務を代行する者
- 五 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者
- 六 支配人
- 七 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人
- 八 検査役

- 2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算株式会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

- 一 清算株式会社の清算人
- 二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算株式会社の清算人の職務を代行する者
- 三 第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者
- 四 清算人代理
- 五 監督委員

六 調査委員

(代表社債権者等の特別背任罪)

第九百六十一条 代表社債権者又は決議執行者（第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(未遂罪)

第九百六十二条 前二条の罪の未遂は、罰する。

(会社財産を危うくする罪)

第九百六十三条 第九百六十条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、裁判所又は創立総会若しくは種類創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第九百六十条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会若しくは種類株主総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。

3 検査役が、第二十八条各号、第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。

4 第九百六十四条第一項の規定により選任された者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。

5 第九百六十条第一項第三号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。

一 何人の名義をもってするかを問わず、株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき。

二 法令又は定款の規定に違反して、剰余金の配当をしたとき。

三 株式会社の目的の範囲外において、投機取引のために株式会社の財産を処分したとき。

(虚偽文書行使等の罪)

第九百六十四条 次に掲げる者が、株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であって重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九百六十条第一項第一号から第七号までに掲げる者

二 持分会社の業務を執行する社員

三 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者

四 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集の委託を受けた者

2 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であって重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

(預合いの罪)

第九百六十五条 第九百六十条第一項第一号から第七号までに掲げる者が、株式の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(株式の超過発行の罪)

第九百六十六条 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 発起人

二 設立時取締役又は設立時執行役

三 取締役、執行役又は清算株式会社の清算人

四 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を代行する者

五 第三百四十六条第二項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第四百三条第三項において準用する第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を行うべき者

(取締役等の贈収賄罪)

第九百六十七条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第九百六十条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 第九百六十一条に規定する者

三 会計監査人又は第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(株主等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第九百六十八条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 株主総会若しくは種類株主総会、創立総会若しくは種類創立総会、社債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使

二 第二百十条若しくは第二百四十七条、第二百九十七条第一項若しくは第四項、第三百三条第一項若しくは第二項、第三百四条、第三百五条第一項若しくは第三百六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第一項、第三百六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）、第四百二十二条第一項若しくは第二項、第四百二十六条第七項、第四百三十三条第一項若しくは第四百七十九条第二項に規定する株主の権利の行使、第五百十一条第一項若しくは第五百二十二条第一項に規定する株主若しくは債権者の権利の行使又は第五百四十七条第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者の権利の行使

四 第八百二十八条第一項、第八百二十九条から第八百三十一条まで、第八百三十三条第一項、第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項、第八百四十七条の三第七項若しくは第九項、第八百五十三条、第八百五十四条又は第八百

五十八条に規定する訴えの提起（株主等（第八百四十七条の四第二項に規定する株主等をいう。次号において同じ。）、株式会社の債権者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を有する者がするものに限る。）

五 第八百四十九条第一項の規定による株主等の訴訟参加

- 2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。
（没収及び追徴）

第九百六十九条 第九百六十七条第一項又は前条第一項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
（株主等の権利の行使に関する利益供与の罪）

第九百七十条 第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主（第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。）の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。第三項において同じ。）の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 2 情を知って、前項の利益の供与を受け、又は第三者にこれを供与させた者も、同項と同様とする。
3 株主の権利、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。
4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
6 第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（国外犯）

第九百七十一条 第九百六十条から第九百六十三条まで、第九百六十五条、第九百六十六条、第九百六十七条第一項、第九百六十八条第一項及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

- 2 第九百六十七条第二項、第九百六十八条第二項及び前条第二項から第四項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。
（法人における罰則の適用）

第九百七十二条 第九百六十条、第九百六十一条、第九百六十三条から第九百六十六条まで、第九百六十七条第一項又は第九百七十条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第九百六十二条の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。
（業務停止命令違反の罪）

第九百七十三条 第九百五十四条の規定による電子公告調査（第九百四十二条第一項に規定する電子公告調査をいう。以下同じ。）の業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
（虚偽届出等の罪）

第九百七十四条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九百五十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項若しくは第九百五十六条第二項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者
三 第九百五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（両罰規定）

第九百七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
（過料に処すべき行為）

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。
二 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。
三 この法律の規定による開示をすることを怠ったとき。
四 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
五 この法律の規定による調査を妨げたとき。
六 官庁、株主総会若しくは種類株主総会、創立総会若しくは種類創立総会、社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

- 七 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第四百三十五条第二項若しくは第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百二十二条第一項、第四百九十九条第一項、第七百七十一条の二第一項、第七百七十三条の二第一項、第七百七十九条の五第一項、第七百七十九条の十第一項、第八百八十二条の二第一項、第八百八十二条の六第一項、第二百五十条第一項、第二百七十条第一項、第六百八十二条第一項、第六百九十五条第一項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十四条第一項、第八百一条第一項若しくは第二項、第八百三条第一項、第八百十一条第一項、第八百十五条第一項若しくは第二項、第八百十六条の二第一項若しくは第八百

十六条の第十一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第三十一条第一項の規定、第七十四条第六項、第七十五条第三項、第七十六条第四項、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項（これらの規定を第八十六条において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第七百七十一条の二第一項、第七百七十三条の二第二項、第七百七十九条の五第一項、第七百七十九条の十第二項、第八百八十二条の二第一項、第八百八十二条の六第二項、第二百三十一条第一項若しくは第二百五十二条第一項、第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十二条第四項、第三百十八条第二項若しくは第三項若しくは第三百十九条第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十八条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十九条の十一第一項、第四百十三条第一項、第四百四十二条第一項若しくは第二項、第四百九十六条第一項、第六百八十四条第一項、第七百三十一条第二項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第二項、第七百九十四条第一項、第八百一条第三項、第八百三条第一項、第八百十一条第二項、第八百十五条第三項、第八百十六条の二第一項又は第八百十六条の十第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。

九 正当な理由がないのに、株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会において、株主又は設立時株主の求めた事項について説明をしなかったとき。

十 第二百二十五条第一項の規定に違反して株式を取得したとき、又は同条第三項の規定に違反して株式の処分をすることを怠ったとき。

十一 第七百七十八条第一項又は第二項の規定に違反して、株式の消却をしたとき。

十二 第七百九十七条第一項又は第二項の規定に違反して、株式の競売又は売却をしたとき。

十三 株式、新株予約権又は社債の発行の日前に株券、新株予約権証券又は社債券を発行したとき。

十四 第二百二十五条第一項、第二百八十八条第一項又は第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、株券、新株予約権証券又は社債券を発行しなかったとき。

十五 株券、新株予約権証券又は社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十六 第二百二十五条第四項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条又は第二百二十九条第二項の規定に違反して、株券喪失登録を抹消しなかったとき。

十七 第二百三十条第一項の規定に違反して、株主名簿に記載し、又は記録したとき。

十八 第二百九十六条第一項の規定又は第三百七条第一項第一号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三百五十九条第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、株主総会を招集しなかったとき。

十八の二 第三百三条第一項又は第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を株主総会又は種類株主総会の目的としなかったとき。

十九 第三百二十五条の三第一項（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

十九の二 第三百二十七条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。

十九の三 第三百三十一条第六項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかったとき。

二十 第三百三十五条第三項の規定に違反して、社外監査役を監査役の半数以上に選任しなかったとき。

二十一 第三百四十三条第二項（第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十四条の二第二項（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を株主総会若しくは種類株主総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を株主総会若しくは種類株主総会に提出しなかったとき。

二十二 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなった場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手续をすることを怠ったとき。

二十三 第三百六十五条第二項（第四百十九条第二項及び第四百八十九条第八項において準用する場合を含む。）又は第四百三十条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、取締役会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十四 第三百九十条第三項の規定に違反して、常勤の監査役を選定しなかったとき。

二十五 第四百四十五条第三項若しくは第四項の規定に違反して資本準備金若しくは準備金を計上せず、又は第四百四十八条の規定に違反して準備金の額の減少をしたとき。

二十六 第四百四十九条第二項若しくは第五項、第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項、第六百七十条第二項若しくは第五項、第七百七十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十条第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十六条の八第二項若しくは第五項又は第八百二十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分会社の財産の処分、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式交付又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。

二十七 第四百八十四条第一項若しくは第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき、又は第五百十一条第二項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠ったとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第四百九十九条第一項、第六百六十条第一項又は第六百七十条第二項の期間を不当に定めたととき。

二十九 第五百条第一項、第五百三十七条第一項又は第六百六十一条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第五百二条又は第六百六十四条の規定に違反して、清算株式会社又は清算持分会社の財産を分配したとき。

三十一 第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の規定に違反したとき。

三十二 第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分に違反したとき。

三十三 第七百二条の規定に違反して社債を発行し、又は第七百十四条第一項（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者を定めなかったとき。

三十四 第八百二十七条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

三十五 第九百四十一条の規定に違反して、電子公告調査を求めなかったとき。

第九百七十七条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九百五十一条第一項の規定に違反して、財務諸表等（同項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）を備え置かず、又は財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

三 正当な理由がないのに、第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第九百七十八条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項の規定に違反して、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字をその商号中に用いた者

二 第七条の規定に違反して、会社であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者

三 第八条第一項の規定に違反して、他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

第九百七十九条 会社の成立前に当該会社の名義を使用して事業をした者は、会社の設立の登録免許税の額に相当する過料に処する。

2 第八百十八條第一項又は第八百二十一条第一項の規定に違反して取引をした者も、前項と同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

2 この法律の規定（罰則を除く。）は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

（商号の使用に関する経過措置）

3 第六条第三項の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に合同会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている場合における会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社、同法第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社又は同条第三項前段の規定により存続する合名会社若しくは合資会社については、この法律の施行の日から起算して六月間（これらの会社が当該期間内に商号の変更をした場合にあっては、当該商号の変更をするまでの期間）は、適用しない。

（合併等に際して株主等に対して交付する金銭等に関する経過措置）

4 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間において合併契約が締結される合併、吸収分割契約が締結される吸収分割若しくは新設分割計画が作成される新設分割、株式交換契約が締結される株式交換又は株式移転計画が作成される株式移転の手續に関する第七百四十九条第一項第二号、第七百五十一条第一項、第七百五十三条第一項、第七百五十五条第一項、第七百五十八条第四号、第七百六十条、第七百六十三条、第七百六十五条第一項、第七百六十八条第一項第二号、第七百七十条第一項及び第七百七十三条第一項の規定の適用については、第七百四十九条第一項第二号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（ロからホまでに掲げる事項を除く。）」と、第七百五十一条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）」と、第七百五十三条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第八号及び第九号に掲げる事項を除く。）」と、第七百五十五条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）」と、第七百五十八条第四号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（ロからホまでに掲げる事項を除く。）」と、第七百六十条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第五号に掲げる事項を除く。）」と、第七百六十三条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第八号及び第九号に掲げる事項を除く。）」と、第七百六十五条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）」と、第七百六十八条第一項第二号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（ロからホまでに掲げる事項を除く。）」と、第七百七十条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）」と、第七百七十三条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）」とする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百七条中公認会計士法第四条第二号の改正規定（「若しくは第百九十八条」を「から第百九十八条まで」に改める部分に限る。）、第二百八条第一項の規定、第二百五条中会社法第三百三十一条第一項第三号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）、第二百六条第一項の規定及び第二百十三条中金融庁設置法第二十条第一項の改正規定（「、検査」の下に「、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取」を加える部分に限る。） 平成十八年証券取引法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成一八年一二月一五日法律第一〇九号）抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条（商法第七号の改正規定に限る。）、第二十五条（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一条第二十四号の改正規定に限る。）、第三十七条（金融機関の合併及び転換に関する法律第七十六条第七号の改正規定に限る。）、第四十九条（保険業法第十七条の六第一項第七号、第五十三条の十二第八項、第五十三条の十五、第五十三条の二十五第二項、第五十三条の二十七第三項、第五十三条の三十二、第百八十条の五第三項及び第四項並びに第百八十条の九第五項の改正規定に限る。）、第五十五条（資産の流動化に関する法律第七十六条第六項、第八十五条、第百六十八条第五項、第百七十一条第六項及び第三百十六条第一項第二十三号の改正規定に限る。）、第五十九条、第七十五条及び第七十七条（会社法目次の改正規定、同法第三百三十二条に二項を加える改正規定、同法第二編第二章第三節中第百五十四条の次に一款を加える改正規定、同法第二編第三章第四節中第二百七十二條の次に一款を加える改正規定、同法第六百九十五条の次に一款を加える改正規定及び同法第九百四十三条第一号の改正規定を除く。）の規定 公布の日

附 則（平成一九年五月一六日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年六月一三日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年四月三〇日法律第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月二四日法律第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二一年七月一〇日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二四年三月三一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日

イ及びロ 略

ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第百九十八条の三、第百九十八条の六第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二條の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日法律第九〇号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の会社法（以下「新会社法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の会社法（以下「旧会社法」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

(委員会設置会社に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に委員会設置会社（旧会社法第二条第十二号に規定する委員会設置会社をいう。次項において同じ。）である株式会社又は施行日前に旧会社法第三十条第一項の規定による定款（同号に規定する委員会を置く旨の定めがあるものに限る。）の認証を受け、この法律の施行後に成立する株式会社の定款には、新会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなす。

2 旧会社法の規定による委員会設置会社の登記は、新会社法第九百十一条第三項第二十三号に掲げる事項の登記とみなす。

(社外取締役及び社外監査役の要件に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧会社法第二条第十五号に規定する社外取締役又は同条第十六号に規定する社外監査役を置く株式会社の社外取締役又は社外監査役については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、新会社法第二条第十五号又は第十六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(詐害事業譲渡等に関する経過措置)

第五条 施行日前に会社の他の会社に対する事業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡については、新会社法第二十三条の二の規定は、適用しない。

2 施行日前に会社の商人（会社を除く。以下この項において同じ。）に対する事業の譲渡又は商人の営業の譲受けに係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡又は営業の譲受けについては、新会社法第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(設立時発行株式に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧会社法第三十条第一項の認証を受けた定款に係る株式会社の設立に際して発行する設立時発行株式については、新会社法第五十二条の二、第二百二条第三項及び第四項、第二百二条の二並びに第二百三条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(公開会社となる場合における発行可能株式総数に関する経過措置)

第七条 施行日前に公開会社でない株式会社が公開会社となる旨の定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更後の発行可能株式総数については、新会社法第一百三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(定款の変更等に係る株式買取請求に関する経過措置)

第八条 施行日前に旧会社法第一百六条第一項各号の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合（同項各号の行為をするために株主総会の決議を要しない場合にあつては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき）におけるその行為に係る株式買取請求については、なお従前の例による。

(定款の変更に係る新株予約権買取請求に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧会社法第一百八条第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求については、なお従前の例による。

(全部取得条項付種類株式の取得に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧会社法第一百七十一条第一項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得については、なお従前の例による。

(株式の併合に関する経過措置)

第十一条 施行日前に旧会社法第一百八十条第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合については、なお従前の例による。

(募集株式に関する経過措置)

第十二条 施行日前に旧会社法第一百九十九条第二項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集株式については、新会社法第二百五条第二項、第二百六条の二、第二百九条第二項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、適用しない。

(新株予約権に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集新株予約権については、新会社法第二百四十四条第三項、第二百四十四条の二、第二百八十二条第二項及び第三項、第二百八十六条の二並びに第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

2 施行日前に発行された新株予約権（募集新株予約権を除く。）については、新会社法第二百八十二条第二項及び第三項、第二百八十六条の二並びに第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

(新株予約権無償割当てに関する経過措置)

第十四条 施行日前に旧会社法第二百七十八条第一項各号に掲げる事項の決定があつた場合におけるその新株予約権無償割当てについては、なお従前の例による。

(会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定に関する経過措置)

第十五条 施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新会社法第三百四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(取締役等の責任の一部の免除等に関する経過措置)

第十六条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除及び当該責任の限度に関する契約については、新会社法第四百二十五条から第四百二十七条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該責任の一部の免除をしようとする時に監査等委員会設置会社（新会社法第二条第十一号の二に規定する監査等委員会設置会社をいう。）で

ある株式会社についての旧会社法第四百二十五条第三項（旧会社法第四百二十六条第二項及び第四百二十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、旧会社法第四百二十五条第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）による改正後の会社法（以下この項において「新会社法」という。）第二条第十一号の二に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監査等委員（新会社法第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。）」とする。

（子会社の株式又は持分の譲渡に関する経過措置）

第十七条 施行日前に子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその譲渡については、新会社法第四百六十七条第一項及び第五百三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事業譲渡等に関する経過措置）

第十八条 施行日前に旧会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等については、新会社法第四百六十九条及び第四百七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（株式会社の清算に関する経過措置）

第十九条 施行日前に旧会社法第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった清算株式会社の監査役については、新会社法第四百七十八条第六項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（株式会社の合併等に関する経過措置）

第二十条 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは株式交換契約が締結され、又は組織変更計画、新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

（責任追及等の訴えに関する経過措置）

第二十一条 施行日前に旧会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えが提起された場合における当該責任追及等の訴えについては、なお従前の例による。

2 施行日前に新会社法第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた場合については、同条の規定は、適用しない。

3 施行日前にその原因となった事実が生じた特定責任（新会社法第八百四十七条の三第四項に規定する特定責任をいう。）については、同条の規定は、適用しない。

（監査役の監査の範囲の限定等に係る登記に関する経過措置）

第二十二条 この法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、この法律の施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は、新会社法第九百十一条第三項第十七号イに掲げる事項の登記をすることを要しない。

2 株式会社についてこの法律の施行の際現に旧会社法第九百十一条第三項第二十五号又は第二十六号の規定による登記がある場合は、当該株式会社は、当該登記に係る取締役又は監査役の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十五条 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年六月二七日法律第九一号） 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月四日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条 前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第九百四十三条の規定の適用については、旧農協法第九十二条第五項（附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）において準用する前条の規定による改正前の会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新農協法第九十七条の四第五項において準用する新会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年六月三日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月四日法律第九五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(会社法の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 前条の規定による改正後の会社法第九百四十三条の規定の適用については、旧水協法第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新水協法第二百六条の四第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

附 則 (令和元年五月一七日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年二月一日法律第七〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(「株主総会及び種類株主総会」を「株主総会及び種類株主総会等」に、「第二款 種類株主総会(第三百二十一条―第三百二十五条)」を「／第二款 種類株主総会(第三百二十一条―第三百二十五条)／第三款 電子提供措置(第三百二十五条の二―第三百二十五条の七)／」に、「／第二節 会社の登記／ 第一款 本店の所在地における登記(第九百一十一条―第九百二十九条)／ 第二款 支店の所在地における登記(第九百三十条―第九百三十二条)／」を「第二節 会社の登記(第九百一十一条―第九百三十二条)」に改める部分に限る。)、第二編第四章第一節の節名の改正規定、第三百一条第一項の改正規定、同節に一款を加える改正規定、第七編第四章第二節第一款の款名を削る改正規定、第九百一十一条第三項第十二号の次に一号を加える改正規定、同節第二款の款名を削る改正規定、第九百三十条から第九百三十二条までの改正規定、第九百三十七条第一項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、第九百三十八条第一項の改正規定及び第九百七十六条中第十九号を第十八号の二とし、同号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の会社法(以下「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定。附則第十条において同じ。)の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の会社法(以下「旧法」という。)の規定によって生じた効力を妨げない。

(株主提案権に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた会社法第三百五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

(代理権を証明する書面等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた旧法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

(社外取締役の設置義務等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に監査役会設置会社(会社法第二条第五号に規定する公開会社であり、かつ、同条第六号に規定する大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものについては、新法第三百二十七条の二の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しない。この場合において、旧法第三百二十七条の二に規定する場合における理由の開示については、なお従前の例による。

(補償契約に関する経過措置)

第六条 新法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

(役員等のために締結される保険契約に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に株式会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

(社債に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第六百七十六条に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社債及びこの法律の施行前に会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、新法第六百七十六条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する社債であって、社債管理者を定めていないもの(この法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないで発行された社債を含む。)には、新法第六百七十六条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

3 この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

(新株予約権に係る登記に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に登記の申請がされた新株予約権の発行に関する登記の登記事項については、新法第九百一十一条第三項第十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条から附則第五条まで及び附則第二十六条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一一日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和六年五月二二日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第二条第八項第十号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十一条に一項を加える改正規定、同法第二百一条第一号の改正規定並びに同法第二百五条の二の三第一号の改正規定(「第三十一条第一項若しくは第三項」を「第三十一条第一項、第三項若しくは第七項」に改める部分に限る。)並びに附則第十七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第二十七条の二第一項及び第七項、第二十七条の三第二項並びに第二十七条の九第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二十七条の十三の見出し及び同条第二項の改正規定、同法第二十七条の十六、第二十七条の十九、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十二の二第九項から第十一項まで、第二十七条の二十三第三項から第六項まで、第二十七条の三十の九第二項、第百六十三条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七條第一項及び第三項並びに第百九十七條の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第百九十八條の二第一項、第二百条並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、同法第二百七条の二の改正規定(「第百九十七條の二第十二号」を「第百九十七條の二第二項第二号」に改める部分に限る。)並びに同法第二百九条の五から第二百九条の七までの改正規定並びに次条から附則第六条までの規定及び附則第十一条の規定(「第百九十七條の二第一号」を「第百九十七條の二第一項第一号」に改める部分に限る。)

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

WBA コンプライアンス管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、(株)ワールド・ビジネス・アソシエイツ（以下「WBA」という）のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢（以下「コンプライアンス態勢」という）を確立し、もって WBA の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、役員及び社員、契約職員及び登録コンサルタントをいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

第2章 基本方針及び組織

(基本方針等)

第4条 役員会は、WBA 行動原則に基づいたコンプライアンス態勢を確立するため、コンプライアンス・マニュアル（以下「マニュアル」という）その他の重要事項を決定する。なお、役員会はコンプライアンス委員会を兼ねる。

(役員会の所掌事務)

第5条 役員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針、マニュアル又はコンプライアンスに関する諸規程の立案
- (2) 第12条に規定するコンプライアンス実践計画の立案
- (3) 第13条に規定するコンプライアンス指導指針の策定その他この規程に基づいて役員会が行うこととされた事務
- (4) 情報管理、即ち関係法令等の改正及び自治体の指導指示の把握、社内外の情報の収集及び提供、コンプライアンスに関する記録及び文書の管理基準の決定等
- (5) コンプライアンスに係る研修の企画及び立案並びに実施状況の定期的な把握
- (6) その他コンプライアンスに係る重要な事項についての調査、企画及び立案

(コンプライアンス管理者)

第6条 役員会は、コンプライアンスを推進し役職員等の適切な職務執行が図られるよう、役員のうち一人をコンプライアンス管理者※（以下「管理者」という）として指名する。（※松村正之）

2 管理者は、コンプライアンスに関する状況の把握、職員の研修、法令情報の収集・提供、違反行為の通報・相談への適切な対応等を行い、役員会に報告しなければならない。

3 管理者は、第12条に規定するコンプライアンス実践計画を適時適切に実施するとともに、進捗状況や達成状況をフォローアップし、役員会及び監査役に報告しなければならない。

(コンプライアンス担当者)

第7条 本社にコンプライアンス担当者※（以下「担当者」という）を置く。

(※藤田泰宏)

2 担当者は責任者の指揮命令の下に、コンプライアンスを推進するため、業務活動の公正な遂行の確保その他コンプライアンスに関する業務を行う。

3 担当者は、社内のコンプライアンス情報を集約し、管理者に随時又は定期的に報告し、社内のコンプライアンスを推進しなければならない。

4 担当者は、事業に関する法的知識の蓄積を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

5 担当者は、コンプライアンスを徹底する観点から、コンプライアンスの状況について継続的なモニタリング（以下「モニタリング」という）を行う。

第3章 コンプライアンスの推進

(法令等の遵守)

第8条 役職員等は、業務活動又は経理事務の執行等に当たり、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動又は経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等で得たデータ等の記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第9条 役職員等は、業務活動等の実施に当たり責任ある行動と不正行為の防止を図るためには公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。

(利益相反)

第10条 役職員等は、業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との

利益の衝突に細心の注意を払い、適切に対応しなければならない。

(コンプライアンス違反行為の処理)

第11条 管理者は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる等適切に対処しなければならない。

2 管理者は、前項の調査によりコンプライアンス違反行為となる事実が認められたときは、速やかに当該事実を社長に報告しなければならない。

3 管理者は、コンプライアンス違反に関連する情報の分析等により、再発防止又は未然防止のための措置を速やかに講じ、その内容を役員会に報告しなければならない。

(コンプライアンス実践計画)

第12条 役員会は、毎年度、内部規程の整備、職員研修計画及びモニタリング等を内容とする具体的なコンプライアンス実践計画を策定する。

(コンプライアンス指導指針)

第13条 役員会は、役職員等が遵守すべき法令等の解説、モニタリングの方法、違法行為を発見した場合の対処方針を網羅し、平易かつ適切に規定するコンプライアンス指導指針を策定し、役職員等に周知させなければならない。

(研修)

第14条 管理者は、コンプライアンス態勢を徹底するため、役職員等を対象とした法令基礎研修その他の研修を実施する。

2 前項の研修は、総務部門が所管する。

(法令情報の収集・提供)

第15条 担当者は、法令等の制定又は改廃の動向の把握に努め、有用な情報を提供しなければならない。

2 管理者及び担当者は、収集した情報を適切に管理し、内容を分析し、法令等違反行為の未然防止又は再発防止を含むコンプライアンスの改善に役立てなければならない。

(記録等の管理)

第16条 役員会は、コンプライアンスに関する記録又は文書の種類、作成の要否、保管場所、保管期間、アクセス方法、アクセス権限、廃止方法等の管理基準を必要に応じて定める。

2 管理者及び担当者は、前項の管理基準に基づき、コンプライアンスに関する記録又は文書を管理しなければならない。

(内部通報)

第17条 WBAは、独自に法令等違反行為に関する内部の通報及び相談制度を設けた上で、役職員等及び退職者並びに取引事業者の従業員に対し、職場や業務で重要な法令等違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自律的な解決が難しいときは、通報又は相談窓口โดยตรง又は相談するよう周知徹底するとともに、その通報又は相談行為に対して不

利益を課さないことを保証しなければならない。

2 前項の内部通報等については、社長または監査役がその窓口となる。

(外部通報)

第18条 前条の内部通報に加え外部情報窓口を設ける。外部通報については、(一社)海外コンサルティング企業協会内「ECFA 公益通報窓口」への通報とし、通報方法については、同協会が定めた通報様式により行うものとする。なお、外部通報窓口の利用については別途誓約している「秘密保持誓約書」第一条(秘密保持の誓約)の開示、漏洩に該当しないものとする。

第4章 監査及び規程の見直し

(監査)

第19条 監査役は、少なくとも毎年1回、マニュアル及びコンプライアンス実践計画等の遵守状況について監査を行わなければならない。

(規程の見直し)

第20条 本規程の改廃は、役員会が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2014年9月1日から施行する。

改正 2015年3月1日 外部通報窓口の設置(第18条)

〃 2016年6月1日 研修実施者の変更(第14条)
(社長→管理者)
内部通報窓口の追加(第17条)
(監査役を追加)

〃 2020年11月12日
担当者の変更(第7条)

個人情報保護方針

株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツは、多様な情報を取り扱うビジネスコンサルティング企業として、個人情報を適切に管理することを事業活動における最優先事項の一つとして位置づけます。

そのため、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、すべての役員、社員および関係者に周知・徹底を図ります。

1. 個人情報の適切な取得、利用、提供および預託

個人情報の取得にあたっては、本人に対して個人情報の利用目的を明らかにし、同意を得た上で取得します。

取得した個人情報を当初の利用目的の範囲に限定して利用し、適切に取り扱います。

本人の同意がある場合及び法令に基づき司法機関等から法的義務を伴う要請を受けた場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供および預託をいたしません。

2. 個人情報に関する安全管理措置

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、漏洩などに関する予防措置を講ずるとともに、万一の事故等の発生時には速やかな是正措置を実施します。

3. 個人情報に関する法令及び規範の遵守

個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法をはじめとして、関連する法令及びガイドラインを遵守します。

4. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

個人情報保護を適切に維持するため、個人情報保護管理システムを構築、運用するとともに、これを継続的に改善していきます。

5. 個人情報に関するお問い合わせ

取得した個人情報について、本人から開示、訂正・削除の要求、苦情もしくは相談があった場合にはこれに応じます。

株式会社 ワールド・ビジネス・アソシエイツ
代表取締役社長 永吉 和雄

役員・理事 責任分担

		役割
永吉	代表取締役社長	全体統括、財務
中野	取締役副社長	業務統括（調査、コンサルティング、TF運営、等）
鴨志田	取締役副社長	経営管理統括（人事、組織、会議運営、等）
葉	取締役	
城ヶ崎	取締役	システム担当
酒向	取締役	JETRO 業務、民間ビジネスコンサル、営業
松村	監査役	
原	理事	経理・財務・資金
奥田	理事	国際開発部
藤田	理事	
元山	理事	
椎名	理事	
篠崎	理事	
石井	理事	

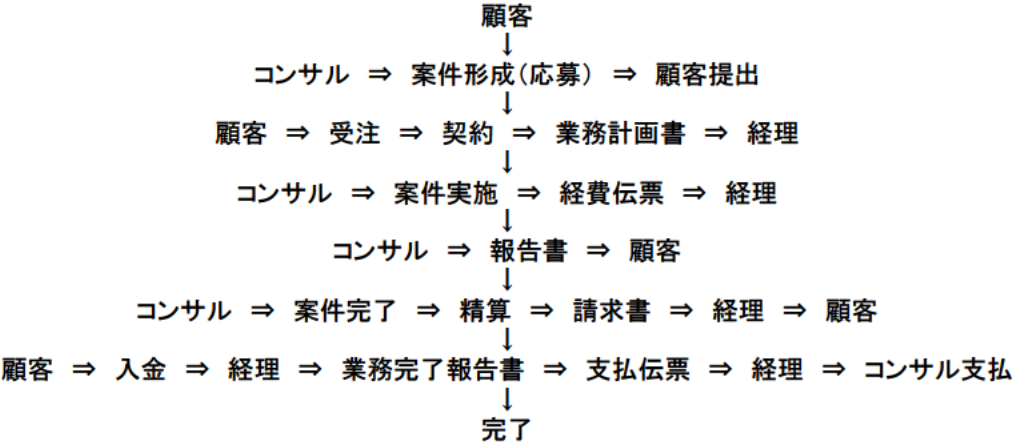
2023年度事務局業務分担 (2023/4～)

	担当者	顧客別	業務別
業務グループ	■	JETRO(主担当)	プロボ作成・提出支援
		外務省ロシア/ROTOBO/IFA(主担当)	見積書作成
		全省庁(主担当)	契約支援(業務計画書チェック)
		JICA(副担当)	海外出張等支援(航空券、海外保険、宿泊先 等)
		JICA民間連携(副担当)	報告書等作成・提出支援
		JICA東京(研修)(副担当)	精算業務支援(業務完了報告書チェック)
		その他(主担当)	伝票処理(主担当)(請求書発行等)
	■	JICA(主担当)	庶務(主担当)(電話応対、書類整理・保存、備品管理、郵便物受発送、名刺作成、顧客管理、挨拶状 等)
		JICA民間連携(主担当)	
		JICA東京(研修)(主担当)	
		JETRO(副担当)	
		外務省ロシア/ROTOBO/IFA(副担当)	
		全省庁(副担当)	
経理グループ	■	全顧客	経理会計事務(入出金管理、月次決算、キャッシュフロー管理、期末決算 等)
			株主管理(名簿、総会等)
			社員管理(名簿、会費、社会保険、勤休 等)
			見積書チェック
			契約書チェック
			伝票チェック
			庶務(副担当)(電話応対、書類整理・保存、備品管理、郵便物受発送、名刺作成、顧客管理、挨拶状 等)

担当役員

永吉	全般業務
永吉	JICA(ODA)全般
中野	研修事業
酒向	経理(原理事支援)、人事(鴨志田支援)
中野	JETRO
中野	JICA民間連携
酒向	全省庁
藤田	その他コンサルティング
城ヶ崎	企業コンサルティング
鴨志田	JICA東京(研修)
原	DX推進、IT管理
	事務局管理、人事
	経理

業務の流れ



WBA組織体制図【社外秘】

2024/4/1～

No	新部門名(案)	事業内容	定例会議体		責任者	副責任者	担当者	
			名称	開催曜日・時間				
1	国際開発部 (招聘国内研修含む)	JICA事業 (業務実施)	JICA案件会議	毎週木曜日 13:00-14:00	奥田		技術顧問 永吉、松村、中野、 石井、藤田	第1章は技術顧問 第2,3章は応募者責任
		JICA事業 (単独型)						
		JICA東京 (課題別・国別)				藤田		
2	コンサルティング部	調査事業 海外調査事業 国内調査事業			中野			コンサルティング部会議運営
		コンサルティング						
		TF運営						
		JETRO			酒向			全省庁案件管理 基盤機構 商工会議所
		全省庁			中野			
		HP管理						
		民間ビジネスコンサルティング			酒向			海外一般コンサルティング 国際ネットワーク倶楽部
		営業担当						
		研修等 (AOTS、中小企業大学校、商工会議所等) (自主企画研修)			中野			西武信金 コニカミノルタ・プレステージ 認定支援機関 国内一般コンサルティング インバウンド事業
3	経営管理部	経営管理	役員会		永吉		営業会議	
		会社運営			鴨志田			
		組織						
		人事						
		DX推進室 (ITシステム)			城ヶ崎		情報管理規定 情報セキュリティ	
		事務局 (経理)	経理会議	第2火曜日 14:00-15:00	永吉	原	振込承認 業務計画書・完了報告書確認	
		事務局 (業務)				鴨志田	コンプラ規程、就業規則、事務局 勤怠、給与賞与。	
4	監査		監査会議	1月末～2月頭	松村			

2011年5月1日施行
2012年6月29日改定
2014年5月7日改定
2014年8月4日改定
2015年5月15日改定
2017年4月1日改定
2017年7月1日改定
2018年6月1日改定
2024年1月1日改訂

就業規則

株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

就 業 規 則

この規則は、株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツの経営秩序を維持し、健全な社風を建設するために、従業員の職務および服務規律、労働条件その他必要な事項について定めたものである。

第一章 総 則

(規則の目的)

第1条 この就業規則は、従業員の就業に関する事項を規定したものである。ただし、国際協力や海外ビジネス支援等の目的により、海外で就業する者の就業時間、休日、労働条件等については、各派遣機関が定める規則や規定に従うものとする。

(従業員の定義)

第2条 従業員とは、後述する入社の手続きを経て採用された者、および会社が必要と認めて採用した者をいう。

(従業員の区分)

第3条 従業員は、次の通り区分する。

1) 社員

会社の指定する選考試験に合格し、3ヵ月間の試用期間を経て社員として正式に採用された者で、契約期間の定めのない者をいう。

2) 契約社員

高度の専門知識、技能を有し、期間を定めて、コンサルタントとして雇用された者をいう。

3) 準社員

1年以内の期間で雇用された者をいう。

4) アルバイト

特定の職種に従事するため、2ヵ月以内の期間を定めて雇用された者をいう。

(規定の適用範囲)

第4条 この就業規則は、前条の社員、契約社員に適用する。ただし、雇用契約において別段の定めをした事項については、この規則を適用しない。

2. 準社員、アルバイトの就業については、個別の雇用契約において定める。ただし、定めのない事項については、この規則を適用する。

(遵守義務)

第5条 この規則の運用にあたり、会社は従業員の人格を尊重し、従業員はこの規則を遵守するとともに、責任をもって自己の職務を遂行し、会社の発展に努めなければならない。

第二章 採用・異動等

第一節 採用

(採用)

第6条 会社は入社を希望する者の中から選考に合格し、本章の定める手続きを経た者を従業員として採用する。契約社員、準社員、アルバイトの採用については個別に雇用契約を締結する。

(提出書類)

第7条 採用された者は次の書類を採用後5日以内に提出しなければならない。ただし、必要としない場合はその一部を省略することがある。

なお、会社に提出された書類は、配置および賃金その他処遇の決定、租税、社会保険その他の関係法令に基づく手続、会社の人事政策および雇用管理の目的のために利用する。

- 1) 履歴書
- 2) 卒業証明書
- 3) 前職のある者は、年金手帳および雇用保険被保険者証
- 4) 身元保証書
- 5) その他会社が要求した書類

(身元保証人)

第8条 前条の身元保証人は独立して生計を営む者でなければならない。

(試用期間)

第9条 新たな採用者は、入社日より3ヵ月の期間を定めて試用する。

2. 試用期間が満了し、従業員として適確と認められた者は本採用する。ただし、試用期間中に不適格と認められる者は、第79条の手続きにより解雇する。

第二節 異 動 等

（人事異動・出向等）

第10条 会社は、業務の都合により、従業員に対して職場もしくは職務の変更、転勤、出向等その他人事上の異動を命ずる事がある。この場合、従業員は正当な理由なくこれを拒む事はできない。

第三章 服務規律

（服務の基本原則）

第11条 従業員はすべて人格の昂揚に努めるとともに、積極的に会社の方針に協力して、明るく楽しい職場づくりに努めなければならない。

（服務規律）

第12条 従業員は次の各号に掲げる事項を守り、服務に精励しなければならない。

1) 所属長の責務

職制上の長は常に自己啓発し、リーダーシップを発揮するとともに、後継の育成および能力開発に努めなければならない。

2) 従業員の義務

所属長の指示に従い諸規則を守り、常に自己育成に努め職務に最善を尽くさなければならない。

3) 二重雇用の制限

会社の承認なしに他の会社に兼務、または在籍中の会社と同じ業務を行ってはならない。

4) 会社の名誉、信用の保持

勤務中であると否とに関わらず、また社内、社外を問わず、従業員として常に品位を保ち、会社の名誉を害しまたは信用を傷つけるような行為をしてはならない。

5) 会社施設における行為の制限および禁止

許可なく会社施設または構内を利用して、政治活動およびその他の集会、掲示、配布、回覧、貼布、物品販売等の行為をしてはならない。

6) 会社施設・所有物の無断使用の禁止

許可なく業務以外の目的で会社の諸施設、什器、備品、消耗品等を使用してはならない。

7) セクシャルハラスメントの禁止

職場内のみでなく、職務に関連する全ての場所において、性的言動により他の従業員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

8) パワーハラスメントの禁止

職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の従業員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止)

- 9) 妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の従業員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(その他あらゆるハラスメントの禁止)

- 1 0) 本条 7) から 9)までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の従業員の就業環境を害するようなことをしてはならない。
- 1 1) 金品授受
会社業務に関連して、許可なく金品その他の授受または密かに餐応を受ける等の行為をしてはならない。
- 1 2) 勤務時間中の業務外行為
勤務時間中に業務と関係のない行為をしはならない。ただし、緊急止むを得ない場合に限り、会社の許可を受けて行うことができる。
- 1 3) 職場離脱
勤務時間中は勝手に職場を離脱することを禁ずる。ただし、止むを得ない理由により勤務時間中に面会、または外出等で職場を離れるときは、予め所属長に理由を説明し許可を受けなければならない。
- 1 4) 酒気帯び就業の禁止
酒気を帯びて就業してはならない。また、勤務時間以外といえども飲酒運転をしてはならない。

(社内立ち入り制限)

第 1 3 条 従業員が次の各号の一に該当する場合は職場への立ち入りを禁止する。

- 1) 火気、凶器、または危険物を携帯する者
- 2) 酒気を帯びて風紀、秩序を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれのある者

- 3) 衛生管理上社内立入を禁止、または退場させる必要が認められる者
- 4) 出勤停止処分を受け、未だその期間の終了しない者
- 5) 職場防衛のため必要と認められる者
- 6) 法令、その他特別の事由に基づいて社内立入を禁止した者、およびその必要が認められる者

(出退勤記録)

第14条 従業員が就業のため出社したときは、タイムレコーダーで打刻、またはこれに代わる方式の出勤簿に出社時刻を記入しなければならない。また退社の場合もそれに準ずるものとする。

(身上届出義務)

第15条 従業員は次の各号の一に該当するときは、延滞なく所定の届出を1ヵ月以内の期間を定め、届け出なければならない。

- 1) 結婚したとき
- 2) 改姓したとき
- 3) 本人または配偶者が出産したとき
- 4) 住所を変更したとき
- 5) その他家族の死亡、離婚、家族の同居別居等身上に異動のあったとき

(機密保持)

第16条 従業員は、在職中または退職後においても、自己の業務であると否とを問わず、会社の機密事項および発表を禁じた事項を他に漏らしたり、会社業務に関して事実をまげ宣伝流布してはならない。

(個人情報保護)

第17条 従業員は、会社及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。

- 2 従業員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた会社及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

(知的財産権)

第18条 従業員が業務遂行において作成、制作、考案、発明した企画書、著作物等、すべての成果物の知的財産権は会社に帰属する。

(損害補償)

第19条 従業員は、故意または重大な過失により会社に損害を与えたときは、本人および身元保証人と連帯して賠償の責を負わなければならない。

第四章 労働時間・休憩時間および休日

第一節 労働時間・休憩

(所定労働時間)

第20条 所定労働時間は、休憩時間を除き、1週間については35時間、1日については7時間とする。

(始業・終業の時刻)

第21条 始業、終業の時刻および休憩時間は、原則として次のとおりとする。

始業時刻 9時15分

終業時刻 17時15分

休憩時間 12時00分から13時00分まで

2. 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げまたは繰り下げることがある。
3. 休憩時間は自由に利用することができる。ただし、外出する場合は予め所属長に届出るものとする。

第二節 休日

(休日)

第22条 従業員の休日は次のとおりとする。

- 1) 毎週土曜日および日曜日
- 2) 国の定めた祝祭日
- 3) 年末年始(12月30日～1月3日)
- 4) その他会社が指定する日

(休日の振替・代休)

第23条 業務の都合上やむを得ないときは、前条の休日を振り替えることがある。

2. 休日の振り替えを行う場合は、所属長があらかじめ振り替えによる休日を指定するものとする。
3. 休日を振り替える事が出来なかった場合には、後日代休を与えることがある。

第三節 時間外労働

(時間外労働・休日労働)

第24条 会社は業務の都合により必要があるときは、所定の労働時間を越えて、もしくは第22条に定める休日に労働を命じることがある。

2. 前項に基づく時間外労働および休日労働のうち、法定労働時間を超え、または法定休日に労働させた場合は割増賃金を支払うものとする。

(時間外勤務、休日出勤の取扱い)

第25条 従業員を時間外または休日勤務させるときは、所属長は事前に指示を与えなければならない。所属長の指示あるいは許可を得ない勤務については、時間外勤務、休日出勤の取扱いをしないことがある。
また、時間外勤務、休日出勤は出勤率算出に含めない。

(非常災害時の勤務)

第26条 会社は災害その他避けることのできない特別な事由によって、臨時に勤務する必要がある時は、この規則の定めにかかわらず、行政官庁の許可、または事後の届出により、就業時間を延長または休日に労働させることがある。ただし、育児休業中の者についてはこれを除外する。

第四節 遅刻、早退、欠勤

(遅刻、早退、欠勤の届出義務)

第27条 従業員が病気等のやむを得ない事由により欠勤、遅刻、早退する場合は、あらかじめ所属長に届出、許可を受けなければならない。ただし事前に届出ができなかった場合は、事後、その状況を速やかに所属長に報告しなければならない。

2. 前項の場合は、第66条に定めるところにより、原則として不就労分に対応する賃金は控除する。また実質の勤務時間を計算し、月間の出勤率を算出する。
3. 病気欠勤が引き続いて7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

4. 前項の欠勤が引き続いて長期にわたる場合は、その後1ヵ月ごとに診断書を提出し、状況を報告しなければならない。
5. 取得単位は30分単位とする。

(出勤扱いとする遅刻、早退)

第28条 次の各号の一に該当する事由により、やむを得ず遅刻、早退または外出する場合はこれを出勤と同じ扱いとする。ただし、事前または事後に所定の手続きを行わなければならない。

- 1) 業務上の負傷、疾病により療養を要するとき
- 2) 選挙権その他公民権を行使し、あるいは会社が承認した団体等の業務に従うとき
- 3) 天災地変、交通遮断、その他これに類する災害により特に認めたとき
- 4) その他会社が認めたとき
- 5) 取得単位は30分単位とする。

第五節 出張

(出張)

第29条 業務上必要あるときは、従業員に対して次の出張をさせることがある。

- 1) 日帰出張
- 2) 宿泊出張
- 3) 海外出張

(出張の心得)

第30条 出張を命じられた従業員は、あらかじめ所定の届出を提出し、業務終了後、直ちに出張中の諸事項を報告しなければならない。

(出張中の休日)

第31条 出張期間中、特別の業務のため休日に勤務する場合は、事前に所属長に届出なければならない。事前に届出のない場合は休日とみなす。

(出張費用)

第32条 出張にかかる費用については、その実費を支給するものとする。ただし、利用交通機関は普通指定席とし、宿泊費は原則として1万円を限度とする。

第六節 管理・監督者の適用除外

(管理・監督者の適用除外)

第 3 3 条 次の各号の一に該当する者は、この規則に定める労働時間（ただし深夜労働を除く）、休憩時間、休日に関する規定を適用しない。

- 1) 所属部署における所属長等の管理監督者、ただし、労働基準法第 41 条に該当しない場合はこの限りではない。
- 2) 社長秘書等、会社の機密事務を取り扱う者、ただし、労働基準法第 41 条に該当しない場合はこの限りではない。

第五章 休暇等

(年次有給休暇)

第 3 4 条 従業員の年次有給休暇は、各年度ごとに、所定労働日の 8 割以上出勤した従業員に対して次のとおり付与する。

- 1) 入社日より 6 ヶ月を経過した者に 10 日を付与する。
- 2) その後 1 年間継続勤務することにより、当該 1 年間において所定労働日の 8 割以上出勤した従業員に対して、次表のとおり、勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与えるものとする。

勤続期間	6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月以上
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

2. 会社は従業員が前項に基づいて有給休暇の請求を行った場合は、原則として、希望する時期に与える。ただし、会社の業務の都合により、他の時期に変更させることができる。
3. 前項の規定にかかわらず、労使協定を締結した場合は、従業員が保有する年次有給休暇日数のうち 5 日を超える部分について、あらかじめ時期を指定して取得させることがある。
4. 第 1 項の出勤率は、年次有給休業を取得した期間、産前産後休業期間、育児休業期間、介護休業期間および業務上の傷病による休業期間は、出勤したものとみなして取り扱う。
5. 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合、その残日数は翌年度に限り繰り越すことができる。
6. 前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。

(特別休暇)

第35条 会社は従業員が次の各号に該当するときは、本人の請求により次の日数を限度として休暇を与える。

1) 結婚休暇

①本人が結婚するとき	5日
②子女が結婚するとき	2日
③兄弟、姉妹が結婚するとき	1日

2) 配偶者出産休暇

配偶者が出産するとき	2日

3) 忌引休暇

①本人の父母、配偶者、子女	5日
②本人の祖父母、配偶者の父母	2日
③本人の兄弟、姉妹	2日
④子女の配偶者	2日

4) その他特別の事由があるときで会社が認めた場合

・・・・・・・・・・会社が認めた日数

(傷病休暇)

第36条 会社は従業員が業務上傷病にかかり、医師が休養を必要と認めた期間傷病休暇を与える。

(公民権の行使)

第37条 会社は従業員が公民権の行使のため、必要と認められた時間の休暇を与える。この場合、会社は申し出があった場合に、権利の行使を妨げない限度においてその時間を変更することがある。ただし、証人、参考人等、その他公務として出頭するときは、これを証明する書類を提示しなければならない。

(裁判員休暇)

第38条 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」により、次の各号のいずれかに該当する従業員は、裁判員休暇の請求をすることができる。

- 1) 裁判員候補者として呼出状の送付を受け（選任予定裁判員が呼出通知を受領した場合も含む）、裁判所に出頭するとき。
 - 2) 裁判員または補充裁判員として選任を受け、裁判員として職務を行うとき。
2. 従業員は裁判員休暇を請求するときは、所属長に呼出状または呼出通知の写しを裁判員休暇申請書に添付し、1週間以内に届け出るものとする。

3. 会社は従業員が前項の手続きを経て裁判員休暇の請求をした場合、裁判員休暇を与えるものとする。

（災害休暇）

第39条 会社は、従業員が天災地変等これに類する災害に遭い、特に必要と認められた期間災害休暇を与える。

（母性健康管理休暇等）

第40条 女子従業員は、母子保健法に基づく妊産婦健診を受診するための通院時間として、特別休暇を請求することができる。

2. 会社は、妊産婦である女子従業員が、医師等から指導を受けた場合は、その指導を守ることができるよう、通勤緩和、休憩時間の特例、勤務時間の短縮、特別休暇の取得等の適切な処置を取るものとする。

（出産休暇）

第41条 従業員が出産するときは、届出により産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間の出産休暇を与える。ただし、産後6週間を経た女子が就業を希望するときは、医師が差し支えないと認めた業務につかせることがある。なお、出産当日は産前6週間に含まれる。

（育児時間及び生理休暇）

第42条 1歳に満たない子を養育する女性労働者から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

- 2 会社は女子従業員が生理日に就業が著しく困難なときは、届出によって生理休暇を与える。

（賃金等の取扱い）

第43条 1）上記、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条の休暇については2014年6月1日より無給とする。

- 2）1）の出勤率は出勤したものとみなして取り扱う。

第六章 育児・看護・介護休業

第一節 育児休業制度

(育児休業の対象者)

第44条 従業員は、満1歳（保育所待機等一定の場合は1歳6ヵ月）未満の子と同居し、養育するために、必要がある場合には育児休業をすることができる。ただし、契約社員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。

- 1) 入社1年以上であること
 - 2) 子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること
 - 3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
2. 1にかかわらず、労使協定により、次の従業員から申出があつたときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 1) 入社1年未満の従業員
 - 2) 申し出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - 3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
3. 配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合、従業員は、子が1歳2ヵ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
4. 次のいずれにも該当する従業員は、子が1歳6ヵ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。
- 1) 従業員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
 - 2) 次のいずれかの事情があること
 - ①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ②従業員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(育児休業の申出の手続等)

第45条 育児休業をすることを希望する従業員は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1ヵ月前（前条3項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。

（出生時育児休業の対象者）産後パパ育休

第46条

- 1 育児のために休業することを希望する従業員であって、産後休業をしておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、契約社員にあっては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。
- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。
 - 1) 入社1年未満の従業員
 - 2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - 3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（出生時育児休業の申出の手続等）

第47条

- 1 出生時育児休業をすることを希望する従業員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書を担当役員に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の契約社員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 2 第46条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。
- 3 会社は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下この章において「出生時育休申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に担当役員に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

第二節 介護休業制度

(介護休業の対象者)

第48条 要介護状態にある家族を介護する従業員は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、要介護状態ごとに1回、のべ93日間までの範囲内で介護休業をとることができる。ただし、契約社員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をとることができる。

- 1) 入社1年以上であること
 - 2) 介護休業を開始しようとする日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて雇用関係が継続することが見込まれること
 - 3) 93日経過日から1年を経過する日までに労働期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
2. 1にかかわらず、労使協定により、次の従業員から申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 1) 入社1年未満の従業員
 - 2) 申し出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - 3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
3. この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
- 1) 配偶者
 - 2) 父母
 - 3) 子
 - 4) 配偶者の父母
 - 5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であって従業員が同居し、かつ、扶養している者

(介護休業の申出の手続等)

第49条 介護休業をすることを希望する従業員は、原則として、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに、介護休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。

2. 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

第三節 子の看護休暇等

(子の看護休暇)

第50条 小学校就学始期に達するまでの子を養育する従業員は、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、第34条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定により、次の従業員から申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

1) 入社6ヵ月未満の従業員

2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2. 子の看護休暇は、30分単位で取得することができる。

(介護休暇)

第51条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員は、第34条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、ただし、労使協定により、次の従業員から申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

1) 入社6ヵ月未満の従業員

2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2. 介護休暇は、30分単位で取得することができる。

第四節 所定外労働の免除

(育児の為の所定外労働の免除)

第52条 3歳に満たない子を養育する従業員が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

2. 1にかかわらず、労使協定により、次の従業員から申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

1) 入社1年未満の従業員

2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3. 申し出をしようとする者は、1回につき、1ヵ月以上1年以内の期間について、免除を開始しようとする日及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1ヵ月前までに、育児のための所定外労働免除申

出書を会社に提出するものとする。

第五節 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第53条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、第24条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヵ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2. 1にかかわらず、次の1) から3) のいずれかに該当する従業員は育児のため時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を申し出ることができない。

1) 入社1年未満の従業員

2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3. 請求しようとする者は、1回につき、1ヵ月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を会社に提出するものとする。

第六節 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

第54条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、第24条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に労働をさせることはない。

2. 1にかかわらず、次の1) から3) のいずれかに該当する従業員は深夜業の制限を申し出ることができない。

1) 入社1年未満の従業員

2) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する従業員

①深夜において就業していない者（1ヵ月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること

②心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者

であること

③ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産予定でないか、
又は産後 8 週間以内でない者

④ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

⑤ 所定労働時間の全部が深夜にある従業員

3. 請求しようとする者は、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の 1 か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を会社に提出するものとする。

第七節 所定労働時間の短縮措置等

（育児短時間勤務）

第 55 条 3 歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、第 20 条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前 9 時 15 分から午後 4 時 15 分まで（うち休憩時間は、午前 12 時から午後 1 時までの 1 時間とする。）の 6 時間とする（1 歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。）

2. 1 にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
- 1) 1 日の所定労働時間が 6 時間以下である従業員
 - 2) 労使協定によって除外された次の従業員
 - ① 入社 1 年未満の従業員
 - ② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員
3. 申出をしようとする者は、1 回につき 1 か月以上 1 年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の 1 か月前までに、短時間勤務申出書により会社に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。
4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護短時間勤務)

第56条 要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）は、申し出ることにより、第20条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時15分から午後4時15分まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

2. 介護のための短時間勤務をしようとする者は、1回につき93日（その対象家族について介護休業をした場合又は異なる要介護状態について短時間勤務の適用を受けた場合は、93日からその日数を控除した日数）以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、短時間勤務申出書により会社に申し出なければならない。

第八節 その他の事項

(賃金等の取扱い)

第57条 基本給その他の月毎に支払われる給与の取り扱いについて次のとおりとする。

- 1) 第44条～49条に定める育児・介護休業については支給しない。
- 2) 第50条及び51条の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする。
- 3) 第54条、第55条、第56条の制度の適用を受けた期間については第60条に定める基本給を時間給換算した額の実労働時間分と諸手当の全額を支給する。
2. 定期昇給は第44条～第49条に定める育児・介護休業した期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
3. 賞与については、第44条～第49条に定める育児・介護休業をした期間が賞与の算定対象期間に含まれる場合には出勤日数により日割りで計算した額を支給する。ただし、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
4. 退職金の算定にあたっては第44条～第49条に定める育児・介護休業した期間については勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。第47条～53条の制度の適用を受けた日又は期間は、通常の勤務をしているものとみなす。
5. 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護をした日は出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第58条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、本則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

第七章 賃 金

(賃金の種類)

第59条 賃金の種類は次のとおりとする。ただし、契約社員、準社員、アルバイトについては個別の雇用契約において定める。

- 1) 基本給
- 2) 役職手当
- 3) 通勤手当

(基本給)

第60条 基本給は、本人の年齢、経験、技能、職務内容等を考慮して各人別に月給または日給で定める。

(役職手当)

第61条 役職手当は、次の地位にある従業員に対して支給する。

- 1) 部長 月額 100,000 円
- 2) 課長 月額 50,000 円
- 3) 業務マネージャー 月額 10,000 円～30,000 円

(通勤手当)

第62条 通勤手当は月額3万円までの範囲内において、通勤に要する実費を支給する。

(割増賃金)

第63条 法定労働時間外、法定休日、深夜(22時から5時まで)に労働した場合は、労働基準法第37条に基づき、下記の割増率で計算した賃金を支払う。

- 1) 時間外労働 : 25%
- 2) 休日労働 : 35%
- 3) 深夜労働 : 25%

(昇給)

第64条 賃金は、毎年4月1日に、従業員の勤務成績および能力を勘案して各人ごとに決定する。ただし、会社の業績が低下した場合、およびやむを得ない事由がある場合は、昇給時期の延期または昇給をしないことがある。

(年次有給休暇の賃金)

第65条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

(欠勤等の扱い)

第66条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の時間については、原則として1時間当たりの賃金額に、欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする。

(1) 月給の場合

基本給 ÷ 1 か月平均所定労働時間数※

※ 1 か月平均所定労働時間数は下記により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間所定休日日数}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間}}{12}$$

12

(2) 日給の場合

基本給 ÷ 1 日の所定労働時間数

(賃金の計算期間および支払日)

第67条 賃金は毎月20日に締め切り、翌月5日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。

2. 月給者であって、賃金の計算期間の途中で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払いおよび控除)

第68条 賃金は、従業員に対し通貨で直接その全額を支払う。

2. 前項について、従業員が同意した場合は、従業員本人の指定する銀行その他の金融機関の口座への振り込みによって行う。

3. 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

1) 源泉所得税、住民税

2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料

3) 従業員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(賞与)

- 第69条 会社は、各事業年度の業績を勘案して、6月と12月に賞与を支給する。ただし、会社の業績の著しい低下や、その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期または支給しないことがある。
2. 前項の賞与の賞与算定の対象期間は、上期は前年の12月1日から該当年の5月31日、下期は該当年の6月1日から11月30日までとする。
 3. 賞与は前項の期間に勤務し、引続き支給日当日会社にて在籍している従業員に対して支給する。
 4. 契約社員、準社員、アルバイトには支給しない。

第八章 退職金

(退職金)

- 第70条 従業員の退職金は、在社年数、会社に対する貢献度を考慮して決定する。ただし、在籍5年未満の者には支給しない。
2. 契約社員、準社員、アルバイトについては支給しない。
 3. 定年後の再雇用の場合は退職金を支給しない。

(退職金の不支給)

- 第71条 懲戒解雇またはこれに相当する事由がある場合には、退職金の一部または全部の支給をしないことがある。

第九章 休職・復職

第一節 休 職

(休職の事由)

- 第72条 従業員が次の各号に該当するときは休職を命ずる。ただし、休職期間中は無給とし勤続年数に加算しない。
- 1) 私傷病により欠勤が1ヵ月に達したとき
 - 2) 懲戒により休職となったとき
 - 3) その他休職を適当と認めたとき

(休職期間)

第73条 休職の期間は次のとおりとする。

1) 私傷病のとき

勤続1年未満 6ヵ月

勤続1年以上 1年

2) 事故休業、自己の都合により長期欠勤を余儀なくされたときは、会社の認めた必要な期間

(休職期間中の給与)

第74条 休職期間中は給与を支給しない。

第二節 復 職

(復職)

第75条 従業員の休職事由が消滅したと会社が認めた場合、または休職期間が満了した場合は、原則として休職前の職務に復職させる。ただし、旧職務への復帰が困難な場合、または不相当と会社が認める場合には、旧職務と異なる職務に配置することがある。

2. 休職事由が傷病等による場合は、休職期間満了時までに治癒（休職前に行っていた通常の業務を遂行できる程度に回復することをいう）または、復職後ほどなく治癒することが見込まれると会社が認めた場合に復職させることができる。この場合にあつては、必要に応じて会社が指定する医師の診断および診断書の提出を命じることがある。

3. 復職期間が満了しても復職できない時は、原則として休職満了の日をもって退職とする。

第十章 定年・退職および解雇

第一節 定年・退職

(退職の事由)

第76条 次の各号の一に該当するときは従業員としての資格を失う。

1) 死亡したとき、あるいは死亡したと推定されるとき

2) 自己都合により退職を申し出て承認されたとき

- 3) 定年に達したとき
- 4) 休職期間満了後、休職事由が消滅せず復職できないとき
- 5) 期間を定めて採用された者の期間が満了したとき
- 6) 会社から解雇されたとき

(定年)

第77条 従業員の定年は満65歳とし、退職の期日は定年に達した月の給与の締切日とする。ただし、業務の都合により特に必要と認められた者は、契約社員として再雇用されることがある。会社は本人に対し、定年の1ヵ月前に、文書にて定年の通知を連絡をする。

(自己都合による退職手続き)

第78条 従業員が退職しようとするときは、1ヵ月前までに、所属長を経て退職願いを提出し、会社の承認があるまでは従前の職務に従事しなければならない。

第二節 解 雇

(普通解雇)

第79条 従業員が次の各号の一に該当する時は、30日前に予告または30日分の平均賃金を支給して解雇する。なお、当該予告日数は、平均賃金を支払った場合においてはその日数分を短縮する。

- 1) 精神または身体の障害により就業に適しないとき
- 2) 勤務状態または能率が著しく不良で就業に適しないと認められるとき
- 3) 勤務態度が不良で従業員として不適格なとき
- 4) 業務上の負傷または疾病による療養開始後、3年を経過しても治らず傷病補償年金を受けているとき、または受けることとなった時（会社が打切補償を支払った時を含む）
- 5) 事業の運営上のやむを得ない事情、または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき
- 6) その他前各号に準ずるやむを得ない事由が生じたとき

(懲戒による解雇)

第80条 会社は第91条に定める懲戒に該当したものを解雇する。

- 2. 上記の懲戒解雇の処分を受けた者には退職金を支給しない。

(解雇の制限)

第81条 従業員が次の各号に該当するときは、各号に定める期間中は解雇しない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁の認定を受けたとき、または、療養開始から3年を経過しても傷病が治らず、打切補償を行った場合にはこの限りではない。

- 1) 業務上の負傷、疾病により就業出来ない期間およびその後30日間
 - 2) 産前、産後の女子従業員が第40条の規定により就業しない期間、およびその後30日間
2. 従業員が療養の開始後3年を経過した日、または、経過した日後において傷病補償年金を受けているときは、経過した日、又は受けることとなった日に、前項の打切補償を行ったとみなす。

(損害補償)

第82条 会社は第88条の懲戒処分の者に対して、会社または個人の被った損害の全部または一部を賠償させることがある。

(退職者の義務)

第83条 従業員がその資格を失った時は、健康保険証、その他会社からの貸与品を直ちに返納しなければならない。また、会社に債務のあるときは弁済しなければならない。

第十一章 表彰および懲戒

(表彰および懲戒)

第84条 会社は明朗にして規律ある職場環境を保つため、公正に従業員の表彰および懲戒を行うものとする。

(顛末の公示)

第85条 会社は従業員を表彰または懲戒処分にした時は、原則として顛末を公示するものとする。

(賞罰委員会)

第86条 表彰および懲戒は、賞罰委員会の議を経て社長がこれを行う。

第一節 表 彰

(表彰)

第87条 会社は次の各号の一に該当する者のあるときは、公正に審査しこれを表彰する。

- 1) 事故や火災その他の災害を未然に防止し、または軽減した者
- 2) 業務上の有益な発明、改善・改良または工夫、考案をし、会社の利益の向上に大きな貢献をした者
- 3) 勤続20年、30年に達した永年勤続者
- 4) その他会社が特に表彰を認めた者

第二節 懲戒

(懲戒)

第88条 会社は、第90条の各号の一に該当する者のあるときは、賞罰委員会にて公正に審査し、第89条に定める方法によって懲戒する。

(懲戒の方法)

第89条 懲戒は次の方法により行い、行為の軽重に応じて次の各号を適用する。

- 1) けん責
始末書を提出させて将来を戒める
- 2) 減給
始末書を提出させて減給する
- 3) 出勤停止
始末書を提出させ、出勤を停止（期間は行為の軽重に応じる）し、その間は無給とする。
- 4) 懲戒解雇

(懲戒の事由)

第90条 懲戒の事由は以下の各号とする。ただし、懲戒解雇については第91条の事由によるものとする。

- 1) 正当な理由なく無届欠勤をしたとき
- 2) 出勤状態が正常を欠くとき
- 3) 社員として不謹慎な行為(セクシュアルハラスメントを含む)をしたとき
- 4) 虚偽の説を流布し、社業に支障を及ぼしたとき
- 5) 職務怠慢または監督不行届により著しく社業に支障を及ぼしたとき
- 6) 就業規則その他会社の規定または指示命令に違反し、この条の懲戒に該当するとき
- 7) 会社の許可を得ず、任意に社内に於いて物品を販売したとき

- 8) 会社の許可を得ず、会社内で業務に関係のない印刷物、書画の類を掲示、展示、または配布したとき
- 9) その他各号に準ずる行為をしたとき

(懲戒解雇)

第91条 従業員に次の各号の一に該当する事由のあったときは懲戒解雇とする。

- 1) 氏名、経歴、その他過去の事実を偽って入社したとき
- 2) 会社に対し虚偽の報告、または申し出をしたとき
- 3) 正当な理由なく会社からの指示命令に服従せず、または会社の業務を妨げたとき
- 4) 勤務状態が著しく不良、あるいは正当な理由なく（または無届にて）7日以上の欠勤に及んだとき
- 5) 故意または過失によって会社の重大な機密に関する文書、帳簿等を他者に漏洩、呈示したとき
- 6) 業務に関して許可なく金品等を関係者より受け取ったり、密かに餐応を受けたとき、あるいはそれを要求したり与えたとき
- 7) 故意または重大な過失により、会社に著しく損害を与えたり、会社の信用を大きく損なったとき
- 8) 他人の不正を幫助したとき
- 9) 会社の名義を濫用したとき
- 10) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に改善の見込みが無いとき
- 11) 本人が有罪の判決を受けたとき
- 12) 詐欺、窃盗、暴行、その他これに類する行為があったとき
- 13) 悪質な交通違反（飲酒運転を含む）および交通事故により、重大な人身事故を起こし会社に損害を与えたり、会社の信用を著しく損じたとき
- 14) その他前号に準ずる不都合な行為があったとき

第十二章 安全衛生および災害補償

(遵守事項)

第92条 会社および従業員は、安全衛生に関する法令および会社の規定を守り、災害の防止と健康の保持推進に努めなければならない。

- 2. 従業員は災害予防のため、常に責任をもって以下の事項を遵守しなければならない。

- 1) 所定の場所以外で喫煙しないこと
- 2) 通路、非常口および消火設備のある場所には、通行の障害となる物品等を置かないこと
- 3) 消火器具の設置場所および使用方法を熟知しておくこと

(災害の処置)

第93条 火災、その他非常災害の発生する危険があることを知ったとき、および物品の紛失、その他異常を知ったときは、臨機応変の措置をとると共に、速やかに所属長に報告しなければならない。また、非常災害の発生した場合は、協力してその災害を最小限に止めるように努力しなければならない。

(就業禁止の病気)

第94条 従業員が下記の各号に掲げる病気にかかったときは、医師の診断により就業を禁止する。ただし、第2号に掲げる病気にかかった者で、所定の伝染病予防措置をとったときはこの限りではない。

- 1) 法定伝染病
- 2) 伝染性の強い結核、性病、眼病
- 3) 精神障害
- 4) その他医師が就業不相当と認めた病気

(法定伝染病罹病者の届出義務)

第95条 従業員は、本人またはその同居家族や同居人が法定伝染病にかかり、あるいはその疑いがあるときは、直ちにその旨を会社に報告するとともに、迅速に予防措置を受けなければならない。

(定期健康診断)

第96条 従業員は毎年1回、定期的に健康診断を受けなければならない。また業務上必要とされるときは、特殊健康診断または予防接種を行うことがある。

2. 海外業務等で健康診断または予防接種を命じられた者は、渡航前に必ず受けなければならない。

(災害補償)

第97条 従業員が業務上の事由または通勤途上において、負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、労働基準法および労働者災害補償保険の定めるところにより災害補償を行う。

第十三章 教 育

(教育)

第 9 8 条 会社は従業員の技術、能力および品格の向上を図るため、積極的に教育を行う。

(受講義務)

第 9 9 条 従業員は会社の指定した教育には必ず参加しなければならない。やむを得ず受講できない時は、届出て許可を受けなければならない。

第十四章 福利厚生

(福利厚生)

第 1 0 0 条 会社は従業員の福利厚生について最善を尽くし、制度の向上に努める。

(労働保険・社会保険の適用)

第 1 0 1 条 従業員は、法令に基づき、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入しなければならない。

第十五章 雑 則

(消費税との関係)

第 1 0 2 条 この規則ならびに関係諸規定の定めにより、従業員に支給されるものの中で、消費税の対象となるものについては、すべて消費税込みにて支給する。

(規定の周知)

第 1 0 3 条 会社はこの規則を従業員に周知するため、入社時に説明するとともに、事務所や会社のグループウェア等、いつでも読める場所に保管する。

付 則

この規則は 2011 年 5 月 1 日より施行する。

<2012 年 6 月 29 日改訂>

第六章を改定、以下条番号を繰り下げる。

＜2014 年 5 月 7 日改訂＞

第 20 条 始業終業時刻の変更

＜2014 年 8 月 4 日改訂＞

第四章 第一節 第 20 条 始業、終業時刻の変更

第四章 第四節 第 26 条 4. 遅刻、早退、欠勤の勤務率 について

第四章 第四節 第 26 条 5. 遅刻、早退、欠勤の取得 について

第五章 第 42 条 1) 休暇等の無給について

第五章 第 42 条 2) 休暇等の出勤率について

第六章 第三節 第 47 条 2. 子の看護休暇の取得単位

第六章 第三節 第 48 条 2. 介護休暇の取得単位

第 7 章 第 58 条 役職手当月額の変更

第 7 章 第 66 条 2. 賞与の支給対象期間を賞与算定対象期間に変更

＜2015 年 5 月 15 日改訂＞

第 23 条 2. 割増賃金の対象を所定労働時間に変更

＜2017 年 4 月 1 日改訂＞

第 23 条 2 項 割増賃金の対象を法定労働時間に変更

＜2017 年 7 月 1 日改訂＞

第 64 条 賃金の締切日を毎月月末から毎月 20 日に変更

＜2018 年 6 月 1 日改訂＞

第 7 章 第 58 条 役職手当月額の変更

＜2024 年 1 月 1 日改訂＞

第 3 章 12 条 服務規律

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント条項を加入

第 3 章 17 条 個人情報保護を加入

第 4 章 27 条 遅刻等の賃金反映を明示

第 4 章 42 条 勤務中の育児時間の設定

第 6 章 46 条～47 条 出生時育児休業（いわゆる産後パパ育休）の規程を加入

第 6 章 55 条 育児短時間勤務と給与についてを加入

第 7 章 66 条 欠勤時の給与計算を加入

中小企業の会計に関する指針

	平成 17 年 (2005 年)	8 月 1 日
改正	平成 18 年 (2006 年)	4 月 25 日
改正	平成 19 年 (2007 年)	4 月 27 日
改正	平成 20 年 (2008 年)	5 月 1 日
改正	平成 21 年 (2009 年)	4 月 17 日
改正	平成 22 年 (2010 年)	4 月 26 日
改正	平成 23 年 (2011 年)	7 月 20 日
改正	平成 25 年 (2013 年)	2 月 22 日
改正	平成 26 年 (2014 年)	2 月 3 日
改正	平成 27 年 (2015 年)	4 月 21 日
改正	平成 28 年 (2016 年)	1 月 26 日
改正	平成 29 年 (2017 年)	3 月 9 日
改正	平成 30 年 (2018 年)	3 月 12 日
改正	平成 31 年 (2019 年)	2 月 27 日
改正	令和 3 年 (2021 年)	8 月 3 日
最終改正	令和 5 年 (2023 年)	5 月 10 日

日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

【総論】

目的 (1－3)

対象 (4・5)

本指針の作成に当たっての方針 (6・7)

本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項 (8・9)

【各論】

金銭債権 (10－16)

貸倒損失・貸倒引当金 (17・18)

有価証券 (19－24)

棚卸資産 (25－29)

経過勘定等 (30－32-2)

固定資産 (33－39)

繰延資産 (40－44)

金銭債務 (45－48)

引当金 (49－52)

退職給付債務・退職給付引当金 (53－58)

税金費用・税金債務 (59－61)

税効果会計 (62－67)

純資産（68－72）

収益・費用の計上（73－75）

リース取引（75-2－75-4）

外貨建取引等（76－80）

組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）（81・82）

個別注記表（83－87）

決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示（88－90）

【総論】

目 的

要 点

- 株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。
- 中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」という。）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
- このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。
- このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

1. 中小企業の会計－計算書類の作成義務

株式会社及び持分会社の会計の原則は、会社法第431条及び第614条において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとするとしてされているとともに、会社計算規則の定めるところにより、適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類（株式会社にあっては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の作成が義務付けられている。この一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行のひとつとして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「会計基準」という。）がある。会計基準においては、中小企業の特性を考慮した簡便的な方法が設けられている場合もあり、また、会計実務では、具体的な規定が会計基準において定められていないような場合など、一定の状況下では、法人税法で定める処理が参照されている。

2. 本指針作成の経緯

旧商法では、計算書類の作成に関して、総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、第32条第2項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたものの、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かが十分には明確になっていないと指摘されていた。そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、平成14年（2002年）6月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。また、これに呼応して、平成14年（2002年）12月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成15年（2003年）6月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら3つの報告を統合するものとして、平成17年（2005年）8月に公表されたものである。

その後、平成18年（2006年）4月に、会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い本指針の見直しを行った。

平成25年（2013年）2月に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書（平成22年（2010年）8月30日）」及び「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書（平成22年（2010年）9月30日）」の提言内容を踏まえて、一定の水準を引き続き確保しつつ、平易な表現に改める等により、利用しやすいものとするための改正を行った。

3. 本指針の目的

本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。

また、会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

もともと、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない。

対 象

要 点

- 本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。
 - (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
 - (2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社
- 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。

4. 本指針の適用対象とする株式会社

本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。

- (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- (2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社

これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、本指針の適用対象外とする。

5. 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社

特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨される。

本指針では、本指針の適用対象となる会社を中小企業という。

本指針の作成に当たっての方針

要 点

- 企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。
- 会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。

6. 会計基準とその限定的な適用

中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。

投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。

しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している。

7. 法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合

法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合である¹。

- (1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合
- (2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

¹ 一般的な中小企業の実務においては、法人税法で定める処理が容認されるケースが多いと考えられる。

本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

要 点

- 本指針はすべての項目について網羅するのではなく、主に中小企業において必要と考えられるものについて重点的に言及している。
- 本指針で記載されていない点については、「本指針の作成に当たっての方針」の考え方に基づくことが求められる。
- 本指針の各論において記載の会計処理の中には、重要性の乏しいものについて、簡便な方法によることが認められているものがある。

8. 本指針の記載範囲

中小企業が計算書類を作成するに当たり抛ることが望ましい会計処理を網羅的に示すことは、およそ不可能である。そのため、本指針では、特に中小企業において必要と考えられるものについて、重点的に言及している。

したがって、実際の適用に際し、本指針に記載のない項目の会計処理を行うに当たっては、「本指針の作成に当たっての方針」に示された考え方に基づくことが求められる。

9. 本指針の適用に当たっての留意事項

(1) 要点について

本指針では、項目ごとに「要点」が枠書きで示されているが、これは本文で記載されている事項の要約を簡便に記述したものである。したがって、実際の適用に際しては、「要点」の記述のみならず、本文で示されている事項も参考にすることが求められる。

(2) 重要性について

重要性の原則は、本指針のすべての項目に適用される。

本指針の各論において記載の会計処理の中には、重要性の乏しいものについて、簡便な方法によることが認められているものがある²。重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面の双方を考慮して判断することとなるが、具体的な判断基準は、企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる。

² 重要性が乏しいもの以外に、退職給付債務の計算方法等、中小企業の特性を考慮した簡便的な方法が認められている場合もある。

【各 論】

金銭債権

要 点

- 金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、これには、預金、受取手形、売掛金、貸付金等が含まれる。
- 金銭債権には、その取得価額を付す。
- 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法³に基づいて算定された価額とする。
- デリバティブ取引がある場合、その正味の債権は、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。

10. 金銭債権の定義

金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、これには、預金、受取手形、売掛金、貸付金等が含まれる。

11. 貸借対照表価額

金銭債権には、その取得価額を付す。

なお、金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、金銭債権の属する科目ごとに、取立不能見込額を控除する形式で計上しなければならない。

12. 取得価額と債権金額とが異なる場合の処理

債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。

13. 時価評価

市場価格のある金銭債権については、時価又は適正な価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理することができる。

14. 金銭債権の譲渡

手形の割引又は裏書及び金融機関等による金銭債権の買取りは、金銭債権の譲渡に該当する。したがって、手形割引時に、手形譲渡損が計上される。

³ 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。

15. 貸借対照表上の表示

(1) 営業上の債権

受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権）及び売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金）は、流動資産の部に表示する。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものは、投資その他の資産の部に表示する。

(2) 営業上の債権以外の債権

(1) 以外の債権であって、事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に現金化できると認められるものは、流動資産の部に表示し、それ以外のものは、投資その他の資産の部に表示する。

(3) 関係会社⁴に対する金銭債権

関係会社に対する金銭債権は、次のいずれかの方法により表示する。

- ① その金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区分して表示する。
- ② その金銭債権が属する項目ごとに、又は2以上の項目について一括して、注記する。

(4) 受取手形割引額等

受取手形割引額及び受取手形譲渡額は、注記を要求されない場合においても、それぞれ注記することが望ましい。

16. デリバティブ

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。ただし、ヘッジ目的でデリバティブ取引を行った場合、ヘッジ対象資産に譲渡等の事実がなく、かつ、そのデリバティブ取引がヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジに有効である限り、損益の繰延べが認められる。

【関連項目】

会社計算規則第2条第3項第21号及び第25号、第5条、第53条、第74条、第103条第6号

⁴ 関係会社とは、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう（会社計算規則第2条第3項第25号）。また、関連会社とは、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう（同第2条第3項第21号）

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第14項、（注5）、第25項及び第29項～第34項

法人税法第61条の5、第61条の6

貸倒損失・貸倒引当金

要 点

- 受取手形や売掛金等の債権が法的に消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を貸倒損失として計上しなければならない。
- 貸倒引当金は、以下のように扱う。
 - (1) 金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。
 - (2) 取立不能見込額については、債権の区分に応じて算定する。財政状態に重大な問題が生じている債務者に対する金銭債権については、個別の債権ごとに評価する。
 - (3) 財政状態に重大な問題が生じていない債務者に対する金銭債権に対する取立不能見込額は、それらの債権を一括して又は債権の種類ごとに、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。
 - (4) 法人税法における貸倒引当金の繰入限度額相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。
- 貸倒引当金の計上は、差額補充法によることを原則とし、法人税法上の洗替法による繰入額を明らかにした場合には、法人税法に規定する洗替法による処理として取り扱うことができる。

17. 貸倒損失

- (1) 債権が「法的に消滅した場合」とは、会社更生法による更生計画又は民事再生法による再生計画の認可が決定されたことにより債権の一部が切り捨てられることとなった場合等が該当する。
- (2) 「回収不能な債権がある場合」とは、債務者の財政状態及び支払能力から見て債権の全額が回収できないことが明らかである場合をいう。
- (3) 損益計算書上は、債権の区分に応じて次のとおり表示する。
 - ① 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの・・・販売費
 - ② ①、③以外のもの・・・営業外費用
 - ③ 臨時かつ巨額のもの・・・特別損失

18. 貸倒引当金

- (1) 金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。
- (2) 「取立不能のおそれがある場合」とは、債務者の財政状態、取立のための費用及び手続の困難さ等の要素を総合的に判断したときに回収不能のおそれがある場合をいう。
- (3) 取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて次のように区分し、算定する。

① 原則的な算定方法

区 分	定 義	算定方法
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する（貸倒実績率法）。
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	原則として、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額とする。

② 法人税法上の基準による算定方法

本指針においては、次に掲げる平成23年(2011年)度税制改正(平成23年(2011年)12月改正)前の法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、当該繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入額とすることができる⁵。

⁵ 本指針の適用対象となる株式会社の中にも資本金の額が1億円超である株式会社がある。その場合、会計上は、平成23年(2011年)度税制改正(平成23年(2011年)12月改正)前の法人税法に規定する繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入額とすることができるが、法人税法上は、申告調整をすることになる。

区 分	定 義	繰入限度額
一括評価 金銭債権	個別評価金銭債権以外の金銭債権	債権金額に過去３年間の貸倒実績率又は法人税法に規定する法定繰入率を乗じた金額
個別評価 金銭債権	更生計画の認可決定により５年を超えて賦払いにより弁済される等の法律による長期棚上げ債権	債権金額のうち５年を超えて弁済される部分の金額 (担保権の実行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)
	債務超過が１年以上継続し事業好転の見通しのない場合等の回収不能債権	債権金額（担保権の実行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）
	破産手続、更生手続等の開始申立てや手形取引停止処分があった場合等における金銭債権	債権金額（実質的に債権と見られない部分の金額及び担保権の実行、金融機関等による保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の５０％相当額

(4) 貸倒対照表上の表示

貸倒引当金は、原則として対象となった項目ごとに控除形式で表示する。

ただし、流動資産又は投資その他の資産から一括して控除形式で表示する方法、又は対象となった項目から直接控除して注記する方法によることもできる。

(5) 原則的な処理

貸倒引当金の繰入、戻入（取崩し）は債権の区分ごとに行う。

当期に対象となった債権を直接償却により債権額と相殺した後、貸倒引当金に期末残高があるときは、これを当期繰入額と相殺する。その際、繰入額の方が多い場合は、その差額を貸倒引当金繰入額として、次のとおり表示する。

- ① 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの・・・販売費
- ② ①、③以外のもの・・・営業外費用
- ③ 臨時かつ巨額のもの・・・特別損失

また、取崩額の方が多い場合は、その取崩差額を特別利益に計上する。

(6) 法人税法上の処理

貸倒引当金の繰入及び戻入については、法人税法上の規定を適用し、洗替法による処理がされる場合が多くある。これは、法人税法が洗替法による処理を原則としていることによるものである。

ただし、差額補充法により貸倒引当金を計上している場合においても、法人税基本通達により添付する明細書に洗替法による場合の金額に基づく繰入等であることを明らかにしているときは、洗替法により処理されたものとして取り扱われる。

【関連項目】

会社計算規則第5条第4項、第78条、第103条

企業会計原則 第三・四、注解17

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第27項、第28項

金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号） 第122項～第125項

法人税法第52条

法人税法施行令第96条

法人税基本通達11-1-1

有価証券

要 点

- 有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、以下の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。
 - (1) 売買目的有価証券
 - (2) 満期保有目的の債券
 - (3) 子会社株式及び関連会社株式
 - (4) その他有価証券
- 有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額（第62項参照））は純資産の部に計上する。
- 市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。

19. 有価証券の分類と会計処理の概要

有価証券は、保有目的等の観点から以下の4つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。

分 類		貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券		時 価	損益（営業外損益）
満期保有目的の債券		償却原価 （取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益
子会社株式及び 関連会社株式		取得原価	該当なし
その他 有価証券	市場価格あり	時 価	純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）
	市場価格なし	取得原価 （債券：償却原価）	該当なし （償却原価法による差額：営業外損益）

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。売買目的有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益（営業外損益）として処理する。本指針においては、売買目的有価証券とその他有価証券との区分を法人税法の規定に従って分類することも認められる。法人税法の規定において、売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券（企業支配株式⁶を除く。）であって、以下に掲げるものとされている。

- ① 専担者売買有価証券（トレーディング目的の専門部署を設置している場合に、その目的のために取得した有価証券）
- ② 短期売買有価証券（短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載した有価証券）
- ③ 金銭の信託に属する有価証券（金銭の信託のうち信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を他の金銭の信託と区分して帳簿書類に記載したもの）

(2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。満期保有目的の債券については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理する。

⁶ 法人の特殊関係株主等がその法人の発行済株式の総数又は出資金額の20%以上に相当する数の株式又は出資をする場合における、その特殊関係法人等の有する法人の株式又は出資をいう。

(3) 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

(4) その他有価証券

その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいい、これには長期的な価格の変動を利用して利益を得る目的の株式、取引先等の業務上の関係から長期保有する有価証券等が含まれる。

その他有価証券について、市場価格のある場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部純資産直入法⁷又は部分純資産直入法⁸により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合⁹には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。

また、その他有価証券について、市場価格のない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

20. 有価証券の取得価額

有価証券の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した有価証券の取得価額に含める。なお、期末に保有している有価証券を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。

21. 有価証券の評価方法

取得原価の評価方法は、移動平均法又は総平均法による。

22. 有価証券の減損

(1) 市場価格のある有価証券の減損処理

満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち市場価格のあるものについて、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は

⁷ 評価差額（税効果考慮後の額）の合計額を純資産の部に計上する方法

⁸ 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額（税効果考慮後の額）は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として計上する方法

⁹ 保有が多額であるか否かについては、総資産に対する有価証券の占める割合や評価差額の重要性等、有価証券の保有が財政状態に与える影響を総合的に勘案して判断することが考えられる。

当期の損失として処理しなければならない。

市場価格のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて50%程度以上下落した場合をいう。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。

(2) 市場価格のない有価証券の減損処理

市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化¹⁰により実質価額¹¹が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

市場価格のない株式の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。ただし、市場価格のない株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。

なお、有価証券の減損処理を行った場合には、当該時価（(1)の場合）又は実質価額（(2)の場合）を翌期首の取得原価とする。

有価証券の減損処理について、法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないと見込まれるときは、法人税法の取扱いに従うことが認められる。

23. 貸借対照表上の表示

売買目的有価証券及び事業年度の末日後1年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。したがって、保有する株式がその他有価証券に該当する場合には、投資有価証券（固定資産）として記載する。

なお、子会社株式及び関連会社株式に該当する場合には、関係会社株式（固定資産）として記載する。

24. 損益計算書上の表示

有価証券の売却損益の損益計算書上の表示区分は、次のようになる。

有価証券の分類	売却損益の表示区分等
売買目的有価証券	営業外損益（売却益と売却損は相殺する。）
子会社株式及び関連会社株式	特別損益（売却益と売却損は相殺しない。）

¹⁰ 財政状態の悪化とは、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の企業会計の慣行に従って作成した計算書類を基礎に、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額が、当該株式の取得時と比較して、相当程度下落している場合をいう。

¹¹ 実質価額は、通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額であるが、会社の超過収益力等を考慮に入れることができる。

その他有価証券	臨時的なもの・・特別損益 （業務上の関係を有する株式の売却等） それ以外・・・営業外損益 （市場動向の推移をみながら売却することを目的として取得したもの（純投資目的）等）

【関連項目】

会社計算規則第5条第3項第1号、第2号、第6項、第74条第3項第1号へ、第4号イ、第82条第1項

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第15項～第23項

金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）（令和元年（2019年）7月4日改正前） 第47項～第96項

法人税法第61条の3第1項第1号

法人税法施行令第68条、第119条の12

棚卸資産

要 点

- 棚卸資産には、商品又は製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものが含まれる。
- 棚卸資産の取得価額は、取得の態様に応じて購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。ただし、少額な付随費用は取得価額に加算しないことができる。
- 棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。この場合の時価は、正味売却価額をいう。
- 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。
- 棚卸資産について、災害等による時価の下落に応じて簿価を切り下げ、かつ、その金額について重要性があるものについては、注記等により帳簿価額切下額を表示することが望ましい。

25. 棚卸資産の範囲

棚卸資産には、商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものが含まれる。

なお、本指針における棚卸資産とは、通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産をいうものとする。

26. 棚卸資産の取得価額

(1) 取得価額

棚卸資産の取得価額は、次のとおりとする。

① 購入した棚卸資産

その資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額

② 自己の製造等に係る棚卸資産

その資産の製造等のために要した原材料費、労務費、及び経費の額とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額

③ 上記以外の方法により取得をした棚卸資産

その取得の時ににおけるその資産の取得のために通常要する価額とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額

(2) 少額の付随費用

整理、選別、手入れ等に要した費用の額その他一定の費用の額で少額の付随費用等は、取得価額に算入しないことができる¹²。

27. 棚卸資産の評価基準

- (1) 棚卸資産は、取得原価を貸借対照表価額とすることを原則とする。なお、期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。

なお、次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げなければならないことに留意する必要がある。

- ① 棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき
- ② 著しく陳腐化したとき
- ③ 上記に準ずる特別の事実が生じたとき

- (2) (1)における時価とは、原則として正味売却価額（売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額）をいう。

- (3) 棚卸資産につき上記(1)の事実が生じたことにより、帳簿価額を切り下げる場合、有価証券では、「50%程度以上下落」と具体的に割合が示されているが、棚卸資産については、棚卸資産の種類や市場の状況等の特性を勘案し、個別に判断する。

¹² 法人税法では、付随費用が当該棚卸資産の購入対価のおおむね3%以内の金額である場合には、その取得価額に算入しないことができるとしている。

28. 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法による。

なお、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、最終仕入原価法を用いることもできる。

29. 損益計算書上の表示及び注記

(1) 棚卸資産に係る簿価切下額は、次のとおり表示する。

① ②、③以外のもの	・・・売上原価
② 棚卸資産の製造に関連して発生するもの	・・・製造原価
③ 臨時の事象に起因し、かつ、多額であるもの	・・・特別損失

(2) 棚卸資産に係る簿価切下額のうち、重要性のあるものについては、注記による方法又は売上原価等の内訳項目として表示することが望ましい。

【関連項目】

会社計算規則第5条、第74条

企業会計原則 第三・五、注解21

棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号）

法人税法第29条

法人税法施行令第28条～第33条、第68条

法人税基本通達5-1-1

経過勘定等

要 点

- 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めず、未払費用及び未収収益は当期の損益計算に含めなければならない。
- 前払費用、前受収益、未払費用及び未収収益等については、重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。

30. 経過勘定の定義

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいい、前払利息、前払保険料、前払家賃、前払保証料等が該当する。

前払費用は、このような役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

(2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対して支払を受けた対価をいい、前受利息、前受家賃等が該当する。

前受収益は、このような役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいい、未払利息、未払家賃、未払給料、未払社会保険料等が該当する。

未払費用は、このような役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

(4) 未収収益

未収収益とは、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対しいまだその対価の支払を受けていないものをいい、未収利息、未収家賃等が該当する。

未収収益は、このような役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

31. 経過勘定等に係る会計処理

(1) 原則的な処理

費用については発生したものを損益計算書に計上し、収益については実現したものを損益計算書に計上しなければならず、当期の費用及び収益でない前払費用及び前受収益は当期の損益計算書から除去し、当期の費用又は収益とすべき未払費用及び未収収益は当期の損益計算書に計上するための経過勘定項目として貸借対照表に計上する。

(2) 簡便な処理

前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定として処理しないことができる。また、本指針においては、前払費用のうち当期末においてまだ提供を受けていない役務に対応する前払費用の額で、支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額については、継続適用を条件に費用処理することができる。

32. 経過勘定の貸借対照表上の表示

経過勘定は、次のように貸借対照表に表示する。

	表示項目	表示箇所
前払費用	前払費用	流動資産
	長期前払費用(事業年度の末日後1年を超えて費用となる部分)	投資その他の資産
前受収益	前受収益	流動負債
	長期前受収益(事業年度の末日後1年を超えて収益となる部分)	固定負債
未払費用	未払費用	流動負債
未収収益	未収収益	流動資産

32-2. 立替金・仮払金・仮受金等の取扱い

立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものについては、適当な項目を付して資産又は負債として計上し、また、当期の費用又は収益とすべき金額については、適正な項目に計上して費用又は収益として処理しなければならない。

【関連項目】

企業会計原則 第二・一、注解5

固定資産

要 点

- 固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、耐用年数にわたり每期継続して規則的な償却を行う。
- 圧縮記帳は、原則としてその他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより行う。
- 予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、取得原価を減額しなければならない。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。
- ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。

33. 固定資産の取得価額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額は、次のとおりとする。

(1) 原 則

固定資産の取得価額は、購入代価等に、買入手数料、運送費、引取運賃、据付

費、試運転費等の付随費用を加えた金額とする。

(2) 少額の付随費用

付随費用が少額である場合は、取得価額に算入しないことができる。

(3) 少額の減価償却資産

減価償却資産のうち取得価額が少額のものについては、その取得した事業年度において費用処理することができる。

34. 固定資産の減価償却

(1) 減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、耐用年数にわたり每期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。

減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。

算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。資産の陳腐化その他一定の事由により使用可能期間が従来の耐用年数に比して著しく短くなった場合は、未経過使用可能期間（使用可能期間のうちいまだ経過していない期間）にわたり減価償却を行う。

租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除きその他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。

なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、有効期間にわたり每期継続して適用する。

(2) 貸借対照表上の表示

有形固定資産の減価償却累計額は、原則として有形固定資産の項目ごとに控除形式で表示する。

ただし、有形固定資産全体から一括して控除形式で表示する方法、又は有形固定資産の各項目から直接控除して注記する方法によることもできる。

無形固定資産の減価償却累計額は、無形固定資産の各項目から直接控除した残高で表示する。

35. 圧縮記帳

固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上する。その場合、その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を圧縮積立金として計上する。減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩す。

なお、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、固定資産の取得価額から直接減額する方式による圧縮記帳をすることができる。また、交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した固定資産についても、直接減額方式に準じた処理も認められる。

36. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

固定資産について予測することができない減損が生じたとき又は減損損失を認識すべきときは、その時の取得原価から相当の減額をしなければならない。

減損損失の認識及びその額の算定に当たっては、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。具体的には、固定資産としての機能を有していても次の①②のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識する。

① 将来使用の見込みが客観的にないこと

資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。

② 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと

なお、固定資産の減損損失累計額は、減価償却累計額に準じて表示する。

37. ソフトウェア

研究開発に該当するソフトウェアの制作費は研究開発費として費用処理する。研究開発に該当しないソフトウェアの制作費は、次のように会計処理する。

- (1) 社内利用のソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、取得に要した費用を無形固定資産として計上する。
- (2) 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発費に該当する部分を除き、無形固定資産として計上する。

無形固定資産として計上したソフトウェアは、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却する。ただし、法人税法の定める償却方法を採用することもできる。

なお、販売・使用見込みがなくなった場合には、未償却残高を費用として一時に償却する必要がある。

38. ゴルフ会員権

(1) ゴルフ会員権の評価

ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要

性が高い場合で、以下の要件に該当するときは、減損処理を行う。

- ① 時価があるゴルフ会員権・・・時価が著しく下落したとき
- ② 時価のないゴルフ会員権・・・発行会社の財政状態が著しく悪化したとき

(2) 預託保証金方式によるゴルフ会員権を減損する場合の会計処理

預託保証金方式によるゴルフ会員権の時価が著しく下落したことにより減損処理する場合には、帳簿価額のうち預託保証金を上回る金額について、まず直接評価損を計上し、さらに時価が預託保証金の額を下回る場合には、当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する。

ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。

39. 敷金

敷金は、取得原価で計上する。このうち、建物等の賃貸借契約において返還されないことが明示されている部分の金額については、税法固有の繰延資産に該当し、賃貸借期間にわたって償却する。

また、返還されないことが明示されていない部分の金額については、原状回復義務の履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に見積ることができる場合は、当該金額を減額し、費用に計上する。

【関連項目】

会社計算規則第5条第2項、第3項第2号、第153条第2項

企業会計原則 第一・五、注解3

企業会計原則 第三・五

固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）

研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会） 三及び四

金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号） 第12項、第133項、第135項、第223項、第309項、第311項

法人税法第33条第2項

法人税法施行令第68条

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号） 第9項、第27項

繰延資産

要 点

- 繰延資産とは、代価の支払が完了等し、役務提供を受けたものにつき、その効果が将来にわたって発現することが期待される費用で、資産として繰り延べたもの

をいう。

- 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費は、原則として費用処理する。なお、これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。
- 税法固有の繰延資産は、法人が支出した費用で、その支出の効果が支出の日以後１年以上に及ぶものをいい、会計処理を行う場合は、長期前払費用等として計上する。

40. 繰延資産の定義

繰延資産とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたものをいう。

41. 繰延資産の範囲

(1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費が繰延資産に該当する。

① 創立費

発起人に支払う報酬、会社の負担すべき設立費用

② 開業費

開業準備のために支出した金額

③ 開発費

次の目的のために特別に支出した金額

ア．新技術又は新経営組織の採用

イ．資源の開発

ウ．市場の開拓

④ 株式交付費

新株の発行又は自己株式の処分のために支出した費用

⑤ 社債発行費

社債の発行のために支出した費用

⑥ 新株予約権発行費

新株予約権の発行のために支出した費用

(2) 法人が支出する次に掲げる費用（資産の取得に要した金額及び前払費用を除く。）のうち支出の効果がその支出の日以後１年以上に及ぶものは、税法固有の繰延資産に該当する。

① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用

② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用

③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用

- ④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
- ⑤ ①から④までに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

(3) 新製品の試験的製作又は新技術の研究等のために特別に支出した金額、新技術の採用のうち研究開発目的のために導入する技術、特許等に係る技術導入費及び特許権使用に関する頭金等については、その発生時に費用処理することに留意する。

42. 償却額・償却期間

繰延資産として資産に計上したものについては、その支出又は発生が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。償却期間は、創立費は会社成立後、開業費は開業後、開発費はその支出後、それぞれ5年内、株式交付費及び新株予約権発行費は発行後3年内、社債発行費は社債償還期間とする。

なお、税法固有の繰延資産については、法人税法上、償却限度額の規定があることに留意する必要がある。また、金額が少額のものは、発生時において費用処理する。

43. 一時償却

- (1) 繰延資産について支出の効果が期待されなくなった場合には、一時に償却しなければならない。
- (2) 本指針においては、次の場合には、一時に償却しなければならないものとして取り扱う。
 - ① 他の者の有する固定資産を利用するために支出した費用で資産として繰り延べたものについて、当該固定資産に次の事実が生じた場合
 - ア. 当該固定資産が災害により著しく損傷したこと
 - イ. 当該固定資産が1年以上にわたり遊休状態にあること
 - ウ. 当該固定資産がその本来の用途に使用することができないため、他の用途に使用されたこと
 - エ. 当該固定資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと
 - ② 上記に準ずる特別の事実が生じた場合

44. 表 示

費用として処理しなかった繰延資産の未償却残高及び繰延資産の償却額の表示は、次のとおりとする。

- (1) 貸借対照表に繰延資産の部を設け、項目を示して表示する。この場合において、各繰延資産に対する償却累計額は、その各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示する。税法固有の繰延資産は、「投資

その他の資産」に長期前払費用等の適当な項目を付して表示する。

(2) 損益計算書において、繰延資産の償却額が営業収益との対応関係がある場合には販売費及び一般管理費に、対応関係がない場合には営業外費用に表示する。

(3) 繰延資産の一時償却額は、原則として特別損失に表示する。

【関連項目】

会社計算規則第5条第1項、第2項、第74条第3項第5号、第84条

法人税法施行令第14条、第68条、第134条

繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第19号）

研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会） 三

金銭債務

要 点

- 金銭債務とは、金銭の支払いを目的とする債務をいい、これには、支払手形、買掛金、借入金、社債等が含まれる。
- 金銭債務には、債務額を付す。
- デリバティブ取引に係る正味の債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益とする。

45. 金銭債務の定義

金銭債務とは、金銭の支払を目的とする債務をいい、これには、支払手形、買掛金、借入金、社債（私募債を含む。）等が含まれる。なお、金銭債務は、網羅的に計上する。

46. 貸借対照表価額

- (1) 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、債務額を付さなければならない。
- (2) 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

47. 貸借対照表上の表示

(1) 営業上の債務

買掛金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に表示する。

(2) 営業上の債務以外の債務

借入金その他(1)の金銭債務以外の金銭債務で、事業年度の末日の翌日から起

算して1年以内に支払又は返済されると認められるものは、流動負債の部に表示する。

(3) 関係会社に対する金銭債務

関係会社に対する金銭債務は、次のいずれかの方法により表示する。

- ① その金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債務と区分して表示する。
- ② その金銭債務が属する項目ごとに、又は2以上の項目について一括して、注記する。

(4) その他の債務

上記(1)及び(2)以外の金銭債務は、固定負債の部に表示する。

48. デリバティブ

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。

ただし、金融機関から融資と組み合わせて金利スワップ契約を締結した場合において、借入金の金額と金利スワップの元本が同額である等の一定の要件を満たしているときは、時価評価を行う必要がないことに留意する。

【関連項目】

会社計算規則第6条第1項、第75条第2項、第103条第6号、第8号

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第25項、第26項、（注5）、第29項～第34項

引当金

要 点

- 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし、引当金に繰り入れなければならない。
- 引当金には、賞与引当金のように法的債務（条件付債務）である引当金及び修繕引当金のように法的債務でないが将来の支出に備えるための引当金がある。

49. 引当金の設定要件

(1) 次のすべての要件に該当するものは、引当金として計上しなければならない。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② 発生が当期以前の事象に起因していること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ 金額を合理的に見積ることができること

上記要件に該当しなければ、引当金を計上することはできない。

(2) 引当金のうち、当期の負担に属する部分の金額を当期の費用又は損失として計上しなければならない。

50. 引当金の区分

(1) 賞与引当金等の法的債務（条件付債務）である引当金は、負債として計上しなければならない。

(2) 修繕引当金等のように、法的債務ではないが、将来の支出に備えるための引当金については、金額に重要性の高いものがあれば、負債として計上することが必要である。

(3) 引当金についての、会計及び税法の関係は、次のとおりである。

	分 類	種 類	税 法
会 計 上 の 引 当 金	評価性引当金	貸倒引当金	損金算入 限度額あり
	負債性引当金 ¹³	返品調整引当金	損金不算入
		賞与引当金、退職給付引当金、 製品保証引当金、売上割戻引当金、 工事補償引当金、修繕引当金、 特別修繕引当金、債務保証損失引当金、 損害補償損失引当金、役員賞与引当金、 工事損失引当金等	

¹³ 各種引当金のうち賞与引当金及び退職給付引当金は、中小企業の実務においても影響があるものと考えられる。

51. 表 示

- (1) 引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。
- (2) 引当金の繰入額は、その引当金の目的等に応じて、損益計算書において、売上高の控除項目、製造原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用として、その内容を示す適当な項目に計上する。

52. 賞与引当金の計上額

(1) 従業員に対する賞与

翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しなければならない。

なお、本指針においては、賞与について支給対象期間の定めのある場合、又は支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっているときは、次の平成10年（1998年）度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができる。

（参考：平成10年（1998年）度改正前法人税法）

$$\text{繰入額} = \left[\begin{array}{l} \text{前 1 年間の} \\ \text{1 人あたり} \\ \text{の使用人等} \\ \text{に対する賞} \\ \text{与支給額} \end{array} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} - \begin{array}{l} \text{当期において期} \\ \text{末在職使用人等} \\ \text{に支給した賞与} \\ \text{の額で当期に対} \\ \text{応するものの1} \\ \text{人当たりの賞与} \\ \text{支給額} \end{array} \right] \times \text{期末の在職使用人等の数}$$

(2) 役員に対する賞与

役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する。また、当期の職務に係る役員賞与の支給を翌期に開催される株主総会において決議する場合には、その決議事項とする額又はその見込額を、原則として、引当金に計上する。

【関連項目】

会社計算規則第6条第2項、第75条、第88条第7項、第101条

企業会計原則 第三・四、注解18

役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号） 第3項、第13項

工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）¹⁴第19項、第20項

¹⁴ 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用により、適用が終了する。

退職給付債務・退職給付引当金

要 点

- 確定給付制度¹⁵（退職一時金制度、厚生年金基金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、退職給付債務¹⁶に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する。ただし、一定の場合には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便的方法）を適用できる。
- 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度¹⁷を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理する。

53. 退職給付制度

就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、第54項又は第55項による引当金の計上が必要となる。

54. 確定給付制度の会計処理－原則法

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する。

55. 確定給付制度の計算方法－簡便的方法

退職一時金制度の場合、会社が自ら計算することができる方法として退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることが認められる。

確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算することができる。

56. 確定拠出制度（中小企業退職金共済制度等）の会計処理

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金をもって費用処理する。ただし、退職一時金制度等の確定給付制度

¹⁵ 確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう。

¹⁶ 退職給付債務とは、退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいう。

¹⁷ 確定拠出制度とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。

と併用している場合には、それぞれ会計処理する必要がある。なお、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度等から支給する制度の場合には、期末自己都合要支給額から同制度より給付される額を除いた金額によることとなる。

57. 退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合

退職金規程がなくかつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務を計上することはできない。

ただし、退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、退職給付引当金を計上する必要がある。

58. 特 則

退職金規程があるが退職給付引当金を計上していない場合、一時に処理することは、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性が高い。そのため、本指針適用に伴い新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）は、通常の会計処理とは区分して、本指針適用後、10年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。この場合には未償却の適用時差異の金額を注記する。

【関連項目】

会社計算規則第6条第2項第1号

退職給付に関する会計基準（企業会計基準第26号）

退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第25号）

税金費用・税金債務

要 点

- 法人税、住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期に負担すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。
- 法人税、住民税及び事業税を算定するための課税標準は、税引前の当期純利益に対し、税法特有の調整項目を加算・減算することによって算定される。
- 法人税、住民税及び事業税の未納付額は、相当額を流動負債に計上する。
- 消費税等については、原則として税抜方式を適用する。

59. 法人税、住民税及び事業税

当期の利益に関連する金額を課税標準として課される法人税、住民税及び事業税は、発生基準により当期で負担すべき金額に相当する金額を損益計算書において、「税引前当期純利益（損失）」の次に「法人税、住民税及び事業税」として計上する。また、事業年度の末日時点における未納付の税額は、その金額に相当する額を

「未払法人税等」として貸借対照表の流動負債に計上し、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を「未収還付法人税等」として貸借対照表の流動資産に計上する。

なお、「法人税、住民税及び事業税」を算定するための課税標準は、税引前の当期純利益に対し、税法特有の調整項目を加算・減算することによって算定される。

更正、決定等により追徴税額及び還付税額が生じた場合で、その金額に重要性がある場合には、「法人税、住民税及び事業税」の次に、その内容を示す適当な名称で計上しなければならない。

60. 源泉所得税等の会計処理

受取配当や利子に関する源泉所得税のうち、法人税法等に基づく税額控除の適用を受ける金額については、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する。

61. 消費税等の会計処理

消費税等（地方消費税を含む。）については、原則として税抜方式を適用し、事業年度の末日における未払消費税等（未収消費税等）は、未払金（未収入金）に計上する。ただし、その金額の重要性が高い場合には、未払消費税等（未収消費税等）として別に表示する。

【関連項目】

会社計算規則第93条

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号）

税効果会計

要 点

- 一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）が生じた際に、将来その一時差異が解消されるときに課税所得が減少し、それに伴い税金費用が減少することにより純利益が増加する場合には繰延税金資産を計上する。また、一時差異が解消するときに課税所得が増加し、それに伴い税金費用が増加することにより純利益が減少する場合には繰延税金負債を計上する。なお、一時差異に重要性が乏しい場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。
- 繰延税金資産については、回収可能性があると判断できる金額を計上する。回収可能性の判断は、収益力に基づく課税所得の十分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならない。

62. 税効果会計

- (1) 税効果会計は、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)がある場合、利益を課税標準とする法人税等の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。
- (2) 一時差異には、未払事業税、賞与引当金、損金不算入の減損損失等一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果を持つ将来減算一時差異と、その他利益剰余金において処理される圧縮記帳や純資産の部に直接計上されるその他有価証券評価差額金(評価差益)等一時差異が解消する期の課税所得を増額する効果を持つ将来加算一時差異とがある。

なお、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金については、一時差異と同様に取り扱われる。
- (3) 将来減算一時差異に法定実効税率を乗じた金額が繰延税金資産となり、将来加算一時差異に法定実効税率を乗じた金額が繰延税金負債となる。
- (4) 一時差異が生じた際に、将来その一時差異が解消されるときに課税所得が減少し、それに伴い税金費用が減少することにより純利益が増加する場合には繰延税金資産を計上する。また、一時差異が解消するとき課税所得が増加し、それに伴い税金費用が増加することにより純利益が減少する場合には繰延税金負債を計上する。
- (5) なお、一時差異に重要性が乏しい場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

63. 繰延税金資産の回収可能性

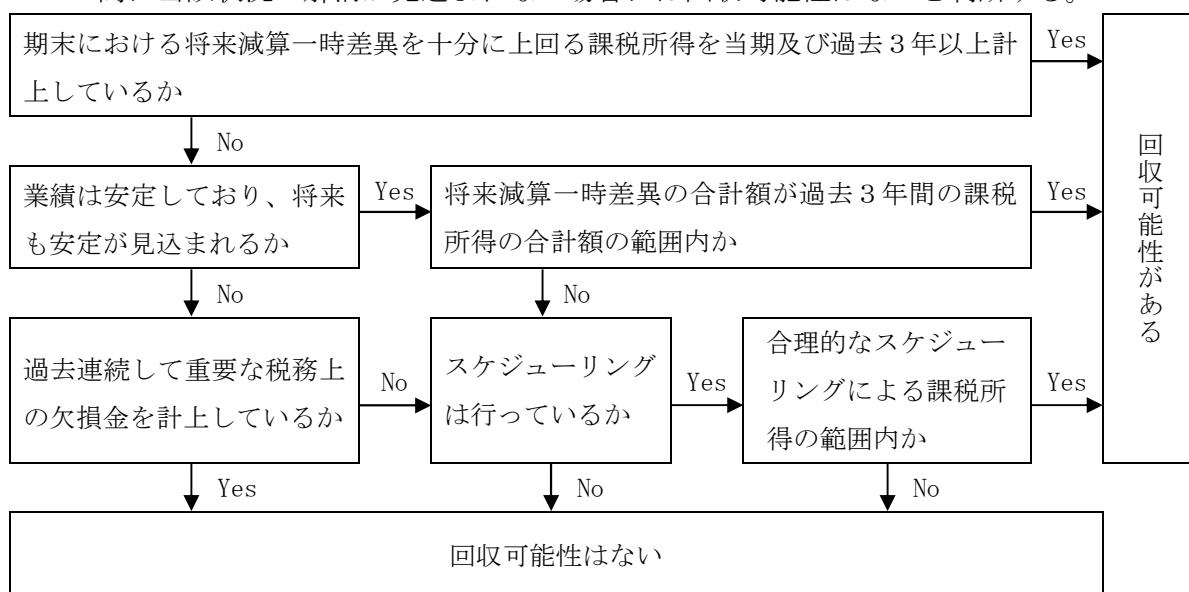
- (1) 税効果会計の適用により繰延税金資産が計上されると利益剰余金が増加する。また、繰延税金資産の計上には、収益力に基づく課税所得が十分見込めること及びタックス・プランニングを行うことが前提となる。会社法上、税効果会計の適用による利益剰余金の増加に配当制限の定めがないこと等もあり、その回収可能性を厳格かつ慎重に検討することが必要である。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性がある場合とは、将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金等が、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると見込まれる場合をいい、これ以外の場合には、回収可能性はないものと判断され、繰延税金資産は計上できない。
- (3) 過年度に計上した繰延税金資産についても、その回収可能性を每期見直し、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると見込まれなくなった場合には、過大となった金額を取り崩す必要がある。

- (4) 将来の解消見込年度に相殺しきれなかった将来加算一時差異については、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たり、将来減算一時差異と相殺できない。

64. 回収可能性についての判断基準

繰延税金資産の回収可能性については、会社の過去の業績等を主たる判断基準として、将来の収益力を見積り、将来減算一時差異等がどの程度回収されるのかを、以下のそれぞれの例示区分に応じて判定することになる。

- (1) 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を当期及び過去3年以上計上している場合は、回収可能性があると判断する。
- (2) 過去の業績が安定(当期及び過去3年経常的な利益を計上)していることから、将来も安定的な経常利益の計上が見込まれるが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない場合には、将来減算一時差異の合計額が過去3年間の課税所得の合計額の範囲内であれば、回収可能性があると判断する。
- (3) 業績が不安定であり期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない場合又は税務上の繰越欠損金が存在する場合であっても将来の合理的な見積可能期間(最長5年)内の課税所得の見積額を限度として、一時差異等の将来解消の見込みについて取締役会等による合理的な計画(スケジュールリング)に基づくものであれば、回収可能性があると判断する。スケジュールリングを行うことができない場合又は行っていない場合には、回収可能性はないものと判断する。
- (4) 過去3年以上連続して重要な税務上の欠損金を計上し、当期も欠損金の計上が見込まれる会社及び債務超過又は資本の欠損の状況が長期にわたっており、短期間に当該状況の解消が見込まれない場合には回収可能性はないと判断する。



65. 貸借対照表上の表示

繰延税金資産は、投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。なお、繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示する。

66. 損益計算書上の表示

繰延税金資産と繰延税金負債との差額の増減額は、法人税等調整額として、法人税、住民税及び事業税の次に表示する。

67. 税効果会計適用における注記事項

税効果会計を適用し、一時差異の金額が重要な場合、又は税引前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率と法定実効税率との間に重要な差異がある場合には、会社の財産及び損益の状態を正確に判断するため、以下の注記を行うことが望ましい。

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
- (2) 税引前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
- (3) 回収可能性がなく、繰延税金資産から控除された額

【関連項目】

会社計算規則第74条第3項第4号ホ、第75条第2項第2号ホ、第83条、第93条第1項第2号、第107条

税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号）

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）

税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第28号）

純資産

要 点

- 純資産の部は、株主資本、株主資本以外の各項目に区分する。
- 株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分する。
- 資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に区分する。
- 利益剰余金は、利益準備金、その他利益剰余金に区分する。
- その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目は、その内容を示す項目に区分し、それ以外は繰越利益剰余金に区分する。
- 株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権に区分する。
- 期末に保有する自己株式は、株主資本の末尾において控除形式により表示する。
- 純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主資本の各項目の変動事由を報告するために株主資本等変動計算書を作成する。

68. 資本金

資本金は、設立又は株式の発行に際して株主となる者が払込み又は給付した財産の額（払込金額）のうち、資本金として計上した額（会社法第445条）である。

69. 剰余金

剰余金は、払込資本を構成する資本剰余金と留保利益を表す利益剰余金に区分する。

(1) 資本剰余金

資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、以下の2つに区分する。

① 資本準備金

増資による株式の払込金額のうち資本金に組み入れなかった株式払込剰余金等、会社法第445条第2項により、資本準備金として積み立てることが必要とされているもの及びその他資本剰余金から配当する場合で、利益準備金と合わせて資本金の額の4分の1に達していないときに計上しなければならないもの（会社法第445条第4項）等である。

② その他資本剰余金

資本剰余金のうち、会社法で定める資本準備金以外のものである。資本金及び資本準備金の取崩しによって生じる剰余金（資本金及び資本準備金減少差益）及び自己株式処分差益が含まれる。

(2) 利益剰余金

利益剰余金は、利益を源泉とする剰余金（すなわち利益の留保額）であり、以下の2つに区分される。

① 利益準備金

その他利益剰余金から配当する場合、資本準備金の額と合わせて資本金の額の4分の1に達していないときは、達していない額の利益剰余金配当割合（配当額のうちその他利益剰余金から配当する割合）か配当額の10分の1の額の利益剰余金配当割合のいずれか小さい額を計上しなければならない（会社法第445条第4項）。

利益準備金の額の減少により生じた「剰余金」は、減少の法的手続が完了したとき（会社法第448条及び第449条）に、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）に計上する。

② その他利益剰余金

その他利益剰余金のうち、任意積立金（会社が独自の判断で積み立てるもので、特に目的を限定しない別途積立金、目的を限定した修繕積立金等、及び税法上の特例を利用するために設ける圧縮積立金や特別償却準備金等）のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す項目をもって区分し、それ以外については、「繰越利益剰余金」に区分する。

なお、株主資本等変動計算書において、当期首のその他利益剰余金に当期純損益や配当額などの当期の変動額を加減して当期末のその他利益剰余金が表示される。

70. 評価・換算差額等

評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等、資産又は負債に係る評価差額を当期の損益にしていない場合の評価差額（税効果考慮後の額）をその内容を示す項目をもって計上する。

71. 自己株式

(1) 取得及び保有

自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているため、取得原価をもって純資産の部の株主資本の末尾において控除して表示する。自己株式の取得に関する付随費用は、営業外費用として計上する。

(2) 自己株式の処分

自己株式の処分の対価と自己株式の帳簿価額との差額が差益の場合は、「その他資本剰余金」として計上する。差損の場合は、「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合には、「その他利益剰余金（繰越利益剰余金）」から減額する。

(3) 自己株式の消却

自己株式の消却手続が完了した時点において、消却する自己株式の帳簿価額を「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合は、「その他利益剰余金（繰越利益剰余金）」から減額する。

72. 株主資本等変動計算書

(1) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するものである。

(2) 表示区分

株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従う（第88項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照）。

(3) 表示方法

株主資本等変動計算書に表示される各項目の当期首残高及び当期末残高は、当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期首及び期末残高と整合したものでなければならない。

(4) 株主資本の各項目

当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。なお、当期純利益（又は当期純損失）は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。

(5) 株主資本以外の各項目

当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示又は注記することができる。

(6) 注記事項

株主資本等変動計算書の注記事項については、第88項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。

【関連項目】

会社計算規則第22条～第29条、第53条、第59条、第96条、第105条等

企業会計原則 第一・三、注解2、第三・四（三）、注解19

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号） 第4項～第8項、第36項等

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（企業会計基準第1号） 第7項～第14項、第20項、第21項

株主資本等変動計算書に関する会計基準（企業会計基準第6号）

株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第9号）

法人税法第2条第16号、第18号、第24条

法人税法施行令第23条

収益・費用の計上

要 点

- 収益については、収入（将来入金するものを含む。）に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行った時に計上する。
- 費用については、その支出（将来支出するものを含む。）に基づいた金額を、その性質により、収益に対応させ、その発生した期間に計上する。
- 工事契約については、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の現実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。

73. 収益及び費用の計上に関する一般原則

企業の経営成績を明らかにするため、損益計算書において一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する（費用収益の対応原則）。原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。

収益及び費用の計上について複数の会計処理の適用が考えられる場合、取引の実態を最も適切に表す方法を選択する。選択した方法は、每期、継続して適用し、正当な理由がない限り、変更してはならない。

74. 収益認識

収益は、収入（将来入金するものを含む。）に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行った時に計上され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。

(1) 一般的な販売契約における収益認識基準

区 分	収益認識日
出荷基準	製品、商品等を出荷した時点
引渡基準	製品、商品等を得意先に引き渡した時点
検収基準	得意先が製品等の検収をした時点

上記のほか、輸出を伴う場合には、船積基準、通関基準等がある。

(2) 特殊な販売契約における収益認識基準

区 分	収益認識日等
委託販売	受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記録）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。

試用販売	得意先が買取りの意思を表示したとき。
予約販売	予約金受取額のうち、事業年度の末日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。
割賦販売	原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。

(3) 工事契約

区 分	収益認識方法
工事契約 (受注制作のソフトウェアを含む。)	工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。 成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。 (1) 工事収益総額¹⁸ (2) 工事原価総額¹⁹ (3) 決算日における工事進捗度²⁰

75. 費用認識

費用は、その支出（将来支出するものを含む。）に基づいた金額を、その性質により、収益に対応（個別対応又は期間対応）させ、その発生した期間に正しく計上する。具体的には、本指針の関連項目を参照する。

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五及び同注解 6

工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）²¹

法人税法第64条

¹⁸ 信頼性をもって工事収益総額を見積るためには、工事の完成見込みが確実であり、また当該工事についての対価の定めがあることが必要である。

¹⁹ 信頼性をもって工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、適時・適切な工事原価総額の見積りの見直しが必要である。

²⁰ 原価比例法（決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法）を採用する場合、信頼性をもって工事収益総額及び工事原価総額を見積ることができれば、通常、決算日における工事進捗度も信頼性をもって見積ることができる。

²¹ 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」の適用により、適用が終了する。

リース取引

要 点

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。
- リース料支払時には、元本と支払利息の支払いに区分する。

75-2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。

リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づきリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をファイナンス・リース取引といい、このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引を所有権移転外ファイナンス・リース取引という。

75-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理

(1) リース取引開始時の会計処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

なお、法人税法上は、すべての所有権移転外リース取引は売買として取り扱われる。

(2) 減価償却

リース資産の償却年数は、リース期間によることを原則とし、償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等から企業の実態に応じたものを選択適用する。

なお、リース期間を減価償却限度額の計算の基礎とする法人税法上のリース期間定額法によることも可能である。また、賃借人がリース料（賃借料）として経理をした場合においても、その金額は償却費として経理をしたものとされることに留意する。

(3) リース料支払時の会計処理

期中のリース料支払時に、支出する現金預金を元本と支払利息の支払いに区分する。なお、リース期間の利息相当額は、リース取引開始時のリース料総額

と、リース資産の計上価額の差額とする。

75-4. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記する。

ただし、重要性がないリース取引については、注記を省略することができる。

【関連項目】

会社計算規則第74条、第75条、第108条

リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）

リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第16号）

法人税法第64条の2

法人税法施行令第131条の2

外貨建取引等

要 点

- 外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。
- 外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。
- 外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）については、決算時の為替相場による円換算額を付す。
- 外貨建売買目的有価証券、その他有価証券（時価のないものを含む。）及び評価損を計上した有価証券については、時価（その他有価証券のうち時価のないものについては取得原価）を決算時の為替相場により円換算した額を付す。

76. 取引発生時の処理

外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。

77. 決算時の処理

外国通貨、外貨建金銭債権債務等の金融商品については、決算時において、原則として、次の処理を行う。

- (1) 外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。
- (2) 外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）については、決算時の為替相場による円換算額を付す。ただし、長期のもの（1年超のもの）について重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができる。
- (3) 満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得原価又は償却原価

法に基づく価格を決算時の為替相場により円換算した額を付す。

- (4) 外貨建売買目的有価証券及びその他有価証券については、外国通貨による時価（その他有価証券のうち時価のないものについては取得原価）を決算時の為替相場により円換算した額を付す。
- (5) 子会社株式及び関連会社株式については、取得時の為替相場による円換算額を付す。
- (6) 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。

78. 換算差額の処理

換算差額及び決済差損益は、原則として、営業外損益の部において当期の為替差損益として処理する。ただし、有価証券を時価で計上した場合の評価差額に含まれる換算差額は、当該評価差額に関する処理方法に従う。

79. ヘッジ会計

外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係がヘッジ会計の要件を充たしている場合には、当該外貨建取引についてヘッジ会計を適用することができる。ただし、為替予約等により確定する決済時における円貨額により金銭債権債務等を換算し直物相場との差額を期間配分する方法（振当処理）によることもできる。

80. 会計処理と法人税法上の取扱い

会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、下記表²²の通り、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。

しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法 （法定換算方法）
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算 （ただし、旧商法による転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法
外貨建 有価証券	売買目的有価証券		期末時価を決算時の為替相場により換算
	売 買 目 的 外 有 価 証 券	償還期限及び償還金額のあるもの （満期保有目的）	発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法
		償還期限及び償還金額のあるもの （満期保有目的外） ²³	
		償還期限及び償還金額のないもの （株式） ²⁴	発生時換算法
		子会社株式及び 関連会社株式	

²² 外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第61条の9《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第1項に定めるものをいう。また、保有期間等が1年超であるか否かについては、期末時点で判定する。

²³ 会計上は「その他有価証券」である。

²⁴ 同上。

【関連項目】

外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会） 一
金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第29項～第34項
外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第4号）
金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）
法人税法第61条の6～第61条の9
法人税法施行令第122条第1項

組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）

要 点

- 組織再編には様々な形式（合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転など）があるが、適用すべき会計処理は、企業結合の場合と事業分離の場合の2つに大別される。
- 企業結合が行われた場合、結合企業に適用すべき会計処理は、以下の3つの分類に基づき決定されるため、どの分類に該当するかを識別する必要がある。
 - (1) 取得
 - (2) 共同支配企業の形成
 - (3) 共通支配下の取引等
- 事業分離が行われた場合、分離元企業に適用すべき会計処理は、分離元企業にとって移転した事業に対する投資が継続しているかどうかに基づき決定される。
- 投資が継続している場合（受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合）には、損益は発生せず、投資が清算された場合（受取対価が現金の場合など）には、原則として、移転損益が発生する。

81. 企業結合会計

(1) 企業結合会計の概要

企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。企業結合の形式としては、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの組織再編がある。

会計上は、このような組織再編の形式にかかわらず、企業結合の会計上の分類（取得²⁵、共同支配企業の形成²⁶、共通支配下の取引等²⁷）に基づき結合企業（吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など）に適用すべき会計処理が決定される。したがって、ある企業結合が行われた場合、

²⁵ 一方の企業が他の企業を支配したと認められる企業結合で、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は、取得となる。

²⁶ 複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を共同で支配する企業結合

²⁷ 親子間、または子会社間などグループ内の組織再編

それがどの企業結合の会計上の分類に該当するのかを識別することが必要になる。

(2) 資産及び負債の受入れに関する会計処理

企業結合が取得と判定された場合には、結合企業は被結合企業（吸収合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社など）から受け入れる資産及び負債に企業結合日の時価を付さなければならない。ただし、取得と判定された場合であっても、結合企業（取得企業）が受け入れる資産及び負債について、以下のいずれかの要件を満たす場合には、被結合企業（被取得企業）の適正な帳簿価額を付すことができる。

① 企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき

② 時価の算定が困難なとき

また、取得以外の企業結合の場合には、被結合企業の適正な帳簿価額を付さなければならない。ここで、適正な帳簿価額とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算定された帳簿価額をいう。したがって、企業会計の基準等に照らして帳簿価額に誤りがある場合には、その引継ぎに際して修正を行うことになる。

結合企業が受け入れる資産及び負債を時価以下の範囲で適宜に評価替えするような会計処理は認められない。

(3) 対価の支払いに関する会計処理

企業結合が取得と判定された場合及び共通支配下の取引等のうち非支配株主との取引（親会社と子会社が合併する場合で、非支配株主が保有する子会社株式を交換する取引など）に該当する場合には、結合企業が交付する株式等の財は時価で測定しなければならない。ただし、株式等の財の時価の算定が困難な場合には、(2)により算定された資産及び負債の時価を基礎とした評価額（時価の算定が困難な場合には適正な帳簿価額による純資産額）を用いることができる。

(4) 増加する株主資本の会計処理

企業結合が取得と判定された場合で対価として株式を交付したときは、払込資本（資本金、資本準備金及びその他資本剰余金のいずれか）を増加させる。

(5) 適用関係

税制上の組織再編成の取扱いは、会計上の取扱いと異なり、適格組織再編成と非適格組織再編成とに分類される。なお、企業結合により移転する資産等の譲渡損益の税制上の取扱いと会計上の取扱いが異なる場合には、申告調整を行うこととなる。

82. 事業分離会計

(1) 事業分離会計の概要

事業分離とは、ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。事業分離には、会社分割、事業譲渡などの組織再編がある。

会計上は、分離元企業（吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社など）にとって、移転した事業に対する投資が継続しているか、それとも清算されたのかにより、適用すべき会計処理が決定される。

(2) 投資が継続している場合の会計処理

投資が継続していると判定された場合には、分離元企業が分離先企業（吸収分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など）から受け取った対価は、移転した事業の適正な帳簿価額に基づいて算定することになるため、財務諸表上、移転損益は発生しない。分離元企業が対価として株式のみを受け取り、その株式が子会社株式や関連会社株式に該当する場合には、投資は継続しているものとみなされる。

(3) 投資が清算された場合の会計処理

投資が清算されたと判定された場合には、分離元企業が分離先企業から受け取った対価は時価で評価され、移転した事業の適正な帳簿価額との差額が移転損益として計上される。分離元企業が受け取った対価が現金等の財産である場合には、通常、投資が清算されたものとみなされる。

(4) 適用関係

会計上は、企業結合会計と事業分離会計を区別して取扱いが設けられているが、税制上はこのような区別ではなく、適格組織再編成と非適格組織再編成とに分類される。また、組織再編成により移転する資産等の譲渡損益の税制上の取扱いと会計上の取扱いが異なる場合には、申告調整を行うこととなる。

【関連項目】

会社計算規則第11条、第12条、第35条～第52条等

企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）

事業分離等に関する会計基準（企業会計基準第7号）

企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号）

個別注記表

要 点

- 会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。
- その他、本指針で必要とされる注記を行う必要がある。

83. 会社計算規則の規定

会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それら以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。

ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（①）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（②）については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。

（注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×）

項 目	①	②
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○
(4-2) 会計上の見積りに関する注記	×	×
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○ ※1	○ ※1
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○
(8) 損益計算書に関する注記	×	○
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
(10) 税効果会計に関する注記	×	○
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
(12) 金融商品に関する注記	×	○
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○

項 目	①	②
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(18-2) 収益認識に関する注記	○ ※2	○ ※2
(19) その他の注記	○	○

※1 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。

※2 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。

84. 本指針によることの注記

本指針によって計算書類を作成した場合にはその旨を注記する必要がある。

85. 収益の計上基準の注記

重要な会計方針の「収益及び費用の計上基準」に以下の事項を含めて注記する。

- ・ 当該会社の主要な事業における製品やサービス等の内容、それらに関する収益の計上時点

参考となる注記の例を、「個別注記表の例示」及び「別紙 収益の計上基準の注記例」に記載している。

86. 役員と会社間の取引について

役員の個人的な信用が重視される中小企業の特徴を考慮して、役員と会社間との取引についても注記事項として開示することが望ましい。

87. 電磁的方法による決算公告との関係

電磁的方法により貸借対照表を公開することができる。この方法によれば注記による情報量の増加もそれほどの負担にはならない。

【関連項目】

会社計算規則第98条、第116条

個別注記表の規定

(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))の個別注記表の場合)

< 個別注記表 >	会社計算 規則の規定
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	(101)
① 資産の評価基準及び評価方法	
② 固定資産の減価償却の方法	
③ 引当金の計上基準	
④ 収益及び費用の計上基準	
⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	
2. 会計方針の変更に関する注記	(102 の 2)
① 会計方針の変更の内容	
② 会計方針の変更の理由	
③ 計算書類の主な項目に対する影響額	
3. 表示方法の変更に関する注記	(102 の 3)
① 表示方法の変更の内容	
② 表示方法の変更の理由	
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	(105)
① 当該事業年度の末日における発行済株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数)	
② 当該事業年度の末日における自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数)	
③ 当該事業年度中に行つた剰余金の配当(当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。)に関する次に掲げる事項その他の事項	
イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額	
ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額(当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額	
④ 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)	
5. その他の注記	(116)

個別注記表の例示

(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)の個別注記表の場合)

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。

(会計方針の変更)

従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、……により当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年(1998年)4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年(2016年)4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	○年～○年
構築物	○年～○年
機械及び装置	○年～○年
工具、器具及び備品	○年～○年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア ○年～○年

のれん ○年～○年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

(特則を適用している場合)

なお、未償却の適用時差異残高は、×××千円（残存償却年数×年）であります。

(4) 収益の計上基準

当社は、精密機械であるA製品の製造及び販売並びに汎用品であるB製品の製造及び販売を主要な事業としています。

A製品の販売については、顧客の検収時点で売上を計上しています。

B製品については、出荷時点で売上を計上しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、未経過リース料総額は、×××千円であります。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

×××千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(記載内容については、「株主資本等変動計算書に関する注記の例示(P58～59)」を参照。)

5. 重要な後発事象に関する注記

令和×年×月×日開催の取締役会において、〇〇〇を決議いたしました。
これによる影響額は、×××千円であります。

決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示

要 点

- 貸借対照表は公告しなければならない。

88. 決算公告

株式会社は、貸借対照表を公告しなければならない(会社法第440条第1項)。なお、公告方法が官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙である株式会社は、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる(会社法第440条第3項)。ただし、その場合は、その要旨ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある。

なお、貸借対照表のみならず、損益計算書も重要な書類であるので、これらに関しても開示を行うことが望ましい。なお、電磁的方法を採用する場合、これらの要旨ではなく、記載又は記録されているものをそのまま公開することとなっている。この方法によれば、あえて要旨を作成する作業又は注記を省略するという作業は必要ないため、事務的な負担が増えることはなく、実務的には要旨の公開よりも容易である。

89. 貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示

貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例は、下記のとおりである。ただし、項目の名称については一般的なものを示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではない。

90. キャッシュ・フロー計算書

会社法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されていない。しかし、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。

貸借対照表の例示

貸借対照表 (令和××年×月×日現在)			
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	未払金	×××
商品及び製品	×××	リース債務	×××
短期貸付金	×××	未払法人税等	×××
前払費用	×××	賞与引当金	×××
その他	×××	その他	×××
貸倒引当金	<u>△××</u>	流動負債合計	<u>×××</u>
流動資産合計	<u>×××</u>	固定負債	
固定資産		社債	×××
(有形固定資産)		長期借入金	×××
建物	×××	リース債務	×××
構築物	×××	退職給付引当金	×××
機械及び装置	×××	繰延税金負債	×××
工具、器具及び備品	×××	その他	×××
リース資産	×××	固定負債合計	<u>×××</u>
土地	×××	負債合計	<u>×××</u>
建設仮勘定	×××		
その他	×××	純資産の部	
(無形固定資産)		株主資本	
ソフトウェア	×××	資本金	A
のれん	×××	資本剰余金	
その他	×××	資本準備金	B
(投資その他の資産)		その他資本剰余金	C
関係会社株式	×××	資本剰余金合計	<u>D</u>
投資有価証券	×××	利益剰余金	
出資金	×××	利益準備金	E
長期貸付金	×××	その他利益剰余金	×××
長期前払費用	×××	××積立金	F
繰延税金資産	×××	繰越利益剰余金	G
その他	×××	利益剰余金合計	<u>H</u>
貸倒引当金	<u>△××</u>	自己株式	<u>△ I</u>
固定資産合計	×××	株主資本合計	<u>J</u>
繰延資産	<u>×××</u>	評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	K
		評価・換算差額等合計	<u>L</u>
		新株予約権	M
		純資産合計	<u>N</u>
資産合計	<u>×××</u>	負債・純資産合計	<u>×××</u>

損益計算書の例示

損益計算書 自 令和××年×月×日 至 令和××年×月×日	
売上高	×××
売上原価	<u>×××</u>
売上総利益	<u>×××</u>
販売費及び一般管理費	<u>×××</u>
営業利益	<u>×××</u>
営業外収益	
受取利息	×××
受取配当金	×××
雑収入	×××
営業外収益合計	<u>×××</u>
営業外費用	
支払利息	×××
手形譲渡損	×××
雑支出	×××
営業外費用合計	<u>×××</u>
経常利益	<u>×××</u>
特別利益	
固定資産売却益	×××
投資有価証券売却益	×××
前期損益修正益	×××
特別利益合計	<u>×××</u>
特別損失	
固定資産売却損	×××
減損損失	×××
災害による損失	×××
特別損失合計	<u>×××</u>
税引前当期純利益	×××
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	<u>×××</u>
当期純利益	<u><u>Q</u></u>

注：貸借対照表のA～N及び損益計算書のQの各項目の金額は、株主資本等変動計算書の各「当期末残高」欄の金額及び「当期純利益」と一致することになる。

株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を横に並べる様式例）

	株主資本										評価・換算差額等(*2)		新株 予約権	純資産合計 (*3)
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計(*3)		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計 (*3)	利益 準備金	その他利益剰余金(*1)		利益 剰余金 合計 (*3)						
						×× 積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額(*4)														
新株の発行	×××	×××		×××						×××				×××
剰余金の配当							△P	△×××		△×××				△×××
剰余金の配当に伴う利 益準備金の積立て					×××		△×××	×××		×××				×××
当期純利益							Q	×××		×××				×××
自己株式の処分									×××	×××				×××
×××××														
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											×××	×××	×××	×××
											(*5)		(*5)	
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	A	B	C	D	E	F	G	H	△I	J	K	L	M	N

(*1) その他利益剰余金については、その内訳項目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰

余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

(*2) 評価・換算差額等については、その内訳項目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

(*3) 各合計欄の記載は省略することができる。

(*4) 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。

(*5) 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

また、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書に記載する場合には、おおむね株主資本の各項目に係る変動事由の次に記載する。

注：A～Qの金額は、それぞれ貸借対照表、損益計算書の各「項目」の金額と一致し、また、Pの金額は、配当金支払額の例の「配当金の総額の計」と一致することになる。

株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を縦に並べる様式例）

株主資本

資本金	当期首残高		× × ×
	当期変動額	新株の発行	× × ×
	当期末残高		A

資本剰余金

資本準備金	当期首残高		× × ×
	当期変動額	新株の発行	× × ×
	当期末残高		B

その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		C

資本剰余金合計(*3)	当期首残高		× × ×
	当期変動額		× × ×
	当期末残高		D

利益剰余金

利益準備金	当期首残高		× × ×
	当期変動額	剰余金の配当に伴う積立て	× × ×
	当期末残高		E

その他利益剰余金(*1)			
× × 積立金	当期首残高及び当期末残高		F

繰越利益剰余金	当期首残高		× × ×

	当期変動額	剰余金の配当	△ P

		剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	△ × × ×

		当期純利益	Q

	当期末残高		G

利益剰余金合計(*3)	当期首残高		× × ×
	当期変動額		× × ×
	当期末残高		H

自己株式	当期首残高		△ × × ×

	当期変動額	自己株式の処分	× × ×

	当期末残高		△ I

株主資本合計	当期首残高		× × ×
	当期変動額		× × ×
	当期末残高		J

評価・換算差額等(*2)

その他有価証券評価差額金	当期首残高		× × ×

	当期変動額（純額）(*4)	× × ×
	当期末残高	K
評価・換算差額等合計(*3)	当期首残高	× × ×
	当期変動額	× × ×
	当期末残高	L
新株予約権	当期首残高	× × ×
	当期変動額（純額）(*4)	× × ×
	当期末残高	M
純資産合計(*3)	当期首残高	× × ×
	当期変動額	× × ×
	当期末残高	N

(*1) その他利益剰余金については、その内訳項目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

(*2) 評価・換算差額等については、その内訳項目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

(*3) 各合計欄の記載は省略することができる。

(*4) 株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。この場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

注1：期中における変動がない場合には、「当期首残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

（ただし、その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する当期純利益については、省略できないことに留意する。）

注2：A～Qの金額は、それぞれ貸借対照表、損益計算書の各「項目」の金額と一致することになる。

また、Pの金額は、配当金支払額の例の「配当金の総額の計」と一致することになる。

株主資本等変動計算書に関する注記の例示

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期末株式数	摘 要
発行済株式			
普通株式	420,000	460,000	注 1
合 計	420,000	460,000	
自己株式			
普通株式	1,000	3,100	注 2
合 計	1,000	3,100	

注 1：普通株式の発行済株式総数の増加 40,000 千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加です。

注 2：普通株式の自己株式の株式数の増加 2,100 千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

(2) 配当に関する事項

以下の注記例は、剰余金の配当決議を株主総会（中間配当は取締役会）で決議する会社（X08 年 3 月期）を想定しています。なお、2) の場合については、剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当の原資（資本剰余金又は利益剰余金）を記載します。

1) 配当金支払額（例：表による方法）

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
X07 年 6 月 X 日 定時株主総会	普通株式	33 百万円	10 円	X07 年 3 月 31 日	X07 年 6 月 X 日
X07 年 12 月 X 日 取締役会	普通株式	33 百万円	10 円	X07 年 9 月 30 日	X07 年 12 月 X 日
計		P			

注：P の金額は、株主資本等変動計算書の「剰余金の配当」の金額と一致することになる。

2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

X08 年 6 月 X 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- (ア) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50 百万円
- (イ) 1 株当たり配当額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 円
- (ウ) 基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ X08 年 3 月 31 日

(エ) 効力発生日 X08 年 6 月 X 日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

定時株主総会終了後に計算書類を開示する場合（税務申告書に添付する場合等）は、上記の注記に加えて、例えば、以下の文言を記載することが望ましい。

X08 年 6 月 X 日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。（○月○日加筆）

別紙 収益の計上基準の注記例

下記は例示であり、会社の状況や収益の計上基準に応じて適宜修正する必要がある。また、複数の事業を営む場合には、主要な事業について、それぞれ計上基準を記載することになる。

1. 汎用品の製造及び販売の場合

当社は、主に・・・に関する製造及び販売を行っており、出荷時点で売上を計上しています。

2. 顧客による検収に至るまでに、日数を要する製品の製造及び販売の場合

当社は、主に・・・に関する製造及び販売を行っており、顧客の検収時点で売上を計上しています。

3. 店舗での小売業の場合

当社は、主に・・・を店舗で販売する事業を営んでおり、レジにて顧客に商品を引き渡した時点で売上を計上しています。

4. インターネットを通じた小売業の場合

当社は、主に・・・についてインターネットを通じて販売する事業を営んでおり、商品の出荷時点で売上を計上しています。

5. 契約期間にわたるサービスの提供の場合（清掃サービス等）

当社は、主に・・・に関する・・・を行っており、期間の経過に応じて売上を計上しています。

6. 建設業の場合

<工事完成基準の場合>

当社は、主に・・・の建設業を営んでおり、対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。

<工事進行基準を採用しているものと工事完成基準を採用しているものがある場合>

当社は、主に・・・の建設業を営んでおり、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については進行基準（進捗率の見積りは原価の発生割合による）により売上を計上しています。その他の工事については完成基準により対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。

7. システムの受託開発業の場合

<完成基準の場合>

当社は、主に・・・のシステムの受託開発を行っており、対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。

<進行基準を採用しているものと完成基準を採用しているものがある場合>

当社は、主にシステムの受託開発を行っており、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては進行基準（進捗率の見積りは原価の発生割合による）により売上を計上しています。その他のプロジェクトについては完成基準により対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。

8. 不動産の仲介業で、仲介業務の完了日において仲介手数料の売上を計上している場合

当社は、主に不動産の仲介業を行っており、仲介業務に係る取引完了日に仲介手数料を売上に計上しています。

9. 国内運送業の場合

当社は、主に運送業を行っており、運送業務の完了時点で売上を計上しています。

以 上

定 款

株式会社

ワールド・ビジネス・アソシエイツ

「World Business Associates Co., Ltd.

略称【WBA】

第1章 総則

(商号)

第1条当社は、株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツと称する。

(目的)

第2条当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 経営コンサルタント業務
- (2) 国際交易及びその支援に係る業務
- (3) 各種セミナーの企画・開催・講師派遣
- (4) 人材教育に係わる事業の企画・推進
- (5) 書籍の企画・編集・制作
- (6) コンピュータソフトウェアの開発受託及びソフトの販売・斡旋
- (7) 人材派遣及び紹介に関する事業
- (8) 販売促進に関する情報・資料の収集、企画・制作・販売
- (9) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、1,000株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は、1株券の1種類とする

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(議長)

第9条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第11条 当社の取締役は10名以内とし、監査役は1名とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第12条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役及び監査役の任期)

第13条 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第14条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の召集通知は会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期日を短縮することが出来る。

(役付取締役)

第15条 取締役会の決議を持って、取締役の中から、社長 1 名を選任し、必要に応じて、役付取締役若干名を置くことが出来る。

(代表取締役)

第16条 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

取締役会の決議を持って、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることが出来る。

(報酬)

第17条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第18条 当会社の営業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄とする。

(利益配当)

第19条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金とその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 付 則

(設立に際して発行する株式)

第20条 当会社の設立に際しての発行する株式の総数は 7 株とし、その発行価額は 1 株につき 10 万円とする。

(最初の営業年度)

第21条 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成 18 年度 12 月 31 日迄とする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第22条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の最終の時までとする。

(最初の取締役)

第23条 当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

取締役 河野誠

取締役 小出康之

取締役 徳久日出一

取締役 鳥谷部圭治

取締役 林隆男

取締役 遠藤文江

監査役 関本征四郎

(解散事由)

第24条 当会社は、商法第 404 条各号に掲げる事由のほか、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 3 条の 19 第 1 項の規定により、次に掲げる事由により解散する。

- 1 資本の額を 1,000 万以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社もしくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から 5 年を経過したこと
- 2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 3 条の 3 の規定により同法第 3 条の 2 第 1 項の確認を取り消されたこと

(発起人の氏名、住所又は引受株数)

第25条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

河野誠	1 口
小出康之	1 口
関本征四郎	1 口
徳久日出一	1 口
鳥谷部圭治	1 口
林隆男	1 口
遠藤文江	1 口

以上 株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツを設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 18 年 3 月 21 日

発起人 河野誠	印
発起人 小出康之	印
発起人 関本征四郎	印
発起人 徳久日出一	印
発起人 鳥谷部圭治	印
発起人 林隆男	印
発起人 遠藤文江	印

特定非営利活動法人 glolab 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 glolab という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区新宿二丁目 12 番 3 号 新宿アントレサロ
ンビル 2 階に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、多様な文化的背景を持つ若者(以下外国ルーツの若者という)に対する
キャリア形成・進路選択支援事業および交流・研修事業、外国ルーツの若者とその家族に
対する生活相談事業、学校および支援団体に対するキャリア教育支援事業、これらの事業
及び、企業等における人材採用ならびに学校等における職業能力開発に関する調査研究、
普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業を行うことによって、外国ルーツ
の若者を含むすべての若者が、自ら将来を選び、自分の持つ力を発揮できる社会の実現に
寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行
う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 外国ルーツの若者のキャリア形成・進路選択支援事業
- (2) 外国ルーツの若者およびその家族への生活相談事業
- (3) 外国ルーツの若者の学習意欲・勤労意欲の向上に係る交流・研修事業
- (4) 外国ルーツの若者のキャリア教育に関する学校及び支援団体等への支援事業
- (5) 前各号の事業及び、企業等における人材採用ならびに学校等における職業能力開発
に関する調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下
「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める 会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上10人以内
- (2) 監 事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、副代表理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものの譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	柴山 智帆
副代表理事	景山 宙
理事	西尾 加朋
監事	伊藤 高司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2022年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 0円 賛助会員 0円
 - (2) 年会費 正会員 5,000円 賛助会員 3,000円

特定非営利活動法人 glolab 情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab（以下「法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

（公告）

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2. 前項の公告については、定款第54条の方法によるものとする。

（公表）

第6条 この法人は、法令の規定に従い、役員に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2. 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

（書類の備置き等）

第7条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2. この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

（閲覧等の場所及び日時）

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、代表理事の指定する場所とする。

2. 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

（1）様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

（2）閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。

（3）閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

（インターネットによる情報公開）

第10条 この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

（管理）

第12条 この法人の情報公開に関する事務は、事務担当とする。

（改廃）第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 1. この規程は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別表

対象書類の名称	保存期間
1. 定款および諸規程	永久
2. 事業計画書、各種の予算に関する書類 5 年間	5 年間
3. 各事業年度の事業報告、決算、会計報告に関する重要な書類 永久	永久
4. 監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿、役員の報酬等	5 年間
5. 総会議事録、理事会議事録	永久
6. 会計帳簿およびその他関係書類	10 年間

特定非営利活動法人 glolab 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 glolab (以下、「本法人」という) の定款第19条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 本法人の役員には定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 本法人の役員報酬の支給対象は監事とし、その任期中、月額5万円を上限として、総会で議決した金額を支払うことができる。

3 本規程に定めることのほか、役員報酬の支給に関しては給与規程(就業規則)を準用する。

(費用弁償)

第3条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。)については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この規定は令和2年12月1日から施行する。

特定非営利活動法人 glolab リスク管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab（以下「法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

（定義）

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 役職員の責務

（基本的責務）

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

（具体的リスクの回避等の措置）

第5条 役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。

2. 役職員は、上位者を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第6条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

2. 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。

3. 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。

4. 前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、公益通報者保護規程に基づく対応を優先する。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、代表理事に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 職員は、口頭又は文書により資金分配団体、民間公益活動を行う団体その他の利害関係者からクレーム、異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることに鑑み、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

2. 前項の報告を受けた上位者は、クレーム、異議等の重要度を判断し、関係部署と協議の上、適切に対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 役職員は、この法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

2. 職員は、対外文書の作成に当たり、上位者の指示に従わなければならない。

（守秘義務）

第10条 役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならない、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

（緊急事態への対応）

第11条 この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、代表理事をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

（緊急事態の範囲）

第12条 の規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害 地震、風水害等の災害

(2) 事故

①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

②この法人の活動に起因する重大な事故

③役職員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

③内部者による背任、横領等の不祥事

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態（緊急事態の通報）第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、次項に定めるところにより通報を行わなければならない。

2. 緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急事態通報」という。）は、原則として以下の経路によって行うものとする。

3. 緊急事態通報に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。また、前項の経路における直接の通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するもの

とする。また、緊急性が極めて高い場合には、前項の経路における直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。

4. 第2項に定める経路による通報のほか、必要があるときは、総務部は関係部署にも速やかに通報するものとする。

5. 通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報するものとし、その確証を得ることを待たないものとする。

(情報管理)

第14条 緊急事態通報を受けた担当職員は、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第15条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策室（以下「対策室」という。）が設置される場合、当該部署は、対策室の指示に従い、対策室と協力して対応するものとする。

(1) 自身、風水害等の自然災害

- ① 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ② （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ② この法人の活動に起因する重大な事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ③ 役職員に係る重大な人身事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。

- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

(3) 新型コロナ等の感染症

- ・生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・集団感染の予防を図る。

(4) 犯罪

①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

- ・生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・再発防止を図る。

②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

- ・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・再発防止を図る。

③内部者による背任、横領等の不祥事

- ・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

- ・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（緊急事態対策室）

第16条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、代表理事は、必要に応じて緊急事態 対策室を設置するものとする。

（対策室の構成）

第17条 代表理事は、対策室を設置する。

2. 対策室は、代表理事を室長とし、その他理事等、代表理事が必要と認める人員で構成される。

（対策室会議の開催）

第18条 室長は、必要と認めるときは、対策室会議を招集し、招集後直ちに出席可能な者の出席により開催する。

（対策室の実施事項）

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析
- (2) 初期対応の決定及び指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報又は対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
- (5) この法人の内部での連絡の内容、時期及び方法の決定
- (6) 対策室から指示、連絡、又は命令ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の役割分担等の決定、対策実施の指示及びその実施状況の確認
- (8) その他必要事項の決定

（役職員への指示及び命令）

第20条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示又は命令することができる。

2. 役職員は、対策室から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。

（報道機関への対応）

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来さない範囲において、取材に応じる。

2. 報道機関への対応は、代表理事及び代表理事の定める担当者の職務とする。

（届出）

第22条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

2. 前項に規定する届出は、代表理事がこれを行う。

3. 代表理事は、第1項に規定する届出の内容について、予め代表理事の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第23条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

第24条 緊急事態が解決し、かつ対策の実施が完了したとき、対策室を解散する。

第4章 懲戒等

(改廃)

第25条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) の他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第26条 前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）又は職員の情状により次のとおりとする。

- (1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。

(2) 職員については、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分決定)

第27条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事がこれを行う。

第5章 雑則

(緊急事態通報先一覧表)

第28条 総務部は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態発生時通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、この内容を関係者に周知徹底しなければならない。

2. 一覧表は、その内容が常に最新のものとなるよう更新を行うものとする。（一覧表の携帯等）第29条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則 1. この規程は令和2年12月1日から施行する。

特定非営利活動法人 glolab 給与規定

(適用範囲)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人 glolab の職員の賃金および賞与について定めたものである

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成は次のとおりとする。

1 基準内賃金

(1) 基本給

2 基準外賃金

(1) 通勤手当

(2) 時間外手当

ア 時間外勤務割増手当

イ 所定休日勤務割増手当

ウ 法定休日勤務割増手当

エ 深夜勤務割増手当

3 基準内賃金とは、別に定める時間外手当の算定に含める賃金とし、基準外賃金とは、時間外手当の算定の基礎に含めない賃金とする。

(賃金形態)

第3条 賃金は、原則として、月給制とする。

2 但し、休職、休業、欠勤及び遅刻・早退などにより就業規則に定める所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、別に定めがある場合を除きその休業した時間に対応する賃金は支給しない。

3 管理監督者（労働基準法第41条第2号の監督若しくは管理の地位（経営者と一体的な立場）にある者については、遅刻・早退について、減額は行わない。

(賃金締切日と支払日)

第4条 賃金は、毎月1日から末日に締切るものを計算し翌月25日(支払日が金融機関の非営業日のときはその前日)に支払う。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は職員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込む。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは支払いのとき控除する。但し、第6号以下については、職員等の過半数代表者との書面による控除協定に基づいて行うものとする。

ア 給与所得税

イ 住民税

ウ 健康保険料(介護保険料も含む)

エ 厚生年金保険料

オ 雇用保険料

カ その他、この団体と職員等で協議のうえ、協定して定めた諸控除金

キ その他職員から徴収委託があり、この団体が認めたもの

(時間外勤務割増手当)

第6条 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を、法定の休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜(午後10時から午前5時までの間)に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

2 算定基準賃金とは基準内賃金から通勤手当を除いたものをいう。

3 所定労働時間を超え、かつ法定労働時間を超えて労働した時間、または休日に労働した時間が深夜に及ぶ場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当と深夜勤務手当を合計した割増賃金を支給する

(交通機関による通勤手当の支給)

第7条 通勤手当は、電車、バス等の公共交通機関を利用して通勤する者に対して、この団体が認めた乗車券相当額の実費を支給する。

(その他基準外手当)

第8条 その他基準外手当は、諸手当以外に、この団体が必要と認めた場合には、その名称、目的、対象者、支給額、支給期間をこの団体が定めて支給することがある。

(賞与)

第9条 賞与はこの団体の業績に応じて年間 1 回、支給することがある。但し、業績の著しい低下、支給対象者の勤務成績等その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、又は支給しないことがある。なお、金額については別途定める。

(公傷休暇)

第10条 この団体は、業務上の事故等で療養のため休業し、給与の支給を受けないときは、最初の 3 日間について労働基準法による平均賃金の 10 割の休業補償費を支給する。

2 通勤途上の事故等で療養のため休業し、給与の支給を受けないときは、無給とする。

(団体都合休業の給与)

第11条 この団体の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業手当として、休業 1 日につき労働基準法による平均賃金の 6 割を支給する。

(年次有給休暇・特別休暇)

第12条 職員が年次有給休暇又は特別休暇のうち有給である特別休暇を取得したときは、1日あたりの賃金額を支給する。また、その他この団体が特別に認めた場合は同様の取扱いをすることができる。

(賃金の改定)

第13条 給与改定は基本給を対象に毎年3月に社員各人の勤務成績を査定して決定し、翌月から支給する。ただし、団体の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。

2 以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。

- ①昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者
- ②制裁処分を受けた者
- ③著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
- ④勤続6ヶ月未満の者

3 団体は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

附則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

特定非営利活動法人 glolab 経理規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab (以下、この団体)の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、この団体の収支の状況、財産の状況を明らかにして、効率的な運営と活動の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この団体の会計に関する事項は、この規程を適用する。

(会計年度)

第 3 条 会計年度は、規約に定める事業年度にしたがい、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(区分経理)

第 4 条 この団体の経理は、法人税法施行令第 5 条 1 項に基づき、収益事業と非収益事業に区分し、行うものとする。

(会計責任者)

第 5 条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は代表理事が決定する。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を置く。

(細則)

第 6 条 出納管理に関する施行に関する細則は別にこれを定める。

(規格外事項)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、代表理事が決定する。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程を改廃する場合には、理事会の決裁を受けなければならない。

第 2 章 勘定科目および帳簿

(勘定科目)

第9条 この団体の会計においては、財務および会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定項目を設ける。

2 各勘定項目の名称は、別に定める勘定項目表による。

(会計帳簿)

第10条 各会計の会計帳簿は、主要簿および補助簿とする。

(主要簿)

第11条 主要簿とは、次にあげるものをいう。

(1)仕訳帳

(2)総勘定元帳

(補助簿)

第12条 補助簿とは、次にあげるものをいう。

(1)現金出納帳

(2)借入台帳

(3)会員台帳

(4)固定資産台帳

(5)寄付金台帳

(帳簿の照合)

第13条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第14条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第15条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

(1)決算書類 永久

(2)予算書 10年

(3)会計帳簿 10年

(4)契約書・証憑書類 10年

(5)その他の書類 7年

2 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

3 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

(予算編成)

第17条 予算は事業計画案に従って立案し、調整および編成は理事会において行う。

2 予算の決定は、理事会の承認を得なければならない。

第4章 決算

(目的)

第18条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第19条 会計責任者は、毎会計年度終了後、すみやかに、次の計算書類を作成し理事会に提出しなければならない。

(1)財産目録

(2)貸借対照表

(3)収支計算書

2 計算書類は理事会および総会の承認を得なければならない。

付則

この規程は令2年12月1日から施行する。

特定非営利活動法人 glolab 公益通報者保護に関する規程

(目 的)

第1条 特定非営利活動法人 glolab（以下「この団体」という。）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「公益通報者保護に関する規程」（以下「この規程」という。）を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、この団体の役員、及び職員・臨時雇・契約職員を含むすべての職員（以下「職員等」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 この団体及びこの団体の役員又は職員等の不正行為として別表の不正の定義に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、職員等はこ の規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることが できる。

2 前項の申告事項を提供した者（以下「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した職員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した職員等も同様とする。

3 職員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、職員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(1) コンプライアンス規定に定めるコンプライアンス担当理事

(通報等の窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるとおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

(通報等に基づく調査)

第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口(コンプライアス担当理事)は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第7条 通報等を受けたヘルプライン窓口(コンプライアス担当理事)は、通報等の対象となった申告事項の内容(ただし、通報者の氏名を除く。)を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果を代表理事に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、ヘルプライン窓口(コンプライアス担当理事)において調査することを原則とする。

3 ヘルプライン窓口(コンプライアス担当理事)における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事は速やかに対応を行うものとし、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は代表理事と共有するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などとするものとする。

3 通報等をした職員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その

他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第 9 条 通報等を受けたコンプライアンス担当理事は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

2 通報等を受けたコンプライアンス担当理事その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 この団体の役員及び職員等は、コンプライアンス担当理事に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第 10 条 この団体の役員及び職員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(公益通報者保護制度のための教育)

第 11 条 この団体は、この団体の役員及び職員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、職員等はこの団体の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(別 表)不正の定義(申告事項)

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
- 2 この団体の役員、職員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。)
- 4 この団体の倫理規程に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
- 5 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの団体の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上

特定非営利活動法人 glolab 事務局規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab（以下「法人」という。）定款第 20 条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 組織

（事務局）

第 2 条 事務局に、総務経理部、事業部を置く。

2. 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第 3 章 職制

（職員等）

第 3 条 事務局には、次に掲げる職員を置くことができる。

（1）事務局長

（3）専任職

2. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第 4 章 職責（職員の職務）

第 4 条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

（1）事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

（2）各部の専任職は、代表理事または事務局長の命を受けて、各部の業務に従事する。

（職員の任免及び職務の指定）

第 5 条 職員の任免は、代表理事が行う。

2. 職員の職務は、代表理事が指定する。

第 5 章 事務処理

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、代表理事もしくは事務局長の決裁を受けて施行する。

（代理決裁）

第7条 代表理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規格外の対応）

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則 1. この規程は令和2年12月1日から施行する。

別紙 業務の分掌

部	分掌事務
総務部	① 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 ② 人事および労務 ③ コンプライアンス及びリスク管理関係（コンプライアンス委員会の運営を含む） ④ 内部通報窓口 ⑤ 購買その他の内部システム関係 ⑥ その他上記に関連する事項
事業部	① 事業の実施 ② 広報およびプロモーション ③ その他上記に関連する事項

特定非営利活動法人 glolab 出納管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab（以下「この法人」という。）の出納管理の基準を定め、適切な経理事務を行い、財政状態及び収益費用の状況を適正に把握することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この法人の出納管理に関する事項は、定款及びこの法人の経理規程に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

第2章 金銭の保管方法

(保管の場所)

第3条 金銭は専用の鍵付き金庫を設け、保管する。

(金庫の管理) 第4条 金庫を適正に管理するため、鍵の複製は2本までとし、代表理事、出納担当者だけに貸与する。また、鍵の被貸与者以外にはダイヤル番号を知らせないこととする。

(出納担この者の交代)

第5条 鍵の被貸与者が交代した場合は、ダイヤル番号を変更する。

(金庫内保管物)

第6条 金庫内で保管するのは以下のものとし、私物と混同する恐れのあるものは保管しない。

- ① 現金
- ② 現金類似物（金券等）
- ③ 団体の公印
- ④ その他代表理事が妥当と認めたもの

第3章 金銭の出納

(金銭の出納)

第7条 金銭の出納はこの法人の定めた証憑類により代表理事又は出納責任者が行うものとし、担当者以外の職員が行ってはならない。

（金銭出納における証憑類）

第8条 金銭出納に関する証憑類は以下のものとする。

- ① 支払請求書
- ② 領収書
- ③ 仮払申請書（兼）精算書
- ④ 入出金伝票
- ⑤ 給与・謝金支払明細
- ⑥ その他代表理事が認めたもの

（取引金融機関の指定）

第9条 この法人が取引する金融機関は、代表理事が指定する。

（手許保有金）

第10条 金庫内には日々の小口支払のために現金を保有することができる。

（手許保有金の限度）

第11条 金庫内の手許保有金の限度は10万円とし、それ以上は速やかに取引金融機関口座へ入金する。ただし、やむを得ない事情により限度額を越えて保有する場合は、代表理事の判断により認める。

（現金の運搬）

第12条 基本的に支払いは振込みとし、多額の現金を持ち運ばない。

第4章 領収書

（領収書の発行）

第 13 条 出納責任者が現金を領収するときは、規定の複写式領収書に記入し、領収印を押して発行しなければならない。ただし、この法人が主催する研修等で参加者が多く、事務処理が煩雑となるような場合は、この限りではない。

(領収書の管理)

第 14 条 領収書控用紙は、領収書束から切り離さず保管するものとする。オンラインの場合は、NO を必ず記入する。

2 紙の領収書に誤記をしたときは、その領収控用紙に大きく×印と【書損】の表示をして、領収書束から切り離さずに保存しなければならない。

第5章 実査

(現金の実査)

第 15 条 出納責任者は極力終業の度に現金を数え、金種表に記録し、現金出納帳と照合する。

(預金残高の実査)

第 16 条 出納責任者は定期的に通帳記入を行い、預金出納帳もしくは総勘定元帳と照合する。

(第三者の実査)

第 17 条 定期的に出納責任者以外の第三者が、下記事項について実査をする。

- ① 現金と現金出納帳の照合
- ② 領収書と現金出納帳の照合
- ③ 預金通帳と総勘定元帳預金残高の照合

(現金過不足)

第 18 条 万一現金有高と現金出納帳残高に差異が発生した場合は、現金過不足勘定で処理をする。

2 一旦過不足勘定で処理した後も、継続的に差異の究明調査を行う。

(現金過不足勘定の振替)

第 19 条 調査を尽くしても現金過不足の原因が究明できなかった場合は、代表理事の承認を得た上で「雑収益」もしくは「雑費」に振替える。

(改 廃)

第 20 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

特定非営利活動法人 glolab 文書管理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab（以下、当団体）の文書管理に関する基準を定め、文書保存と廃棄処分を適切に行い、事務の合理的運営に資することを目的とする。

（適用文書の範囲）

第2条 この規程の適用を受ける文書および帳票は、諸規程、稟議書、議事録、往復文書、通知書、報告書、契約書、証拠書類、参考書類、帳簿、伝票、磁気データ、コンピューターの記憶媒体、フィルム、ビデオテープ、録音テープ、その他業務に必要な一切の記録で、一定期間の保存を要するものをいう。

（私有禁止）

第3条 文書は全て当団体組織内で管理するものとし、私有してはならない。

（文書の主管）

第4条 文書の主管部署は、当団体本部事務所とする。

（文書の保存および処分の原則）

第5条 代表理事の指名により文書取扱担当者を定め、その者は文書につき整理、保管、保存及び廃棄の事務をこの規程の定めるところにより行う。但し、現に使用中の文書の整理、保管は各担当者が行なう。

（文書の保存期間の区分と期間の計算）

第6条 文書の保存期間は法令その他特別に定めのあるときのほか、帳簿はその閉鎖の時、その他の文書は編綴の時から起算する。

（保存期間）

第7条 文書の保存期間は、原則として別表による。

（保存の方法）

第8条 一定の事務処理を終えた文書は速やかに編綴するものとし、会計年度ごとに編綴し、文書名、保存期間、保存の開始日および終了日、その他文書保存の必要な事項を明記して保存しなければならない。

(保存場所の基準)

第9条 保存文書を保存するときは、担当者不在時でも容易に引出しできるように整理しておかなければならない。

(保存期間の変更)

第10条 文書の保存期間は、必要に応じ関係部署と協議のうえ、保存期間の短縮または延長をすることができる。

(保存文書の移管)

第11条 組織、分掌の変更等により保存文書の移管の必要が生じたときは、関係部署と協議のうえ、文書の引継ぎを行い、その保管場所を明らかにするために引継書を作成する。

(廃棄処分)

第12条 文書保存期間を経過した文書は、関係部署と協議のうえ、原則として焼却処分とする。

2. 保存期間中であっても、事務所責任者が保存する必要がないと判断した場合は、前項の処分方法により廃棄することができる。

3. 期限到来後も保存が必要な文書については、事務所責任者が保存に必要な期間を定めて保存を継続するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則 1. この規程は令和2年12月1日から施行する。

別紙：文書保存期間一覧表

1. 永久保存

1. 定款及び諸規程 定款その他の諸規程及び内規、通達類

2. 官公書より受けた免許、許可、認可に関する証書のうち重要なもの

3. 重要な契約書及び証書 契約書、賃借契約書、保険証書
4. 土地、建物に関する書類 売買契約書、賃貸借契約書、不動産評価書
5. 訴訟に関する書類
6. 登記、登録に関する書類、登記権利証等
7. 総会議事録、理事会議事録及び監査録
8. 決算、会計報告に関する重要な書類 損益計算書、貸借対照表、税務申告書および関連書類、伝票（仕訳表）、総勘定元帳（勘定票）、補助 簿、証憑書類
9. 重要な統計及び調査資料
10. 資産に関する書類
11. 重要な人事関係書類
12. 人事稟議、人事歴（カード類）、源泉徴収簿、賃金台帳

II. 10年間保存

1. 会計帳簿及びその他関係書類 請求書、領収証（控）、その他これに準ずる書類
2. 重要な人事関係書類 給料明細書、職制別人員表、賞与・昇給算出表、扶養控除申告書、所得税関係書類、健康診断簿、退職者人事書類
3. 稟議書及び添付書類、それに付随する書類

III. 5年間保存

1. 各種の予算に関する書類
2. 総会委任状及び理事会に関する書類（名義書換代理人が管理するものを除く） 委任状、その他理事、会員から報告される重要な文書
3. 社会保険に関する帳簿その他関係書類 被保険者台帳、資格得喪届、月額変更届、被扶養者異動届
4. 社員の勤怠に関する書類 出勤簿（タイムカード）、出張申請書

IV. 3年間保存

1. 社員の身上異動等の諸届

V. 1年間保存

1. その他団体宛に提出された書類、団体名にて発信する書類（控）

特定非営利活動法人 glolab 倫理規程

(前 文)

特定非営利活動法人 glolab(以下、この団体という。)は、外国ルーツの若者を含むすべての若者が自ら将来を選び、自分の持つ力を発揮できる社会の実現に寄与することを目的とし、事業を実施している。

この団体は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとする。この団体のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不 断の努力と自己規律に努めなければならない。

(本 文)

(組織の使命及び社会的責任)

第 1 条 この団体は、その設立目的に従い、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第 2 条 この団体は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に 努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 3 条 この団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的志向等、いかなる理由によっても差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第 4 条 この団体は、関連法令及びこの団体の規約、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。なお、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を排除し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度での対応を徹底しなければならない。

(私的利益の禁止)

第 5 条 この団体の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 6 条 この団体の役職員は、その職務の執行に際し、この団体との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、代表理事による是正を図るため必要な手続きを行うこととし、役職員はその決定に従わなければならない。なお、特定の事業にかかわる項目については、事業の目的や内容などに応じて別途諸規定を定めることとする。

(利益相反行為の禁止)

第 7 条 利益相反行為の疑いがある場合、役職員はその行為をすぐに代表理事に開示報告し、代表理事は必要な改善の措置を勧告する。勧告を受けた役職員は代表理事に対して、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

2 助成事業等に行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体および個人などの関係者に対し、特別な利益を与えないものである。

(利益相反行為の自己申告)

第 8 条 役職員は、定期的に「利益相反に該当する事項」に関して、代表理事に自己申告しなければならない。また代表理事は、その自己申告に対し、内容確認を徹底し、迅速な意見及び是正を図らなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第 9 条 この団体の役職員は、その職務の執行に際し、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第 10 条 この団体は、その事業活動に関する透明性を図るため、規約、収支予算、議事録 等、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 この団体は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の 権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第 12 条 この団体の役職員は、非営利活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に

努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第 13 条 この団体は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

特定非営利活動法人 glolab コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab（以下「この団体」という。）の倫理規程の理念に則り、この団体が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この団体の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 この団体のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当理事（代表理事）

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、代表理事が任命する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、この団体のコンプライアンスの問題が発生した際には状況について報告するものとする。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(報告・連絡・処分)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為

又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行うとともに、コンプライアンス委員会を開催し、対応方針を検討する。

3 コンプライアンス上の不正の発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施するとともに、その内容を公表する。

(コンプライアンスのための教育)

第 6 条 この団体は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの団体の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

履歴事項全部証明書

東京都千代田区麹町一丁目8麹町ATIビル3F
株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

会社法人等番号	0100-01-098796	
商号	株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ	
本店	<u>東京都千代田区麹町一丁目8番1号半蔵門MKビル3F</u>	平成27年 9月 1日移転
		平成27年 9月 1日登記
	東京都千代田区麹町一丁目8麹町ATIビル3F	平成31年 4月15日移転
		平成31年 4月17日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う	
会社成立の年月日	平成18年4月13日	
目的	1. 経営コンサルタント業務 2. 国際交易及びその支援に係る業務 3. 各種セミナーの企画・開催・講師派遣 4. 人材教育に係る事業の企画・推進 5. 書籍の企画・編集・制作 6. コンピューターソフトウェアの開発受託及びソフトの販売・斡旋 7. 人材派遣及び紹介に関する事業 8. 販売促進に関する情報・資料の収集、企画・制作・販売 9. 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 392株	令和 2年 4月 1日変更
		令和 2年 4月14日登記
資本金の額	金3920万円	令和 2年 4月 1日変更
		令和 2年 4月14日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u> 関 本 征 四 郎	平成30年 3月29日重任
		平成30年 6月21日登記
		令和 2年 3月26日重任
		令和 4年 4月 7日登記
		令和 4年 3月24日退任
		令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u> 大 山 祐 史	平成30年 3月29日重任
		平成30年 6月21日登記
		令和 2年 3月26日重任
		令和 4年 4月 7日登記
		令和 4年 3月24日重任
		令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u> 大 山 祐 史	令和 6年 3月28日退任
		令和 6年 4月12日登記
	<u>取締役</u> 葉 恒 二	平成30年 3月29日重任
		平成30年 6月21日登記
		令和 2年 3月26日重任
		令和 4年 4月 7日登記
		令和 4年 3月24日重任
		令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u> 葉 恒 二	令和 6年 3月28日重任
		令和 6年 4月12日登記

東京都千代田区麹町一丁目8 麹町A T Iビル3 F
株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

	<u>取締役</u>	<u>杉 浦 順</u>	平成30年 3月29日重任
			平成30年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>杉 浦 順</u>	令和 2年 3月26日重任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>杉 浦 順</u>	令和 4年 3月24日重任
			令和 4年 4月 7日登記
			令和 6年 3月28日退任
			令和 6年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 村 正 之</u>	平成30年 3月29日重任
			平成30年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 村 正 之</u>	令和 2年 3月26日重任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 村 正 之</u>	令和 4年 3月24日重任
			令和 4年 4月 7日登記
			令和 6年 3月28日退任
			令和 6年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 正 也</u>	平成30年 3月29日重任
			平成30年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 正 也</u>	令和 2年 3月26日重任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 正 也</u>	令和 4年 3月24日重任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 正 也</u>	令和 6年 3月28日重任
			令和 6年 4月12日登記

	<u>取締役</u>	<u>江 崎 英 之</u>	平成30年 3月29日就任
			平成30年 6月21日登記
			江崎英之の名
			平成31年 4月17日更正
			令和 2年 3月26日退任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>永 吉 和 雄</u>	平成31年 3月28日就任
			平成31年 4月17日登記
			令和 2年 3月26日重任
			令和 4年 4月 7日登記
			令和 4年 3月24日重任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>永 吉 和 雄</u>	令和 6年 3月28日重任
			令和 6年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>永 吉 和 雄</u>	令和 2年 3月26日就任
			令和 4年 4月 7日登記
			令和 4年 3月24日退任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>城 ケ 崎 寛</u>	令和 4年 3月24日就任
			令和 4年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>城 ケ 崎 寛</u>	令和 6年 3月28日重任
			令和 6年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>鴨 志 田 栄 子</u>	令和 5年 3月23日就任
			令和 5年 4月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>鴨 志 田 栄 子</u>	令和 6年 3月28日重任
			令和 6年 4月12日登記

	<u>取締役</u>	<u>酒 向 敦</u>	令和 5 年 3 月 2 3 日就任
			令和 5 年 4 月 3 日登記
	<u>取締役</u>	<u>酒 向 敦</u>	令和 6 年 3 月 2 8 日重任
			令和 6 年 4 月 1 2 日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>杉 浦 順</u>	平成30年 3 月 2 9 日重任
			平成30年 6 月 2 1 日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>杉 浦 順</u>	令和 2 年 3 月 2 6 日重任
			令和 4 年 4 月 7 日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>杉 浦 順</u>	令和 4 年 3 月 2 4 日重任
			令和 4 年 4 月 7 日登記
			令和 5 年 3 月 2 3 日辞任
			令和 5 年 4 月 3 日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>関 本 征 四 郎</u>	平成30年 6 月 1 4 日就任
			平成30年 6 月 2 1 日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>関 本 征 四 郎</u>	令和 2 年 3 月 2 6 日重任
			令和 4 年 4 月 7 日登記
			令和 4 年 3 月 2 4 日退任
			令和 4 年 4 月 7 日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>永 吉 和 雄</u>	令和 4 年 3 月 2 4 日就任
			令和 4 年 4 月 7 日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>永 吉 和 雄</u>	令和 6 年 3 月 2 8 日重任
			令和 6 年 4 月 1 2 日登記

東京都千代田区麹町一丁目8麹町ATIビル3F
株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

	監査役	徳久日出一	平成30年 3月29日重任
			平成30年 6月21日登記
	監査役	徳久日出一	令和 4年 3月24日重任
			令和 4年 4月 7日登記
			令和 6年 3月28日辞任
			令和 6年 4月12日登記
	監査役	松村正之	令和 6年 3月28日就任
			令和 6年 4月12日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		
			平成30年 6月21日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	設立		平成18年 4月13日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年10月16日

東京法務局
登記官

佐藤美智代



2022 年 3 月 24 日

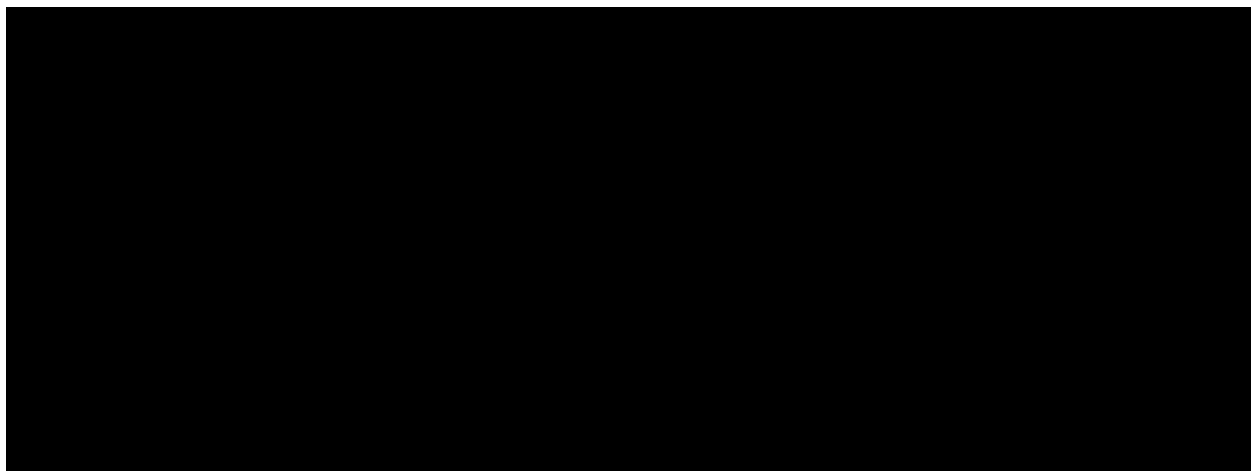
株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

第 16 期事業報告

代表取締役社長 杉浦 順

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

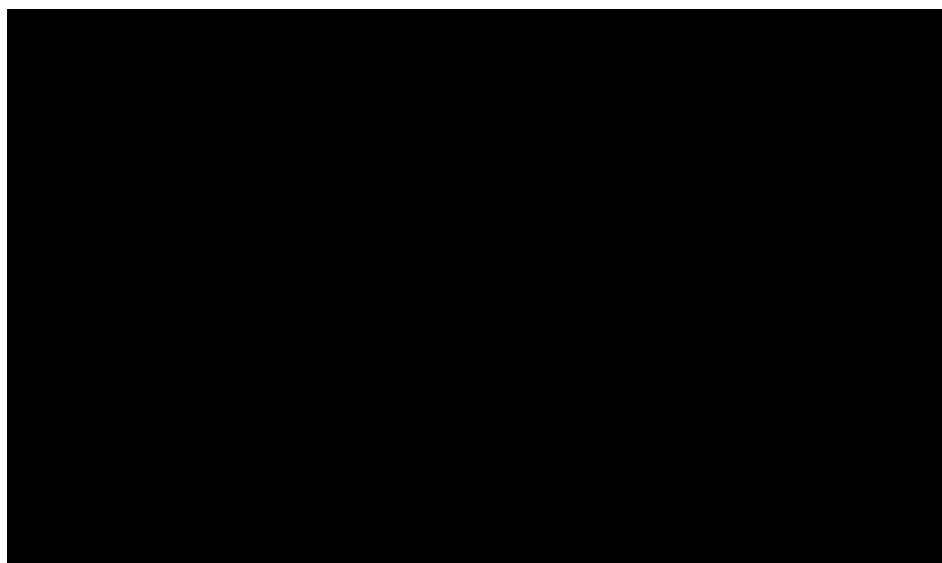
第 16 期はコロナ禍 2 年目となり、前年に引き続き厳しい環境でしたが、様々な工夫をして事業を遂行するとともに、8 月より海外渡航も一部開始することができました。



財務的に余裕もできたことから、期末に今後のリモート事業に備えて、85 インチ大型モニター、Web カメラ、ビデオカメラ、新型プロジェクター、配信用 PC、スイッチャー、コンデンサーマイク、撮影用照明等（合計 982 千円）を購入しました。今後の事業で活用いただきたいと思います。

また、DX 戦略推進のために、社内に新たに D X 推進室を設置しました。今後、個別業務のデジタル化から組織横断的なデジタル化を推進することによりビジネスモデルを変革していきます。

顧客別売上高とその推移は下表の通りです。



当期決算における分野ごとの動向（☆；2022 年も継続の長期事業）は下記のとおりです。

1. JICA（国際協力機構）事業

受託案件は下記の通りです。

＜業務案件：（★は当社単独または当社幹事 JV）＞

JICA においては、元請や JV における幹事会社の実績が高く評価されますが、その対象実績・対象国・対象地域・長期の業務案件の経験等が、類似実績として次の受注時の獲得ポイントのキーになっています。当期においても複数の新規案件の元請を獲得することができました。

—2020 年継続—

- ・ ☆バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化 project JV；元山
- ・ ☆バングラデシュ外国直接投資促進事業（円借款）（補強）；元山
- ・ メキシコ国自動車産業クラスター振興 project JV（phase1）；葉
- ・ ★インド包括的製造業幹部育成支援；城ヶ崎、吉田清、大宮
- ・ ☆JICA 産業人材育成及びバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上 project（phase1）；田島
- ・ ☆★持続可能な観光開発の促進補助；丸山、黒田、名取
- ・ ☆日本人材開発センター project（ビジネスコース）（補強）；篠崎
- ・ ★アフリカにおける農業デジタル化基盤構築に係る情報収集・確認調査；高鹿、居合、安井
- ・ 南アフリカ共和国技術工育成のための職業訓練校能力強化 project（第1期）；石井

—2021 年新規—

- ・ ☆★南アフリカ共和国技術工育成のための職業訓練校能力強化 project（第2期）；石井、西原
- ・ ☆★サウジアラビア国 節水・漏水対策、水質改善に係る情報収集・確認調査；元山、工代
- ・ ☆メキシコ国自動車産業クラスター振興 project JV（phase2）；葉、吉田（智）
- ・ ☆★ラオス国電力公社経営マネジメント改善 project；田島、鎌田

＜単独型案件＞

—2021 年新規—

- ・ ☆マレーシア国インフラ開発のための重機維持管理能力向上 project；石井
- ・ ☆コートジボワール国国産米振興 project phase2(中小企業振興)；吉田（智）
- ・ ☆ナミビア国産業人材アドバイザー業務；篠崎
- ・ ☆パキスタン国 ICT 産業振興アドバイザー業務；城ヶ崎
- ・ ☆ウズベキスタン国省エネルギー推進アドバイザー業務；田中

<JICA 東京 国別・課題別研修事業案件>

JICA の実施する研修員受入事業は、途上国の個別の具体的な要請に基づき実施する「国別研修」、日本側から途上国に提案し、要請を得て実施する「課題別研修」、そして次世代を担う若手リーダーの育成に焦点を絞った「青年研修」の三本柱で構成されています。

このうち、「課題別研修」は、開発途上国側の要請を基本とする日本の ODA 事業のなかでは数少ない提案型事業です。国際発信の効果的な手段として、防災や環境保全等の日本の価値の発信にも戦略的に活用されています。課題別研修は数多くの日本国内の関係団体のご協力を得ながら、年間 500 件を超える案件が幅広い分野で実施され、他の援助国や国際機関にはあまり例が無い日本の ODA の特徴を形作っています。

今年度は「課題別研修」のうち当社の知識や経験を活かせる下記の 5 件（前年 2 件）事業を受託し途上国のニーズに応えています。

- ・ 2020 年度課題別研修「観光振興とマーケティング」(A)(B)」（前年継続）
- ・ 2021 年度課題別研修「投資促進・ビジネス環境整備（準高級対象）(A)」
- ・ 2021 年度課題別研修「観光マーケティング・プロモーションニューノーマルに向けて (A)」
- ・ 2021 年度課題別研修「投資促進・ビジネス環境整備（準高級対象）(B)」
- ・ 2021 年度課題別研修「観光マーケティング・プロモーションニューノーマルに向けて (B)」

元山、大喜多、藤田、阪本、山本、松畠

<JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業>

- ・ ☆ベトナム国「燕三条妹ブランド普及実証案件」（地域産業集積海外展開推進案件）；
鴨志田、一之瀬、永井、永吉
- ・ ☆カンボジア国「ウィルスフリー技術導入による農産物の品質と生産性向上にかかる案件化調査」
（中小企業支援型） 中野、永吉

2. ロシア関連事業

1) ロシア日本センター現地企画講座

ロシア国内にある 6 か所の日本センターの現地企画講座（Webinar）を 5 案件受注しました。

- ・ 「観光振興(地域ブランドづくり)のためのデジタルマーケティング」モスクワ・SPB・NN；城ヶ崎
- ・ 「コロナ禍の販売戦略」モスクワ・SPB・NN；(片岡)
- ・ 「パンデミックでどう変わる日本の人材育成」モスクワ・SPB・NN；松村
- ・ 「危機を乗り越える中小企業経営」モスクワ・SPB・NN；松村
- ・ 「観光危機後の観光ビジネスの復興」ハバロフスク；黒田

2) 経済産業省（ROTOBO）委託業務「新市場進出支援事業（生産性診断・改善指導）」

「新市場進出支援事業」関連の海外工場改善事業は、元受けの ROTOBO より直接受託は 3 年目となりましたが、初年度を除き現地渡航が出来ない中で、映像機器等を駆使したリモート改善となっています。3 年間の新規受診企業総数は 7 社（現地渡航 5 社 訪日 2 社）→3 社→5 社になりました。

<直接受託>

- ・ルースカヤコージャ社（皮革製品製造）；吉田清、（取田）
- ・アテリエ社（大企業向け制服、スポーツウェア製造；中途終了）；吉田清
- ・クルガンドルマシ社（特殊車両製造）；吉田清、松村

<JPC 経由>

- ・メトロプロダクツ社、メガプラス社（自動車部品製造；2020 年からの継続）；葉
- ・SPB ミルプラント社（炭水化物食品製造）；葉
- ・アンモニー社（窒素化学工場）；葉

3. 国交省「質の高いインフラ投資」の理解促進 中央アジア；黒田、アセーリ、安井
令和2年度案件ですが、渡航が出来ないことにより、事業実施期限を1年延長したものの。

4. AOTS（海外産業人材育成協会）事業

今期は、コロナ禍で研修生が訪日できず、年末に漸く訪日できたものの、宿泊の部屋に隔離したままの Webinar となりました。

- ・東京研修センター講義「日本企業の改善活動と省エネルギー」2回；野口

5. JETRO（日本貿易振興機構）事業

<「新輸出大国コンソーシアム専門家による海外展開個別支援サービス事業」>

今期は業務受託6年目にあたり、受託者はパートナー5名（前年4名）、輸出プロモーター1名（前年1名）、エキスパート0名（前年1名）となり、メイン事業のパートナー採用が増え、売り上げに貢献しました。酒向、三好、河合、榎本、竹田、野下

<JETRO 茨城>

Tsukuba Global Next 講師；三好

6. 観光関連

<観光庁>

- ・観光地域づくり法人(DMO)の中核人材育成プログラムに関するウェブナーのコーディネート支援業務；丸山
- ・観光地域づくり法人における自主財源開発手法の普及促進に向けた調査事業；丸山、永吉、中村

<公財) 東京観光財団>

- ・共同研究「Destination NEXT Future Study2019/Organization NEXT から見るアフターコロナの DMO の役割について」；丸山

<KNT 首都圏>

- ・上質なサービスを求める観光客への対応能力強化に向けた地域研修事業；丸山

7. その他民間企業研修及び調査事業等

<株)三菱総合研究所>

- ・ スタートアップ 企業課題分析・支援計画作成に関わる支援業務；中野、永吉、工代
- ・ 令和 3 年度研究開発代表機関への助言業務；永吉、工代
- ＜(一社)アウロテラス＞ 感染症対策報告書作成支援；中村
- ＜JPC＞ 日本生産性本部 ビデオ教材(カイゼンの進め方)製作；吉村
- ＜KITA＞ 公財)北九州国際技術協力協会「アフリカ地域起業家育成・中小零細企業活性化」遠隔研修；吉村
- ＜(一財)日・タイ経済協力協会＞「泰日工業大学教育研修」；杉浦
- ＜学法)メイ・ウシヤ学園＞ハルカド 大学院大学「サービス業経営」講座（前期）（後期）；徳久、関本、酒向、森田
- ＜La 社（スリランカ企業）＞「日本市場開拓支援」コミッション；小林

上記にみられるように様々な分野での受注実績があります。当社における業務活動の特徴は、JICA だけでなく、各省庁、AOTS、JETRO、日本生産性本部、民間企業等多岐にわたり関係する機関や団体とのネットワークが構築されていることです。今後は、国内のネットワークと海外のネットワークを結びつけた新たな事業立ち上げと受注拡大に活かしたいと思います。そのためには、相手方（受注先、協力先、現地カウンターパートなど）に信頼される業務を継続し、更なるビジネスの広がりに結びつけることが重要と考えます。

2021 年 12 月末現在における当社の株主は 74 名、所属コンサルタント数は 114 名です。以下、売上高、当期純利益高、所属コンサルタント数の推移は下記の通りです。



2023 年 3 月 23 日

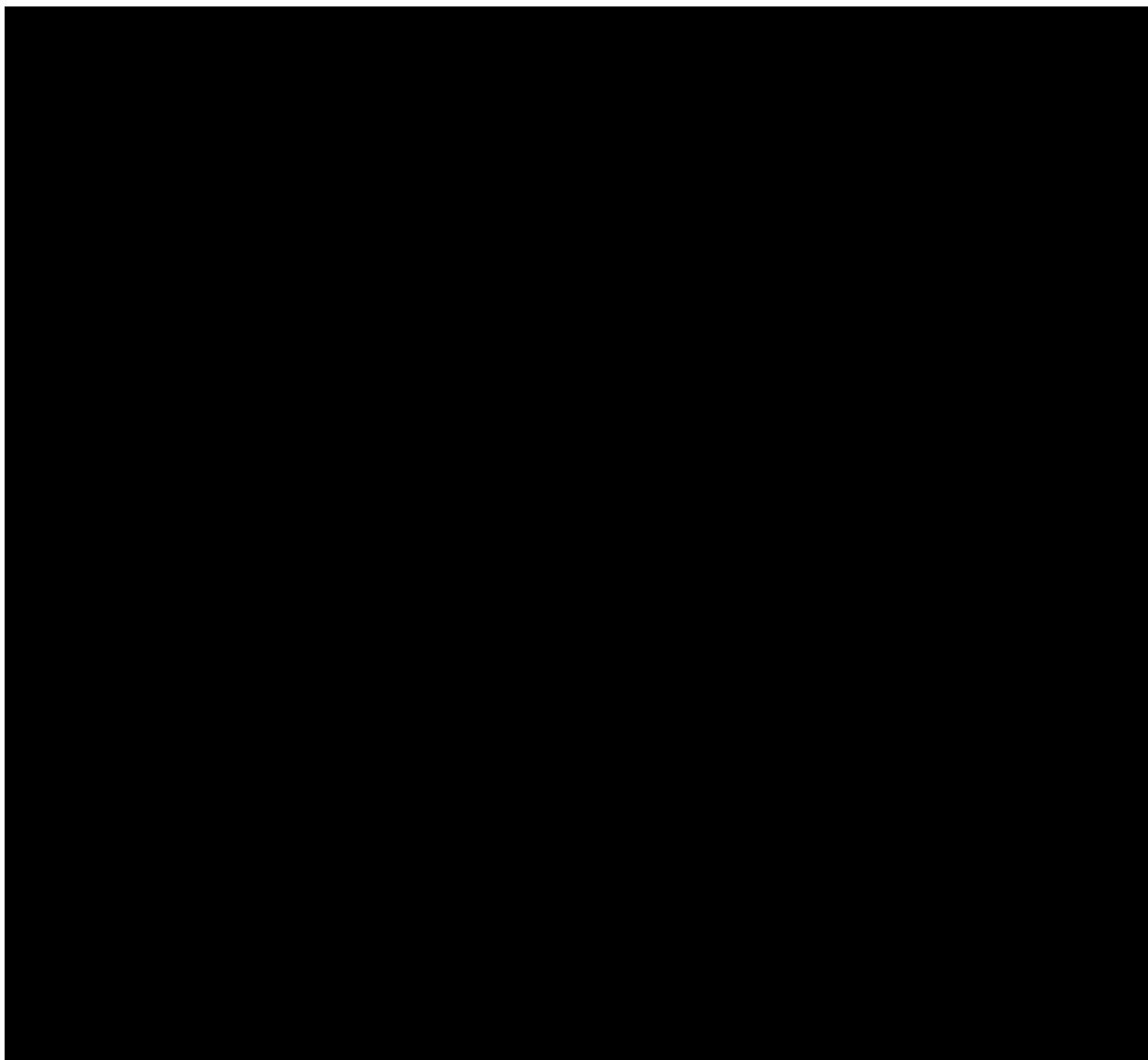
株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

第 17 期事業報告

代表取締役社長 杉浦 順

イノベーション企画支援事業での申請
では、「決算報告書類」は参考資料と
なり公開対象外書類となるため、非開
示処理をした。(JANPIA)

第 17 期はコロナ禍 3 年目となり、国内業務および JETRO 受託事業にその影響が残るものの、
2021 年 8 月より徐々に再開した JICA 受託事業の海外渡航が本格的に稼働することとなりました。



当期決算における顧客分類別売上の事業詳細は下記のとおりです。

なお、これらの事業に関与し、事業報酬等を得たメンバー数は 56 名（前年 45 名）でメンバー全体数 107 名（前年 105 名）の 52%（前年 43%）となりました。

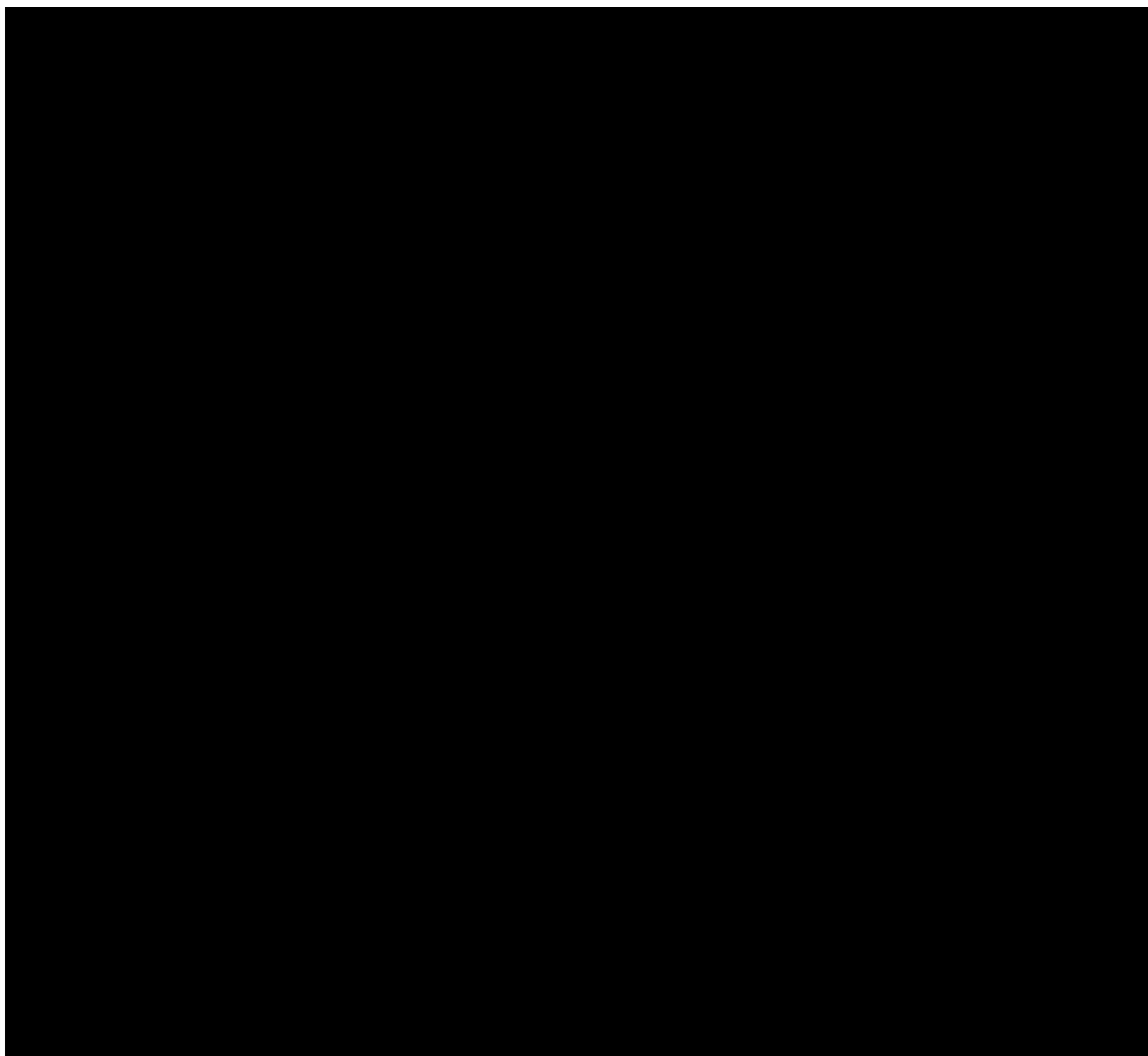
1. JICA（国際協力機構）事業

今期より JICA 事業応募者を支援する JICA チームに、各タスクフォースのリーダーを加え、タスクフォースの活性化と支援体制の充実を図った結果、多くの新規受注を獲得できました。

受託案件は下記の通りです。（☆は 2023 年も継続の長期事業；★は当社単独または当社幹事 JV）

<業務実施案件>

JICA 事業においては、元請や JV における幹事会社の実績が高く評価されますが、その対象実績・対象国（地域）・長期業務遂行の経験等が、類似実績として次の受注時の獲得ポイントのキーになっています。当期においても複数の新規案件の元請を獲得することができました。



<JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業>

<JICA 東京 国別・課題別研修事業案件>

JICA の実施する研修員受入事業は、途上国の個別の具体的な要請に基づき実施する「国別研修」、日本側から途上国に提案し、要請を得て実施する「課題別研修」、そして次世代を担う若手リーダーの育成に焦点を絞った「青年研修」の三本柱で構成されています。

このうち、「課題別研修」は、開発途上国側の要請を基本とする日本の ODA 事業のなかでは数少ない提案型事業です。国際発信の効果的な手段として、防災や環境保全等の日本の価値の発信にも戦略的に活用されています。年間 500 件を超える案件が幅広い分野で実施され、他の援助国や国際機関にはあまり例が無い日本の ODA の特徴を形作っています。

今年度は「課題別研修」のうち当社の知識や経験を活かせる下記の 5 件（前年 2 件）の事業を受託し途上国のニーズに応えています。

2. ROTOBO（経済産業省）事業

<経済産業省（ROTOBO）委託「ロシア新市場進出支援事業（生産性診断・改善指導）」>

標記事業は、2022 年 2 月 24 日のロシアによるウクライナ侵攻により、前年迄コロナ対応として行っていたリモートでの事業遂行も中止となり、受託済分の残事業の売上が計上されたのみとなりました。

3. JETRO（日本貿易振興機構）事業

<「新輸出大国コンソーシアム専門家による海外展開個別支援サービス事業」>

今期は業務受託 7 年目にあたり、受託者はパートナー 6 名（前年 5 名）、輸出プロモーター 1 名（前年 1 名）となり、メイン事業のパートナー採用が増え、売上に貢献しました。



4. 全省庁

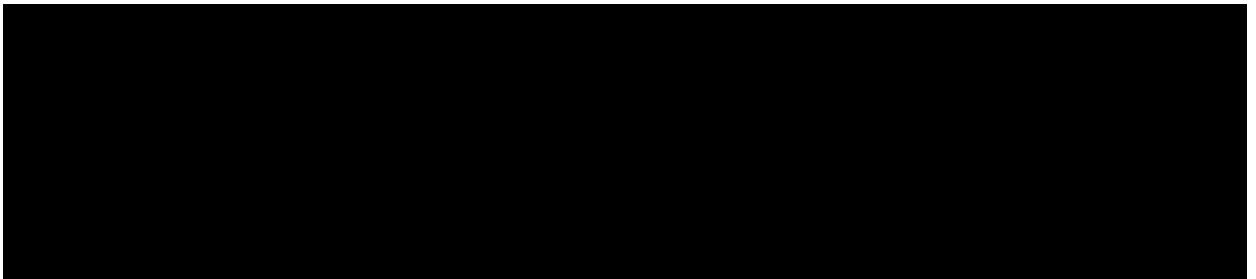
＜国交省「質の高いインフラ投資」の理解促進 中央アジア＞

令和2年度案件ですが、渡航が出来ないことにより、事業実施期限を1年延長したものの。

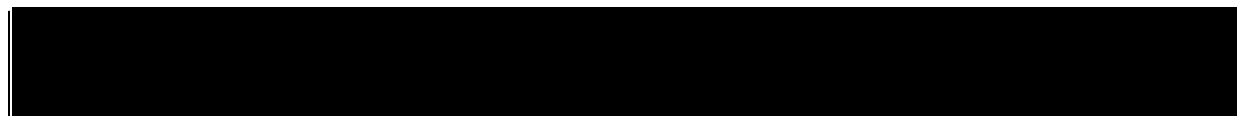


5. 観光関連

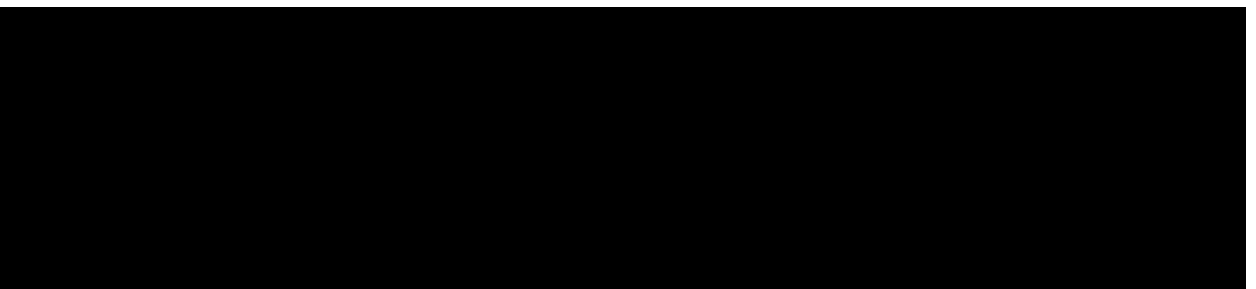
観光関連事業は当社の強みの分野として認知されつつあり、観光庁を始めとして幅広い分野より受注を受けることができました。



6. 民間コンサル

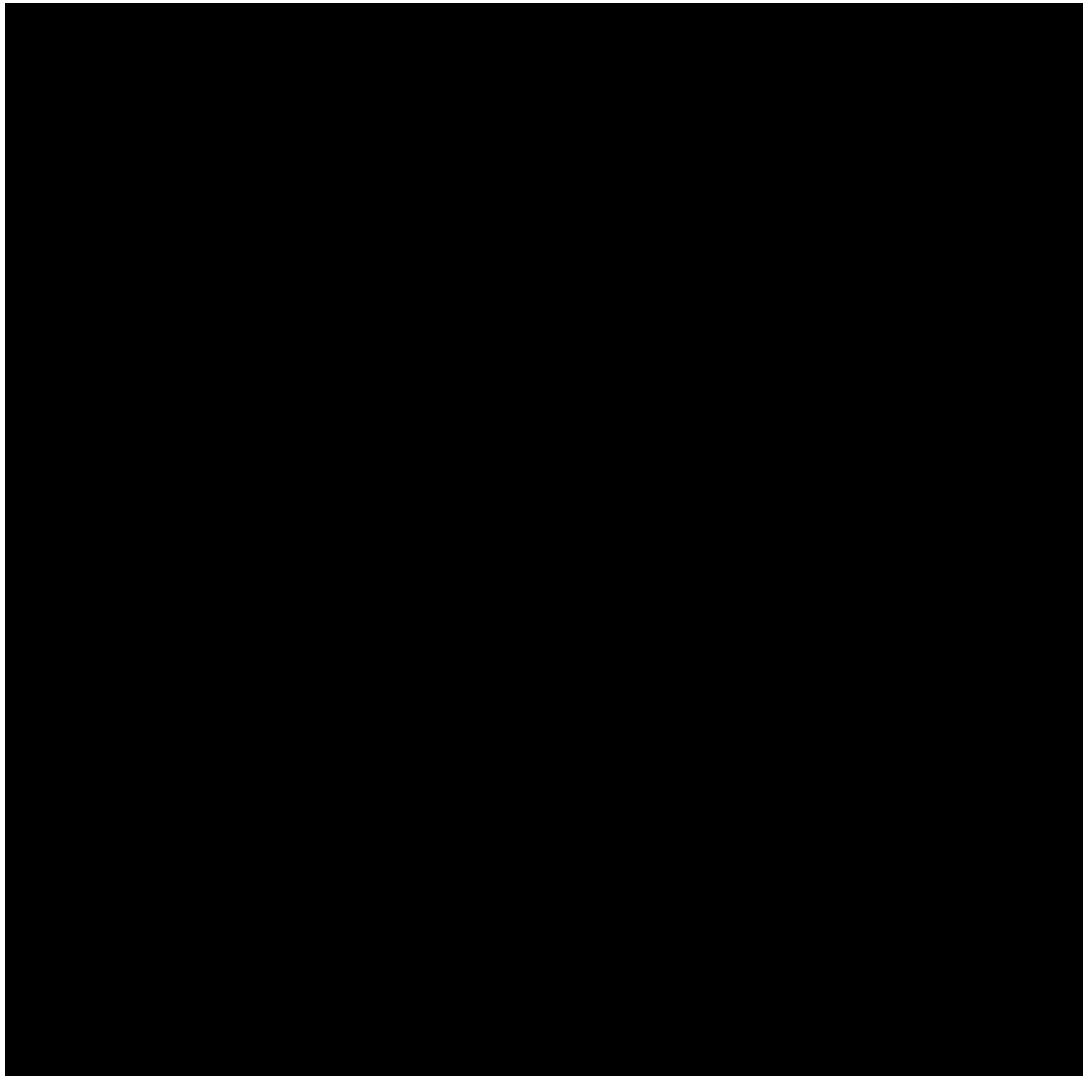


7. その他



2022 年 12 月末現在における当社の株主は 78 名、所属コンサルタント数は 107 名です。以下、売上高、当期純利益高、所属コンサルタント数の推移は下記の通りです。

金額単位：千円

A large black rectangular box redacting the content of the table. The table is intended to show the trends of sales, net income, and the number of consultants from 2017 to 2022.

2024 年 3 月 28 日

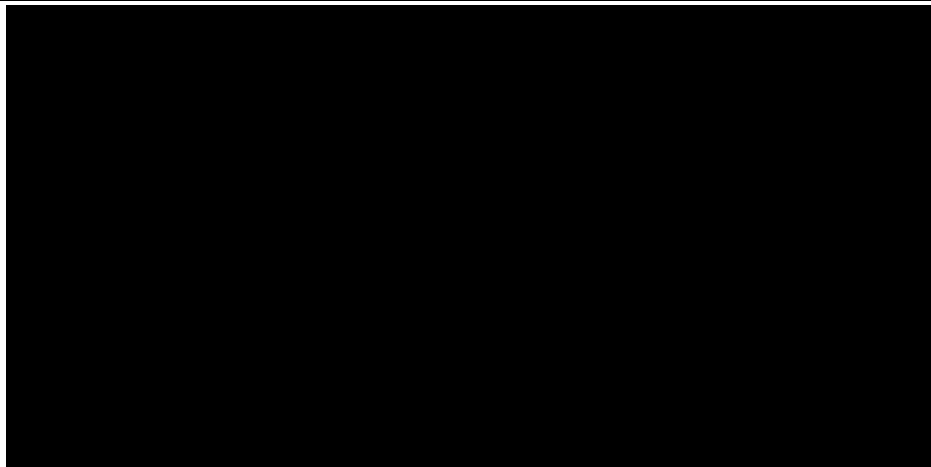
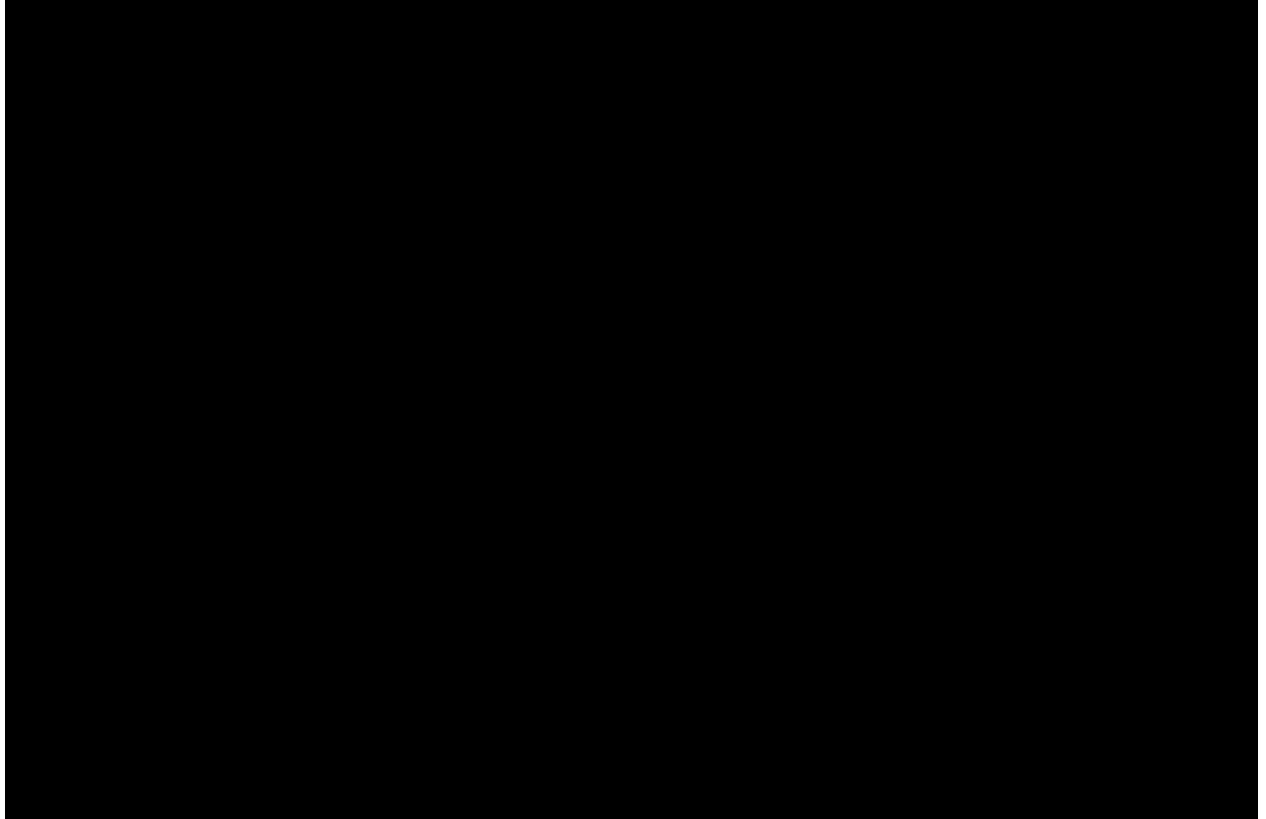
株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ

第 18 期事業報告

代表取締役社長 永吉和雄

イノベーション企画支援事業での申請
では、「決算報告書類」は参考資料と
なり公開対象外書類となるため、非開
示処理をした。(JANPIA)

第 18 期は、5 月 8 日より新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ 5 類に移行し、国内外共に平常状態になりました。JICA 受託事業については、既に 2021 年 8 月頃より海外渡航が再開されていましたが、JETRO 受託事業においても海外渡航が本格的に稼働することとなりました。



当期決算における顧客分類別売上の事業詳細は下記のとおりです。

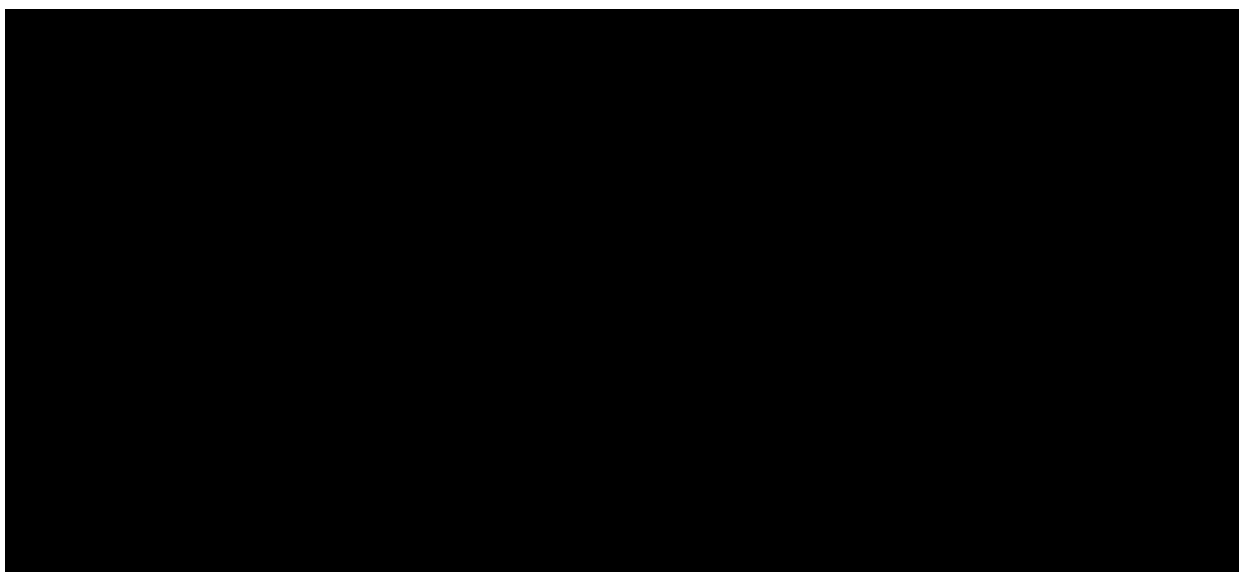
1. JICA（国際協力機構）事業

前期より JICA 事業応募者を支援する JICA チームに、各タスクフォースのリーダーを加え、タスクフォースの活性化と支援体制の充実を図りましたが、十分に機能したとは言えず、新規受注は他社が主導する事業への補強 2 件（昨年は大型元請案件を含め 5 件）にとどまりました。

受託案件は下記の通りです。（☆は 2023 年も継続の長期事業；★は当社単独または当社幹事 JV）

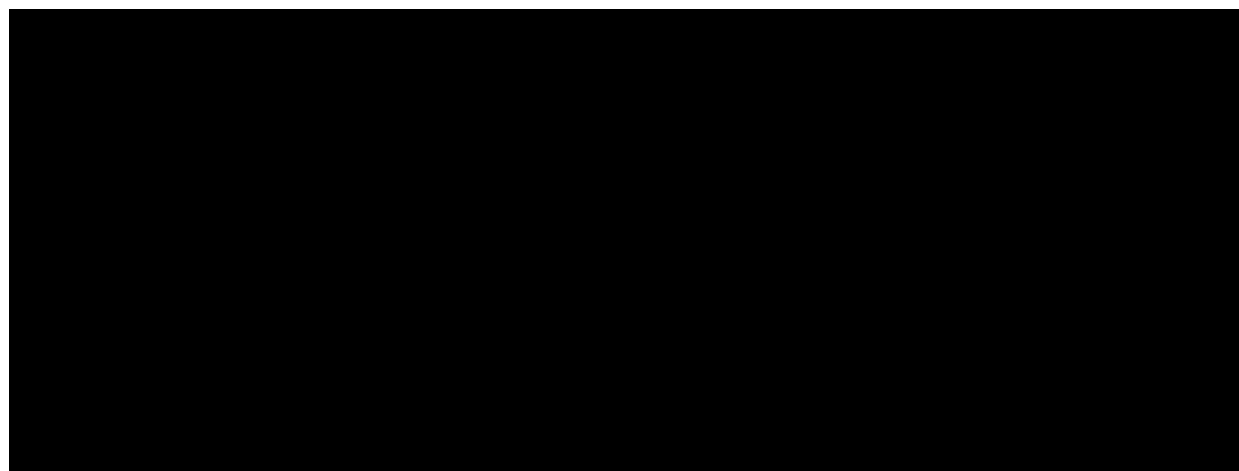
<業務実施案件>

JICA 事業においては、元請や JV における幹事会社の実績が高く評価されますが、その対象実績・対象国（地域）・長期業務遂行の経験等が、類似実績として次の受注時の獲得ポイントのキーになっています。当期においては新規案件の元請を獲得することができませんでした。



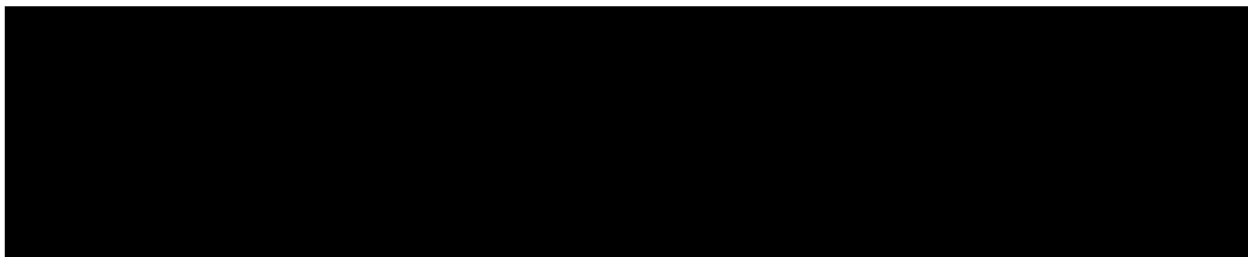
<単独型案件>

単独型案件も昨年より 1 件減少の 2 件の新規獲得にとどまりました。



<JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業>

下記新規インド事業については前期に採択されたもので、契約が当期にずれ込んだものです。

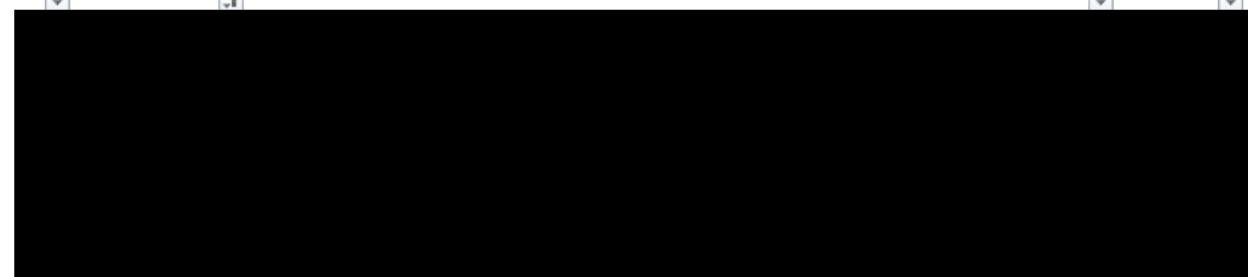


<JICA 東京 国別・課題別研修事業案件>

JICA の実施する研修員受入事業は、途上国の個別の具体的な要請に基づき実施する「国別研修」、日本側から途上国に提案し、要請を得て実施する「課題別研修」、そして次世代を担う若手リーダーの育成に焦点を絞った「青年研修」の三本柱で構成されています。

このうち、「課題別研修」は、開発途上国側の要請を基本とする日本の ODA 事業のなかでは数少ない提案型事業です。国際発信の効果的な手段として、防災や環境保全等の日本の価値の発信にも戦略的に活用されています。年間 500 件を超える案件が幅広い分野で実施され、他の援助国や国際機関にはあまり例が無い日本の ODA の特徴を形作っています。

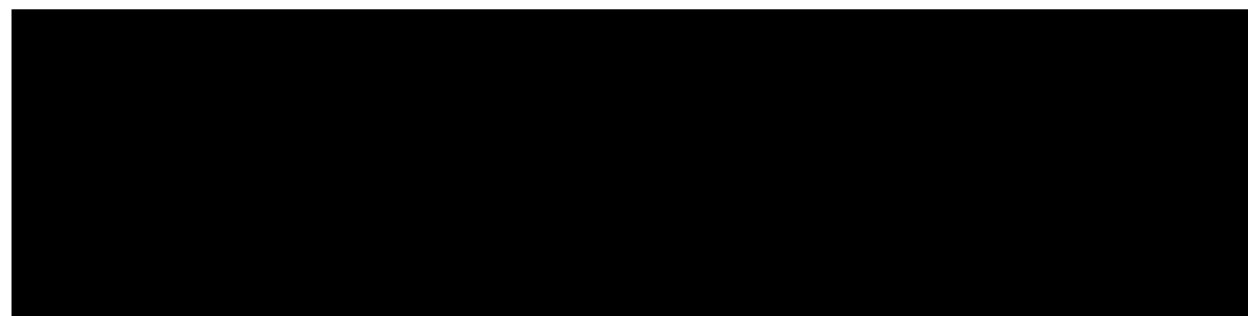
今期は「課題別研修」のうち当社の知識や経験を活かせる下記の 3 件及び国別研修 1 件の事業を受託し途上国のニーズに応えています。なお、今期から、リモート研修と訪日研修を組み合わせ、効率的な事業を行っています。



2. JETRO（日本貿易振興機構）事業

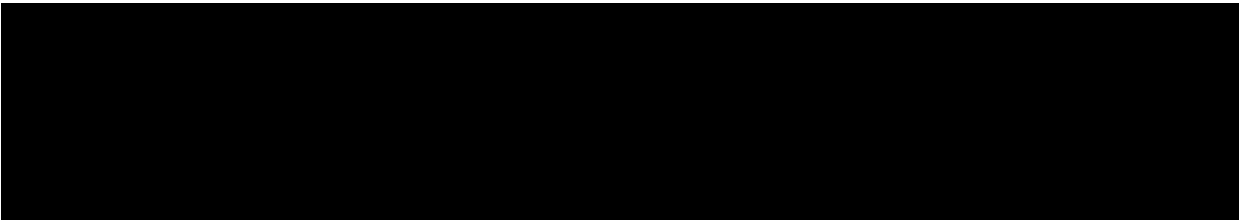
<「新輸出大国コンソーシアム専門家による海外展開個別支援サービス事業」>

今期は業務受託 8 年目にあたり、受託者はパートナー 7 名（前年 6 名）、輸出プロモーター 1 名（前年 1 名）となり、メイン事業のパートナー採用が増え、売上に貢献しました。

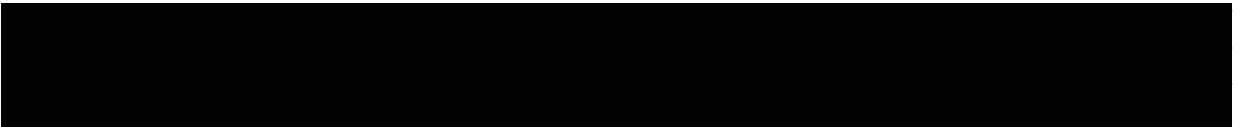


3. 観光関連

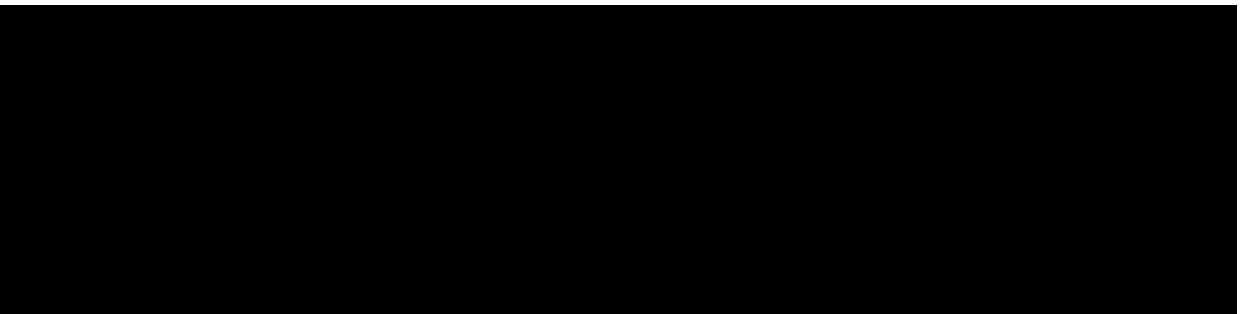
観光関連事業は当社の強みの分野として認知されつつあり、下記の観光庁を始めとして JICA 事業等幅広い分野より受注を受けることができました。



4. 民間コンサル

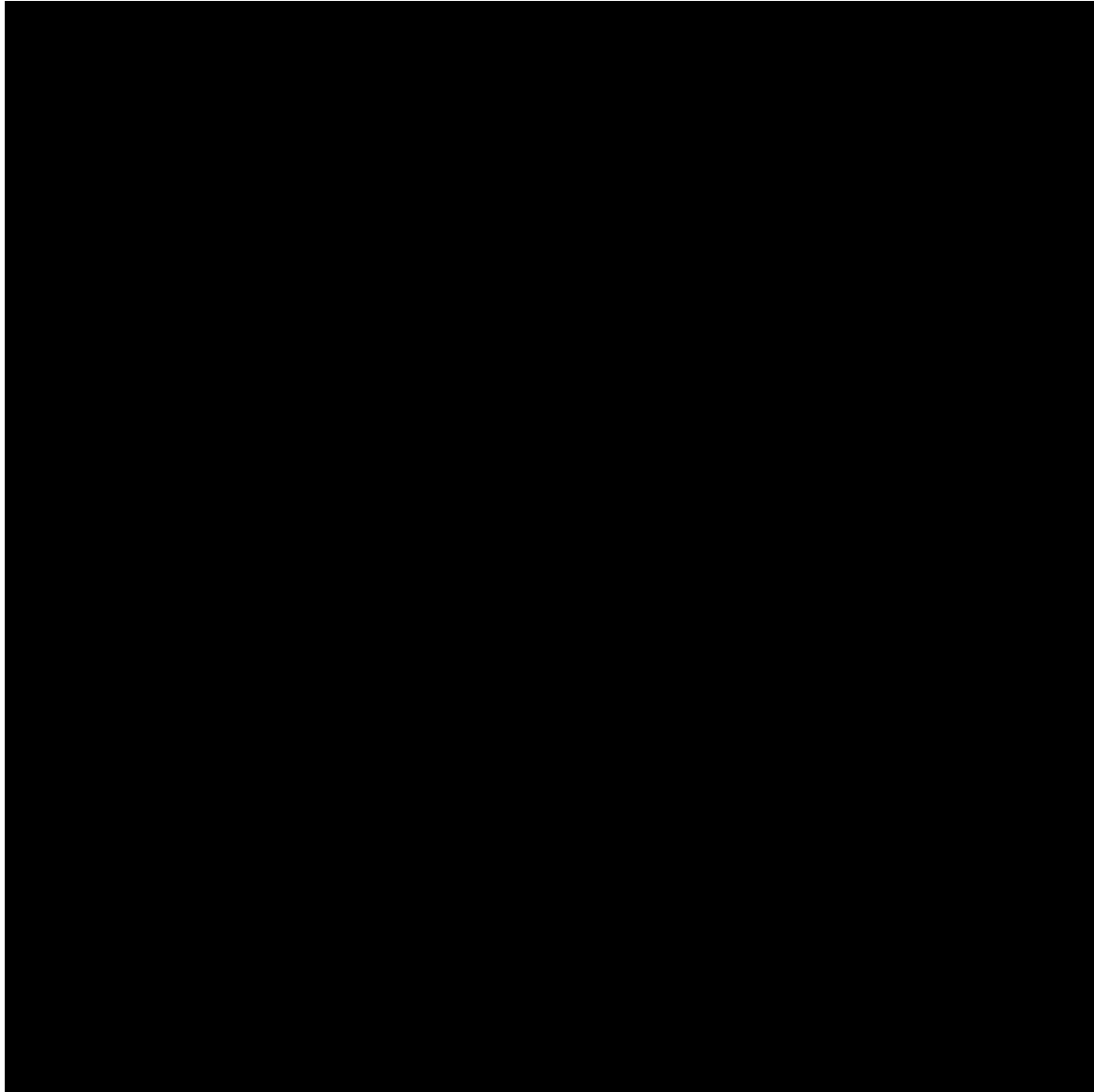


5. その他



2023 年 12 月末現在における当社の株主は 78 名、所属コンサルタント数は 113 名です。以下、売上高、当期純利益高、所属コンサルタント数の推移は下記の通りです。

金額単位：千円

A large black rectangular box covering the entire table area, indicating that the content has been redacted.